

山梨県地域防災計画

平成24年12月

山梨県防災会議

防災の心得

(人命の保護を第一に考えましょう)

☆大地震

- 1 まずわが身の安全を図ること。
- 2 正しい情報をつかみ, 余震を恐れないこと。
- 3 すばやく火の始末をすること。
- 4 火が出たらまず消火すること。
- 5 あわてて戸外に飛び出さないこと。
- 6 狭い路地, へいぎわ, がけや川べりに近寄らないこと。
- 7 山崩れ, がけ崩れ, 浸水に注意すること。
- 8 避難は徒歩で持物は最小限にとどめること。
- 9 協力しあって応急救護にあたること。
- 10 秩序を守り, 衛生に注意すること。

☆台風

- 1 ラジオ・テレビ等の気象情報に注意すること。
- 2 窓・屋根・雨樋など家屋の補強を行うこと。
- 3 排水溝等の清掃を行い, 流れをよくすること。
- 4 停電に備えて, 懐中電灯・トランジスターラジオ等を用意すること。
- 5 たれ下がった電線には近寄らないこと。

☆豪雨

- 1 大雨, 洪水注意報・警報などの気象情報に注意すること。
- 2 局地的な大雨に特に注意すること。
- 3 河川の増水に注意し, 早目に避難すること。
- 4 山津波, 山くずれ, がけくずれを警戒すること。

☆避難

- 1 日頃から避難場所と安全な道順を良くおぼえておくこと。
- 2 避難の勧告, 指示があったら何時でも避難できるように準備しておくこと。
- 3 女子, 子供, 老人, 病弱者は早目に避難させること。
- 4 避難命令がでたら, まず火を始末し戸締りを安全にすること。
- 5 単独行動はさけ, 家族又は隣り近所そろって避難すること。
- 6 警察官, 避難誘導員の指示に従って行動すること。

☆家庭用防災器具

照 明 器 具	ヒモをつけた懐中電灯, ローソク, マッチ, ライター等
大 工 道 具	金ヅチ, ノコギリ, ロープ, 針金, ナイフ, ペンチ, クギ, 補強用資材等
食 糧 等	飲み水, 水筒, パン類, 缶詰等
炊 事 道 具	食器, コンロ等
応 急 医 薬 品	脱脂綿, 包帯, バンソウ膏, 頭痛・胃腸薬等
容 器 類	風呂敷, リュック, ビニール袋等
情 報 手 段	トランジスターラジオ, 地図, 鉛筆等
そ の 他	ヘルメット, ズキン, 座布団, 貴重品類, 雨ガッパ等

山梨県地域防災計画

第1編 総則

第1章 計画の目的と編成	1
第1節 地域防災計画の概要	1
第2章 防災計画の性格	2
第3章 防災の基本方針	
1 災害予防	3
2 災害応急対策	4
3 災害復旧・復興	4
4 国、県、市町村等との連携	4

第2編 一般災害編

第1章 地域防災計画・一般災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
1 防災関係機関の役割	5
2 処理すべき事務又は業務の大綱	5
第1 県	5
第2 市町村	6
第3 指定地方行政機関	6
第4 自衛隊	10
第5 指定公共機関	10
第6 指定地方公共機関	12
第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	12
第8 その他の公共的団体	13
第2節 山梨県の概況	
1 県土の自然的条件	13
2 本県の社会的条件	14
3 本県の災害の歴史	15

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実	
1 県の防災組織	21
2 市町村の防災組織	22
3 防災関係機関の防災組織	22
4 自主防災組織	22

第2節	防災知識の普及・教育及び防災訓練	
1	防災知識の普及・教育	23
2	防災訓練の実施	24
3	防災訓練における通行禁止等	25
第3節	防災施設及び防災資機材の整備、拡充	
1	防災施設の整備	26
2	防災資機材の整備	27
第4節	消防予防計画	
1	消防力の充実強化	27
2	火災予防対策の指導強化	28
3	林野火災予防対策	29
第5節	風水害等予防対策	
1	山地の災害予防	30
2	河川対策	30
3	砂防対策	32
4	急傾斜地等危険地災害予防対策	32
5	土砂災害警戒区域等における対策	33
6	農地災害予防対策	35
7	農作物災害予防対策	36
第6節	雪害対策	
1	農業関係雪害予防対策	36
第7節	建築物災害予防対策	
1	不燃建築物の建設促進対策	37
2	都市再開発計画	37
3	公共施設災害予防計画	38
第8節	文化財災害予防対策	
1	保護の対象	39
2	文化財保護対策	39
3	文化財の防災施設	39
第9節	原子力災害予防対策	
1	本県に隣接する原子力事業所	40
2	情報の収集及び連絡体制の整備	40
3	モニタリング体制等の整備	41
4	原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発	41
5	防災業務職員に対する研修	41
第10節	特殊災害予防対策	
1	火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策	42
2	ガス事業施設の災害予防対策	42
第11節	情報通信システムの整備	
1	県防災行政無線システムの整備	43
2	防災情報システムの整備	43
3	震度情報ネットワークシステムの整備	43
4	消防防災ヘリコプター・テレビ電送システムの整備	43
5	市町村防災行政無線システムの整備	44
6	緊急防災ネットワークの整備	44
7	総合河川情報システムの整備	44
8	土砂災害警戒情報システムの整備	44

9	放送局用電送システムの整備	44
10	非常通信体制の整備	44
第12節	災害時要援護者対策の推進	
1	高齢者・障害者等の要援護者対策	48
2	外国人及び観光客対策	49
第13節	防災拠点整備基本構想	49
第14節	防災ボランティア支援体制の整備	49

第3章 災害応急対策

第1節	応急活動体制	
1	県災害対策本部	50
2	県職員の配備態勢	53
3	消防防災ヘリコプター	56
4	広域応援体制	57
5	広域一時滞在	71
6	自衛隊災害派遣要請の概要	74
7	広域応援体制に必要となる防災活動拠点	85
第2節	災害関係情報等の受伝達	
1	予報・警報の受理、伝達	86
2	異常現象発見時の通報、伝達	95
3	被害情報の収集伝達	96
4	災害広報	98
第3節	通信の確保	
1	通信手段の確保	99
2	防災行政無線移動系システムの運用	101
3	通信の運用と統制	101
4	気象情報の配信について	101
5	アマチュア無線の活用	101
6	インターネットシステムの活用	101
第4節	水防対策	
1	水防責任	112
2	県の水防組織	113
3	監視警戒及び重要水防区域	113
4	資機材の整備及び輸送	113
5	通信連絡	115
6	富士川（釜無川を含む）及び笛吹川洪水予報	118
7	荒川及び塩川洪水予報	120
8	国土交通大臣の行う水防警報及び水位情報	121
9	山梨県知事が行う水防警報及び水位情報	126
第5節	雪害対策	
1	道路交通における雪氷対策	129
第6節	消防対策	
1	市町村相互の連絡指導及び応援部隊への対応	130
2	災害防ぎょ措置	130
3	林野火災の応急対策	132
第7節	原子力災害応急対策	

1	情報の収集及び連絡体制の確立	133
2	活動体制の確立	134
3	緊急時モニタリング活動	134
4	市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ	134
5	屋内退避、避難誘導等の防護活動	134
6	医療活動	135
7	住民等への的確な情報伝達活動	135
8	風評被害等の影響への対策	135
第8節	緊急輸送対策	
1	輸送対策	136
第9節	交通対策	136
1	交通規制	137
2	緊急輸送路等の確保	138
3	運転者の執るべき措置	138
4	緊急通行車両の確認	139
5	交通検問	140
6	交通情報及び広報活動	140
7	災害出動車両の有料道路の取り扱い	140
第10節	災害救助法による救助	
1	目的	141
2	災害救助法の適用基準	141
3	災害救助法の適用手続き	142
4	災害救助法の実施機関	142
5	災害救助法による救助	142
第11節	避難、救援対策	
1	避難対策	146
2	帰宅困難者等対策	148
3	医療対策	149
4	防疫対策	161
5	食糧供給対策	162
6	生活必需物資等救援対策	162
7	飲料水確保対策	163
8	応急教育対策	164
9	遺体の処理及び埋葬対策	164
10	廃棄物処理対策	165
11	J R運賃割引の適用	165
12	被災動物等救護対策	166
第12節	生活関連事業等の応急対策	
1	電力事業施設応急対策	166
2	一般ガス事業施設応急保安対策	168
3	簡易ガス施設応急保安対策	169
4	液化石油ガス応急保安対策	169
5	危険物等応急保安対策	169
6	日本郵政グループの災害時特別取扱内容	170
第13節	警察警備計画	
1	警備方針	171
2	災害に備えての措置	171

3	警備体制	171
4	災害警戒本部等の設置	172
5	災害発生時等の警備活動	172
6	ヘリコプターによる警備活動	172
7	交通対策	172
8	災害警備訓練	173
第14節 民生安定事業		
1	被災者生活再建支援制度	173
2	中小企業金融対策	175
3	山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度	176
4	農業災害関係金融対策	176
5	災害援護資金等貸与計画	177
6	義援金品募集配分計画	177
7	労働力確保対策	178
8	り災証明書の交付等	178
9	各種行政サービスの実施体制の整備	178
第15節 防災ボランティア支援対策		
1	防災ボランティアの受け入れ	178
2	防災ボランティアの促進	178
第4章 災害復旧対策		
		180

第3編 地震編

第1章 地域防災計画・地震編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		
第1	県	181
第2	市町村	182
第3	指定地方行政機関	182
第4	自衛隊	184
第5	指定公共機関	184
第6	指定地方公共機関	185
第7	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	186
第8	その他の公共的団体	187
第2節 山梨県の地盤の特質と過去の地震災害		
1	地形の特徴	187
2	地盤の区分	187
3	地すべり地帯の特徴	187
4	本県の災害の歴史	187
第3節 地震被害の想定		
1	基本的考え方	189
2	想定する地震	189
3	想定条件等	189
4	想定結果	190
5	本計画における目標	197
第4節 東海地震の被害想定		

1	想定条件等	198
2	想定結果	199
3	災害シナリオの想定	205
4	地震防災対策の課題と提言	206

第2章 災害予防計画(平常時の対策)

第1節 地震に強い県土づくりの推進

1	事業計画	209
2	道路施設等の対策	210
3	河川・砂防の対策	211
4	ため池等の対策	211
5	土砂災害危険箇所対策	211
6	液状化災害対策	212
7	市街地の対策	213

第2節 大震火災対策の推進

1	出火予防対策の推進	213
2	延焼予防対策の推進	214

第3節 生活関連施設安全対策の推進

1	水道施設安全対策の推進	215
2	下水道施設安全対策の推進	216
3	電気施設安全対策の推進	216
4	都市ガス安全対策の推進	217
5	簡易ガス安全対策の推進	217
6	液化石油ガス安全対策の推進	217
7	通信施設安全対策の推進	218
8	鉄道施設安全対策の推進	218

第4節 都市型災害の防止、軽減対策の推進

1	建築物の耐震計画	220
2	落下・倒壊危険物対策	220
3	既存建築物防災対策	221
4	租税特別措置法に基づく特別償却制度の活用	221
5	公共施設等災害予防対策	222
6	危険物施設等災害予防対策	223
7	地震保険の活用	223

第5節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充

1	県立防災安全センター及び各地方連絡本部等の拡充	223
2	防災資機材の整備	224
3	緊急地震速報通信設備の整備	225

第6節 広域応援体制の確立

1	県	225
2	市町村	225
3	県と自衛隊との連携体制	225
4	その他	225

第7節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進

1	防災知識の普及・教育	225
2	自主防災組織活動の推進	227

第8節	防災ボランティア活動環境の整備	
1	県	228
2	県社会福祉協議会	228
3	県共同募金会	228
4	日本赤十字社山梨県支部	228
5	山梨県障害者福祉協会	229
6	県ボランティア協会	229
第9節	防災訓練の実施	
1	総合防災訓練(東海地震)の実施	231
2	山梨県地震防災訓練(東海地震、首都直下の地震、活断層地震)の実施	231
3	山静神合同防災訓練	231
4	個別防災訓練	232
5	非常通信訓練	232
第10節	災害時要援護者対策の推進	
1	社会福祉施設対策の推進	232
2	高齢者・障害者等の要援護者対策	233
3	外国人及び観光客対策	234
4	乳幼児、児童、生徒保護対策	234
第11節	調査研究の推進	
1	被害想定等調査結果	235
2	今後の課題	235

第3章 地震災害応急対策

第1節	応急、活動体制	
1	県本部	237
2	消防防災ヘリコプター	239
第2節	地震災害情報の収集伝達	
1	異常現象発見時の通報、伝達	242
2	地震に関する情報等の伝達	242
3	被害情報の収集伝達	244
4	勤務時間外の大規模地震発生時の初動体制	245
第3節	広域応援体制	
1	知事の応援要請	246
2	市町村長の応援要請	247
3	消防の応援要請	247
4	自衛隊に対する災害派遣要請	247
5	応援要請の方法等	248
6	広域一時滞在	248
第4節	通信の確保	
1	通信手段の確保	248
2	防災行政無線移動系システムの運用	249
3	通信の運用と統制	249
4	気象情報の配信について	249
5	アマチュア無線の活用	249
6	インターネットシステムの運用	249

第5節	避難活動	
1	避難の勧告又は指示	250
2	警戒区域の設定	250
3	避難の勧告、指示の内容	250
4	避難措置の周知	250
5	避難誘導の実施	251
6	避難場所	251
7	災害時要援護者への配慮	252
8	帰宅困難者等の保護	252
9	孤立集落への対応	252
10	市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ	252
第6節	緊急輸送対策	
1	緊急輸送の対象	252
2	緊急輸送の方針	252
3	輸送の要請等	252
4	緊急輸送路	253
5	緊急輸送の確保	253
6	緊急輸送車両等の確保	255
7	緊急輸送車両の確認	259
第7節	生活関係施設の応急対策	
1	建築物応急対策	260
2	応急仮設住宅建設	260
3	災害時における民間賃貸住宅の提供	261
4	上水道施設応急対策	263
5	下水道施設応急対策	264
6	電気施設応急対策	264
7	都市ガス施設及び簡易ガス施設応急対策	264
8	液化石油ガス施設応急対策	265
9	電気通信施設応急対策	265
10	鉄道施設応急対策	265
11	宅地対策	266
第4章	東海地震に関する事前対策計画	
第1節	東海地震に関する事前対策計画の目的	268
第2節	東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対策体制及び活動	
1	県	268
2	市町村	271
3	防災関係機関等	272
第3節	情報の内容と伝達	
1	東海地震に関連する情報等の伝達	273
2	応急対策実施状況等の収集伝達	275
第4節	広報活動	
1	県の広報活動	277
2	県警察の広報活動	277

3	市町村の広報活動	277
4	防災関係機関の広報活動	278
第5節	避難活動	
1	避難勧告又は指示の基準等	278
2	県が行う避難活動	278
3	市町村が行う避難活動	279
4	避難場所における避難生活の確保	279
第6節	県民生活防災応急活動	
1	食糧及び生活必需品の調達	279
2	飲料水の確保、給水活動	280
3	医療活動	280
4	清掃、防疫等保健衛生活動	281
5	幼児、児童、生徒の保護活動	281
6	自主防災活動	282
第7節	防災関係機関の講ずる措置	
1	電力(東京電力)	283
2	通信(NTT、NTTドコモ)	284
3	ガス(ガス供給機関)	284
4	金融機関	284
5	鉄道(JR及び富士急行)	285
6	バス(山梨交通、富士急行)	286
7	病院、診療所	287
8	百貨店・スーパー等	287
9	県(市町村)社会福祉協議会、山梨県ボランティア協会	288
第8節	交通対策	
1	交通規制等	288
2	運転者のとるべき措置	289
3	道路啓開	289
4	交通検問	289
5	交通情報及び広報活動	289
第9節	事業所等対策計画	
1	東海地震注意情報が発表された場合	290
2	東海地震予知情報(警戒宣言発令)が発表された場合	290

第4編 火山編

第1章 総論

第1節	地域防災計画・火山編の概要	291
第2節	活火山としての富士山	291
第3節	富士山との共生	291
第4節	富士山の現況等	
1	富士山の概要	291
2	富士山の活動史	291
3	富士山における噴火の特徴	293
第5節	想定火口範囲及び想定される火山現象とその危険性	

1	想定火口範囲	293
2	想定される火山現象とその危険性	293
第6節	想定する火山災害	
1	噴火の概略シナリオ	295
2	防災計画が対象とする火山現象と影響予測範囲	296
第7節	避難計画を作成する市町村	299
第8節	噴火警報・火山情報等の種類と発表基準	
1	噴火警報・火山情報等の種類	299
2	富士山の噴火警戒レベル	301

第2章 災害予防計画

第1節	災害に強いまちづくり	
1	安全な土地利用	302
2	公共施設等の安全性確保	302
3	砂防・治山施設の整備	302
4	情報発信拠点等の整備	302
5	ライフライン施設等の安全性確保	302
第2節	防災関連施設・地域防災力等の把握	302
第3節	火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育	
1	住民等に対する普及・啓発・教育	303
2	防災関係機関の職員に対する防災知識の普及・教育	303
3	観光客・観光事業者への普及・啓発	303
4	教職員等への普及活動	303
5	児童・生徒等への防災教育	303
6	自動車運転者等に対する防災教育	304
7	防災上重要な施設の管理者等に対する教育	304
8	普及・教育内容	304
第4節	火山観測・監視体制の整備	304
第5節	異常現象発見の通報・伝達	
1	異常現象発見時の通報・伝達	304
2	通報を要する異常現象	305
第6節	関係機関との連携体制の整備	305
第7節	防災訓練	
1	県及び富士山周辺市町村、防災関係機関、自主防災組織、事業所等	305
2	県民	306
第8節	火山専門家との協力体制の整備	
1	火山専門家との協力関係の構築	306
2	火山専門家との連絡・参集体制	306
第9節	噴火前に避難行動をすべき範囲	
1	第1次避難対象範囲	306
2	第2次避難対象範囲	306
3	第3次避難対象範囲	306
第10節	自主防災活動	306
第11節	各施設等の防災対応力の向上	
1	災害時要援護者利用施設の防災対策の推進	307
2	宿泊施設・観光施設等の防災対策の推進	307

第12節	避難に関する情報伝達体制の整備	307
第13節	避難活動体制の整備	
1	避難に関する体制の整備	307
2	広域避難のための体制の整備	307
3	避難場所の整備	308
4	避難経路の設定	308
第14節	家畜避難及び逃走防止の措置	308
第15節	緊急輸送体制の整備	309
第16節	道路啓開体制の整備	309
第17節	医療救護体制の整備	309
第18節	食料及び生活必需品の調達	
1	基本方針	309
2	県	309
3	富士山周辺市町村	309
第19節	飲料水の確保、給水活動	
1	県	310
2	富士山周辺市町村	310
第20節	防災ボランティア支援体制の整備	310
第21節	災害時要援護者支援体制の整備	
1	災害時要援護者支援体制	310
2	災害時要援護者の把握	310
3	人材確保	310

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	
1	基本方針	312
2	県の活動体制	312
3	噴火時における合同現地対策本部体制の確保	312
第2節	県職員の配備体制	312
第3節	廃止基準	313
第4節	情報の伝達・収集・広報	
1	噴火警報・火山情報等の伝達	313
2	入山自粛・観光客等の帰宅促進の情報伝達	314
3	避難に関する情報伝達	315
4	安否情報	315
5	被害情報等の収集・伝達	315
6	問い合わせ対応	315
第5節	避難行動	
1	基本方針	315
2	避難勧告又は指示等	315
3	避難勧告又は指示等の内容	316
4	警戒区域の設定	316
5	住民等の避難準備・避難行動	317
6	状況に応じた避難活動	317
7	住民等が実施する自衛措置	319
8	避難所の開設・運営	319

第6節	避難区域・警戒区域の見直し	320
第7節	一時帰宅の実施	320
第8節	家畜避難及び逃走防止	320
第9節	交通応急対策	
1	基本方針	320
2	交通規制の実施	321
3	交通規制の標示	321
第10節	民心・社会秩序安定のための活動	321
第11節	降灰対策	322
第12節	被害拡大防止対策	
1	県・富士山周辺市町村・防災関係機関	322
2	降灰があった地域の住民及び事業者	322
第13節	災害救助法による支援	322
第14節	住宅供給の実施	
1	応急的な住宅確保	322
2	応急仮設住宅建設用地の確保	323
第15節	残留者・行方不明者等の搜索	323
第16節	防災ボランティア支援対策	
1	防災ボランティアの受け入れ	323
2	防災ボランティアの促進	323
第17節	災害時要援護者支援対策	
1	災害時要援護者への配慮	323
2	災害時要援護者向けの情報提供	323
3	帰宅困難者等の保護	324

第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節	継続災害	
1	県	325
2	市町村	325
第2節	風評被害発生時の防止対策	325
第3節	弔慰金・生活再建資金等の供給	325
第4節	恒久住宅等の供給・再建	325
第5節	義援金品募集配分計画	
1	実施団体	325
2	募集及び配分	325
3	募集及び配分結果の公表	326
第6節	税の減免・公共料金の特例措置等	326
第7節	職業安定	326
第8節	噴火災害発生後の新たな地域づくり	326
第9節	火山資源の活用	326
第10節	各種行政サービスの実施体制の整備	326

第1編 総 則

第1章 計画の目的と編成

第1節 地域防災計画の概要

- 本県の地形は、周囲を3,000m級の峰々に囲まれ急峻な箇所が多く、地震、暴風、豪雨、地滑りなど極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にある。
- また、近年の社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されている。
- 災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、地方公共団体、公共機関、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。
- これらを踏まえ、「山梨県地域防災計画」（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、本県の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、山梨県防災会議が策定する計画である。
- この防災計画の構成は、5編からなる。

第1編	総	則
第2編	一般災害編	
第3編	地震編	
第4編	火山編	
第5編	資料編	

第2章 防災計画の性格

- この防災計画は、県、市町村及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル(実践的応急活動要領)等については、別途それぞれの機関の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ関係機関が定める。
- この防災計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、「富士山火山広域防災対策基本方針」、関係省庁の「防災業務計画」及び被害想定調査等を踏まえ、さらに阪神淡路大震災を教訓に、震度7を視野にいれた見直しを行うものであり、今後必要に応じ修正を加え内容の充実を期すものとする。
- 指定地方行政機関、指定公共機関及び地方公共団体の防災担当部局はこれら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図りつつ、次の事項を実行するものとする。
 - ・ 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底
 - ・ 防災対策、マニュアルの定期的な点検
 - ・ 他計画(開発計画等)に対する防災の観点からのチェック
- この防災計画が効果的に推進されるためには、防災関係機関の職員のみならず、県民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であり、指定公共機関及び地方公共団体は、県民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。

第3章 防災の基本方針

- 防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、人口の集中、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ我が県県土、並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。
- いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行い、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定し課題解決に積極的に取り組むとともに、関係機関等の連携の強化を図ることが必要である。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、地震により発生した大津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。本県においては、切迫性が指摘されている東海地震をはじめ、断層型地震などの大規模地震や富士山噴火などの大規模災害の発生が懸念されることから、日頃から県民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければならない。このため、東日本大震災など、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、本県の地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、具体的な防災施策を実施していく必要がある。
- 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが必要である。
- 防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。
- 災害に対する備えとして、県、市町村、公共機関等の災害予防責任者は、法令又はそれぞれ防災計画の定めるところにより、必要な物資及び資材の備蓄を図るとともに、応援・受援体制の確立に向け、相互応援に対する協定の締結、共同防災訓練の実施その他必要な措置を講じ、円滑な相互応援が図られるよう努めるものとする。

各段階における基本方針は以下のとおりである。

1 災害予防

- ・ 災害に強い県土づくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業及び市街地再開発事業等による災害に強い県土の形成、並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- ・ 発災時の災害応急対策、防災関係機関の相互応援の円滑な実施、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、複数の機関等（民間企業、ボランティア、NPO及びNGO等を含む）による共同の防災訓練の実施等を行う。

- ・ 県民の防災活動を促進するため、県民への防災思想・防災知識の普及、防災教育・防災訓練の実施、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援、並びに自主防災組織の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。
- ・ 公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行なう。
- ・ 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、防災体制の構築に努める。

2 災害応急対策

- ・ 東海地震予知情報等の伝達、県民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。
- ・ 発災直後の被害規模の早期把握に関する情報の迅速な収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を行う。
- ・ 被災による市町村の行政機能の低下等により被災状況の把握等が行えないと認められる場合、県は被災情報の収集に意を用いる。
- ・ 災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係機関の活動体制の確立、並びに他関係機関等との連携による応援・受援体制の確立を行う。
- ・ 災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行う。
- ・ 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- ・ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
- ・ 被災者の安全な避難場所への誘導、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行う。
- ・ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
- ・ 被災者の健康状態の把握、並びに必要な応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な遺体の処理等を行う。
- ・ 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- ・ 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
- ・ 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- ・ 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策を行う。
- ・ ボランティア、義援物資・義援金、県外からの支援等の適切な受け入れを行う。

3 災害復旧・復興

- ・ 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。
- ・ 被災施設の迅速な復旧を行う。
- ・ 二次災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりを行う。
- ・ 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
- ・ 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- ・ 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援を行う。

4 国、県、市町村等との連携

国、県、市町村等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の推進を図る。

第2編 一般災害編

第1章 地域防災計画・一般災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関の役割

(1) 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

(2) 市町村

市町村は、防災の第一次の責任を有する基礎的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

〈注〉

指定行政機関： 国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

指定地方行政機関： 指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

指定公共機関： NTT東日本(株)等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。

指定地方公共機関： 土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 県

次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

1 災害予防

- (1) 防災組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (6) 防災に関する施設の整備、点検
- (7) 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- (8) 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

2 災害応急対策

- (1) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
- (3) 消防、水防その他の応急措置
- (4) 被災者の救出、救助その他の保護
- (5) 応急教育の実施
- (6) 被災施設及び設備の応急復旧
- (7) 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- (8) 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置
- (9) 緊急輸送の確保
- (10) 広域一時滞在に関する協定の締結
- (11) 前各号のほか、災害発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

3 災害復旧

- (1) 被災した施設等の原形復旧
- (2) 災害の再発防止
- (3) 前各号のほか、将来の災害に備える措置

第2 市町村

市町村は、県に準じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。

ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたるものとする。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

第3 指定地方行政機関

1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携
- (3) 管区内防災関係機関との調整
- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
- (5) 警察通信の確保及び統制

2 関東財務局(甲府財務事務所)

- (1) 立会関係
各災害復旧事業費の査定立合(公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災

害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費)

(2) 融資関係

- ア 地方公共団体の災害復旧事業費の貸付
- イ 地方公共団体に対する短期資金の貸付

(3) 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置

- ア 預貯金等の中途解約等の特例措置
- イ 手形交換の特別措置
- ウ 休日営業の特例措置
- エ 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
- オ 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
- カ 保険料支払いの迅速化措置

(4) 国有財産関係

- ア 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
- イ 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与
- ウ 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、行政財産を応急施設として短期間その用に供する場合の使用収益の許可

3 関東信越厚生局

- (1) 県内の独立行政法人国立病院機構甲府病院における救護班の編成と知事の要請に基づく医療及び助産の実施
- (2) 必要な場合の県外独立行政法人国立病院機構からの救護班の出動
- (3) 所管国立施設における罹災傷病者の収容及び治療

4 関東農政局(甲府地域センター)

- (1) 災害予防
 - ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
 - イ 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備
- (2) 災害応急対策
 - ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
 - イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保
 - ウ 災害時における生鮮食料品等の供給
 - エ 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除
 - オ 土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
 - カ 応急用食料の調達・供給対策
- (3) 災害復旧
 - ア 査定の手続きの速やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
 - イ 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通

5 関東森林管理局(山梨森林管理事務所)

- (1) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)の維持・造成
- (2) 民有林直轄治山事業の実施
- (3) 災害復旧用材(国有林材)の供給

6 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保

- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
- (3) 被災中小企業の振興

7 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保安の確保
- (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策

8 関東運輸局(山梨運輸支局)

- (1) 災害時における輸送実態調査
- (2) 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整及び指導
- (3) 災害時における自動車の応援手配
- (4) 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導
- (5) 災害時における関係機関との連絡調整

9 東京航空局(東京空港事務所)

- (1) 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等の必要な措置
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助の調整
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底

10 東京管区気象台(甲府地方気象台)

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
- (2) 気象、地象(地震にあつては地震動に限る)、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に伝達
- (3) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う
- (4) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (5) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、山梨県や市町村に対し、気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う
- (6) 異常現象発見の通報に対する適切な措置

11 関東総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理
- (2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導
- (3) 関東地方非常通信協議会を運営し、非常災害時に備えた非常通信訓練及び非常通信計画の策定並びに通信機器の定期点検等の指導
- (4) 災害時における移動通信機器(衛星携帯電話、MC A無線機)及び移動電源車の貸出し
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況の把握
- (6) 非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るため、口頭等により許認可を行う臨機の措置を実施

12 山梨労働局

- (1) 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
- (2) 事業場内労働者の二次災害の防止
- (3) 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
- (4) 災害復旧工事における安全の確保

13 国土交通省関東地方整備局(甲府河川国道事務所)

管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、震災対策について下記の事項を行う。

- (1) 防災対策の基本方針等の策定
- (2) 災害予防
 - ア 震災対策の推進
 - イ 危機管理体制の整備
 - ウ 災害、防災に関する研究、観測等の推進
 - エ 防災教育等の実施
 - オ 防災訓練
 - カ 再発防止対策の実施
- (3) 災害応急対策
 - ア 災害発生直前の対策
 - イ 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
 - ウ 活動体制の確立
 - エ 政府本部への対応等
 - オ 災害発生直後の施設の緊急点検
 - カ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
 - キ 災害発生時における応急工事等の実施
 - ク 災害発生時における交通の確保等
 - ケ 緊急輸送
 - コ 二次災害の防止対策
 - サ 危険物等の大量流出時における体制の整備
 - シ 被災者・被災事業者に対する措置
 - ス 災害発生時における広報
 - セ 自発的支援への対応
 - ソ 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
- (4) 災害復旧・復興
 - ア 災害復旧・復興の基本方針
 - イ 災害復興の実施
 - ウ 都市の復興
 - エ 被災事業者等に対する支援措置
 - オ 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

14 第三管区海上保安本部

- (1) 災害予防
 - ア 防災訓練
 - イ 海上防災講習等の啓発活動
 - ウ 調査研究
- (2) 災害応急対策
 - ア 警報等の伝達
 - イ 情報の収集
 - ウ 活動体制の確立
 - エ 傷病者、医師等並びに援助物資の緊急輸送
 - オ 物資の無償貸与又は譲与
 - カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援
- (3) 災害復旧・復興対策

15 関東地方環境事務所

- (1) 有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

16 南関東地方防衛局

- (1) 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
- (2) 所管財産の使用に関する連絡調整

第4 自衛隊(陸上自衛隊第一特科隊)

1 平素における準備

- (1) 防災関係資料の整備
- (2) 関係機関との連絡・調整
- (3) 災害派遣計画の作成
- (4) 防災に関する教育訓練
- (5) その他
 - ア 防災関係資機材の点検・整備
 - イ 隊員の非常参集態勢の整備

2 災害派遣の準備

- (1) 災害派遣初動の準備
- (2) 災害等情報の収集
- (3) 通信の確保
- (4) 要請等の確認及び派遣要領の決定

3 災害派遣の実施

要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣

4 撤収及び撤収後の措置

第5 指定公共機関

1 東日本旅客鉄道株式会社(甲府地区センター)、東海旅客鉄道株式会社(静岡支社)

- (1) 災害による不通の場合の列車の迂回運転
- (2) 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制(安全輸送の確保)
- (3) 災害警備発令基準に基づく警戒
- (4) 災害発生のおそれのある河川の水位観測
- (5) 応急資材の確保及び重機械類の民間借上げ
- (6) 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送
- (7) 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保

2 東日本電信電話株式会社(山梨支店)、㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ(山梨支店)

- (1) 災害時における公衆通信の確保と被災施設の早期復旧
- (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対しての通信施設の優先利用

3 日本赤十字社(山梨県支部)

- (1) 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施

- (2) 応援救護班の体制確立とその整備
- (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置
- (4) 赤十字奉仕団(日赤防災ボランティア)による救護活動の連絡調整
- (5) 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- (6) 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- (7) 義援金の募集及び配分

4 日本放送協会(甲府放送局)

- (1) 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
- (2) 災害対策基本法に定める対策措置

5 中日本高速道路株式会社(八王子支社)

- (1) 管轄する高速道路等の耐震整備
- (2) 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保
- (3) 高速道路の早期災害復旧

6 日本通運株式会社(山梨支店)

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害対策用物資等の輸送
- (3) 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備

7 東京電力株式会社(山梨支店)

- (1) 電力供給施設の災害予防措置
- (2) 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
- (3) 災害発生時及びその前後における電力供給の確保

8 日本銀行(甲府支店)

- (1) 災害時における金融緊急措置についての金融機関に対する指導
- (2) 金融機関の支払現金準備に関する措置
- (3) 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えのための必要な措置
- (4) 日本銀行代理店、取引銀行との緊密な連絡による国庫事務の円滑な運営

9 日本郵便株式会社(甲府中央郵便局)

- (1) 地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
- (2) 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
- (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (4) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (5) 郵便局窓口業務の維持
- (6) 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。)
- (7) 郵便局ネットワークを活用した広報活用
- (8) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

第6 指定地方公共機関

1 放送機関(株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士)

- (1) 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
- (2) 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
- (3) 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力

2 輸送機関(山梨交通株式会社、富士急行株式会社、富士急山梨バス株式会社、社団法人山梨県トラック協会)

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害対策用物資等の輸送
- (3) 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備

3 ガス供給機関(東京ガス山梨株式会社、吉田瓦斯株式会社、日本簡易ガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会)

- (1) ガス供給施設の耐震整備
- (2) 被災地に対するガス供給の確保
- (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧

4 医師会(山梨県医師会、各地区医師会)

- (1) 被災者に対する救護活動の実施
- (2) 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

5 山梨県道路公社

- (1) 有料道路の耐震整備
- (2) 災害時の有料道路における輸送路の確保
- (3) 有料道路の早期災害復旧

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 農業協同組合、森林組合等農林業関係団体

- (1) 市町村が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
- (2) 農林産物等の災害応急対策に対する指導
- (3) 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
- (4) 農林業生産資材等の確保、斡旋

2 商工会議所、商工会等商工業関係団体

- (1) 市町村が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
- (2) 災害時における物価安定についての協力
- (3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋

3 病院等医療施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護
- (4) 災害時における被災者の収容及び助産

4 社会福祉施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導

5 学校施設の管理者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- (2) 災害時における応急教育対策計画の樹立と実施

6 公共施設等の施設管理者

- (1) 避難訓練の実施
- (2) 災害時における応急対策

第8 その他の公共的団体

1 社会福祉協議会(山梨県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会)

- (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- (2) ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保

2 山梨県ボランティア協会

- (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- (2) ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保

第2節 山梨県の概況

1 県土の自然的条件

(1) 位置及び面積

東西 東経138° 11′ 00″ (南アルプス市) ～ 139° 08′ 16″ (上野原市) 86.7km
 南北 北緯 35° 09′ 54″ (南部町) ～ 35° 58′ 07″ (北杜市) 89.2km
 面積 4,465.37平方km (全国総面積の1.2% 全国第32位)

(2) 地形

県のほぼ中央部には、甲府盆地が位置し、海拔は平均285mである。
 甲府盆地を除くと平地はきわめて少なく、県土の約8割が山地であり、盆地の周囲は次のような山地に囲まれている。

東部	関東山地(大菩薩峠)	西部	南アルプス(北岳、甲斐駒ヶ岳等)
南部	御坂山地、富士山	北部	八ヶ岳、奥秩父連峰

周囲の山岳に源を発する諸河川は急勾配で、主要河川に到達するまでの距離は短く、出水期には山地に豪雨が集中するため、下流地域に大きな被害をもたらしている。

1級河川	3水系	601河川
	富士川水系(笛吹川、釜無川等)	駿河湾に注ぐ)
	多摩川水系(丹波川、小菅川等)	東京湾に注ぐ)
	相模川水系(桂川、道志川等)	相模湾に注ぐ)
2級河川	9河川	総延長 2,095.6 km

本県の主要湖沼は、富士五湖と四尾連湖で、富士五湖は富士山の噴火ででき、富士山及び周辺山地の降水により涵養されている。四尾連湖は、洪積世中期に生じた火口に降水が自然滞水してできた湖である。

(3) 地質

本県の地質は、基盤をつくる鮮新第三紀四万十層群とこれを不整合に覆う新第三紀御坂層群・富士川層群及び第四紀曾根層群等より構成される。

四万十層群は、赤石山地・秩父山地等の山梨県周辺をつくる高地に露出する。

四万十層群の堆積物は変成作用を蒙り、千枚岩・粘板岩よりなるため剥離性がよく風化崩壊のため急峻なV字谷をつくり、山地崩壊がおこりやすい。また新第三紀の御坂層群・富士山層群と四万十層群とは断層で接し、西側では、早川に沿って南北に連続する糸魚川・静岡構造線により、北側では桂川に沿う藤の木・愛川構造線によって境界されている。これらの活断層系の存在により崩壊が促進される。

御坂層群・富士川層群は海底火山堆積物であるため、ベントナイト化も激しく、含水膨脹性も高く、その結果地すべり山くずれが発生しやすく、御坂山地・巨摩山地・天子山地では、地すべり、山くずれが多い。また、御坂層群、富士川層群は、今から2,400万年前に始まったグリーンタフ変動帯に属するため、現在も地殻変動が継続し、富士山等の火山活動をはじめ、地震の発生をもたらす断裂系の発達が著しい。

第四紀層は、甲府盆地周辺及び富士川下流域・桂川沿岸に露出するが、半固結岩であるために崩壊をおこすことが多い。

(4) 気象

本県の気候は、気温の日変化が大きく、甲府盆地などでは夏の暑さと冬の冷え込みがともに厳しい、降水量は盆地で少なく山地などで多い、風が弱い、空気が乾燥するなど、内陸気候の特性を示す。

気温は盆地や富士川流域南部で高く、富士五湖地方や八ヶ岳山麓などの高冷地といわれる地域で低い。降水量は盆地から八ヶ岳山麓にかけて少なく、年間1,000mmから1,200mmであるが、富士五湖地方や富士川流域南部などは多雨地域で、盆地の2倍以上にあたる2,400mmに達するところがある。風は県内全般に弱いが、寒候期に冬型の気圧配置となると、盆地や八ヶ岳山麓では強い北西の季節風が吹く。盆地を中心に日照時間が多く、全国的にみても多照地域となっており、また、冬から春にかけて空気が乾燥する。

気象災害は、台風によるものが最も多く、次いでひょう害、凍霜害、低気圧と前線によるものの順になっている。

2 本県の社会的条件

(1) 人口及び産業

本県の人口・世帯数は、86万3,075人、32万7,721世帯(平成22年国勢調査)となっている。

人口は減少傾向にあるが、世帯数については増加傾向にあり、中でも単独世帯の増加が顕著である。また、1世帯当たりの人口は、昭和30年には5.19人であったが、平成22年には2.63人となっている。

年齢階級別人口については、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が減少し、老年人口(65歳以上)が増加傾向にある。老年人口の割合は平成22年には24.5%に達しており、全国平均の22.8%を上回っている。

また、産業別に就業者を見ると、農業等第1次産業就業者の急激な減少に伴い、第2次、第3次就業者数比率が増加しつづけ、平成17年には、全体の91.5%が第2次、第3次産業就業者となっている。

(2) 土地

本県の県土面積は、4,465.37km²となっており、その約78%が森林で占められている。人口の増加、都市化の進展、産業経済の活発化に伴い農用地が減少し、住宅地、工業用地などの宅地が増加し続けている。

(3) 交通網の変化

昭和50年に253,675台であった県内の自動車台数は平成17年度末は730,117台と世帯

あたり2.3台となり年々増加している。それとともに県内の道路網も、中央自動車道路の全線開通をはじめ精進湖線、バイパスの開通等着実に整備されてきた。

今後も、中部横断自動車道、新山梨環状道路、西関東連絡道路、リニア中央エクスプレス等の計画もあり県内の交通状況も大きく変化していくと思われる。

3 本県の災害の歴史

「郷土史年表」等による本県の主要な災害(地震災害は除く)は次のとおりである。

- 709 (和銅2. 5.20) 甲斐など5カ国で、連雨のために被害が出る(続日本紀)
- 765 (天平神護1. 6. 1) 甲斐国が飢饉のため賑給が行われる(続日本紀)
- 781 (天応1. 7. 6) 富士山が噴火し、麓に降った灰で木の葉が枯れる(続日本紀)
- 796 (延暦16. 3.27) 甲斐・下総2カ国が飢饉のため賑給が行われる(日本後紀)
- 800 (延暦19. 3.14) 富士山が噴火する(日本紀略)
- 802 (延暦21. 1. 8) 富士山の噴火が駿河・甲斐両国より報告、朝廷は両国に陳謝と度胸を命じる(日本紀略)
- 805 (延暦24. 5.26) 甲斐・越中・石見3カ国が飢饉のため賑給が行われる(日本後紀)
- 864 (貞観6. 5~) 富士山大噴火、溶岩流が本栖湖を埋める(日本三代実録)
- 937 (承平7.11) 富士山が噴火し溶岩が湖に流れ込んだことを甲斐国が報告する(日本紀略)
- 1032 (長元5.12.16) 富士山が噴火する(日本紀略)
- 1083 (永保3. 2.28) 富士山の火山活動が記録される(扶桑略記)
- 1295 (永仁3) 大洪水(王代記)
- 1314 (正和3. 2.13) 大雪(王代記)
- 1447 (文安4. 7.22) 大風が吹き、竹木枯れる(王代記)
- 1450 (宝徳2) 大疫病起り人民死す(王代記)
- 1451 (宝徳3. 9.16) 大雪降る(王代記)
- 1460 (寛正1. 4.14~7.14) 大雨、三日と照らず(王代記)
- 1473 (文明5) 甲州大飢饉で死ぬ者が多い(妙法寺記、王代記)
- 1475 (文明7. 3) 大水が出る(妙法寺記)
- 1476 (文明8) 大雨が降り、小児疱瘡にて多く死す(王代記)
- 1479 (文明9) 疱瘡流行(妙法寺記)
- 1481 (文明13) 疫病が流行して死人が多い(妙法寺記)
- 1482 (文明14) 大風が度々吹き、作物に被害。人民拍子。大水が出る(妙法寺記)
- 1483 (文明15) 疫病流行(妙法寺記)
- 1486 (文明18) 4月18日、天下に疫病が起こる(塩山向嶽禅庵小年代記) この年、疫病流行(妙法寺記)
- 1487 (長享1) 疫病流行。大雨(妙法寺記)
- 1489 (長享3) 疫病流行(妙法寺記)
- 1489 (延徳1) 日照り、大風、大雨で作物に被害。飢饉(妙法寺記)
- 1492 (明応1) 大飢饉。6月2日大雨で在所が流れる(妙法寺記)
- 1493 (明応2. 6) 国中病気起こる(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1495 (明応4. 7.13) 大風が吹き作物に被害。飢饉(妙法寺記)
- 1496 (明応5. 8.16) 大水と大風で作物被害(妙法寺記)
- 1498 (明応7. 8. 8) 大雨風、草木が折れる(王代記)
- (明応7.8.28) 大雨と大風、富士北麓地方で土石流、多くの死者が出る。大飢饉(妙法寺記)
- 1499 (明応8. 1. 2) 正月大風吹く(妙法寺記)
- 1500 (明応9) 5月18日大風が吹く
- 1501 (明応10) 土用のうち、夜昼大雨が降り大水が出て作物に被害(妙法寺記)

- 1502 (文亀 2. 8) 大風が吹き作物に被害(妙法寺記)
- 1503 (文亀 3. 8. 30) 霜が降って作物が駄目になる(妙法寺記)
- 1505 (永正 2) 大飢饉(妙法寺記)。天下に疫癘多く人民死ぬ(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1508 (永正 5) 大雨により作物に被害(妙法寺記)
- 1510 (永正 7. 12. 25～) 富士北麓に大雪、鹿までが多く死ぬ(妙法寺記)
- 1511 (永正 8) 口痺が流行。大風で被害
(永正 8. 8) 大水が出て作物に被害(妙法寺記)、大風でお宮の後ろの松が倒れる(王代記)
- 1512 (永正 9. 3. 18～19) 富士北麓地方に大雪、通路がことごとく止まる(妙法寺記)
- 1513 (永正 10) 咳病、唐瘡が流行(妙法寺記)
- 1515 (永正 12. 10. 12) 夜より雪と大雨で大地が凍り、大きな被害。飢饉(妙法寺記)
- 1517 (永正 14. 7. 13) 諸国暴雨洪水(高白斎記)
(永正 14. 12. 15～17) 富士北麓に大雪が降り、鳥獣までが死に、通路がふさがる(妙法寺記)
- 1518 (永正 15. 6. 1) 富士山頂に嵐、道者 13 人死亡
(永正 15. 7. 13) 大風が吹き作物に被害
(永正 15. 8. 26) 大霜が降る。作物不作(妙法寺記)。天下飢饉餓死(高白斎記)
- 1519 (永正 16) 飢饉で餓死(妙法寺記)
- 1520 (永正 17. 8. 13～17) 雨が降り作物に被害
(永正 17. 11) 大雪
(永正 17. 12) 雪が 4 尺降る(妙法寺記)
- 1522 (大永 2) 大雨降り、御勅使川・釜無川一つになり、満水で大きな被害(甲州府中聞書)
- 1523 (大永 3) 大飢饉。子供に痘瘡が流行、またイナスリが流行し大概是死ぬ(妙法寺記)
- 1526 (大永 6. 4. 1) 酉刻氷降る(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1527 (大永 7) 春・夏、大疫病が起こる(王代記)
- 1528 (享禄 1) 6 月～8 月、日照り。5 月 16 日に大雨、17 日に洪水となり田畑に大きな被害(妙法寺記)
- 1530 (享禄 3. 6 始め～盂蘭盆前後) 天下に多く疫癘、貴賤上下人民牛馬鹿畜類とも死ぬ(塩山向嶽禅庵小年代記)。流行病で多く死亡(妙法寺記)
- 1532 (天文 1) 春から夏、甲斐国国中ことごとく飢饉、人民餓死(塩山向嶽禅庵小年代記)。子供に疱瘡流行(妙法寺記)
- 1533 (天文 2. 5～8) 大雨が降り作物に被害(妙法寺記)
- 1534 (天文 3) 春、餓死多し。疫病流行(妙法寺記)。春～夏、疫病人多く死す(高白斎記)。6 月 1 日～3 日、富士山に大雪降る(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1535 (天文 4. 2) 大風が吹き人家に被害。疫病が流行して皆死ぬ(妙法寺記)
- 1536 (天文 5. 1. 14) 夜大風が吹き、人家に被害
(天文 5. 5～7) 雨が降り作物に被害、餓死。疫病流行(妙法寺記)
- 1537 (天文 6) 疫病流行。餓死。子供に疱瘡流行。10 月 16 日より雪が降り寒いこと限りなし(妙法寺記)
- 1538 (天文 7) 正月 17 日夜、大風。2 月 3 月、大風。大麦に被害。餓死(妙法寺記)
- 1539 (天文 8. 12. 15) 大風が吹き、大水が出る(妙法寺記)
- 1540 (天文 9) 春・夏、甲斐国大疫人多く死ぬ(高白斎記)。5 月 6 月、大雨が降る。8 月 11 日、大風、大被害、人家で立っているものはまれだった(妙法寺記)。子時から戌時に至る大風で八本杉、門前門外の木が数多吹き折れ、僧堂などが吹き倒される。河原明神社を倒れた大木が打ち散らす(王代記)
- 1541 (天文 10) 春、餓死。8 月 9 月、度々大風が吹き作物に被害(妙法寺記)
- 1542 (天文 11) 大風が 3 度まで吹く。餓死(妙法寺記)
- 1544 (天文 13) 餓死者多し。秋、農作物できず(妙法寺記)

- 1545 (天文 14) 正月、度々大風が吹く。2月11日、富士山より雪しろが押し出し吉田で被害(妙法寺記)
- 1546 (天文 15. 7. 5) 大雨が降り、山崩れ、田畑を押し流し、作物に被害
(天文 15. 7. 15) 大風が吹き作物に被害。餓死(妙法寺記)
- 1549 (天文 18) 12月9日 甲斐国大雪五尺、竹木が枯れ、禽獣は悉く寒さで死ぬ(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1550 (天文 19) 6月より大雨、大水が出る。7月8月、大雨大風、餓死者多し。春、子供に疱瘡流行、多くは死ぬ(妙法寺記)
- 1551 (天文 20) 餓死(妙法寺記)。晦日から元旦、3日まで大風(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1553 (天文 22. 5~8) 日照り(妙法寺記)
- 1554 (天文 23) 正月~3月、富士山より雪しろが11度出る。病気で死ぬ人が多い。日照り。8月13日、大風が吹き作物に被害。人家はたいてい倒壊(妙法寺記)
- 1557 (弘治 3. 12) 日照り(妙法寺記)
- 1559 (永禄 2) 正月申の日、富士の雪しろ出水し、田畑、集落を押し流す
(永禄 2. 4. 15) 大きな雹が降り農作物に被害
(永禄 2. 12. 7) 大雨が降り雪しろ水が出、被害が出る(妙法寺記)
- 1560 (永禄 3. 2. 20) 大雪が降る。6月より前は日照り。6月13日~10月、雨が降り続き農作物が穫れず。この年疫病が流行(妙法寺記)
(永禄 3. 8. 2) これより先、信玄釜無川に臨む竜王の地に大規模な堤防を築造し、これが完成した(保坂達家文書)
- 1561 (永禄 4. 1~2) 大雪で燃料に困る(妙法寺記)
- 1566 (永禄 9) 天下渇水のため死者(王代記)
- 1572 (永亀 3. 2) 上吉田村(現富士吉田市)、富士山雪しろ災害を避け、全村が古吉田から現在地に移り屋敷割りを行う(新地割付帳)
- 1577 (天正 5. 7. 12) 勝頼が洪水のために破損した釜無川の川除普請に必要な竹木を供出させる(保坂達家文書)
- 1580 (天正 8. 3. 9) 穴山信君が甲斐国山の神村水損について人足百姓役等を免除し川除再興を命じる(三井幸丸家文書)
- 1609 (慶長 14. 8. 16) 巨摩郡大田和村(現中央市)の堤防が決壊し、疫病のため多くの人が死に、残り二人のみという(甲斐国史)
- 1624 (寛永 19. 1. 1) 大雪五尺あまり。前年10月より大雪度々降り、麦を植えることができず、蒔いたものも腐る。国中飢饉、これを己午の飢え死にという(甲斐国歴代譜)
- 1642 (寛永 19) 春~夏、冷害凶作で天下飢饉、餓死者が道に満(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1644 (正保 1) 秋、御勅使川が氾濫して水下の村に被害(山梨県水害史)
- 1645 (正保 2) 笛吹川・御勅使川が出水(山梨県水害史)
- 1653 (承応 2. 8. 5) 秋、御勅使川が有野村で決壊、翌年木下21ヵ村で普請することが決められ、幕末まで続く(白根町誌)
- 1654 (承応 3) 大雨で諸河川が氾濫する(山梨県水害史)
- 1655 (明暦 1. 8. 10) 大暴風、洪水により家が潰され木が倒される(甲斐国歴代譜)
- 1659 (万治 2. 1. 26) 甲府伊勢町より出火、町々を焼失する大火、これを九蔵火事と呼ぶ(甲州府中聞書)
- 1660 (万治 3. 1. 26) 甲府市伊勢町から出火、20余町324軒を消失し(天正宝永年間記、甲斐国歴代譜)、これより甲府に火消人足の制が定められる(甲府略誌)
(万治 3. 1. 28) 八つ時より夜半まで甲府町中過半を焼く(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1662 (寛文 2. 6. 10) 未刻より申刻迄大氷降り、井尻より室伏の間の作毛草木悉く損ずる(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1664 (寛文 4. 6. 3) 大雨、洪水、釜無川・荒川より檜材木流れる(甲斐国歴代譜)
- 1674 (延宝 2) 朝五つ時より八つ時まで辰巳の大風吹く、国中の家数多吹き損じ、竹木吹き

折れる(甲斐国歴代譜)

(延宝2. 8. 16~17) 釜無川、笛吹川など大洪水、死者、田畑の流失や山崩れもおびただしく、万力差出の水門が破壊(甲陽始末記)

- 1676 (延宝4. 9) 笛吹川洪水、河口湖満水のため人命、土地の損失甚大(山梨県水害史)
- 1681 (天和1) 去る申年より打ち続き国中飢饉(甲斐国歴代譜)
- 1688 (貞享5. 8) 釜無川、笛吹川筋や郡内などに大洪水、甲府盆地各所に水没箇所多く大凶作、10月再び大洪水(山梨県水害史)
- 1699 (元禄12. 8. 15) 大風、諸国大嵐、大杉などが吹き倒れる。甲斐国辰巳の大風、戌の刻より丑の刻まで吹き、民家多数損じ竹木折れ枯れる(塩山向嶽禅庵小年代記、甲斐国歴代譜)
- 1700 (元禄13) 甲斐国内大飢饉、米100俵につき金60から63両替、飢民のため甲府の五か寺で施粥する(甲斐国歴代譜)
- 1701 (元禄14) 大旱渴水、4月17日雨少し降る、5月少し降る、6月19日、20日少し降る。国中渴水で分水、田植えができない(甲斐国歴代譜)。7月19日、8月18日、甲州大満水、川欠け数カ所(甲斐国歴代譜)
- 1707 (宝永4. 11. 23) 未明から富士山大噴火、宝永山が出現する(宝永大噴火)。11月23日より12月8日まで、富士山が焼け出し近国に灰や砂を降らし厚さ丈余となる、あるいは7尺8尺、灰が降る国は日中も暮れのごとし(塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1709 (宝永6) 富士山焼けること凄まじくして、近辺をはじめ近国まで砂降る。焼け静まりて後富士の峰東の岨に宝永山ができる(甲斐国歴代譜)
- 1713 (正徳3. 8) 甲斐国に大雨降り満水(甲斐国歴代譜)
- 1723 (享保7. 12. 9) 甲府城内大久保内蔵介方より出火、本丸以下諸櫓などを全焼、市中に延焼して甲府の大半が全焼し、勤番士の居宅も多数罹災(甲府略史)
- 1731 (享保16. 5. 15~24) 雨が数日止まず国内各所に洪水が起こり、河口湖は満水のため船を浅間神社の大鳥居につなぐ(山梨県水害史)
- 1757 (宝暦7. 5. 29) 大雨により笛吹川沿岸の堤防が決壊、荒川の三ッ水門も切れて府中片羽町に浸水(甲陽伝記)
- 1770 (明和7) 大干魃、古今にない旱魃(甲斐古今記)
- 1773 (安永2) 春より甲斐国に限らず疫病流行、諸国に空き家出る(甲斐古今記)
- 1784 (天明4) 甲斐国に限らず日本一統疫病流行(甲斐古今記)
- 1802 (享和2. 4. 22) 甲府に大火災が起こり44町1,964軒を焼く、これを機に町年寄の上申によって「火消覚書」が定められ消防組織が整う(甲府略史)
- 1828 (文政11. 6. 29~7. 1) 笛吹川出水して差出の水門を破り、坂下18カ村を剥がして甲府城下までおよぶ(山梨県水害史)、甲府三ッ水門が破れて西青沼、片羽町に浸水(坂田家日記)
- 1885 (明治18. 1) 谷村に大火、百余戸焼失
- 1887 (明治20. 3. 3) 身延村に大火、150棟焼失
- 1888 (明治21. 3. 3) 若神子村に大火、140棟焼失、死傷者3人
- 1892 (明治25. 8) 南巨摩郡下山村に大火、203戸焼失
- 1896 (明治29. 9. 6~12) 台風の大雨により釜無川流域被害甚大、特に御勅使川出水甚だし、死者33人
- 1898 (明治31. 9. 6~8) 県下大水害、死者150人
- 1904 (明治37. 12.) 河口湖増水、湖畔5カ村の耕地ほとんど全滅
- 1907 (明治40. 8. 22~28) 県下大水害、死者233人、家屋全壊・流出5,767戸、浸水家屋15,057戸
- 1910 (明治43. 8. 2~17) 前線と台風による豪雨連日にわたり県下一面大洪水、甲府市を初め盆地南部一帯被害甚大、死者24人
- 1912 (大正1. 9. 22~23) 台風による暴風雨で人畜死傷、家屋倒壊、農作物その他被害甚大、

死者54人、家屋全壊2,601戸

- 1920 (大正9. 8. 2~6) 台風の大雨により南都留郡下の被害大、死者18人
- 1922 (大正11. 8. 23~26) 台風の大雨により東山梨郡下の被害大、死者55人
- 1934 (昭和9. 9. 18~21) 室戸台風で県内にも大きな被害、全壊・流失家屋507戸、死者13人
- 1935 (昭和10. 9. 21~26) 前線と台風の大雨により全県下に被害、特に富士川、塩川、荒川、御勅使川筋一帯が激甚、死者39人
- 1936 (昭和11. 9. 26~27) 前線と低気圧の大雨により東山梨郡、東八代郡の笛吹川、金川、日川の流域に被害、死者22人
- 1940 (昭和15. 1. 29) 江草村(現北杜市)の民家から出火、27戸を焼き山林に飛び火
- 1940 (昭和15. 5. 19) 猿橋大火
- 1945 (昭和20. 10. 3~11) 前線と台風の大雨により全壊・半壊家屋256戸、浸水家屋6,130戸、死者、行方不明36人
- 1947 (昭和22. 9. 13~15) カスリン台風来襲、死者16人
- 1951 (昭和26. 3. 6) 富士山麓に大雪しろ発生し、忍野村50年来の大被害
- 1952 (昭和27. 6. 24) ダイナ台風が峡南、峡西地方を荒らす
- 1954 (昭和29. 11. 27~28) 低気圧の通過により富士山で大雪崩、死者15人
- 1956 (昭和31. 2. 27) 翌日にかけて県下に大雪、甲府で積雪31cm
- 1958 (昭和33. 5. 13) 50年ぶりの異常寒波による凍霜害、八ヶ岳、富士山などの農作物に被害、この年、干天続きで田植用水が不足して県下各地で水争い深刻化
- 1959 (昭和34. 8. 14) 台風7号により前夜から早朝にかけて県下に豪雨、空前の大被害、死者90人
- 1959 (〃 9. 26) 台風15号(伊勢湾台風)来襲、死者15人
- 1962 (昭和37. 1. 22) 上野原町商店街で大火、60戸73世帯を焼く
- 1966 (昭和41. 7. 22) 甲府市の相川等が集中豪雨で氾濫、死者1人、全壊半壊家屋104戸、浸水家屋14,528戸
- (〃 9. 25) 台風26号により足和田村、芦川村、上九一色村等被害、死者175人
- 1973 (昭和48. 4. 2) 昇仙峡で山火事、覚円峰など景勝地を焼く
- 1976 (昭和51. 6. 15) 甲府盆地に降雹、農作物の被害甚大
- 1978 (昭和53. 7. 8) 甲府中心に集中豪雨、戦後最高の日最大1時間降水量73mmを記録
この年、明治28年の気象観測始まって以来の猛暑で、日最高気温30℃以上連続52日、干ばつ被害32億円
- 1980 (昭和55. 8. 4) 富士山で大落石事故、死者12人
- 1982 (昭和57. 8. 1~3) 台風10号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者7人
- 1983 (昭和58. 8. 15~) 台風5、6号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者2人、河口湖増水
- 1991 (平成3. 8. 20~21) 台風12号を取り巻く雨雲県東部に停滞、東部・富士五湖地方で被害大、大月市で死者・行方不明8人
(〃 9. 18~19) 秋雨前線と台風18号の大雨により県下に被害、特に芦川村の被害大、死者・行方不明2人
(〃 9. ~12) 秋雨前線と相次ぐ台風の来襲で富十五湖増水、湖畔道路冠水、浸水住家13戸
- 1993 (平成5. 6. ~9.) 長雨・低温・寡照により、八ヶ岳・富士山麓標高800m以上の地域の水稲に甚大な冷害、被害額約20億円
- 1997 (平成9. 3. 11~15) 勝沼町の高尾山から出火、戦後最大規模の山林火災、焼失面積374.9ha、被害総額4億7千793万円
- 1998 (平成10. 1. 8~16) 県下に3回にわたり大雪、14日~16日にかけての積雪が、甲府で49cm、山中湖で120cmなどを記録、死者3人、農業関係を中心に大きな被害発生
被害額約73億19百万円

- 1998 (平成10. 8. 26～31) 停滞前線と台風4号の大雨により、県南部及び東部を中心に大規模な被害が発生
被害額・約29億9百万円
- 1998 (平成10. 9. 15～16) 台風5号の大雨と強風により、県内全域で被害が発生、死者1人、
床上浸水43戸、床下浸水274戸
被害額・約58億4千8百万円
- 2000 (平成12. 9. 11～17) 9月11日～12日に甲府地方気象台観測史上最大の310mm (甲府市)
を記録し、床上浸水103棟、床下浸水532棟、被害総額102億1千8百万円
- 2001 (平成13. 1. 25～28) 28日の積雪が山中105cm、甲府38cmなどを記録、平成10年1月に匹
敵する大雪、死者2人
- 2001 (平成13. 9. 8～11) 台風15号の大雨で県南部及び東部で大きな被害発生、被害総額
62億81百万円
- 2002 (平成14. 7. 10～11) 台風第6号の大雨により、県中西部をはじめ県下全域で被害発生。
床上浸水1棟、床下浸水51棟等 被害総額30億72百万円
- 2003 (平成15. 8. 8. ～9) 台風10号の大雨により、県東部及び中西部をはじめ県下全域で
被害が発生。河川増水による死者1名、重軽傷者4名、家屋一部破損3棟等
被害総額約10億46百万円
- 2004 (平成16. 10. 8～10) 台風22号の大雨により県中西部で大きな被害発生。住家全2棟、
床上浸水1棟等 被害総額19億2千万円
- 2004 (平成16. 10. 20～21) 台風23号の大雨により県下全域で被害発生。河川増水による
軽傷者1名、住家半壊2棟、床上浸水57棟、床下浸水253棟等 被害総額23億4千万円

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

1 県の防災組織

(1) 山梨県防災会議

ア 設置の根拠 災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)

(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)

第14条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

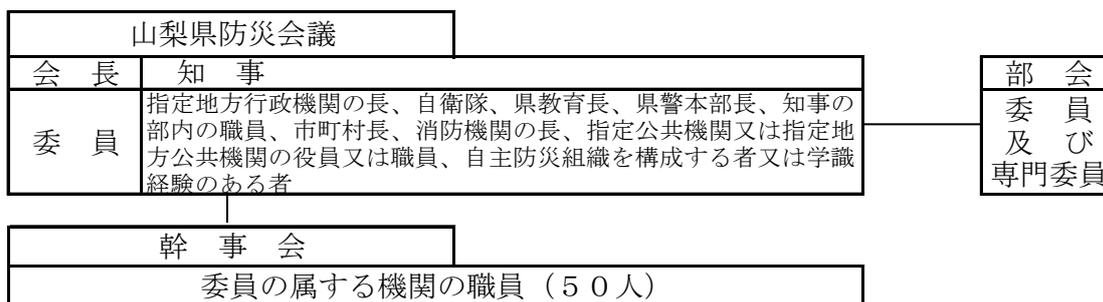
2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
- 四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

イ 所掌事務

- ① 地域防災計画の作成とその実施推進
- ② 知事の諮問に応じ、県域の防災に関する重要事項の審議
- ③ ②の重要事項に関し、知事に意見を述べること
- ④ 災害復旧に係る市町村及び関係機関との連絡調整
- ⑤ その他法令に基づく権限に属する事務

ウ 組織(災害対策基本法第15条、山梨県防災会議条例)



(2) 山梨県災害対策本部(第3章第1節参照)

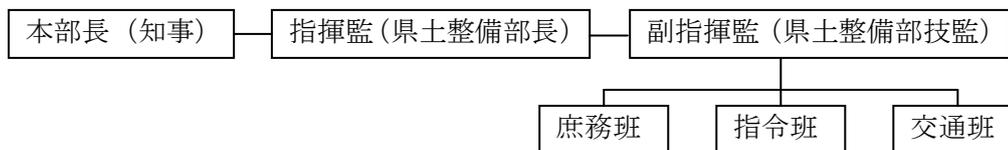
(3) 山梨県水防本部

ア 設置の根拠 水防法 第8条

イ 所掌事務

県内各河川の洪水による水災の警戒と防ぎよ

ウ 組 織



2 市町村の防災組織

(1) 市町村防災会議

災害対策基本法第16条に基づき設置する。

(2) 市町村災害対策本部

災害対策基本法第23条に基づき設置する。

(3) 市町村水防管理団体

水防法第3条に基づき設置する。

3 防災関係機関の防災組織

本県の区域を所管し又は県内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条に基づき、防災計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

4 自主防災組織

(1) 設置の目的

災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、町内会、自治会等を単位に組織する。

(2) 組織の編成及び活動

自主防災組織は、組織や地域の状況に応じた規約を作成するとともに、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう、平常時から準備、訓練に努めるものとする。

ア 構 成

各組織の規約の定めるところによるが、例示すると次のとおりである。なお、自主防災組織を編成する際には、女性の参画の促進に努める。



イ 平常時の活動

(ア) 情報の受伝達体制の確立

(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施並びに過去の災害から得られた教訓の伝承

(ウ) 火器使用設備器具等の整備・点検

ウ 災害発生時の活動

(ア) 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難勧告・指示の伝達

(イ) 初期消火等の実施

(ウ) 救出・救護の実施及び協力

(エ) 集団避難の実施

(オ) 炊出しや救助物資の配布に対する協力

(3) 県及び市町村の指導

ア 県及び市町村は、県立防災安全センター等を活用して研修会等を開催し、自主防災組織指導者の知識・技能の向上に努め、組織の中心となる人材の育成を図る。

その際、女性の参画の促進に努める。

イ 市町村は、自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。

第2節 防災知識の普及・教育及び防災訓練

1 防災知識の普及・教育

防災に携わる職員の資質を高めるため、また、災害に際しては、住民自らが主体的に判断し、行動できることが重要であることから、住民の各種災害に対する認識を深めるため、県、市町村、防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者（災害対策基本法第47条第1項に規定する災害予防責任者）は防災知識の普及・教育の実施に努めるものとする。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(1) 防災関係機関の職員に対する防災知識の普及・教育

災害予防責任者は、職員に対し、教育機関その他の関係する公私の団体に協力を求めるなどし、講習会、研修会の開催及び防災に関する印刷物等を配布し、防災知識の普及徹底及び教育を図る。

(2) 住民等に対する防災知識の普及

災害予防責任者は、次により防災知識の普及及び教育を図る。

ア 広報紙の活用（ハローページに「レッドページ」の掲載）

イ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用

ウ 社会教育の場の活用

エ 県立防災安全センターの活用

オ ハザードマップなど、防災関係資料の作成、配布

カ 防災ビデオ等の貸し出し

キ 防災・気象情報のインターネットへの配信

(3) 幼児、児童、生徒等に対する教育

災害予防責任者は、幼児、児童、生徒等に対し実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。

(4) 自動車運転者等に対する防災教育

県警察は、自動車の運転者及び使用者に対し、災害時における自動車の運行措置について、各種講習会等により防災教育を実施する。

(5) 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

県、市町村及び防災関係機関は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。

(6) 普及内容

ア 防災に対する一般的知識

イ 気象、災害発生原因等に関する知識

ウ 防災計画及びこれに伴う防災体制

エ 災害予防措置

オ 災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識

カ 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識

(7) 県立防災安全センターによる防災知識の普及

展 示 室	地震体験コーナー	震度1から7までの地震、過去に発生した主要な地震、今後発生が想定される地震を体験できるコーナー
	地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
	燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	消火体験コーナー	消火器を使った初期消火の体験ができるコーナー
	情報提供コーナー	各種防災関係情報を提供するコーナー
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取付け方法の模型
	119番通報・災害用伝言ダイヤル171体験コーナー	119番の通報体験と災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができるコーナー
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
	地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
	Q & A	防災、消防等の知識を試す装置
	展示品	101品目、119点
	視聴覚教室	120人収容、ビデオ、映写装置等
	図書、相談室	400冊
訓練、実習室	応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等	

(8) 企業防災の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして企業防災の推進に努める。

このため、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

2 防災訓練の実施

県をはじめとする各防災関係機関は、複合的な災害を視野に入れ、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう次の訓練を実施する。

また、訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者に十分配慮し、災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

(1) 総合訓練

県は、市町村及び防災関係機関等と合同して、次により総合訓練を実施する。

また、訓練実施にあたっては、周辺都県との広域的な応援訓練の実施に努める。

ア 実施時期

「防災週間」の間及び6月上旬(地震防災訓練、富士山火山防災訓練等)

イ 実施内容

関係機関と協議により、その都度要綱を定めて実施する。

ウ 訓練重点、事項

情報通信連絡、災害対策本部設置・運営、避難、救出・救護、災害警備、消防、水防、救援物資輸送・調達、防疫・給水、応急復旧、炊き出し等

(2) 非常通信訓練

有線通信施設の途絶等の事態に備え、次により通信訓練を実施する。

ア 参加機関

県、市町村及び山梨地区非常通信協議会構成員

イ 実施時期及び実施方法

関係機関と協議し、その都度定める。

(3) 避難訓練

学校、病院、工場、事業場、興業場、百貨店その他消防法第8条により防火管理者の選任義務がある防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するよう努めるものとする。

また、防火管理者の選任義務がない防火対象物の管理者も前記に準じて行うものとする。

この場合、外国人、観光客、障害者などの災害時要援護者に対しても、必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

なお、学校等(含む保育所)においては、次のことに留意するものとする。

① 災害の種類や規模、発生時間など、様々な場面を想定し、地域の自主防災組織等と連携するなどして訓練を実施する。

② 実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。

③ 人命、身体の安全の確保を基本とする。

(4) 防疫訓練

ア 職員の訓練

常に防疫作業の習修を図り、随時防疫演習を行う。

イ 機材器具等の整備

必要な器具、機材等は計画的に整備し、随時点検を行い、いつでも使用できるよう保管する。

(5) 消防訓練

消防関係機関は、消防に関する訓練の実施のほか、必要に応じて消防機関相互の合同訓練を行い、また他の避難訓練と並行して行うものとする。

ア 実施時期

火災の起こりやすい季節又は訓練効果のある適当な時期に実施する。

イ 実施場所

火災のおそれのある地域又は訓練効果のある適当な場所を選んで行う。

ウ 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

(6) 水防訓練

ア 県は、管内水防団体総合の水防訓練を年1回以上行う。

イ 指定水防管理団体は、年1回以上、県水防指導員の指導により水防訓練を行う。

ウ 演習要領は次のとおりとする。

① 県総合水防演習の要領については、別途定める。

② 指定水防管理団体の演習要領は、県総合水防演習に準じ所轄建設事務所水防支部長と協議のうえ水防管理者が定める。

3 防災訓練における通行禁止等

県公安委員会は、県をはじめとする各防災関係機関が行う防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路

の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止することができる。
(災害対策基本法第48条第2項)

第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充

1 防災施設の整備

(1) 県立防災安全センター

県立防災安全センターは、県民に対する防災意識の普及啓発などを実施する防災教育機関であるとともに、大規模災害に対応できる防災資機材や生活必需品を備蓄し、災害時における市町村等への広域的な救援物資の輸送中継拠点としての役割を果たしており、センター機能の充実強化を図る。

①教育・訓練機能の充実

災害を想定した体験をしながら繰り返し学習することにより、来館者の一人ひとりが防災に対する心構えが解るような教育・訓練のための施設・設備の整備を図る。

②備蓄機能の充実

多様化する災害や広域的な災害への対応力を強化するため、防災資機材や災害救助用物資の備蓄を図る。

(備蓄物資等)

大型テント1張、テント18張、ドーム型テント8張、組立式水槽5台、連結式水のう1台、発動発電機21台、大型発電機2台、小型発電機16台、チェーンソー1台、救命ボート1台、林野火災用空中消火用水機1台、要援護者用簡易トイレ2台、リヤカー2台、一輪車3台、軽可搬ポンプ2台、ベッド兼用タンカ50台、緊急時飲料水製造設備1機、ろ水機16台、小型浄水器2器、酸素自動蘇生機4機、投光器53台、バルーン式投光器2台、作業灯116台、コードリール74台、移動式炊飯器20台、ブルーシート660枚、毛布(真空包装)2940枚、尿尿処理用消耗品2500セット

(2) 地域県民センター等(地方連絡本部)

地方連絡本部を設置する各合同庁舎等に、当該地域での大規模災害に迅速に対応するため、防災機材等の備蓄に努める。

ア 備蓄資機材

簡易トイレ24台 要援護者用簡易トイレ8台 発電機58台 投光器28台 バルーン式投光器9台 尿尿処理用消耗品10100セット ブルーシート3200枚
毛布(真空包装)6000枚

イ 食糧、飲料水

食糧 6,300食 飲料水 6,300リットル

(3) 土木施設災害対策拠点

災害時の緊急復旧活動及び救援救護活動等を迅速かつ的確に行うとともに近隣都県との相互支援体制を充実するため、各建設事務所管内に防災拠点を整備する。

(拠点機能)

- ① 災害時の人員及び緊急物資の輸送拠点として物資等の搬入、搬出を行う。
- ② 緊急復旧活動に必要な鋼材、盛土材、コンクリート材等の備蓄を行う。
- ③ 緊急輸送道路とのネットワーク化を図る。

(4) 消防防災航空基地

消防防災ヘリコプターの安定的な運航体制の確保と航空部隊の広域的な受援体制の確立のため、消防防災航空基地の機能を強化する。

2 防災資機材の整備

防災資機材等を保管する各機関は、点検責任者を定め、点検整備計画を作成して点検整備を実施するものとする。

(1) 点検整備を要する主な防災資機材と保管機関

資機材	保管機関
水防用備蓄資機材	水防管理団体
救助用資機材及び医薬品	各地区医師会、医療機関等
消防用資機材及び施設	県立防災安全センター、消防署、消防団
防疫用資機材	保健所、衛生環境研究所、市町村等
給水用資機材	市町村
たん水防除用資機材	県、市町村
災害警備活動用資機材	警察本部、各警察署
災害救助法給与物資	契約団体
備蓄食糧	関東農政局（甲府地域センター）
ライフライン復旧資材	各事業者

(2) 点検内容

ア 資機材等

・規格ごとの数量の確認 ・不良品の取替 ・薬剤等の効果測定 ・その他

イ 機械類

・不良箇所の有無及び故障の整備 ・不良部品の取替 ・機能試験の実施 ・その他

第4節 消防予防計画

1 消防力の充実強化

(1) 自治体消防力等の充実強化

市町村は消防力の充実強化に努めるとともに、県はこれに必要な指導・助言を行う。

ア 自治体消防力の充実強化

(7) 消防組織の充実強化

市町村は消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとする。また、自主防災組織との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

更に、消防職員の増員と設備の強化を図るとともに消防団との連携を強化し、消防体制の充実を図るものとする。

(4) 消防施設等の整備強化

市町村は「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努めるものとする。

また、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努めるものとする。

(5) 消防職員及び消防団員の教育訓練

市町村は救急業務の高度化に対応するため、消防職員の救急救命士資格の計画的取得を図るとともに、応急手当普及啓発広報車等を活用し、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、消防職員の救助訓練、消防団員の総合訓練等を通じて、救急救助技術等専門的技術の向上を図るものとする。

イ 地域の自主防災組織の充実強化

(7) 市町村は、自主防災組織の育成強化を図り、組織の核となるリーダーに対して

研修を実施し、これら組織の日常訓練の実施を促すものとする。

- (イ) 市町村は、平常時には自主防災組織の研修、訓練の場となり災害時には避難、備蓄等の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。
- (ウ) 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図るものとする。

ウ 市町村消防計画の確立

市町村は、消防機関が大規模地震災害に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として

- ① 消防力等の整備
- ② 防災のための調査
- ③ 防災教育訓練
- ④ 災害の予防、警戒及び防ぎよ方法
- ⑤ 災害時の避難、救助及び救急方法
- ⑥ その他災害対策に関する事項

を大綱とした市町村消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

(2) 広域消防応援体制の確立

ア 災害発生時には、災害関係機関相互の連携体制が必要である。

県、市町村は、関東各都県間、関東県庁所在都市間、県内市間等で締結している相互応援協定の内容充実を図る。

イ 県は、消防の応援について、近隣市町村及び消防本部間等による協定の締結促進を図るなど、消防相互応援体制の整備に努める。また、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

2 火災予防対策の指導強化

(1) 建築同意制度の効果的活用

市町村は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るものとする。

(2) 一般家庭に対する指導

市町村は、自主防災組織等各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の普及・促進を図り、これらの器具等の取扱い方を指導するものとする。

また、初期消火活動の重要性を認識させ火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的な参加促進を図るものとする。

(3) 防火対象物の防火体制の推進

ア 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。このため市町村は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。

イ 市町村は、防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行うものとする。

(4) 予防査察の強化指導

ア 市町村は、防火対象物の計画的予防査察を行い、実態を把握するとともに、防火安全対策について適切な指導を行うものとする。

イ 市町村は、管轄内の荒廃地、空家等の関係者に対し、防火管理の万全を期するよ

う指導するものとする。

(5) 危険物等の保安確保の指導

市町村は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

なお、市町村は火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(6) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、消防法の規制を受ける危険物施設等において、同法に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(7) 消防設備士教育

県は、消防設備士に対し、常に新しい知識、技術を習得させるとともに、消防用設備等の工事又は設備に関する技術向上を図るため、定期的に講習を実施し、消防設備士の資質の向上に努める。

(8) 防火防災思想、知識の普及

県及び市町村は、防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、火災予防週間及び防災週間において各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及を図る。

3 林野火災予防対策

(1) 林野火災予防思想の普及、啓発

県及び市町村は、県民や入山者の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。

また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いるなど強く周知徹底を図る。

(2) 林野所有(管理)者に対する指導

県及び市町村は、林野所有(管理)者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

(3) 林野火災消防計画の確立

市町村は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図るものとする。

ア 防火管理計画

- ・特別警戒区域
- ・特別警戒時期
- ・特別警戒実施要領等

イ 消防計画

- ・消防分担区域
- ・出動計画
- ・防ぎょ鎮圧計画
- ・他市町村等応援計画
- ・資機材整備計画
- ・防災訓練実施計画
- ・啓発運動推進計画等

(4) 自衛消防体制の確立

国、県、恩賜林保護組合等は、相互の連絡を密にするとともに、市町村と連絡をとり、消防計画を策定し、自衛消防体制の確立を図る。

(5) 関係職員の研修指導

県及び市町村は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林保全巡視員の研修及び森林組合職員等関係者への指導を行う。

第5節 風水害等予防対策

1 山地の災害予防(森林環境部)

本県の山地は、地形、地質などの特質から崩壊に起因する災害の発生が多い。

このため、森林整備事業や治山事業の積極的な推進により、森林のもつ県土保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

なお、森林の持つ土砂災害防止などの公益的機能を十分発揮させるため、平成24年度から森林環境税を導入し、荒廃が進んでいる民有林の人工林を重点的に整備していく。

(1) 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある溪流等に対し、予防治山事業を重点的に実施する。

また、山地災害に関する行動マニュアル、パンフレットなどを作成し、住民に配布する。

特に、福祉施設、病院、幼稚園等「災害時要援護者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、市町村、施設管理者へ周知すると共に、山地災害の予防対策として積極的に治山事業を実施する。

(2) 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業・総合治山事業等を推進し土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

特に荒廃の著しい、野呂川(早川、小武川)の重点流域については、国直轄事業により整備を促進する。

(3) 地すべりの防止

地すべりによる被害を防止、軽減するため、「地すべり等防止法」に基づいて地すべり防止区域を指定し、積極的な保全工事を施行する。

(4) 保安林の整備

指定目的の機能が十分に発揮されていない保安林について、改植・補植・本数調整伐等による森林整備を推進し、保安林機能の維持向上を図る。

県治山事業の計画と実績(平成21年度実績、平成22年度実績、平成23年度計画)

	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度計画
	事業費	事業費	事業費
国庫補助事業	百万円 6,740	百万円 6,684	百万円 6,839
県単独事業	272	222	287
合計	7,012	6,906	7,126

2 河川対策(県土整備部)

(1) 河川改修

本県の河川は、1級河川3水系、601河川、2級河川9で総延長2,095.6kmである。

国においては、国土の保全と開発を図り、もって社会経済の進展に即応し、国民生活の安定と向上に資するため、社会資本整備重点計画を策定した。

本県においても、山梨県社会資本整備重点計画を策定し、これに基づき河川改修事業を促進し防災対策に努める。

また、山梨県水防計画にある重要水防区域にある河川についても河川改修を進める。

(2) 総合河川情報システムの整備

県土を洪水などの災害から守り、県民が安心して生活できるようにするためには、河川の整備、改修を行い治水の安全度を高めるとともに、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報の収集と、水防管理団体や住民への迅速な連絡が不可欠である。

このため、県内各地の雨量、水位などを自動的に収集・配信できるテレメータシステムにより、もって災害の未然防止及び水防対策の強化に努める。

また、主要河川にCCTVカメラ等を設置し河川監視のよりの確化・効率化を図るとともに、この画像や防災情報を伝達する光ファイバー網の整備を実施し、防災対策の強化に努める。

(3) 浸水想定区域の指定・公表

洪水により相当な損害が生じる可能性のある洪水予報河川及び水位情報周知河川等の河川において、水害等により浸水が想定される区域についてその範囲と水深を明らかにし浸水想定区域として指定する。また、指定にあたりその区域及び水深について公表するとともに関係市町村に通知する。

浸水想定区域図は市町村の長が、洪水ハザードマップを作成する際にも活用されるものである。

(4) 警戒避難体制の整備 ハザードマップの公表

浸水想定区域をその区域に含む市町村は、水位情報や洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時に円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を市町村地域防災計画において定め、住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなどの印刷物の配布その他必要な措置を講ずるものとする。

また、浸水想定区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、市町村は、当該施設名称及び所在地を市町村地域防災計画に記載するものとする。

市町村は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、住民へ日頃から周知徹底するものとする。

(5) ダムによる洪水調節

洪水調節のため貯留水の放流にあたって、下流域の住民の安全と河川施設等の保全を図るため、関係市町村や防災関係機関との情報伝達体制の整備及び警報局の整備に努める。

ダムによる洪水調節の現況

ダム名	広瀬ダム	荒川ダム	大門ダム	塩川ダム	深城ダム	琴川ダム
完成	昭和50年3月	昭和61年3月	昭和63年3月	平成10年6月	平成17年3月	平成20年3月
計画高水流入量	560m ³ /S	670m ³ /S	240m ³ /S	450m ³ /S	400m ³ /S	135m ³ /S
調節量	250m ³ /S	490m ³ /S	110m ³ /S	200m ³ /S	200m ³ /S	105m ³ /S
放流量	310m ³ /S	180m ³ /S	130m ³ /S	250m ³ /S	230m ³ /S	30m ³ /S
平常時最高貯水位	1,054m	793.6m	894.5m	879.5m	625.5m	1,453.5m
洪水時最高水位	1,056m	800.9m	902.0m	889.5m	629.5m	1,460.0m
一次洪水準備水位	1,048m	783.7m	—	—	610.5m	—
二次洪水準備水位	1,043m	—	—	—	—	—
	上記計画は確率80年洪水を対象として策定。 一次洪水準備水位期間(6月15日～7月31日、10月1日～10月15日)は水位を1,048mまで下げて洪水時最高水位1,056mまでの8m、二次洪水時準備水位期間(8月1日～9月30日)は1,043mまで下げて洪水時最高水位までの13mを利用して洪水調節を行う。	上記計画は確率80年洪水を対象として策定。 洪水期(7月1日～9月30日)は水位を783.7mに下げて洪水時最高水位までの17.2mを利用して洪水調節を行う。	上記計画は確率80年洪水を対象として策定。 一年を通して894.5mから902.0mまでの7.5mを利用して洪水調節を行う。	上記計画は確率80年洪水を対象として策定。 一年を通して879.5mから889.5mまでの10.0mを利用して洪水調節を行う。	上記計画は確率80年洪水を対象として策定。 洪水期(6月1日～9月30日)は水位を610.5mに下げて洪水時最高水位までの19.0mを利用して洪水調節を行う。	上記計画は確率80年洪水を対象として策定。 一年をとおして1,453.5mから1,460.0mまでの6.5mを利用して洪水調節を行う。

3 砂防対策(県土整備部)

本県の河川は流路延長が短く、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているため、豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流速土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、砂防ダム、流路工等一連の砂防事業を実施する。

(1) 土石流対策

近年各地で土石流による災害が発生していることにかんがみ、県下1,653箇所(Iランク)におよぶ土石流危険溪流に対し、積極的に砂防事業を推進する。

(2) 地すべり対策

県下に地すべり危険箇所は104箇所、その内「地すべり等防止法」に基づく地すべり指定区域は33箇所あり、積極的に対策工事を推進する。

また、指定以外の危険箇所についても現地の監視を強化しながら対処していく。

4 急傾斜地等危険地災害予防対策(県土整備部)

本県は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

そこで、次の対策を推進する。

(1) 危険箇所の巡視等の強化

市町村及び防災関係機関は、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導するものとする。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進

知事は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて、市町村長の意見を聞いて、崩壊のおそれのある地域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。指定した区域は、平成24年4月現在365箇所であるが、今後対象区域の拡大を図っていく。

なお、これらの地域は建築基準法第39条に基づく災害危険区域として併せて指定される。

(3) 簡易雨量観測器の設置及び観測

危険箇所の雨量観測は崩壊予察の有効な手法の一つであるので、市町村長は設置済又は今後設置の簡易雨量観測器によって雨量を観測し、災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とするものとする。

なお、設置機器の維持・点検は市町村において行うものとする。

(4) 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

県及び市町村は、危険地域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。

(5) 防災のための集団移転促進事業

県及び市町村は、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進する。

(6) がけ地近接等危険住宅移転事業

県及び市町村は、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進する。

(7) 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適當な場合は、知事が必要に応じ急傾斜地崩壊防止工事を実施する。

(8) 雪崩防止対策

豪雪地帯対策特別措置法により指定された豪雪地帯において、雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を対象として知事が必要に応じ雪崩防止工事を実施する。

(9) 宅地造成対策

県は、「宅地造成規制法」及び「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」に基づき、宅地造成事業を規制して宅地造成に伴う崖崩れ等の災害を防止する。

(10) ゴルフ場等造成対策(森林環境部)

県は、「山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例」に基づき、造成事業を規制し災害を防止する。

(11) 土石採取対策(森林環境部)

県は、「山梨県岩石採取計画許可事務取扱要綱」「山梨県山・陸砂利採取計画認可事務取扱要綱」「山梨県土採取規制条例」に基づき、土石の採取について必要な規制を行い、採取に伴う土砂等の崩壊及び流出並びに粉塵等による災害を防止する。

5 土砂災害警戒区域等における対策(県土整備部)

土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、土石流、急傾斜地の崩壊又は地滑りが発生するおそれのある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限するなど土砂災害ソフト対策を推進する。

(1) 基礎調査

県は、土砂災害防止法に基づき行われる土砂災害の防止対策に必要な、土砂災害の発生するおそれのある土地の地形、地質、降水、土地利用状況その他の事項に関する基礎調査を実施する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、市町村長の意見を聴いて、土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害

警戒区域として指定し、また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定を行うとともに、土砂災害防止法に定められた必要な施策を講ずる。

(3) 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

市町村は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について、市町村地域防災計画に定めるものとする。

また、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、市町村長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(4) 土砂災害警戒情報

ア 土砂災害警戒情報の目的

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等に活用することを目的とする。

イ 土砂災害警戒情報の発表

気象庁の作成する降雨予測が、設定された監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が共同で作成し発表する。

ウ 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものでない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象としない。

エ 土砂災害警戒情報の発表対象地域

昭和町を除く市町村を対象とする。

オ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

発表基準：発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

解除基準：監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、あわせて土壌雨量指数の2段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。

カ 土砂災害警戒情報の伝達

甲府地方気象台は、防災危機管理課をはじめ日本放送協会(NHK)等報道機関へ伝達する。

防災危機管理課は、緊急防災ネットワークの一斉FAXを活用し、県建設事務所及び支所、市町村、各消防本部、県庁各課等に伝達する。

砂防課は、土砂災害警戒情報システムで、補足情報をインターネット公開する。

キ 土砂災害警戒情報に係る市町村の対応、取り組み

市町村は、情報を受けたとき、直ちに地域の住民、自主防災組織及びその他関係機関へ適切に伝達する。

ク 市町村地域防災計画

市町村は、市町村地域防災計画に土砂災害警戒情報について、住民への避難勧告

等の発令基準のひとつとして定める。避難勧告等は、土砂災害警戒情報、補足情報、前兆現象、現地の地形・地質など地域の特性をふまえ、総合的に判断し発令する。

(5) 緊急調査（地すべり）

県は、大規模な土砂災害（地すべり）が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断が行えるよう、緊急調査を行い、被害の想定される区域・時期の情報（土砂災害緊急情報）を市町村に通知するとともに、一般に周知する。

6 農地災害予防対策（農政部）

農業用施設の管理者である市町村及び土地改良区は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとるものとする。

特に、次の事項については万全を期すものとする。

- ① ため池等については、亀裂又は漏水について常に点検するとともに、大雨のおそれのある場合には、事前に放水して貯水量を減じておく
- ② たん水防除用及び灌漑排水用のポンプについては、燃料、オイル等を常に補給し、有事の際に確実に作動するよう点検する。
- ③ 地すべり指定地域又は地すべり及び土砂崩壊の発生が予想される地域について、被害が人命や家屋におよぶおそれがある場合は、現地を定期的に巡視し、事前に関係住民に対し危険箇所を周知徹底させ、自記伸縮計を活用して警戒避難体制をとる。
本県における防災事業の実施状況及び実施予定地区等については次のとおりである。

(1) ため池保全対策

本県の農業用ため池は総数で124箇所あり、築造年代が古いものが多い。

ため池は、災害の際に決壊流出すると、人畜、家屋、農地、農作物その他の公共施設に極めて甚大な被害をもたらすため、漏水等により堤体が弱体化したり、法面等が波浪浸食を受けているもの等、緊急性の高い63箇所について平成23年度までに改修した。

今後、定期的に調査を行い、危険と判断されるため池が発見されたときは、速やかな改修を図る。

また、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

(2) たん水防除対策

応急たん水排除事業が実施された地域に、あらかじめ防止施設を施行して、予想されるたん水被害を未然に防止するため、排水機、排水樋門、排水路等の新設、改修を行うものであり、平成12年度までに12地区が完了している。

現在実施中の地区

総数	受益面積	全体事業費	平成23年度まで	平成24年度
1	138 ha	1,591 百万円	910 百万円	150 百万円

今後、たん水被害が発生又は予想される地域については、対策を講じていく

(3) 地すべり防止対策

地すべりの危険が予想される地域を、「地すべり防止法」に基づいて指定し、農地農業用施設及び公共施設を守るとともに、住家、人命への危険を除去するために行う事業で、平成23年度まで8地区が概成している。

今後、定期的に調査を行い、危険と判断される地域が発見されたときは、速やかに地すべり地域の指定等を検討し、対策を講じていく。

(4) 中山間地域総合農地防災対策

中山間地域の農地防災・保全施設の整備を総合的に実施し、農村地域の持つ国土、自然環境の維持、保全機能の向上を図るための事業であり、平成23年度までに11地区が完了している。

現在実施中の地区

総数	受益面積 ha	全体事業費 百万円	平成23年度まで 百万円	平成24年度 百万円
4	317.6	1,280	470	252

(5) 土砂崩壊防止対策

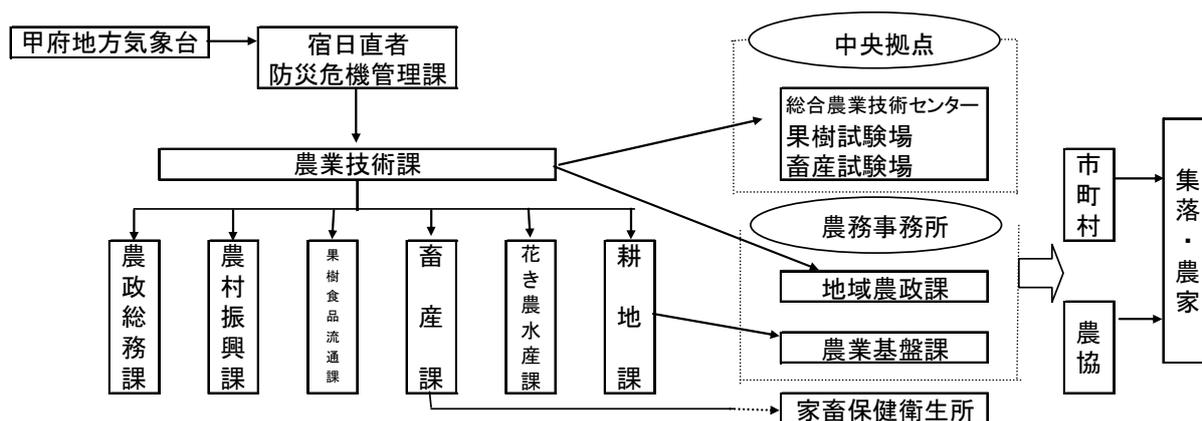
本県は甲府盆地を除いて山間部の急傾斜地帯に耕地が点在しているため、風水害により崩壊して毎年甚大な被害を被っているため、農地、農業用施設の被害を未然に防止するため、防止施設として土留石垣、擁壁、水路等を設置する。

7 農作物災害予防対策(農政部)

農作物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期すること、凍霜害については、発生の危険が長期にわたるため、あらかじめ、警戒期間(おおむね3月下旬～5月下旬)を設け、別途定める予防対策要領により、災害防止に努める。

また、台風や豪雪等に対しては、气象台からの気象情報に基づき、的確な予防技術対策を樹立し、関係機関への迅速な通報に努める。

勤務時間外における気象情報等の伝達網



第6節 雪害対策

1 農業関係雪害予防対策

(1) 災害予防対策

予知することが難しい気象災害を未然に防止するため、気象情報の迅速な伝達と被害を回避又は、最小限に食い止めることができるような応急的技術手法の提供、耐雪性など、気象災害に強い施設や栽培技術の普及など、諸対策を講ずる。

ア 気象情報伝達の迅速化と対策指導の徹底

- ① 伝達システムの構築
- ② 気象観測網の充実
- ③ 気象災害の被害予測の確立
- ④ 被害園の追跡調査

イ 気象に強い施設の普及

- ① 果樹施設の安全構築
- ② 既存施設の点検及び補強の促進

ウ 気象災害に強い栽培・技術管理

- ① 気象災害に強い仕立て方法、栽培様式の開発と普及

エ 地域ぐるみ災害対応システムづくりの推進

- ① 共同作業、救援システムづくりの推進
- ② 地域農業ボランティアの育成

オ 農業共済制度への加入促進

①農業共済制度への加入促進活動への支援

第7節 建築物災害予防対策

1 不燃建築物の建設促進対策

県及び市町村は、大火災等による建築物の被害の軽減を図るため、次により建築物の不燃化の促進を図る。

- (1) 建築物が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域について、防火地域及び準防火地域を指定し、建築物の構造制限等不燃建築物の建設について指導を行う。

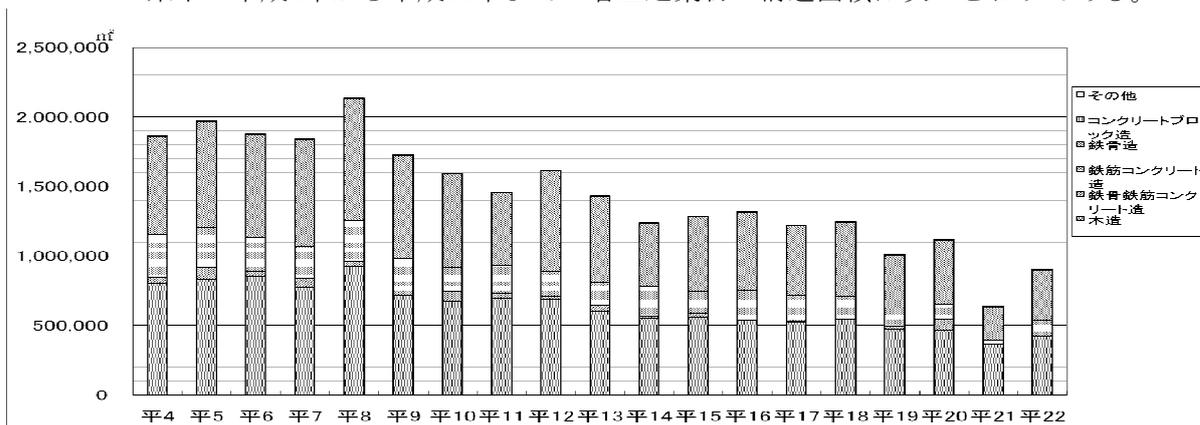
ア 地域指定の状況

	防火地域	準防火地域	建築基準法第22条の指定地域
甲府市	59.8ha	197.2ha	1797ha
富士吉田市		42.0	577
甲州市		10.0	850
都留市		23.0	326
山梨市		7.2	172
大月市	2.6		
韮崎市		27.1	
甲斐市		2.8	802
富士川町			68
身延町			900
上野原市		10.2	90
市川三郷町			120

イ 建築物の建築状況

建築物の構造別面積

県下の平成4年から平成22年までの着工建築物の構造面積は次のとおりである。



2 都市再開発計画

市街地の計画的な再開発を図るため、都市再開発法に基づき都市防災を促進する。

なお、大月市においては、市中心部国道20号線2.13haについて、市街地の災害防止のため、旧防災建築街区の指定を受け、防災建築街区造成事業を行った。

また、甲府市において、中央4E地区・国母地区の市街地再開発計画を行った。

3 公共施設災害予防計画

(1) 老朽建物の改築促進

ア 老朽度の著しい建物については、国又は県の整備計画に合わせて改築の促進を図る。改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の建設の促進を図る。

イ 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

(2) 県有建物の現況

ア 県有建物所管別一覧表

(平成24年3月31日現在)

区分	木造		非木造	
	箇所数	面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)
知事政策局	0	0.00	2	1,084.03
企画県民部	0	0.00	12	55,599.11
リニア交通局	0	0.00	1	474.93
総務部	5	674.29	37	87,712.74
福祉保健部	6	348.34	26	72,495.29
森林環境部	26	5,267.16	24	18,856.01
産業労働部	3	63.36	15	57,020.00
観光部	8	319.87	14	8,526.75
農政部	4	381.59	26	70,510.87
県土整備部	12	2,179.47	290	666,263.37
教育委員会	14	2,319.64	78	663,309.80
警察本部	21	2,073.87	244	102,425.00
合計	99	13,627.59	769	1,804,277.90

※ 箇所数は一施設を一箇所とした数字。ただし、同一施設内に木造、非木造がある場合は、各々木造1、非木造1とし、施設の附属建物(宿舍等)であっても離れているものは、別個の物として扱った。なお県営住宅等集団住宅については一団地を一施設とした。

イ 今後の方針

- ・不特定多数の人の用に供する特殊建築物等の不燃化の推進を図る。
- ・公営住宅の不燃化及び既設木造公営住宅の耐火構造への建替等の指導を行う。
- ・建築物の建設資金融資制度の活用については、不燃化を図るよう関係者への指導を強化する。

(3) 建物以外の施設の補強及び整備

ア 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。

イ 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。

ウ 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

エ 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第8節 文化財災害予防対策

1 保護の対象

(平成24年3月現在)

区分	国指定		県指定	
	件数	内訳	件数	内訳
有形文化財	106	建造物51(内国宝2) 美術工芸品55(内国宝3)	337	建造物63 美術工芸品274
無形文化財				
民俗文化財	4	無形3 有形1	29	無形16 有形13
史跡	13		28	
名勝	6	特別名勝2 名勝4	5	
重要伝統的建造物群	1			
天然記念物	34	特別天然記念物3 天然記念物31	108	
合計	164		507	

2 文化財保護対策

(1) 国指定の文化財

文化庁、県及び市町村の教育委員会は「文化財保護法」によって指定された国宝等の文化財が適切に保存されるよう取り組んでいる。

(2) 県及び市町村指定の文化財

「県文化財保護条例」及び「市町村文化財保護条例」によって指定された文化財の保護は、それぞれの自治体が独自に重要な文化財を指定し適切に保存されるよう取り組んでいる。この場合、同一物件が同時に国、県、市町村指定となることはない。

(3) 文化財の管理責任

ア 文化財の管理については、所有者及び管理責任者にその責任を義務づけている。

イ 所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、所在地の市町村教育委員会を経て、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財は県教育委員会に届け出るものとする。

3 文化財の防災施設

指定文化財の防災施設(防火施設、保存庫)については、所有者及び管理責任者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。補助金の率は、国指定では50%から85%、県指定では50%が上限である。

第9節 原子力災害予防対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や県民の心理的動揺などさまざまな影響をもたらした。

山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」(※)にも本県の地域は含まれていない。本県に最も近い中部電力(株)浜岡原子力発電所においても、本県南部県境までの距離は約70kmである。

しかし、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後と

も継続的な改訂を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針の改定を受け見直しを行なう必要がある。

- ※ 「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設からの種類に応じ、当該施設からの距離に応じて次のとおり設定している。(ア～ウは、実用発電原子炉に係る原子炉設備の場合)
 - ア 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)
放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域 (概ね半径5km)
 - イ 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective action Zone)
緊急時防護措置を準備する区域 (概ね30km)
 - ウ プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (PPA:Plume Protection Planning Area)
(今後、原子力規制委員会で検討し、同指針に記載)

本節及び第3章第7節における用語の意義は次のとおりとする。

- ・「原子力災害」・・・原子力災害特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第1項第1号に規定する災害(原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生じる被害)をいう。
- ・「原子力緊急事態」・・・原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態をいう。
- ・「放射性物質」・・・原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及びこれらの物質により汚染されたものをいう。
- ・「原子力事業者」・・・原災法第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。
- ・「原子力事業所」・・・原災法第2条第1項第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- ・「特定事象」・・・原災法第10条第1項前段の規定により主務大臣等に通報を行うべき事象で、原子力事業所の区域付近において1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量を検出する場合などをいう。
- ・「原子力緊急事態宣言」・・・原子力事業所の区域付近において1時間当たり500マイクロシーベルト以上の放射線量を検出する場合など、国の原子力災害対策本部の設置などの緊急事態応急対策を行う状態をいう(原災法第15条)。

1 本県に隣接する原子力事業所

本県の隣接県である静岡県には、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が所在する。

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力株式会社				
所在地	静岡県御前崎市佐倉 5561				
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
運転開始年月日	S51.3.17	S53.11.29	S62.8.28	H5.9.3	H17.1.18
運転終了年月日	H21.1.30	H21.1.30	運転停止中	運転停止中	運転停止中

2 情報の収集及び連絡体制の整備

県は、国、市町村、中部電力浜岡原子力発電所が所在する県(以下「所在県」という。)、原子力事業者、その他防災関係機関等と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備する。

(1) 国、所在県等との連携

県は、原子力災害に対して万全を期すため、平時から、国及び所在県との連携を密

にし、国との連絡体制を確保するとともに、市町村、所在県、原子力事業所、その他防災関係機関との間において情報の収集及び連絡体制の整備に努める。

(2) 情報収集体制

県は、情報収集活動を行うため、所在県及び防災関係機関等と協力し、必要に応じて、衛星携帯電話などの多様な通信手段を活用した情報収集体制の整備に努める。

(3) 専門家との連携

県は、原子力防災に関する専門家との連携を密にし、平時における本県の原子力防災に関する助言、緊急時における県の活動への助言が受けられるように努める。

3 モニタリング体制等の整備

(1) 平時におけるモニタリングの実施

県は、平時から、大気中の環境放射線モニタリングを実施し、県内の環境に対する影響を評価するとともに、緊急時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積する。

なお、県は、県内市町村等の要望に応じて、可搬型測定機器等の貸し出しを行う。

(2) モニタリング機器の整備

県は、平時又は緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、可搬型測定機器等のモニタリング機器を整備する。

(3) モニタリング要員の確保

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定める。

4 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

県及び市町村は、次の内容について、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

5 防災業務職員に対する研修

県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項等について、市町村、消防職員等の防災業務職員に対し、必要に応じ研修を実施する。

- (1) 原子力防災体制に関すること
- (2) 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (8) その他緊急時対応に関すること

第10節 特殊災害予防対策

1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策

(1) 災害予防体制

関東東北産業保安監督部、県、市町村及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り予防対策を推進する。

(2) 保安思想の啓発

関東東北産業保安監督部、県、市町村及び防災関係機関は、災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施するものとする。

- ア 各種の講習会及び研修会の開催
- イ 災害予防週間等の設定
- ウ 防災訓練の徹底

(3) 関東東北産業保安監督部、県及び市町村は各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう規制及び指導を行うものとする。

- ア 製造施設・貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- イ 関係行政機関との緊密な連携
- ウ 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

(4) 防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとする。

- ア 取扱責任者の選任
- イ 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- ウ 自衛消防組織の整備
- エ 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

(5) 市町村消防体制の整備

市町村は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図るものとする。

2 ガス事業施設の災害予防対策

(1) 一般ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- ア ガス事業法による保安規程に基づき、関係者の教育及び訓練
 - イ ガス工作物の工事・維持・運用に際しては、ガス事業法の技術基準に適合するよう法令及び規程に基づいた巡視点検及び検査
 - ウ 他工事によるガス導管等の損傷を防止するため、他工事業者と導管等の保護について協議を行い、必要に応じて保安に関する協定を締結。
ガス事業者と他工事業者による、別に定める「他工事協議・巡回立合い要領」に基づく他工事現場の巡回、立ち会い
 - エ 一般ガス事業施設設備の新設にあたっては、耐震性のある資機材の使用及び十分な基礎工事を施し、軟弱地盤にあっては地盤改良を行うなど、耐震性の万全化
 - オ 高中圧ガス導管については、緊急、遮断弁、緊急放散設備等の保安設備を増強
 - カ 経年埋設管等耐震性の低い導管については、耐震性の高い導管に順次切り替え
 - キ 災害その他非常の場合、被害の防止、軽減並びに迅速な復旧のための体制を確立し人員、器材を整備
 - ク ガス漏洩及び導管事故等の未然防止とその拡大防止のため、ガス使用者からの通報の受付連絡並びに状況に応じて緊急な出動ができるよう、別に定める「ガス漏洩及び導管事故処理要領」により、機器、体制の整備並びに関係者を教育・訓練
- #### (2) 簡易ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次

の対策を実施するものとする。

ア ガス施設については、ガス事業法による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保守点検を実施

イ 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化

ウ ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化

エ ガス使用者に対して震災時の知識普及

オ 地震防災に係る訓練の実施

(3) 県及び市町村は、ガス事業者と協力して、次の対策を実施するものとする。

ア 災害予防の知識の啓発

イ 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及

ウ ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、又は指示

第 1 1 節 情報通信システムの整備

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあつては事態の認識を一致させ、迅速な意志決定を行い、応急対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成 1 9 年法律第 6 3 号）第 2 条第 1 項に規定する地理空間情報）の活用など情報通信システムの整備に努める。

また、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関相互の連絡に積極的に活用する。

さらに、非常用電源設備の整備を図るとともに保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

1 県防災行政無線システムの整備

県は、有線通信が途絶した場合でも県本部、地方連絡本部、市町村、国や他の都道府県の関係機関、その他の防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保するため防災行政無線システム及び可搬型衛星地球局搭載移動無線車等を整備するとともに、その機能の拡充と信頼性の向上に努める。

2 防災情報システムの整備

災害発生時の初動対応を迅速・的確に行うために、県庁及び各合同庁舎に設置した高所カメラなどを用いた被害情報収集機能や、コンピュータを用いて市町村などからの各種要請情報を自動収集・集約するとともに地図上へ表示する機能、また、市町村、県、国が情報共有できる機能をもつ情報システムを整備するとともに、それらのシステム機能の維持及び運用の周知、習熟に努める。

3 震度情報ネットワークシステムの整備

県内 6 4 カ所に設置した計測震度計の地震情報を気象台へ伝送することで報道各社を通じて広く県民に知らせると共に、職員の非常参集システムと連携し機能の維持と向上に努める。

また、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線を活用することにより、震度情報を瞬時に市町村等へ伝達する。

4 消防防災ヘリコプター・テレビ電送システムの整備

災害発生時の広範囲にわたる被害情報を迅速・的確に把握し、災害初動時の効果的な

応急対策、救護体制の確保を図るため、消防防災ヘリコプター「あかふじ」から送信されたテレビ電送システムの機能の維持と向上に努める。

5 市町村防災行政無線システムの整備

市町村は、市町村本部、各集落、防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保するため、防災行政無線システム(同報無線、地域防災無線、移動無線、個別受信機等)及び衛星携帯電話を含めた多様な手段の整備を図るとともに、避難所等と結ぶ通信網の整備・拡充と、その運用の習熟に努めるものとする。

6 緊急防災ネットワークの整備

各種気象情報を受信する「緊急防災情報システム」の習熟に努める。

7 総合河川情報システムの整備

県内各地の雨量・水位などを自動的に収集・配信するテレメータシステムを導入。

また、主要河川にCCTVカメラ等を設置し、河川監視のよりの確化・効率化を図るとともに、この画像や防災情報を伝達する光ファイバー網の整備を図る。

8 土砂災害警戒情報システムの整備

甲府地方気象台と砂防課が共同で発表する「土砂災害警戒情報」について、土砂災害危険箇所や県内をメッシュ単位で分割し土砂災害の危険度等の補足情報を提供する。

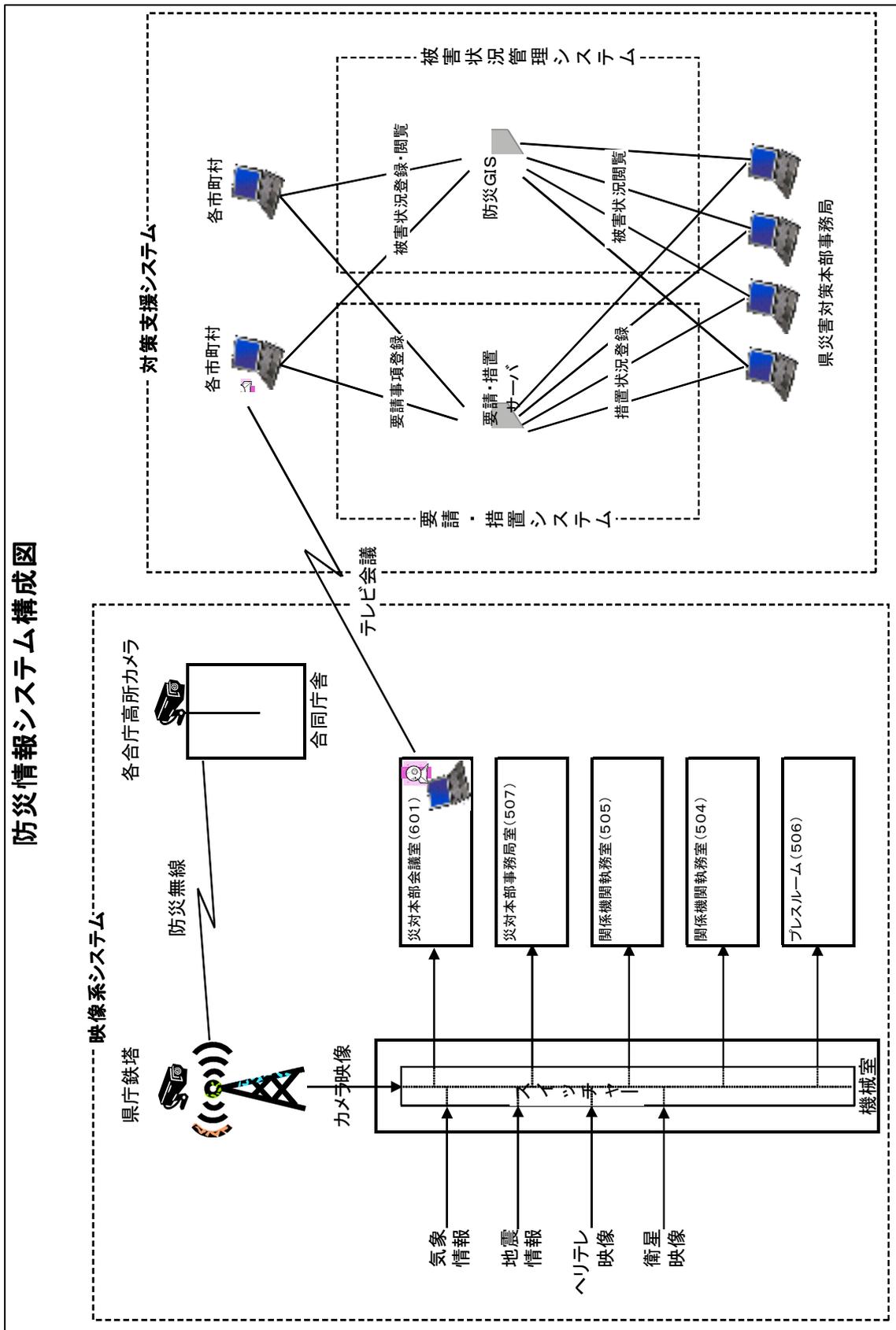
9 放送局用電送システムの整備

災害時に放送機関の協力を得て、災害情報を迅速かつ的確に県民に伝達するため、テレビ局及びラジオ用の中継設備の整備・充実を図る。

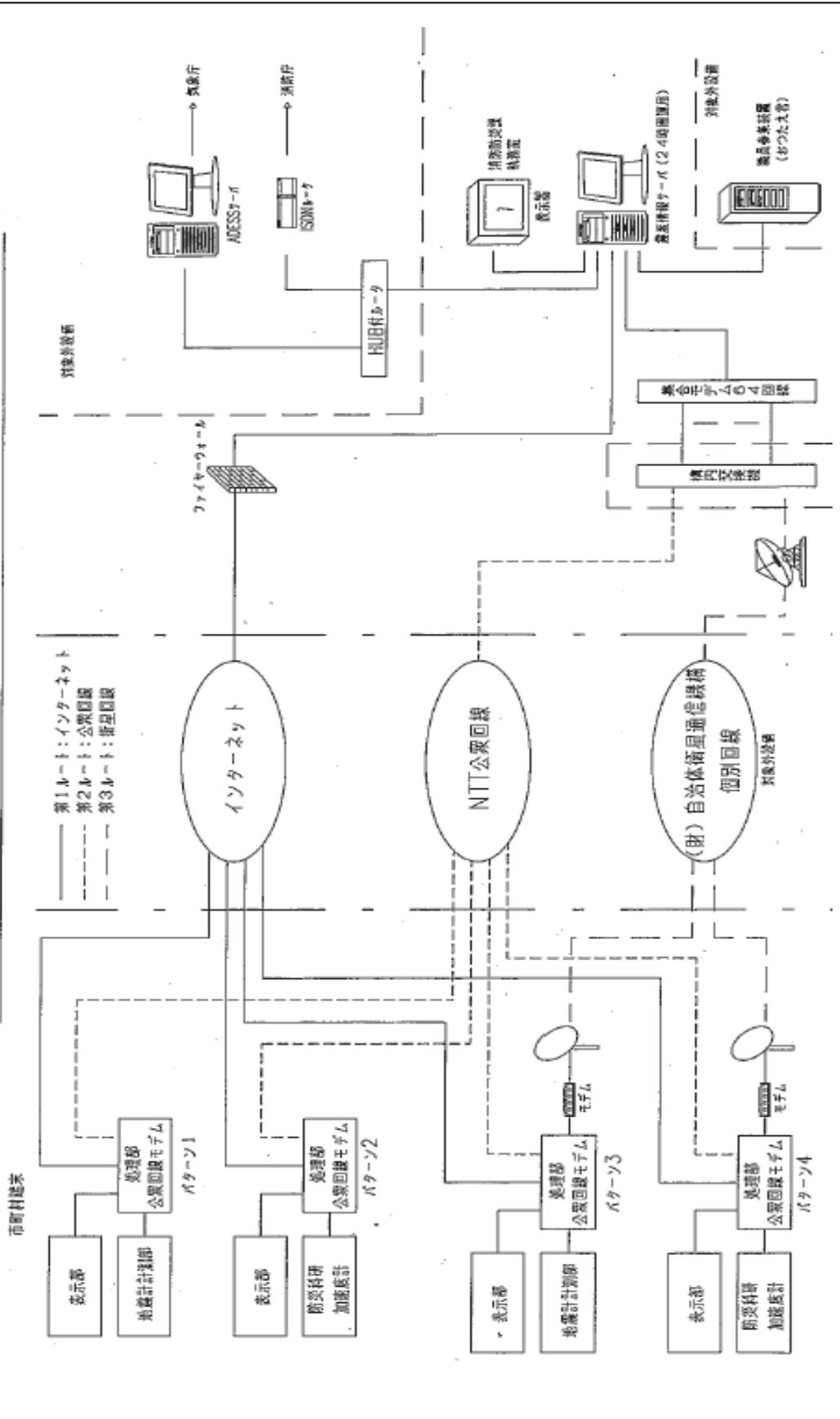
10 非常通信体制の整備

防災関係機関は、局地災害に対し、相互の連絡を密にし、応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、県の一部、市町村等及び警察本部等で整備している防災相互通信用無線を整備するよう努めるものとする。また、関東地方非常通信協議会を通じて構成員の属する無線局を利用することにより、非常通信の確保に努めるものとする。

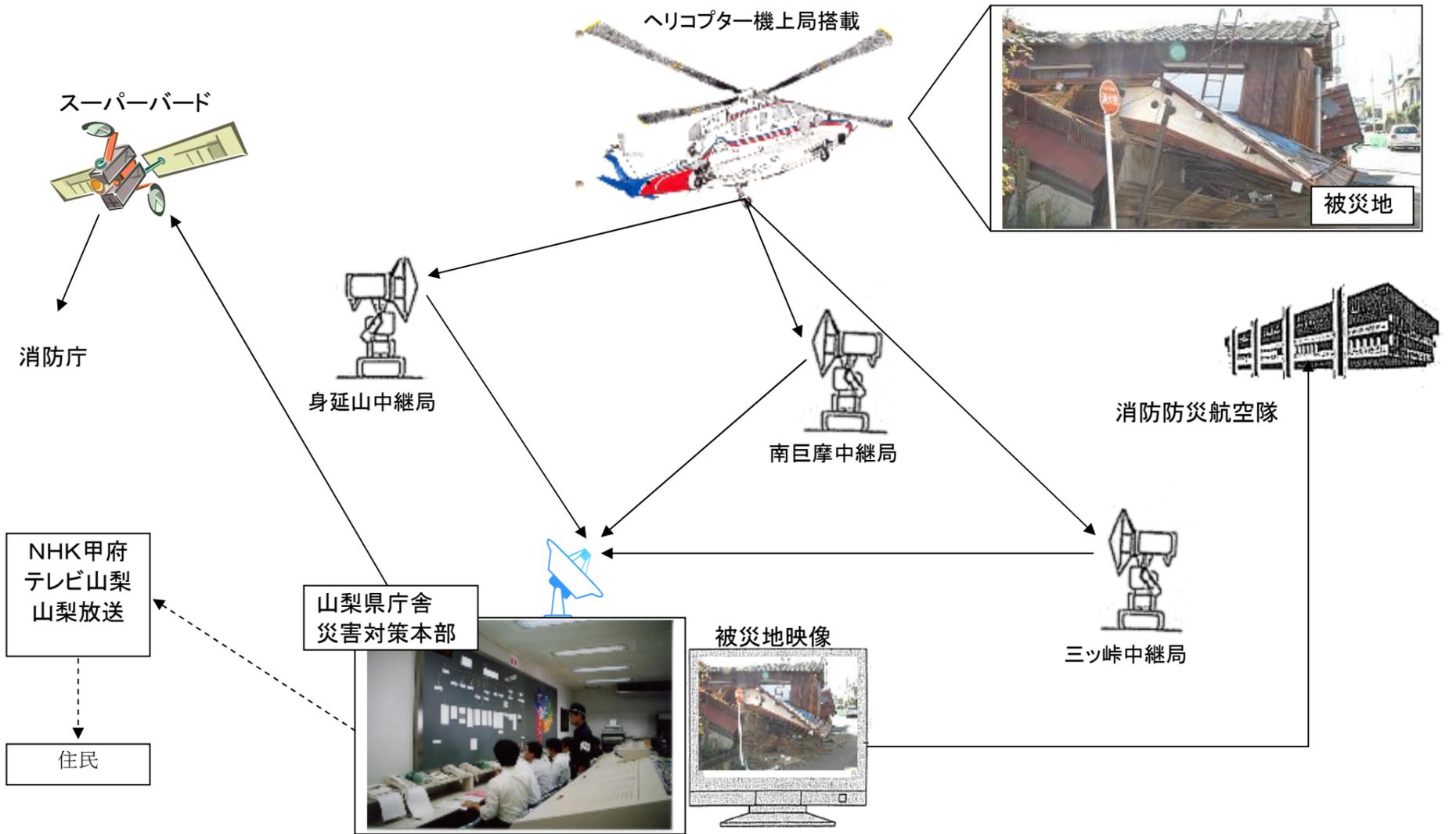
防災情報システム構成図



震度情報ネットワークシステム全体システム構成



山梨県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム概念図



第12節 災害時要援護者対策の推進

1 高齢者・障害者等の要援護者対策

国（内閣府等）が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（18年3月改訂版）等に基づき、市町村は、「災害時要援護者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に以下の点に重点を置いた要援護者対策に取り組むものとする。

(1) 要援護者の生活支援などを行う人材の育成

ア 庁内に、福祉関係部局を中心とした災害時要援護者支援班を設置し、要援護者の避難支援業務を実施する。

イ 小地域単位での住民参加型防災学習会を開催するものとする。

ウ 自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。

エ 地域ぐるみの災害時要援護者支援体制「助け合いネットワーク会議」を開催するものとする。

オ 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、避難支援者が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

(2) プライバシー保護に配慮した要援護者把握と避難誘導體制の確立

ア 関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により福祉関係部局、防災関係部局が主導して要援護者を把握するものとする。

イ 個々の要援護者に複数の支援員を配置し個別の「避難支援プラン」を作成するものとする。

ウ 直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。

エ 健常者に先駆けて、東海地震「注意情報」発表時や、市町村長の判断で出す「避難準備（要援護者避難）情報」発表時に、要援護者を先行して早期に避難させる仕組みづくりを図るものとする。

(3) 介護が必要な要援護者のための福祉避難所の確保

ア 地区ごと、障害種別ごとの福祉避難所を指定するものとする。

イ 災害時に福祉避難所ごとの相談員を設置するものとする。

ウ 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。

エ 大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、広域的な連携体制の強化を図るものとする。

(4) 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

市町村は、救助の必要な一人暮らしの高齢者等に対する緊急時の対策として、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を活用するとともに、災害時に自主防災組織等の協力を得られるよう、平常時より連携に努めるものとする。

(5) 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

市町村は、在宅高齢者や障害者等に対し地域の防災訓練等への積極的な参加を呼び掛け、障害者防災マニュアル等を活用し災害に対する基礎的知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、啓発資料の作成に当たっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮するものとする。

また、訓練等を通じて地域の自主防災組織が援助すべき世帯等を予め明確にしておくとともに、移動等が困難な障害者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。

地域住民に対し、避難所における要援護者支援への理解の促進を図るものとする。

(6) 避難場所における対応

市町村は、避難場所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行うものとする。

特に、高齢者や障害者等の要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に

応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(7) 被災者への情報伝達活動

市町村は、被災者のニーズを把握し、被害及び二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、防災関係機関からの情報、交通規制など被災者のための正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

(8) 応急仮設住宅

市町村は、応急仮設住宅への収容に当たっては、高齢者や障害者等の要援護者に十分配慮するものとし、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

2 外国人及び観光客対策

災害に対して知識が乏しくかつ日本語の理解も十分でない外国人や地理に不案内な観光客に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及を図る。

また、被災外国人や観光客に適切に対応できるよう、対応マニュアル等の整備を図る。

第13節 防災拠点整備基本構想

県は、適切な防災施設のあり方と、防災拠点を中心とした機能のあり方等について明らかにし、防災体制の中核機能を担うべき拠点整備や緊急性の高い施設の整備を図り、防災体制の確立を推進するための方策を示す「防災拠点整備検討委員会」を設置した。

(H11. 10～H12. 11(計10回開催))

平成13年2月21日の同委員会からの答申を踏まえ、平成14年2月に「山梨県防災拠点整備基本構想」を策定した。

第14節 防災ボランティア支援体制の整備

1 県及び日本赤十字社山梨県支部は、効果的な防災対策を推進する上で大きな役割を果たすことができる防災ボランティアの育成に努めるものとする。

2 県は、山梨県社会福祉協議会及び山梨県ボランティア協会等と協力して、地域のボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策の推進を図る。

第3章 災害応急対策

第1節 応急活動体制

1 県災害対策本部

(1) 設置基準

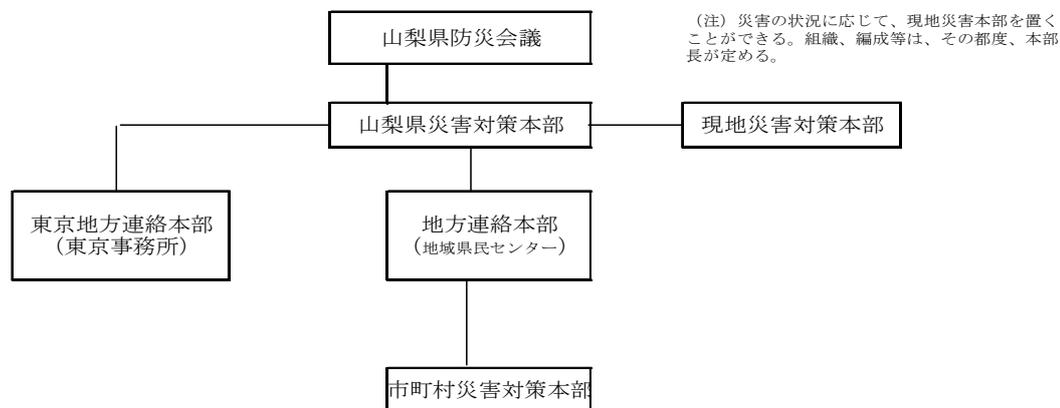
災害対策基本法第23条第1項の規定により、知事が山梨県災害対策本部(以下「県本部」という。)を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- ア 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするときで、なお防災の推進を図る必要があると認めるとき。
- イ 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- ウ 震度6弱以上の地震が県内に発生したとき
- エ 富士山に噴火警報：噴火警戒レベル5（避難）が発表されたとき

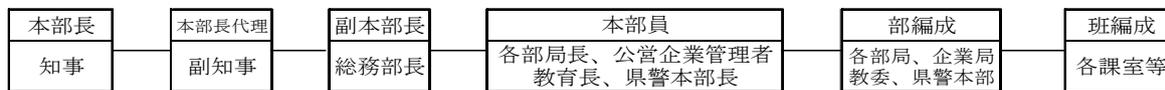
災害対策基本法第23条（都道府県災害対策本部）

- 第23条** 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。
- 2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。
 - 3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
 - 4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。
 - 一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
 - 三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
 - 5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。
 - 6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
 - 7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
 - 8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(2) 県災害対策本部の概要
ア 組織系統



イ 県本部の編成



ウ 地方連絡本部の編成



地方連絡本部の活動は、県本部の活動の開始と同時に開始する。

エ 東京地方連絡本部

東京地方連絡本部は、国会及び関係省庁又は都道府県等との連絡、その他関係事項の円滑な処理にあたるものとする。本部長は、東京事務所長があたる。

オ 県本部の設置場所

県本部は、特別の場合(例えば庁舎被災時)を除き、県庁北別館6階601会議室に設置する。

電話番号(直通) (055) 223-1849、232-7711～7720

なお、県庁北別館被災時には、被害状況の軽微な最寄りの地方連絡本部に設置する。

カ 所掌事務

県本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

- ① 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- ② 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成、並びに当該方針に沿った対策の実施
- ③ 災害予防及び被災者の救助・救護等の災害応急対策に関し、防災関係機関相互の連絡調整
- ④ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置の指示
- ⑤ 国、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請
- ⑥ 市町村からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ⑦ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- ⑧ 緊急輸送道路の確保及び調整
- ⑨ 施設及び設備の応急復旧
- ⑩ 犯罪の予防、交通の規制、その他被災地における社会秩序維持の措置
- ⑪ 前各号のほか、災害発生の防ぎよ又は、拡大防止のための措置

なお、地方連絡本部の範囲内で対策を実施、又は調整できる事務は、地方連絡本部において対処する。

キ 県災害対策本部長の権限

県災害対策本部長は、県内に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第7項に基づき、関係行政機関及び関係機関の長並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めるものとする。

(3) 現地災害対策本部の設置

ア 県本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは現地災害対策本部(以下「現地県本部」という。)を設置する。

イ 現地県本部に現地県本部長及び現地県本部員その他の職員を置き、県本部副本部長、県本部員その他の職員のうちから県本部長が指名する者を持って充てる。

ウ 現地県本部は、県本部長の特命事項を処理し、地方連絡本部と連携して、現地における防災機関及び応援機関との連絡調整にあたる。

エ 現地県本部は、必要に応じ、被災地に近いところに設置し県の庁舎、市町村の庁舎、学校、公民館等公共施設を利用するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

(4) 国の現地対策本部との連携

県本部は、県内に大規模災害が発生し、災害対策基本法第25条に基づく、国の現地対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

(5) 市町村庁舎被災時等の情報収集

災害発生後、市町村の庁舎等が被災したことにより、市町村による被災状況、及びこれに対して執られた措置の概要の報告ができなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は被災市町村に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

ア 被災地への職員派遣

被災市町村を所管する地方連絡本部(地域県民センター)職員等を派遣し、情報の収集に努める。

当該地方連絡本部の職員のほか、必要に応じて災害対策本部その他の職員を派遣し、情報の収集に努める。

イ 消防防災ヘリコプター

本節3に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

ウ その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請するものとする。

2 県職員の配備態勢

県職員の配備態勢は、次の配備基準によるものとする。

(1) 配備基準

ア 第一配備態勢

災害関連情報の収集活動をはじめとする応急対策活動に着手するものとする。

配備を要する所属	第一配備態勢					
	配備基準					
	・大雨注意報 ・洪水注意報 のどれかー以上の の発表	震度4の地震 の観測	大雪注意報 の発表	大雪警報 の発表	地震発生時でダム堤体 底部の地震加速度が 25gal以上であったとき	火口周辺警報噴 火警戒レベル3 (入山規制)の発 表
広報課						2
富士・東部地域県民センター						全員
人事課						
職員厚生課						
財政課						
税務課	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	
管財課						
私学文書課						
市町村課						
防災危機管理課						全員
福祉保健総務課				2		
森林環境総務課				2		2
県有林課						2
治山林道課						2
富士・東部林務環境事務所						2
観光資源課						2
農業技術課		2		2		2
耕地課		2				2
農務事務所地域農政課				(2)		(2)
農務事務所農業農村支援課						(富士・東部)
農務事務所農業基盤課		2				
総合農業技術センター農業技術普及部				2		
果樹試験場果樹技術普及部				2		
道路整備課						(2)
高速道路推進室	(1)	(2)	(2)	(4)		2
道路管理課						
県土整備総務課						
美しい県土づくり推進室						
建設業対策室	(1)					
用地課						
技術管理課						
都市計画課		2				
治水課	(1)	(2)			2【ダム担当】	2
砂防課						2
下水道課		2				
建築住宅課	(1)					
営繕課						
建設事務所	2	2	2	4		2【富士・東部】
中北建設事務所峡北支所	2	2	2	4		
峡南建設事務所	2	2	2	4		
身延道路課・身延河川砂防管理課			2	4		
富士・東部建設事務所吉田支所	2	2	2	4		2
新環状・西関東道路建設事務所		2	2	2		
下水道事務所		2				
ダム管理事務所	1[2]	2[3]			2[3]	2[3]【深城ダム】
企業局電気課		2				
企業局発電総合制御所	2	2				
企業局発電管理事務所	2	2				

※表中の数値は必要最小限の配備職員数であり、災害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。

※()は複数所属による配備態勢である。

※[]は業務委託を含めた配備態勢である。

イ 第二配備態勢

事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できるようにするものとする。

第二配備態勢			
配備を要する所属	配備基準		
	・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風(雪)警報の どれか一以上の発表	震度5弱・強の地震の観測	噴火警報:噴火警戒レベル4 (避難準備)の発表
災害対策本部事務局		全員	全員
秘書課			2
広聴広報課	2	2	2
企画課			2
情報政策課			2
リニア推進課			2
地域県民センター	2	2	2(富士・東部は全員)
人事課			2
職員厚生課、財政課、税務課、管財課、私学文書課	(4)		
市町村課			2
防災危機管理課		全員	全員
福祉保健総務課	2	2	2
長寿社会課		2	2
児童家庭課		2	2
障害福祉課		2	2
医務課		2	2
衛生薬務課		2	2
健康増進課		2	2
保健福祉事務所	2	2	2(富士・東部)
森林環境総務課	2	2	2
大気水質保全課			2
みどり自然課			2
県有林課			4
治山林道課	2	2	4
林務環境事務所	2	2	4(富士・東部)
産業政策課			2
商業振興金融課			2
観光企画・ブランド推進課			2
観光振興課			2
観光資源課			4
農政総務課		2	2
畜産課			2
農業技術課	2	2	2
耕地課	2	2	2
農務事務所地域農政課			
農務事務所農業農村支援課	(2)	(2)	(2)
農務事務所農業基盤課	2	2	(富士・東部)
総合農業技術センター農業技術普及部	2	2	
果樹試験場果樹技術普及部	2	2	
県土整備総務課、美しい県土づくり推進室、建設業対策室、用地課、技術管理課	(4)	(4)	(2)
道路整備課、高速道路推進室			(2)
道路管理課	(2)	(4)	2
治水課	2	(4)	2
砂防課	2		4
都市計画課	2	4	2
下水道課	2	2	2
建築住宅課	2	4	4
営繕課	2		
建設事務所	4	4	2(富士・東部)
中北建設事務所峡北支所	4	4	
峡南建設事務所			
身延道路課・身延河川砂防管理課	4	4	
富士・東部建設事務所吉田支所	4	4	2
新環状・西関東道路建設事務所	4	4	
下水道事務所	2	2	2
ダム管理事務所	2[3]	4[5]	2[3]深城ダム
教育庁総務課			2
企業局総務課	2	2	2
企業局電気課	2	2	
企業局発電総合制御所	4	4	
企業局早川水系発電管理事務所	4	4	
企業局笛吹川水系発電管理事務所	2	2	

※表中の数値は必要最小限の配備職員数であり、災害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。

- ※ () は複数所属による配備態勢である。
 ※ [] は業務委託を含めた配備態勢である。

ウ 第三配備態勢

情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行えるものとする。

第三配備態勢				
配備を要する所属	配備基準			
	大規模災害が発生したとき	震度6弱以上の地震を観測	噴火警報:噴火警戒レベル5(避難)の発表	災害対策本部を設置したとき又は、本部長が指示したとき
全所属	全員	全員	全員	全員

※「大規模災害」とは、災害救助法による救助を必要とする場合や、災害が広範囲にわたり又は、わたる恐れがあり、災害応急対策を必要とする場合である。

※震度6弱以上の地震を観測したとき、初動体制職員は、直ちに登庁し、「初動体制職員活動マニュアル」に定める所掌事務を実施する。

※県外で大地震等が発生した場合は、別途配備を指示することがある。

(2) 東海地震に関連する情報に係る職員の配備態勢

配備態勢の名称	配備基準	配備を要する所属及び人員等
東海地震 に関連する調査情報(臨時)配備態勢	東海地震に関連する情報のうち東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたとき	防災危機管理課職員全員 地震災害警戒本部事務局員 全職員 地域県民センター2名以上
東海地震 注意情報配備態勢	東海地震に関連する情報のうち 東海地震注意情報 が発表されたとき	全所属全職員の配備
警戒宣言 配備態勢	警戒宣言 が発令されたとき、又は、本部長が指示したとき	全所属全職員の配備

(3) 動員の伝達及び配備

「職員災害対応ハンドブック」に従い、迅速に行動するものとする。

ア 勤務時間内における動員

知事は、庁内放送により、職員に動員の伝達を行う。

各部局長は、所管する出先機関へ伝達する。

庁内放送が使用できないときは、直接、各部局長へ動員の伝達を行う。

イ 勤務時間外における動員

各所属長は、予め勤務時間外における動員の連絡方法等を定める。

なお、通信手段等の途絶も考慮し、職員は、配備基準に該当する災害情報を感知したときは、自己の所属に自主的に参集する。

ただし、災害状況等により自己の所属又は予め指定された場所に参集できないときは、次に掲げる県の機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。

- ① 自己の業務に関連する最寄りの県の機関
- ② 県庁又は、地域県民センター

ウ その他

災害対策に関係のある県本部及び地方連絡本部の職員は、休日及び勤務時間外に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは以後の状況の推移に注意し、必要のあるときは自主的に登庁する。

(4) 職員の応援

災害応急対策の実施にあたり、職員が不足するときは、次の方法により部、班等相互に応援を行う。

ア 県本部内における応援は、当該部内の班相互の応援は部長に、他の部の応援を必要とするときは県本部長に要請する。

イ 地方連絡本部内における応援は、地方連絡本部長から県本部長に要請する。

ウ 県本部と地方連絡本部相互で応援を必要とする場合は、県本部長に要請する。

3 消防防災ヘリコプター

災害の状況に応じてヘリコプターを出動させ被害情報の収集、救出、救助活動を行うとともに、市町村等からの要請に対応できる体制を整える。また、長野県、新潟県、静岡県、埼玉県及び群馬県との「消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定」(H12. 5. 12)の締結により、運行不能期間の体制整備を図った。

消防防災ヘリコプター緊急運航基準

(1) 基本要件

消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に運航することができる。

- ① 公共性 災害等から県民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- ② 緊急性 差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合)
- ③ 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

(2) 緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりである。

① 災害応急対策活動

ア 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合(地震の場合は、震度5弱以上で情報収集に出動)

イ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

② 火災防ぎょ活動

ア 林野火災等において、消防防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合

イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

ウ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

③ 救助活動

ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助

イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助

ウ その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

④救急活動

- ア 別に定める「山梨県消防防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合
- イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合又は搬送時間の短縮を図る場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

⑤県外応援活動

- ア 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定による応援要請があった場合
- イ 大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱及び緊急消防援助隊要綱による応援要請があった場合

4 広域応援体制

(1) 知事の応援要請等

① 指定行政機関等に対する応援要請

知事は、県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関等の長に対し応急措置の実施を要請する。
(災害対策基本法第70条第3項)

② 他の都道府県に対する広域応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、全国知事会において締結している「災害時の広域応援に関する協定」(平成8年7月18日)及び関東地方知事会を構成する山梨県、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県及び長野県で締結している「災害時等における相互応援に関する協定」(平成8年6月13日)等に基づき、他の都道府県に対し必要な応援を要請する。
(災害対策基本法第74条)

③ 市町村に対する応援

ア 知事は、市町村長等から災害応急対策を実施するための応援を求められたときは、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、応援又は災害応急対策を実施する。この場合、知事は正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まないものとする。
(災害対策基本法第68条)

イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は市町村相互間の応援について必要な指示又は調整・要求を行う。

(災害対策基本法第72条)

④ 内閣総理大臣に対する広域応援要請

知事は、②の規定による他の都道府県知事への広域応援要請、及び③イの規定による市町村相互間の応援の要求等のみによっては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、これらを補完するため、内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求めるものとする。

(災害対策基本法第74条の2第1項)

⑤ 内閣総理大臣からの要請に伴う他の都道府県等に対する応援

知事は、内閣総理大臣より災害発生都道府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について支援協力を努める。また、知事は、特に必要があると認められた場合、市町村長に対し、当該災害発生市町村長の応援について求めるものとする。

(災害対策基本法第74条の2第2項及び4項)

(2) 市町村長の応援要請等

① 知事に対する応援要請

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請する。

(災害対策基本法第68条)

② 他の市町村長に対する応援要請

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、県市長会を構成する市で締結している「大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書」や、市町村間で締結している、各種相互応援協定に基づき、他の市町村に対し応援を要請する。

③ 知事からの要請に伴う他の都道府県の市町村に対する応援

市町村長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について支援協力を努める。

(災害対策基本法第74条の2第4項)

(3) 消防の応援要請

① 県内の応援体制

大規模災害時における消防活動については、消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)第39条の規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」や市町村の消防相互応援協定等により相互応援を行う。

② 緊急消防援助隊による広域応援

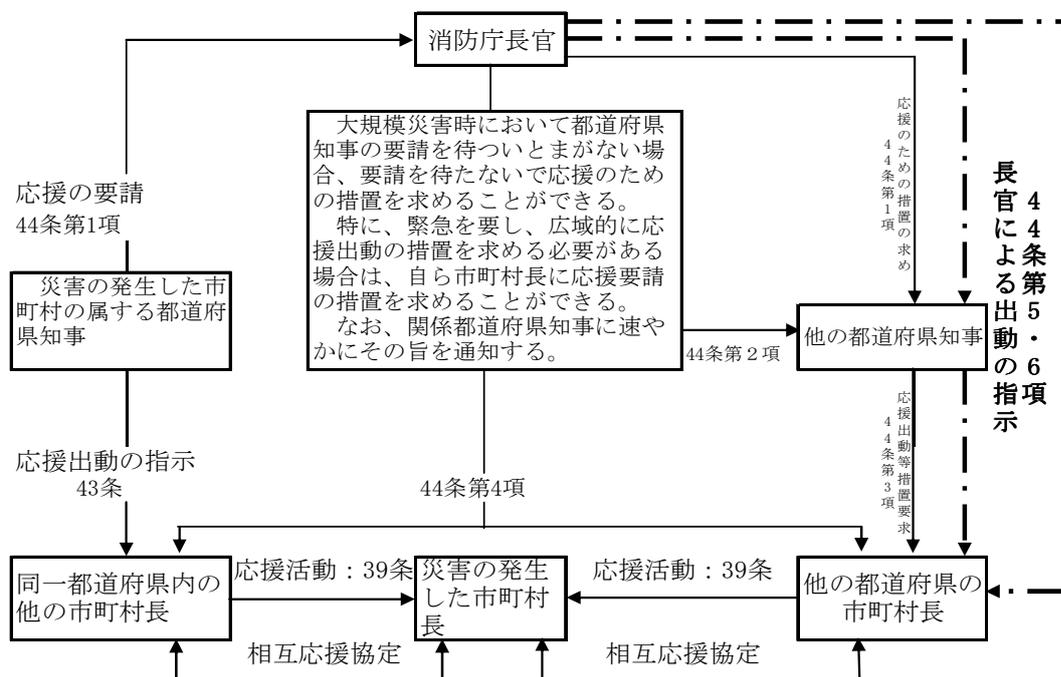
ア 他の都道府県に対する応援と受援

消防庁長官より県外への応援出動の求め又は指示があった場合は、「山梨県緊急消防援助隊要綱」、「山梨県緊急消防援助隊出動計画」により行うものとする。

また、本県で災害が発生し、県内の消防力や既存の消防相互応援協定では対処できないと判断したときは、消防組織法第44条の規定に基づき、知事は消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動や広域航空応援等、消防の広域応援を要請する。この場合、緊急消防援助隊の要請は、「緊急消防援助隊運用要綱」(平成16年3月26日消防震第19号消防庁長官)により行うものとし、広域航空応援の要請は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知)により行うものとする。

なお、県外からの緊急消防援助隊の受援体制については、「山梨県緊急消防援助隊受援計画」によるものとする。

広域消防応援体制



イ 緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害（当該災害が発生した市町村（以下「被災地」という。）の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。）の発生に際し、消防庁長官（以下「長官」という。）の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

1) 部隊の編成

部隊の単位及び部隊の長

緊急消防援助隊の部隊の単位は、指揮支援部隊、都道府県隊（大隊）、部隊（中隊）、隊（小隊）とし、各部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、都道府県隊長、部隊長（中隊長）、隊長（小隊長）とする。

2) 指揮支援部隊

1 指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で速やかに被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。

2 指揮支援部隊は、別表第1に掲げる消防本部の指揮支援隊をもって編成する。

3 指揮支援部隊長

- 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

- 指揮支援部隊長の所属する消防本部は、別表第1のとおりとする。

- 指揮支援部隊長は、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援隊の隊長に委任することができる。

- 指揮支援部隊長が、被災等によりその任務を遂行できない場合は、別表第2に

定める消防本部に属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の任務にあたるものとする。

- ・ 別表第2に定める消防本部に属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の任務につくことができないときは、長官が別に定めるところによるものとする。

3) 都道府県隊

1 都道府県隊は、当該都道府県の区域内の市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に設置された消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊並びに当該都道府県に設置された航空部隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な部隊をもって編成する。

2 長官は、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき当該都道府県隊の出動に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。

3 都道府県隊長

- ・ 都道府県隊長は、都道府県隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援部隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県隊の活動を管理することを任務とする。
- ・ 都道府県隊長は、2の代表消防機関の職員をもってこれに充てる。ただし、当該代表消防機関の部隊が被災等により出動できない場合は、長官が別に定めるところによるものとする。
- ・ 都道府県隊長は、上記の任務を行うために必要な場合は、指揮隊を設置するものとする。

ウ 部隊の任務

都道府県指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊の任務は、次に掲げるところによる。

- 1) 都道府県指揮隊 指揮支援部隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県隊の活動を管理する
- 2) 消火部隊 主として被災地における消火活動を行うこと。
- 3) 救助部隊 主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。
- 4) 救急部隊 主として被災地における救急活動を行うこと。
- 5) 後方支援部隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。
- 6) 航空部隊 主として被災地における航空機を用いた消防活動を行うこと。
- 7) 水上部隊 主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。
- 8) 特殊災害部隊 主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。
- 9) 特殊装備部隊 主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

エ 出動計画等

1) 出動決定のための措置等

- 1 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等との密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害又は毒性物質の発散等による特殊災害に対し、同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとする。
- 2 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合においては、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条及び第48条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は密接な連携の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。

- 3 災害の規模等に照らし出動が予想される場合又は次の1若しくは2のいずれかに該当する場合には、出動が予想される消防機関の長及び都道府県設置された航空部隊の隊長は、速やかに緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。
- 2) 基本的な出動計画
 - 1 第一次出動都道府県隊
 - ・ 大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県隊を第一次出動都道府県隊とし、災害が発生した都道府県（以下「災害発生都道府県」という。）ごとの第一次出動都道府県隊を別表第3のとおりとする。
 - ・ 上記にかかわらず、航空部隊に係る第一次出動都道府県隊については、長官が別に定めるところによるものとする。
 - ・ 大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、当該災害発生都道府県に係る第一次出動都道府県隊は、速やかに応援出動の準備を行った後、長官が別に定めるところにより、参集を開始するものとする。
 - 2 出動準備都道府県隊
 - ・ 第一次出動都道府県隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県隊を出動準備都道府県隊とし、災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県隊を別表第4のとおりとする。
 - ・ 航空部隊に係る出動準備都道府県隊については、長官が別に定めるところによるものとする。

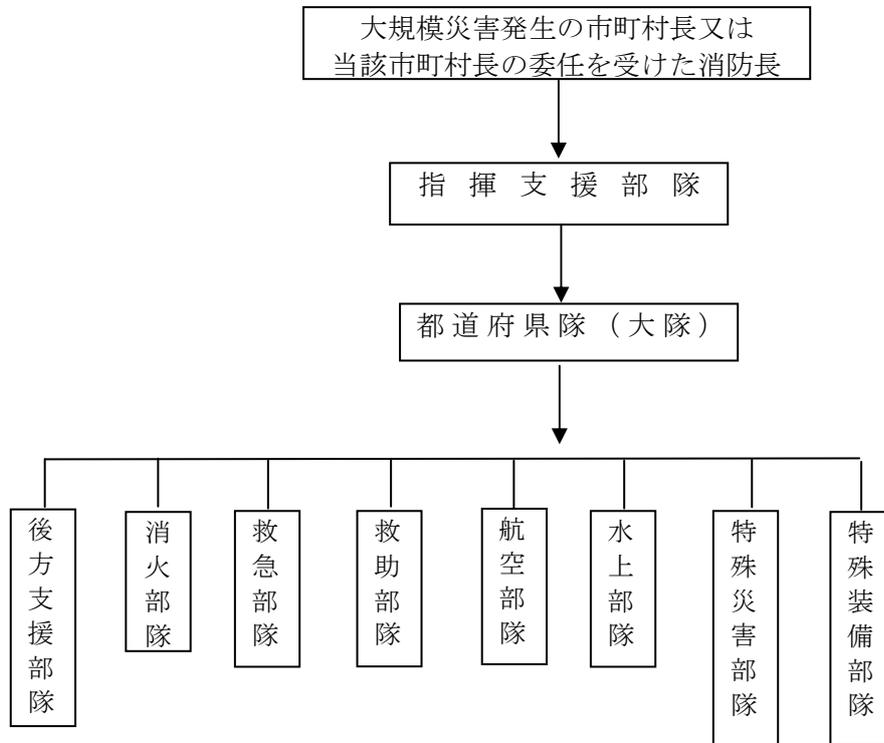
オ 東海地震等についての出動の考え方

東海地震、首都直下地震、東南海・南海地震その他の大規模地震については、著しい地震災害が想定され、第1次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に定めるところにより、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国的規模での緊急消防援助隊の出動を行うものとする。この場合において、関係機関等との連携による迅速な移動手段的確保を図るものとする。

カ 応援等指揮活動

- 1) 緊急消防援助隊は、被災地において消防組織法第47条の規定に基づき、指揮者の指揮の下に（都道府県航空隊については、消防組織法第48条の規定による。）活動するものとする。
- 2) 指揮本部は、現地消防本部に設置し、指揮本部長は指揮者とする。
- 3) 緊急消防援助隊は、被災地で活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と緊密に連携するものとする。
- 4) 指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、都道府県隊の活動の管理を行うものとする。
- 5) 都道府県隊長は、指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下で、当該都道府県隊の活動の管理を行うものとする。

緊急消防援助隊組織図



別表第1（指揮支援隊及び指揮支援部隊長）

災害発生都道府県	部隊長の所属する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部
北海道	札幌市消防局	札幌市消防局、仙台市消防局、東京消防庁、横浜市消防局、千葉市消防局、新潟市消防局
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	仙台市消防局	仙台市消防局、札幌市消防局、東京消防庁、横浜市消防局、川崎市消防局、新潟市消防局
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	東京消防庁	東京消防庁、横浜市消防局、川崎市消防局、千葉市消防局、さいたま市消防局、名古屋市消防局、大阪市消防局、静岡市消防局、浜松市消防本部
岐阜、愛知、三重	名古屋市消防局	名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、静岡市消防局、浜松市消防本部
富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良	京都市消防局	京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、名古屋市消防局、東京消防庁、堺市消防局
大阪、兵庫、和歌山	大阪市消防局	大阪市消防局、神戸市消防局、京都市消防局、名古屋市消防局、東京消防庁、堺市消防局
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	広島市消防局	広島市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡市消防局	福岡市消防局、北九州市消防局、広島市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局

別表第2（指揮支援部隊長代行）

災害発生都道府県	指揮支援部隊長代行の所属する消防本部
北海道	仙台市消防局
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	札幌市消防局
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	名古屋市消防局
岐阜、愛知、三重	東京消防庁
富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良	大阪市消防局
大阪、兵庫、和歌山	京都市消防局
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	福岡市消防局
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	広島市消防局

別表第3（第一次出動都道府県隊）

災害発生都道府県	第一次出動都道府県隊			
北海道	青森	岩手	宮城	秋田
青森	岩手	宮城	秋田	山形
岩手	青森	宮城	秋田	山形
宮城	岩手	秋田	山形	福島
秋田	青森	岩手	宮城	山形
山形	宮城	秋田	福島	新潟
福島	宮城	山形	栃木	新潟
茨城	福島	栃木	埼玉	千葉
栃木	福島	茨城	群馬	埼玉
群馬	栃木	埼玉	新潟	長野
埼玉	茨城	群馬	千葉	東京
千葉	茨城	埼玉	東京	神奈川
東京	埼玉	千葉	神奈川	山梨
神奈川	千葉	東京	山梨	静岡
新潟	山形	福島	群馬	長野
富山	新潟	石川	長野	岐阜
石川	富山	福井	岐阜	滋賀
福井	石川	岐阜	滋賀	京都
山梨	東京	神奈川	長野	静岡
長野	群馬	新潟	山梨	岐阜
岐阜	富山	福井	長野	愛知
静岡	神奈川	山梨	長野	愛知
愛知	岐阜	静岡	三重	滋賀
三重	愛知	滋賀	奈良	和歌山
滋賀	福井	岐阜	三重	京都
京都	福井	滋賀	大阪	兵庫
大阪	京都	兵庫	奈良	和歌山
兵庫	京都	大阪	鳥取	岡山
奈良	三重	京都	大阪	和歌山
和歌山	三重	京都	大阪	奈良
鳥取	兵庫	島根	岡山	広島
島根	鳥取	岡山	広島	山口
岡山	兵庫	鳥取	広島	香川
広島	島根	岡山	山口	愛媛
山口	島根	岡山	広島	福岡
徳島	兵庫	香川	愛媛	高知
香川	岡山	徳島	愛媛	高知
愛媛	広島	徳島	香川	高知
高知	広島	徳島	香川	愛媛
福岡	山口	佐賀	熊本	大分
佐賀	福岡	長崎	熊本	大分
長崎	福岡	佐賀	熊本	大分
熊本	福岡	大分	宮崎	鹿児島
大分	福岡	佐賀	熊本	宮崎
宮崎	福岡	熊本	大分	鹿児島
鹿児島	福岡	熊本	大分	宮崎
沖縄	福岡	熊本	宮崎	鹿児島

別表第4（出動準備都道府県隊）

災害発生都道府県	出 動 準 備 都 道 府 県 隊												
北海道	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	
青森	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	
岩手	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨	
宮城	北海道	青森	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨	
秋田	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	
山形	北海道	青森	岩手	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	
福島	北海道	青森	岩手	秋田	茨城	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	長野	
茨城	青森	岩手	宮城	秋田	山形	群馬	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡	
栃木	青森	岩手	宮城	秋田	山形	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡	
群馬	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	千葉	東京	神奈川	富山	山梨	静岡	
埼玉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	神奈川	新潟	富山	山梨	長野	静岡	
千葉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	群馬	新潟	山梨	長野	静岡	愛知	
東京	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	新潟	富山	長野	岐阜	静岡	愛知	
神奈川	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	新潟	長野	岐阜	愛知	滋賀	
新潟	宮城	秋田	茨城	栃木	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨	
富山	群馬	埼玉	東京	神奈川	福井	山梨	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	
石川	新潟	群馬	山梨	長野	静岡	愛知	三重	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	
福井	新潟	富山	山梨	長野	静岡	愛知	三重	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	
山梨	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	新潟	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重	
長野	栃木	茨城	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	静岡	愛知	三重	
岐阜	東京	神奈川	石川	山梨	静岡	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	
静岡	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	石川	福井	岐阜	三重	滋賀	京都	大阪	
愛知	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨	長野	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	
三重	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	京都	大阪	兵庫	徳島	香川	
滋賀	富山	石川	山梨	長野	静岡	愛知	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	徳島	
京都	富山	石川	岐阜	静岡	愛知	三重	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川	
大阪	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	鳥取	岡山	広島	徳島	香川	
兵庫	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀	奈良	和歌山	島根	広島	徳島	香川	
奈良	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	岡山	徳島	香川	
和歌山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	島根	岡山	徳島	香川	
鳥取	福井	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	山口	徳島	香川	愛媛	
島根	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	
岡山	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	島根	山口	徳島	愛媛	福岡	
広島	大阪	兵庫	奈良	鳥取	徳島	香川	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	
山口	兵庫	鳥取	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	
徳島	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	福岡	佐賀	
香川	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	広島	山口	福岡	佐賀	
愛媛	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分	
高知	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分	
福岡	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	宮崎	鹿児島	
佐賀	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島	
長崎	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島	
熊本	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄	
大分	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	鹿児島	沖縄	
宮崎	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄	
鹿児島	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄	
沖縄	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	大分	

キ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援

大規模特殊災害時における広域航空消防応援は、「大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱」に基づいて行う。

1) 対象となる災害

- 1 大規模な地震、風水害
- 2 山林などにおける大火災、大事故
- 3 高層建築物(11階以上又は31m以上)の火災
- 4 航空機事故、列車事故

2) 応援の種別

- 1 調査出動(現地把握、情報収集、指揮支援)
- 2 火災出動(消火活動)
- 3 救助出動(人命救助)
- 4 救急出動(救急搬送)
- 5 救援出動(救援物資・資機材・人員の輸送)

3) 応援部隊の受け入れ態勢の確立

応援部隊等の受入を迅速に実施するため、要請側はヘリポートの確保、宿舎の手配、装備資機材の配付を行う。

なお、経費については応援要請側で負担する。

4) 消防庁及び応援依頼先都道府県消防本部

① 消防庁

区分		通常時(9:30~18:15) ※消防庁応急対策室	夜間(18:15~9:30)・休日等 ※消防庁宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	96-90-49013	96-90-49102
	FAX	96-90-49033	96-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	916-048-500-90-49013	916-048-500-90-49102
	FAX	916-048-500-90-49033	916-048-500-90-49036

② 応援側都道府県

都道府県名	昼・夜	連絡・要請 窓口の名称	電話番号	消防防災 無線	消防防災 無線FAX	FAX	航空隊電話番号 及びFAX
北海道	昼間8:45-17:30	総務部防災消防課 防災航空隊	011-782-3233	-	-	011-782-3234	電話番号 011-782-3233 ファクシミリ 011-782-3234
	夜間17:30-8:45	〃	〃	-	-	〃	
青森県	昼間8:15-17:00	総務部防災消防課	017-734-9089	02-221	02-229	017-722-4867	電話番号 017-729-0355 ファクシミリ 017-729-0377
	夜間17:00-8:15	防災航空隊	017-729-0355	-	-	017-729-0377	
岩手県	昼間8:30-17:15	総務部総合防災室	0198-26-5251	-	-	0198-26-5256	電話番号 0198-26-5251 ファクシミリ 0198-26-5256
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話	019-651-3111	-	-	019-651-2175	
宮城県	昼間8:30-17:45	総務部危機対策課	022-211-2375	04-8-2375	04-8-2398	022-211-2398	電話番号 022-247-1555 ファクシミリ 022-247-2555
	夜間17:45-8:30	防災センター	022-211-2140	04-8-2140	-	-	
秋田県	昼間8:30-17:15	総務部総合防災課	018-860-4563	05-11	05-52	018-824-1190	電話番号 018-886-8103 ファクシミリ 018-886-8105
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話	018-860-4563	-	-	-	
山形県	昼間8:30-17:00	総務部危機管理室 消防防災課	023-630-2231	06-531	06-500	023-633-4711	電話番号 0237-47-3275 ファクシミリ 0237-47-3277
	夜間17:00-8:30	巡視室	023-630-3020	-	-	-	
福島県	昼間8:30-17:15	防災航空隊	0247-57-3000	-	-	-	電話番号 0247-57-3000 ファクシミリ 0247-57-3500
	夜間17:15-8:30	警備員室	024-522-7821	07-65	-	-	
茨城県	昼間8:30-17:15	生活環境部消防 防災課	029-301-2879	08-611	08-600	029-301-2898	電話番号 0298-57-8511 ファクシミリ 0298-57-8501
	夜間17:15-8:30	〃	〃	〃	〃	〃	
栃木県	昼間8:30-17:15	総務部消防防災課	028-623-2136	09-7502	09-7506	028-623-2143	電話番号 028-677-1119 ファクシミリ 028-677-0775
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話	〃	09-7504	-	〃	
群馬県	昼間8:30-17:15	防災航空隊	027-265-0200	-	-	027-265-6900	電話番号 027-265-0200 ファクシミリ 027-265-6900
	夜間17:15-8:30	総務部消防防災課	027-226-2244	10-353	10-310	027-226-4453	

都道府県名	昼・夜	連絡・要請窓口の名称	電話番号	消防防災無線	消防防災無線FAX	FAX	航空隊電話番号及びFAX
埼玉県	昼間8:30-17:15	環境防災部消防防災課	048-822-4149	11-63171	11-950	048-830-4776	電話番号 0492-97-7810 ファクシミリ 0492-97-7906
	夜間17:15-8:30	防災航空隊	049-297-7810	-	-	-	
千葉県	昼間9:00-17:00	総務部消防地震防災課	043-223-2175	12-7654	12-7657	043-222-5219	
	夜間17:00-9:00	夜間専用電話	043-223-2178	-	-	-	
東京都	昼間9:00-17:15	総合防災部防災管理課	03-5388-2457	13-5671	13-5096	03-5388-1260	
	夜間17:15-9:00	夜間防災連絡室	03-5320-7620	13-5329	13-5023	-	
神奈川県	昼間8:30-18:00	防災局災害対策課	045-210-3521	14-21	14-34	045-201-6409	
	夜間18:00-8:30	防災局災害対策課	045-210-3535	〃	〃	〃	
新潟県	昼間8:30-17:15	県民生活・環境部危機管理防災課	025-280-5144	15-11	15-11	025-285-4752	電話番号 025-270-0263 ファクシミリ 025-270-0265
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話	025-280-5144	-	-	-	
富山県	昼間8:30-17:15	経営企画部消防防災課	076-444-3187	16-3363	16-2898	076-432-0657	電話番号 076-495-3060 ファクシミリ 076-495-3066
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話(守衛室)	076-431-4111	16-3310	-	-	
石川県	昼間8:30-17:15	環境安全部消防防災課	076-225-1481	17-4287	17-6897	076-228-1484	電話番号 0761-24-8930 ファクシミリ 0761-24-8931
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話	〃	〃	〃	〃	
福井県	昼間8:30-17:15	防災航空隊	0776-51-6945	-	-	-	電話番号 0776-51-6945 ファクシミリ 0776-51-6947
	夜間17:15-8:30	県民生活部危機対策・防災課	0776-20-0908	18-111	18-112	0776-22-7617	
山梨県	昼間8:30-17:30	消防防災航空隊	0551-20-3601	-	-	0551-20-3603	電話番号 0551-20-3601 ファクシミリ 0551-20-3603
	夜間17:30-8:30	宿直室	055-223-1432	-	-	055-223-1858	
長野県	昼間8:30-17:15	危機管理室危機管理・消防防災課	026-235-7182	20-211	20-241	026-233-4332	電話番号 0263-85-5511 ファクシミリ 0263-85-5513
	夜間17:15-8:30	防災航空隊	0263-85-5511	-	-	0263-85-5513	
岐阜県	昼間8:30-17:15	防災航空隊	0583-71-5192	-	-	0583-71-5194	電話番号 0583-71-5192 ファクシミリ 0583-71-5194
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話	058-277-5380	-	-	-	
静岡県	昼間8:30-17:15	防災航空隊	054-261-4483	-	-	054-261-4761	電話番号 054-261-4483 ファクシミリ 054-261-4761
	夜間17:15-8:30	防災局災害対策室	054-221-2072	22-21	22-26	054-221-3252	
愛知県	昼間9:00-17:30	防災航空隊	0568-29-3121	-	-	0568-29-3123	電話番号 0568-29-3121 ファクシミリ 0568-29-3123
	夜間17:30-9:00	〃	〃	-	-	〃	
三重県	昼間	防災航空隊	059-235-2555	-	-	059-235-2557	電話番号 059-235-2555 ファクシミリ 059-235-2557
	夜間	〃	〃	-	-	〃	
滋賀県	昼間8:30-17:15	県民文化生活部総合防災課	077-528-3432	25-821	25-850	077-528-4994	電話番号 0748-52-6677 ファクシミリ 0748-52-6679
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話	077-524-8516	25-848	-	-	

都道府県名	昼・夜	連絡・要請窓口の名称	電話番号	消防防災無線	消防防災無線FAX	FAX	航空隊電話番号及びFAX
京都府	昼間8:30-17:15	総務部消防室	075-414-4466	26-11	26-13	075-414-4477	
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話	〃	〃	〃	〃	
大阪府	昼間9:00-18:00	総務部危機管理室	06-6944-6021	27-4880	27-4870	06-6944-6654	
	夜間18:00-9:00	防災・危機管理当直室	〃	27-4887	—	—	
兵庫県	昼間9:00-18:00	企画管理部防災局 消防課	078-362-9822	28-20	28-40	078-362-9918	電話番号 06-6857-9858 ファクシミリ 06-6857-9870
	夜間18:00-9:00	夜間専用電話	078-362-9900			078-362-9911	
奈良県	昼間8:15-17:30	奈良県防災航空隊	0742-81-0399	—	—	0742-81-5119	電話番号 0742-81-0399 ファクシミリ 0742-81-5119
	夜間17:30-8:15	夜間専用電話	0742-22-1001	—	—	〃	
和歌山県	昼間	和歌山県防災航空隊	0739-43-5897	—	—	0739-43-5899	電話番号 0739-43-5897 ファクシミリ 0739-43-5899
	夜間	夜間専用電話	073-441-2111	—	—	〃	
鳥取県	昼間8:30-17:15	防災局消防係	0857-26-7063	31-305	31-311	0857-38-8127	電話番号 0857-38-8119 ファクシミリ 0857-38-8127
	夜間17:15-8:30	〃	〃	〃	〃	〃	
島根県	昼間	環境生活部消防防災 課防災航空管理所	0853-72-7661	—	—	0853-72-7671	電話番号 0853-72-7661 ファクシミリ 0853-72-7671
	夜間	〃	〃	—	—	〃	
広島県	昼間8:30-17:15	環境生活部消防 防災課	082-228-2111 内線2351	34-89	34-84	082-227-2122	電話番号 0848-86-8931 ファクシミリ 0848-86-8933
	夜間17:15-8:30	〃	082-228-0999	〃	〃	〃	
岡山県	昼間	総務部消防防災課	086-226-7293	33-2579	33-5726	086-226-0091	
	夜間	夜間専用電話	086-226-7240	33-2260	〃	〃	
山口県	昼間8:30-17:15	総務部消防防災課 消防係	083-933-2360	35-72360	35-868	083-933-2408	電話番号 0836-37-6422 ファクシミリ 0836-37-6423
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話	083-922-3111	—	—	—	
徳島県	昼間8:30-17:15	防災航空隊	088-683-4119	—	—	088-683-4121	電話番号 088-683-4119 ファクシミリ 088-683-4121
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話	088-621-2057	—	—	—	
香川県	昼間8:30-17:15	総務部危機管理グ ループ	087-832-3192	37-2484	37-2479	087-831-3602	電話番号 087-879-0119 ファクシミリ 087-879-1400
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話	087-831-1111	—	—	—	
愛媛県	昼間8:30-17:15	県民環境部消防防災 安全課	089-912-2319	38-2319	38-2328	089-941-0119	電話番号 089-972-2133 ファクシミリ 089-972-3655
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話	089-941-2111	—	—	—	
高知県	昼間8:30-17:15	危機管理担当理事所 管消防防災課	088-873-4410	39-11	39-11	088-823-9253	電話番号 088-864-3890 ファクシミリ 088-864-3896
	夜間17:15-8:30	夜間専用電話	088-864-3890	—	—	—	
福岡県	昼間8:30-17:45	総務部消防防災課	092-643-3122	40-2484	40-7399	092-643-3117	
	夜間17:45-8:30	夜間専用電話	092-641-4734	〃	〃	〃	
佐賀県	昼間	統括本部	0952-25-7008	41-702	41-703	—	
	夜間	夜間専用電話	0952-24-2156	41-708	—	—	
長崎県	昼間	総務部危機管理・消防 防災課	095-824-3597	42-7221	42-7231	095-821-9202	電話番号 0957-52-9590 ファクシミリ 0957-52-8785
	夜間	夜間専用電話	〃	〃	〃	〃	

都道府県名	昼・夜	連絡・要請窓口の名称	電話番号	消防防災無線	消防防災無線FAX	FAX	航空隊電話番号及びFAX
熊本県	昼間	総務部防災消防課	096-383-1504	43-7605	43-7610	096-383-1503	電話番号 096-289-2255
	夜間	夜間専用電話	096-213-1000	43-8-3322	—	—	
大分県	昼間	生活環境部防災消防課	0975-34-1711	44-152	44-159	0975-33-0930	電話番号 0974-34-2195 ファクシミリ 0974-34-2195
	夜間	夜間専用電話	0975-36-1111	—	—	—	
宮崎県	昼間	総務部危機管理局	0985-23-7066	45-2140	45-2540	0985-26-7304	
	夜間	夜間専用電話	0985-26-7088	—	—	—	
鹿児島県	昼間	総務部消防防災課	099-286-2256	46-22	46-33	099-286-5519	電話番号 0993-73-2881 ファクシミリ 0993-73-2882
	夜間	夜間専用電話	099-286-2256	〃	〃	〃	
沖縄県	昼間	文化環境部防災消防課	098-866-2143	47-25	47-20	098-866-3204	
	夜間	夜間専用電話	〃	〃	〃	〃	

③応援側市町村の消防本部

消防本部名	連絡・要請窓口	電話番号一	ファクシミリ番号	航空隊電話番号	航空隊ファクシミリ番号
札幌市消防局	指令課	011-215-2080	011-272-9119	0133-62-4119	011-271-0632
仙台市消防局	指令課	022-234-1166	022-234-1150	022-288-0100	022-288-0012
千葉市消防局	指令課	043-202-1673	043-202-1676	043-292-9186	043-292-9189
東京消防局	総合指令室	03-3212-2111	03-3213-1477	042-521-0190	042-521-0191
横浜市安全管理局	指令課	045-332-1351	045-331-5221	045-784-0119	045-784-0116
川崎市消防局	指令課	044-244-8351	044-211-0111	011-271-0632	03-3522-0119
静岡市消防局	指令課	054-255-9700	054-255-9731	054-267-3019	054-267-3022
浜松市消防局	情報指令課	053-475-7551	053-475-7559	053-428-9119	053-428-1181
名古屋市消防局	情報指令課	052-972-5352	052-972-3577	0568-28-0119	0568-28-0721
京都市消防局	指令課	075-212-6754	075-212-6748	075-621-1834	075-621-1683
大阪市消防局	司令課	06-4393-6651	06-4393-4800	0729-92-4900	0729-91-0119
神戸市消防局	司令課	078-325-8518	078-325-8529	078-303-1192	078-302-8119
岡山市消防局	情報指令課	086-234-9978	086-234-9978	086-261-0119	086-261-1190
広島市消防局	警防課	082-546-3456	082-542-1007	082-546-3454	082-546-3455
福岡市消防局	災害救急指令センター	092-725-6640	092-735-1074	092-451-3119	092-473-8425
北九州市消防局	指令課	093-582-3811	093-592-6805	093-475-6701	093-475-6700

5) 手続き

応急対策室へ連絡	知事は消防長からの要請により、消防庁応急対策室に、広域航空消防応援の要請を行う。
消防本部へ応援要請する旨の連絡	知事は消防長からの連絡により、広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表を消防庁、都道府県及び応援側消防本部へ送付（FAX）する。

6) ヘリコプター飛行場外離着陸場

本計画資料編ヘリコプター場外離着陸場一覧表参照

(4) 職員の派遣要請等

ア 職員の派遣要請

知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは指定行政機関の長又

は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

市町村長は、災害応急機関又は災害復旧のため必要があるときは指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

イ 職員の派遣斡旋

知事又は市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣の斡旋を求める。

5 広域一時滞在

(1) 実施・受け入れ体制の整備等

災害発生に伴い、市町村や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び市町村の対応は、本章第11節1「避難対策 (6)市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ」によるものとし、このために必要な市町村長及び知事が行う協議等の手続きは次によるものとする。

なお、市町村長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞中に係る応援協定の締結及び本章第11節1「避難対策 (3)市町村の避難計画」に規定する避難計画において、被災住民の移送方法等について検討を行うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受け入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。

(2) 県内広域一時滞在

① 協議元市町村長の対応

ア 協議の実施

災害発生により、被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在(県内広域一時滞在)の必要があると認める市町村長(協議元市町村長)は、県内の他の市町村長(協議先市町村長)に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

(災害対策基本法第86条の2第1項及び第86条の6第1項)

イ 知事への報告

アの協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

(災害対策基本法第86条の2第2項)

ウ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受け入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

(災害対策基本法第86条の2第6項)

エ 県内広域一時滞中の終了

協議元市町村長は、広域一時滞中の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

(災害対策基本法第86条の2第7項)

② 協議先市町村長の対応

ア 協議の実施

協議元市町村長又は知事より、①ア又は(5)①の規定に伴い協議を受けた市町村長

(協議先市町村長)は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

(災害対策基本法第86条の2第3項及び第86条の6第1項)

イ 受け入れ決定の通知等

協議先市町村長は、受け入れの決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に係る機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の2第4項及び第5項)

ウ 県内広域一時滞在の終了

協議先市町村長は、協議元市町村長より県内広域一時滞在中の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に係る機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の2第8項)

③ 知事の助言

知事は、市町村長より求められたときは、広域一時滞在中に関する事項について助言を行う。

(災害対策基本法第86条の6第1項)

(3) 県外広域一時滞在

① 協議元市町村長及び知事の対応

ア 知事に対する協議及び要求等

災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在(県外広域一時滞在)の必要があると認める市町村長(協議元市町村長)は、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事(協議先知事)に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めるものとする。

(災害対策基本法第86条の3第1項)

イ 知事による当該他の都道府県知事との協議

協議元市町村長よりアの要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

(災害対策基本法第86条の3第2項及び第86条の6第2項)

ウ 内閣総理大臣への報告

イの協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

(災害対策基本法第86条の3第3項)

エ 受け入れ決定の通知等

協議先知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに災害発生市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の3第9項)

オ 協議内容の公示及び通知

協議元市町村長は、知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の3第10項)

カ 県外広域一時滞在中の終了

協議元市町村長は、県外広域一時滞在中の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に係る機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内

閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の3第11項及び12項)

(4) 県外市町村からの避難住民の受け入れ

① 知事の対応

ア 知事と市町村長の協議

知事は、他の都道府県知事（協議元知事）から被災住民の受け入れについて協議を受けたときは、関係市町村長と協議を行う。

(災害対策基本法第86条の3第4項)

イ 協議元知事への通知

知事は、協議を受けた市町村から受け入れの決定の報告を受けたときは、速やかに、協議元知事に通知する。

(災害対策基本法第86条の3第8項)

ウ 広域一時滞在の終了

知事は、協議元知事より広域一時滞在の必要が無くなった旨の通知を受けた際は、速やかに、協議先市町村長に通知する。

(災害対策基本法第86条の3第13項)

② 知事から協議を受けた市町村長の対応

ア 被災住民の受け入れ

協議を受けた市町村長（協議先市町村長）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

(災害対策基本法第86条の3第5項)

イ 受け入れ決定の通知等

協議先市町村長は、被災住民を受け入れる施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。

(災害対策基本法第86条の3第6項及び7項)

ウ 広域一時滞在の終了

協議先市町村長は、知事より広域一時滞在の必要が無くなった旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に係る機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の3第14項)

(5) 知事による協議等の代行及び特例

① 広域一時滞在（県内）の協議等の代行

知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、(2)①に準じ、当該市町村長の実施すべき措置を代わって実施する。

なお、当該市町村が必要な事務を行えるものと認めるときは、速やかに事務を当該市町村長に引き継ぎを行う。

また、上記の事務の代行を開始、終了したときは、知事はその旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、当該市町村長に通知する。

(災害対策基本法第86条の4第1項、2項及び第86条の5並びに同法施行令第36条の2)

② 県外広域一時滞在の協議等の特例

知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長より(3)①アの要求がない場合にあっても、(3)①イに準じ、協議先知事との協議を実施する。

協議先知事から受け入れ決定の通知を受けた際は、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

知事は、県外広域一時滞在の必要が無くなったと認めるときは、速やかにその旨を

協議先知事、被災住民への支援に関係する機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の5)

6 自衛隊災害派遣要請の概要

(1) 派遣形態

ア 要請による災害派遣

(自衛隊法第 83 条第 2 項) (自衛隊の災害派遣に関する訓令第 1 1 条)

(ア) 防衛大臣又はその指定する者(訓令第 3 条に定める者。「大臣の定める者」とは、「駐屯地司令の職にある部隊等の長」、本県においては「第 1 特科隊長」。)は、災害に際して災害派遣の要請があり、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の有無を判断し、やむを得ないと認める場合には部隊等を救援のため派遣する。

(イ) 指定部隊の長(本県においては「第 1 特科隊長」)は、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において(注1)、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めたときは、部隊等を派遣することができる。

【注 1：災害派遣の要請は、現実には災害が発生し被害が出ている場合、及び災害による被害は未だ発生していないが、まさに発生しようとしている場合の両面で行うことができる。後者を「自衛隊の災害派遣に関する訓令第 1 1 条では「予防派遣」として規定している。】

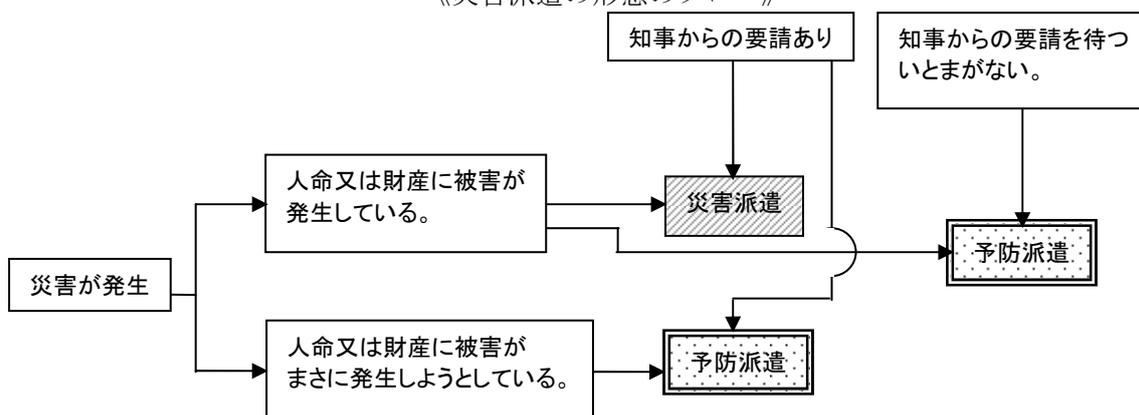
イ 自主派遣(自衛隊法第 8 3 条第 2 項ただし書き)

天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊等を派遣する。

(ア) 近傍災害派遣(自衛隊法第 8 3 条第 3 項)

庁舎、営舎その他の防衛省の施設、又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合は、部隊等の長(駐屯地司令である必要はない。)は部隊等を派遣する。

《災害派遣の形態のフロー》



(2) 派遣基準

三要	公共性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
----	-----	--

件	緊急性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること
	非代替性	他の機関では対処不能か、能力が十分でなく自衛隊で対処する必要性があること。

(3) 災害派遣の範囲

災害派遣の範囲は、人命・財産を保護する応急救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

また、災害派遣の撤収（終了）段階においては前項の3要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成の段階において要請権者との調整を実施することとされている。

(4) 災害派遣要請権者等

ア 災害派遣を要請することができる者

（要請による災害派遣：自衛隊法第83条第1項、自衛隊法施行令第105条）

(7) 都道府県知事

(イ) 海上保安庁長官

(ウ) 管区海上保安本部長

(エ) 空港事務所長

イ 都道府県知事に災害派遣要請を依頼することができる者

市町村長（注2）

【注2：市町村長に関しては、都道府県知事に対し災害派遣要請を要求できない場合には、知事に要求できない旨及び当該市町村の地域に係わる災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（本県においては前述の「第1特科隊長」）に通知することができる。

この場合において、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者（「第1特科隊長」）は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで部隊等を派遣できることが規定されている。（災害対策基本法第68条第2項の2）】

(5) 自衛隊の初動派遣部隊の待機態勢（参考）

阪神・淡路大震災以降、自衛隊では初動派遣部隊態勢をとっており連隊規模で1中隊が初動派遣部隊として指定されている。地震発生の場合は震度「5」以上において出動態勢をとり派遣される場合がある。また、東部方面区を担当する東部方面航空隊（立川）は、中型ヘリコプター×2機を偵察等のため課業時間中は30分待機、それ以外の場合は1時間待機させている。

(6) 第1師団・第1特科隊及び自衛隊山梨地方協力本部の災害派遣に関する任務（参考）

ア 第1師団

東京都練馬駐屯地に司令部を置き、東京都・神奈川県・埼玉県・静岡県・山梨県・千葉県・茨城県の、7つの都県の防衛・警備および災害派遣を担当。また、大規模地震災害への災害派遣に即応するため、各自治体などが主催する防災訓練および国民保護法に伴う訓練などへの参加等、地域社会と一体となった防衛基盤の充実・発展に寄与。

イ 第1特科隊

本県の防衛・警備及び災害派遣を直接担任する。また、駐屯地司令たる第1特科隊長は本県の防災会議に参画し、災害対応活動の対策決定に対し助言するとともに、災害派遣に関する広報、情報収集及び公共機関との連絡調整を実施する。

ウ 自衛隊山梨地方協力本部

第1特科隊連絡幹部が到着するまでの間、災害派遣に関する広報、情報収集及び公共機関との連絡調整を実施し、第1特科隊長に協力する。また、第1特科隊以外の部隊が派遣される場合には、当該部隊の連絡幹部等が到着し円滑な活動が開始さ

れるまでの間、当該部隊長に協力する。

(7) 自衛隊の指揮体制等（参考）

ア 自衛隊の指揮機関や連絡調整要員は、県災害対策本部の他、県の現地災害対策本部及び活動先の地域県民センターにも配置される。指揮の一元化を図るために、**付図 1**に示すようにそれぞれ単位の異なる指揮機関及び調整要員はひとつの指揮系統の中に位置づけられる。

イ 第1特科隊の編成
付図 2のとおり

(8) 部隊等の活動内容

内 容	詳 細
被害状況の把握 (情報収集)	車両・航空機等、状況に適した手段による情報収集 広範囲：ヘリコプター映像伝送（東部方面航空隊） 詳 細：偵察隊、情報中隊の有するオートバイ
避 難 の 援 助	避難者の誘導・輸送等
被災者の捜索・救助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助
水 防 活 動	堤防・護岸等の決壊に際し、土嚢の作成・運搬・輸送・設置等
消 防 活 動	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機 ^(注3) （中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供） 【注3：消防防災航空隊がバケツ（900L）×2、防災安全センターが水のう（700L）×4、第1特科隊（県分を保管）がバンビバケツ（5,000L）×2保有、バンビバケツ（680L）×3を保有】
道路や水路の 障害物の除去	道路もしくは水路が破損又は障害物がある場合の警戒・除去
応急医療・救護 及び防疫	被災者に対する応急医療及び感染症対策（薬剤等は通常関係機関が提供） 参考例：阪神・淡路大震災、東日本大震災時における避難所への巡回診療
通 信 支 援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施
人員及び物資の 緊急輸送	被災者等の怪我人、及び救急患者等の患者空輸及びトラック又は航空機を利用した物資輸送
炊飯及び給水	炊飯及び給水の支援
物資の無償貸与 又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」に基づき、災害による被害者で応急救助を要するものに対し特に必要な救じゅつ品（消耗品に限る。）
危険物の保安 又は除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び不発弾等の危険物の保安処置及び除去
そ の 他	その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対応可能なもの

(9) 自衛隊が派遣された場合の必要スペース

ア 県庁等内の必要スペース

	前方指揮所が設置された場合	前方指揮所が設置さ
--	---------------	-----------

		特科隊指揮所の場合	中隊指揮所の場合	れなかった場合
人 員		約 20 名	約 10 名	2 名 (連絡幹部)
装 備		小型車両× 6 中型車両× 2 車両・携帯無線機	小型車両× 2 中型車両× 1 車両・携帯無線機	小型車両× 1
必 要 地 積	屋 外	駐用地積		
		10 台分を確保	3 台分を確保	1 台分を確保
	屋 内	活動のための必要面積		
		(10mx10m)を 2~3 部屋	(10mx10m)を 1~2 部屋	災害対策本部室内

※ 県庁内において活動するための必需品

電話機、コピー機、プリンター、事務用品、災害用優先携帯電話（衛星携帯）及び県庁 LAN 端末（PC）

イ 派遣部隊が集結（野営）するための必要地積

派遣部隊	必要 な 地 積		備 考
1 コ中隊	2, 500 m ²	50 m× 50 m	駐車場、天幕展張及び炊事所等を含む。
1 コ連隊 (隊)	20, 000 m ²	100 m× 200 m	
1 コ師 (旅 団)	160, 000 m ²	400 m× 400 m	
要支援内容	トイレ等の供与が必要		

※ 集結地（野営地）は指揮・命令及び実行の確認等のため、やむを得ない場合を除き 1 コ中隊が同一地に集結できる地積を選定することが望ましい。

ウ ヘリコプターの離着陸のための必要スペース

種 類	必 要 な 地 積	備 考
小型ヘリ ※1	30 m× 30 m	離発着に必要な地積で、駐機地積は別とする。
中型ヘリ ※2	40 m× 40 m	
大型ヘリ ※3	100 m× 100 m	

※ 1：OH-6 及び OH-1 で航空偵察又は指揮・連絡等に使用する小型ヘリをいう。

※ 2：UH-1J および UH-60 で ※ 1 の使用目的の他、人員・物資を輸送に使用する中型のヘリをいう。

※ 3：人員・物資を輸送するための大型ヘリをいう。

(10) 経費負担区分の参考例

	内 容	県	自 衛 隊
1	災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊の装備に係わるものを除く）等の購入費及び修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ○救援活動に使用した資材・機材・燃料費 ○救援活動に使用した資機材のリース料（フォークリフト及び電源等） ○救援活動に使用したため破損した資機材の修繕費 ○無償貸し付けの物品の返納等にかかる費用 ○風呂・炊事等の機材維持及び撤収後の清掃用具 ○救援活動に使用予定で購入又は借用したが 	<ul style="list-style-type: none"> ○救援活動をしている部隊の隊員の給食費 ○自衛隊の業務（活動計画・報告）にかかる費用（レンタル PC、文具、プリンター及び道路地図等） ○自衛隊車両の冬用タイヤ

		使用しなかった物品と、その取得にかかる費用	
2	災害派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用又は借り上げ料	○借り上げ、貸与された施設のトイレ及びシャワーの使用料、電気、水道の使用料	○銭湯等の利用料 ○宿営部隊が使用するために設置した仮設トイレ
3	災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水道費及び電話料	○救援活動に使用した電気・水道・燃料費 ○救援活動に必要な電話料	○救援活動の部隊の隊員にかかる燃料費（炊事用） ○指揮システムの設置に係わる費用、インターネットの使用料
4	災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊装備に係わるものを除く。）	○土地の収用に係わる費用 ○自衛隊とともに活動するボランティアや業者がケガをした場合の補償費	○救援活動をしている部隊の隊員の災害補償費 ○自衛隊装備車両等の修繕費
5	災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費	○民政支援のための物資運搬のために民間の輸送会社を使用した際の費用	○救援活動に使用するため県の要求量を超えて使用した借用した物品の輸送会社による運搬費（借用・返納時とも）
6	災害派遣部隊の食料費・被服維持費・医療費・車両等の燃料・修理費		○派遣部隊の給食及び洗濯用備品（洗濯機・乾燥機等）並びに医療費・燃料費・修理費
7	写真用消耗品費		○行動記録及び部隊行動に必要な写真の消耗品費
8	損害賠償費	○自治体等が管理する地域内で管理が十分でなかったために生じた物品破損事故の賠償費	○賠償金の他、自衛隊が活動中に物品を壊した場合の補償費

(11) その他（災害派遣部隊に付与される権限）

- ア 人の生命・身体等に対する危害防止措置
- 警告・避難等の措置（警察官職務執行法、以下「警職法」という。）
 - 警戒区域を設定し、立ち入りの制限・禁止、退去を命ずる等の処置（災害対策基本法、以下「災対法」という。）
- イ 危害防止、損害拡大防止、被災者救出のための措置
- 土地・建物等への立入（警職法）
- ウ 緊急通行車両の円滑な通行を確保するための処置
- 妨害車両の移動等の措置（災対法）
- エ 消防、水防及び救助等災害発生の防ぎよ又は災害の拡大防止のために必要な措置
- 他人の土地、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収容する措置（災対法）

災害派遣要請文書様式

(一般災害派遣要請)

第 号

平成 年 月 日

陸上自衛隊第1師団
第1特科隊長 殿

山梨県災害対策本部長
山梨県知事 ○ ○ ○ ○



自衛隊の災害派遣要請

自衛隊法第83条第1項により、自衛隊の災害派遣を下記により要請します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請をする事由
 - (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況）
 - (2) 派遣を要請する事由
- 2 災害派遣を希望する期間
 - (1) 期間が明らかな場合：平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
 - (2) 期間が不明確な場合：平成 年 月 日から必要とする期間
- 3 災害派遣を希望する人員及び装備の概要
 - (1) 人員
 - (2) 装備の概要（特に船舶、航空機等特殊装備を必要とするとき）
- 4 災害派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 活動内容
- 5 災害派遣要請日時
平成 年 月 日 時 分
- 6 担当部課名等
山梨県防災危機管理課 担当者 ○ ○ ○ ○
TEL：055（223）1432
防災無線：（衛星系）200-2511、（地上系）*9-200-2511
- 7 その他参考となるべき事項

自衛隊災害派遣要請依頼文書様式

平成 第 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

〇〇市(町・村)長 〇 〇 〇 ①

自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

災害対策基本法第68条の2の規定により、次のとおり自衛隊の災害派遣を依頼します。

派遣要請依頼者	
担当部課等名	部 課 係
	担当者名
	電話： 防災無線：
派遣要請依頼日時	年 月 日 時 分
災害の状況及び派遣依頼事由	
派遣を希望する期間	年 月 日から 年 月 日
	年 月 日から必要とする期間
派遣を希望する区域	町 村 地内
	施設等名称
現地連絡員	部 課 係、担当者名 〇〇〇〇
派遣を希望する活動の内容	
その他必要事項	

山梨県防災危機管理課 TEL：055(223)1432 FAX：055(223)1429
 防災無線：(衛星系)200-2511

自衛隊災害派遣撤収依頼文書様式

年 第 月 号 日

山 梨 県 知 事 殿

〇〇市(町・村)長 〇 〇 〇 ①

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)

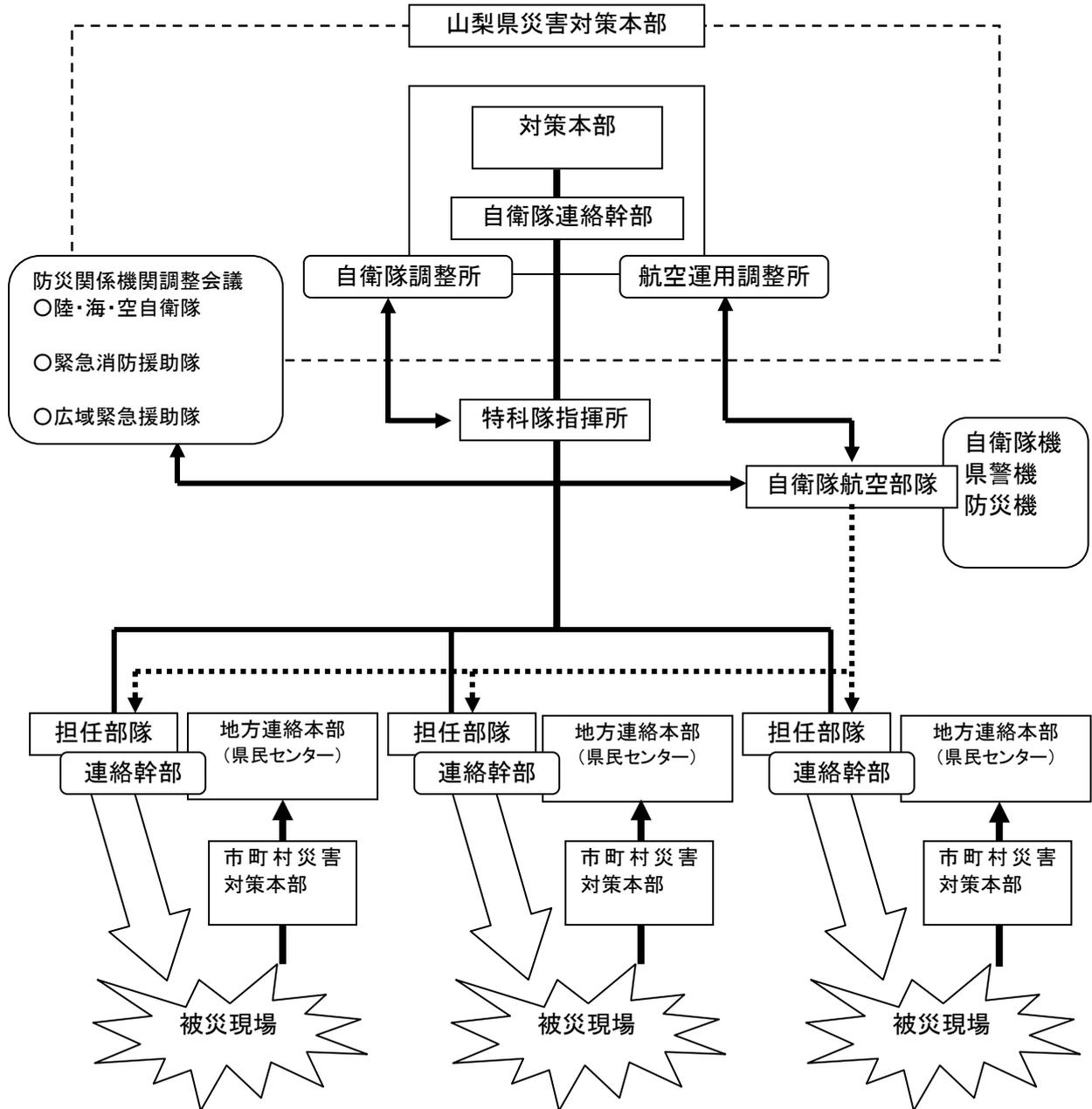
年 月 日付け第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣
部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

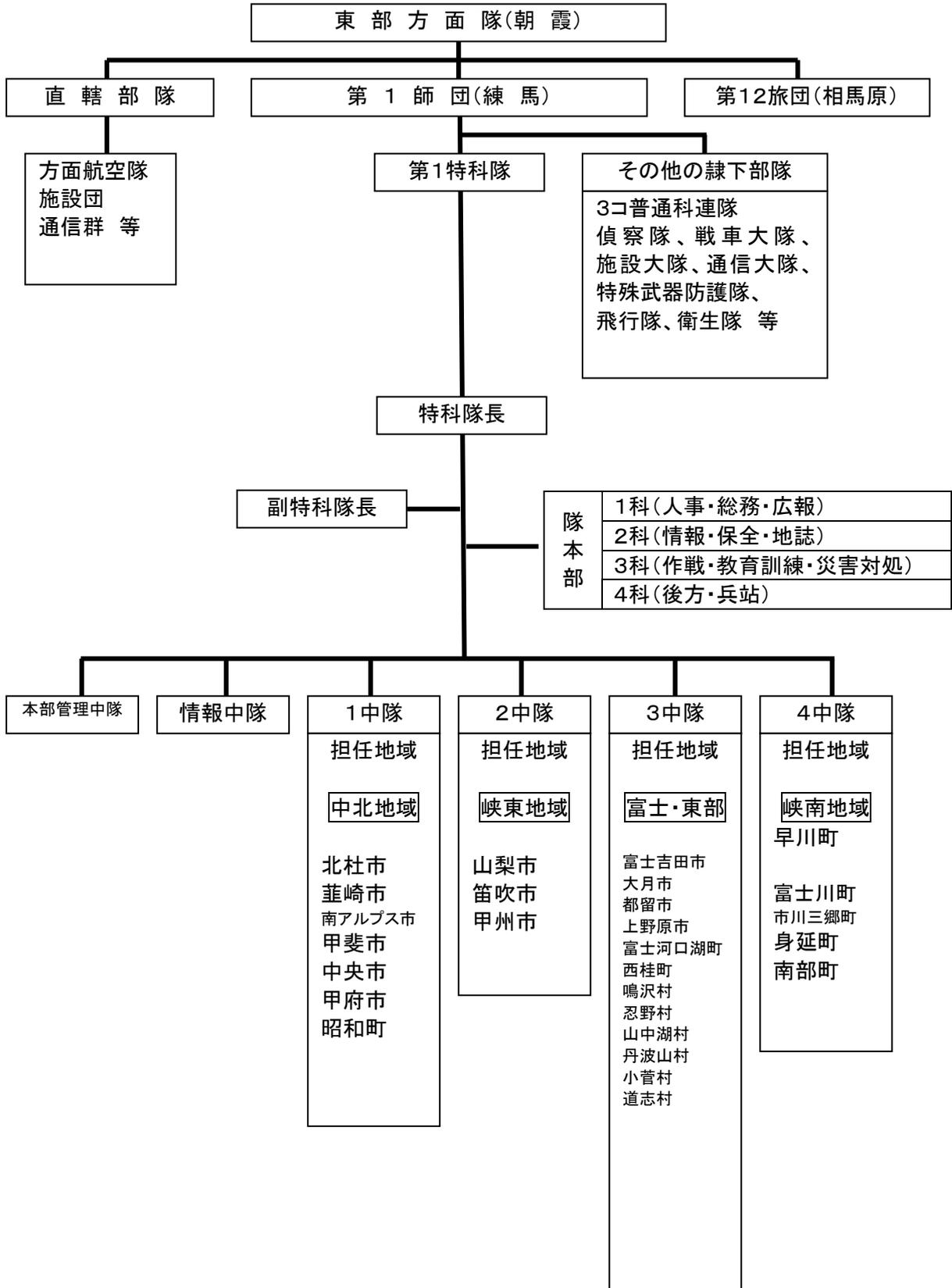
付図1

自衛隊の指揮体制



付図 2

第 1 特科隊の編成



7 広域応援体制に必要な防災活動拠点

(1) 災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点の設定

災害発生時において、応援部隊の受入、物資の集積、振分、運搬の拠点となる場所を設定する。

災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点一覧表

No.	拠点施設名	所在地	管理者	用途
1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防
2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防
3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防
4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防
5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防
6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防
7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防
8	曾根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防
9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防
10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防
11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等

(2) 防災活動拠点の防災機能強化

災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点について、災害時の利用形態を想定し、必要に応じ防災機能の強化を図る。

第2節 災害関係情報等の受伝達

1 予報・警報の受理、伝達

(1) 甲府地方気象台が発表する予報・警報

ア 予報・警報の種類

種 類	概 要
府県天気予報	予報発表時から明後日までの風、天気、降水確率、気温等の予報
地方天気分布予報	地方予報区を対象に、約20km格子で3時間単位の気象状態(天気、降水量、気温、降雪量)を、5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで分布図形式で行う予報
地域時系列予報	代表的な地域又は地点を対象に、3時間単位の気象状態(天気、気温、風向、風速)を、5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで時系列グラフ表示で行う予報
週間天気予報	発表日翌日から7日先までの天気、降水確率、気温等の予報(含む、信頼度)
注意報	気象等により災害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意する予報
警報	気象等により重大な災害が起こるおそれがあるときに、その旨を警告する予報。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される
府県気象情報	気象予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報
土砂災害警戒情報	山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報発表中に、土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村を対象に発表する情報
記録的短時間大雨情報	数年に1回程度しか発生しないような激しい短時間大雨を観測又は解析したときに、府県気象情報の一種として発表する情報
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報

※予報区とは、予報および警報・注意報対象とする区域。天気予報については全国、地方、府県の各予報区がある。

イ 警報・注意報基準一覧表

発表官署		甲府地方気象台				
府県予報区		山梨県				
一次細分区域		中・西部		東部・富士五湖		
市町村等をまとめた地域		中北地域	峡東地域	峡南地域	東部	富士五湖
警報	大雨	区域内の市町村で(別表1)の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で(別表2)の基準に到達することが予想される場合				
	暴風(平均風速)	20m/s以上				
	暴風雪(平均風速)	20m/s以上 雪を伴う				
	大雪	盆地24時間降雪の深さ20cm以上 山地24時間降雪の深さ40cm以上	24時間降雪の 深さ40cm以上	24時間降雪の深さ40cm以上		
	波浪(有義波高)					
	高潮					
注意報	大雨	区域内の市町村で(別表3)の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で(別表4)の基準に到達することが予想される場合				
	強風(平均風速)	12m/s以上※ ※甲府地方気象台の観測値は14m/s以上を目安とする。				
	風雪(平均風速)	12m/s以上 雪を伴う※ ※甲府地方気象台の観測値は14m/s以上を目安とする。				
	大雪	盆地24時間降雪の深さ5cm以上 山地24時間降雪の深さ10cm以上	24時間降雪の 深さ10cm以上	24時間降雪の深さ10cm以上		
	波浪(有義波高)					
	高潮					
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪					
	濃霧(視程)	100m以下				
	乾燥	最小湿度25%以下かつ実効湿度50%以下※ ※湿度は甲府地方気象台の値		最小湿度25%以下かつ 実効湿度50%以下※ ※湿度は河口湖特別地域 気象観測所の値		
	なだれ	1. 表層なだれ: 24時間降雪が30cm以上あって、気象変化の激しいとき 2. 全層なだれ: 積雪50cm以上、最高気温15℃以上(甲府地方気象台)で、 かつ24時間降水量20mm以上				
	低温(最低気温)	夏期: 最低気温が甲府地方気象台で16℃以下または河口湖特別地域気象観測所 で12℃以下が2日以上続く場合 冬期: 最低気温が甲府地方気象台で-6℃以下河口湖特別地域気象観測所で- 10℃以下				
	霜(最低気温)	早霜・晩霜期 3℃以下				
	着氷	著しい着氷が予想される場合				
着雪	著しい着雪が予想される場合					
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)			100mm以上			

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ1、3 時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量70mm 以上」を意味する。
- (2) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添1を参照。
- (3) 土壌雨量指数基準値は1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。1km 四方毎の基準値については、資料編Ⅱ災害情報に関する資料を参照
- (4) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30 以上」を意味する。

<参考>

土壌雨量指数: 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数: 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

(別表1)大雨警報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
中北地域	甲府市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	163
	韮崎市	平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=50	168
	南アルプス市	R1=50	155
	北杜市	R1=60	140
	甲斐市	R1=50	166
	中央市	R3=90	179
	昭和町	R3=80	—
峡東地域	山梨市	平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=50	163
	笛吹市	平坦地：R3=80 平坦地以外：R1=60	161
	甲州市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R3=90	161
峡南地域	市川三郷町	R1=60	163
	早川町	R1=60	134
	身延町	平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=70	163
	南部町	R1=90	148
	富士川町	R1=60	134
東部	都留市	R1=60	155
	大月市	平坦地：R1=60 平坦地以外：R1=90	150
	上野原市	R1=60	150
	道志村	R1=60	166
	小菅村	R1=60	166
	丹波山村	R3=120	163
富士五湖	富士吉田市	R1=60	144
	西桂町	R1=60	148
	忍野村	R1=60	150
	山中湖村	R1=60	144
	鳴沢村	R1=60	152
	富士河口湖町	平坦地：R3=90 平坦地以外：R1=60	142

(別表2)洪水警報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
中北地域	甲府市	平地地：R1=40 平地地以外：R1=50	平等川流域=9, 芦川流域=18	平地地：R1=35 かつ 荒川流域=10
	釜崎市	平地地：R1=45 平地地以外：R1=50	御勅使川流域=15, 須玉川流域=12, 小武川流域=15	平地地：R1=25 かつ 釜無川流域=31
	南アルプス市	R1=50	御勅使川流域=9	平地地：R1=35 かつ 釜無川流域=17
	北杜市	R1=60	鳩川流域=7, 甲川流域=7, 須玉川流域=10	—
	甲斐市	R1=50	—	平地地：R3=45 かつ 釜無川流域=17
	中央市	R3=90	—	平地地：R3=60 かつ 釜無川流域=32
	昭和町	R3=80	—	—
峡東地域	山梨市	平地地：R1=45 平地地以外：R1=50	平等川流域=11, 日川流域=11, 重川流域=16, 鼓川流域=8	—
	笛吹市	平地地：R3=80 平地地以外：R1=60	平等川流域=12, 金川流域=9, 日川流域=14, 芦川流域=16	—
	甲州市	平地地：R1=50 平地地以外：R3=90	日川流域=15, 重川流域=16	—
峡南地域	市川三郷町	R1=60	芦川流域=19	平地地：R1=35 かつ 釜無川流域=17
	早川町	R1=60	早川流域=37, 雨畑川流域=15	—
	身延町	平地地：R1=60 平地地以外：R1=70	相又川流域=13, 常葉川流域=18, 早川流域=41	平地地：R1=25 かつ 富士川流域=46
	南部町	R1=90	佐野川流域=18	R1=80 かつ 富士川流域=28
	富士川町	R1=60	大柳川流域=14	—
東部	都留市	R1=60	桂川流域=33, 菅野川流域=16	R3=70 かつ 桂川流域=15
	大月市	平地地：R1=60 平地地以外：R1=90	桂川流域=49, 葛野川流域=11, 笹子川流域=17	平地地：R3=120 かつ 桂川流域=25
	上野原市	R1=60	桂川流域=54, 秋山川流域=17, 鶴川流域=16	R3=80 かつ 桂川流域=28
	道志村	R1=60	道志川流域=23	—
	小菅村	R1=60	小菅川流域=12	—
	丹波山村	R3=120	—	—
富士五湖	富士吉田市	R1=60	桂川流域=19	平地地：R3=45 かつ 桂川流域=13
	西桂町	R1=60	桂川流域=29	R3=110 かつ 桂川流域=21
	忍野村	R1=60	桂川流域=19	R1=25 かつ 桂川流域=11
	山中湖村	R1=60	桂川流域=17	R3=100 かつ 桂川流域=10
	鳴沢村	R1=60	—	—
	富士河口湖町	平地地：R3=90 平地地以外：R1=60	—	—

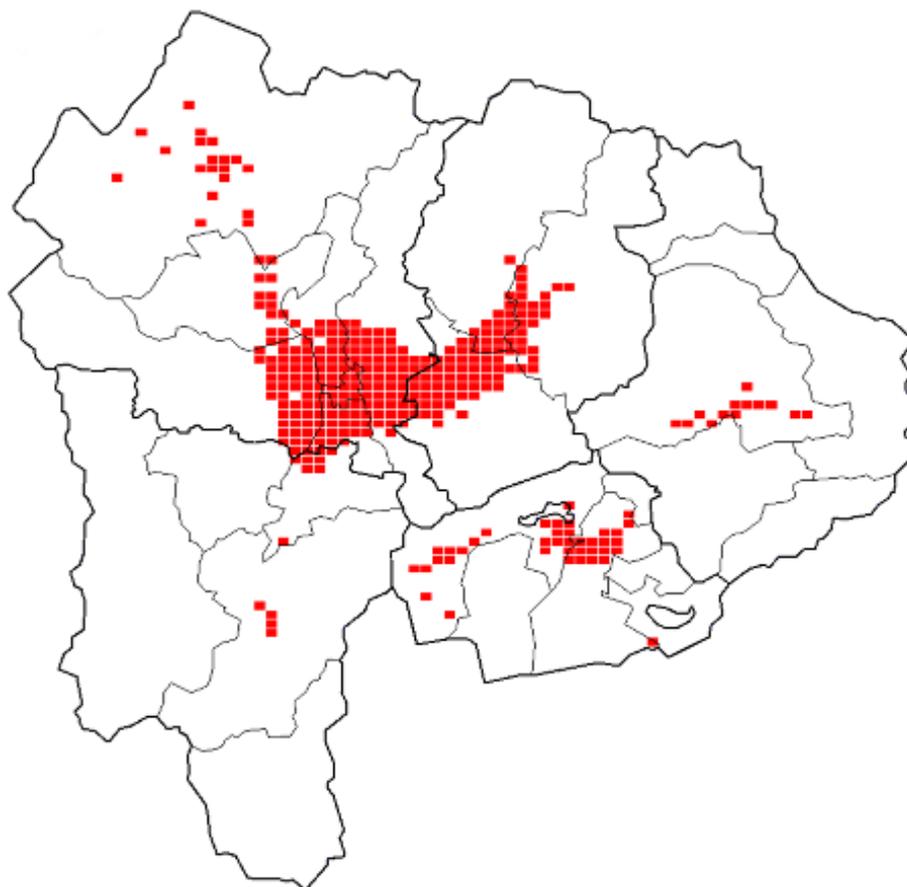
(別表3)大雨注意報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
中北地域	甲府市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	94
	韮崎市	R1=30	97
	南アルプス市	R1=30	89
	北杜市	R1=40	81
	甲斐市	R1=30	96
	中央市	R3=40	103
	昭和町	R3=40	110
峡東地域	山梨市	R1=30	94
	笛吹市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	93
	甲州市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R3=50	93
峡南地域	市川三郷町	R1=40	122
	早川町	R1=40	100
	身延町	R1=40	122
	南部町	R1=60	111
	富士川町	R1=40	100
東部	都留市	R1=40	120
	大月市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=50	117
	上野原市	R1=40	117
	道志村	R1=40	129
	小菅村	R1=40	129
	丹波山村	R3=70	127
富士五湖	富士吉田市	R1=40	109
	西桂町	R1=40	112
	忍野村	R1=40	114
	山中湖村	R1=40	109
	鳴沢村	R1=40	115
	富士河口湖町	平坦地：R3=50 平坦地以外：R1=30	107

(別表4)洪水注意報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
中北地域	甲府市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	平等川流域=7, 芦川流域=14	—
	釜崎市	R1=30	御勅使川流域=9, 須玉川流域=10, 小武川流域=12	平坦地：R1=20 かつ 釜無川流域=31
	南アルプス市	R1=30	御勅使川流域=7	平坦地：R1=25 かつ 釜無川流域=17
	北杜市	R1=40	鳩川流域=6, 甲川流域=6, 須玉川流域=8	—
	甲斐市	R1=30	—	平坦地：R3=30 かつ 釜無川流域=17
	中央市	R3=40	—	—
	昭和町	R3=40	—	—
峡東地域	山梨市	R1=30	平等川流域=8, 日川流域=9, 重川流域=13, 鼓川流域=6	—
	笛吹市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	平等川流域=9, 金川流域=7, 日川流域=11, 芦川流域=13	—
	甲州市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R3=50	日川流域=8, 重川流域=12	—
峡南地域	市川三郷町	R1=40	芦川流域=10	平坦地：R1=25 かつ 釜無川流域=17
	早川町	R1=40	早川流域=30, 雨畑川流域=12	—
	身延町	R1=40	相又川流域=10, 常葉川流域=14, 早川流域=33	平坦地：R1=20 かつ 富士川流域=46
	南部町	R1=60	佐野川流域=13	R1=50 かつ 富士川流域=28
	富士川町	R1=40	大柳川流域=9	—
東部	都留市	R1=40	桂川流域=26, 菅野川流域=13	R3=40 かつ 桂川流域=15
	大月市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=50	桂川流域=27, 葛野川流域=9, 笹子川流域=14	平坦地：R3=80 かつ 桂川流域=25
	上野原市	R1=40	桂川流域=43, 秋山川流域=10, 鶴川流域=13	R3=40 かつ 桂川流域=28
	道志村	R1=40	道志川流域=14	—
	小菅村	R1=40	小菅川流域=7	—
	丹波山村	R3=70	—	—
富士五湖	富士吉田市	R1=40	桂川流域=15	平坦地：R3=30 かつ 桂川流域=13
	西桂町	R1=40	桂川流域=23	R3=70 かつ 桂川流域=21
	忍野村	R1=40	桂川流域=15	R1=20 かつ 桂川流域=11
	山中湖村	R1=40	桂川流域=14	R3=70 かつ 桂川流域=10
	鳴沢村	R1=40	—	—
	富士河口湖町	平坦地：R3=50 平坦地以外：R1=30	—	—

(別添1)「平坦地、平坦地以外」の地域区分図



■: 平坦地(概ね傾斜が 30‰ (パーミル)以下で都市化率が25%以上の地域)
 (無表示は平坦地以外を示す)

ウ 警報・注意報の切替・解除

警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

エ 記録的短時間大雨情報の発表基準

標 題	発 表 基 準
山梨県記録的短時間大雨情報	県内気象官署、地域気象(雨量)観測所又は、解析雨量で、1時間に100mm以上の降雨を観測又は、解析したとき

オ 甲府地方気象台の伝達経路



(注) 全ての注意報・警報は、全機関(NTT東日本、又はNTT西日本へは、警報に関する事項のみがオンライン伝達される)に伝達。ただし、JR東日本八王子支社へは、指定河川洪水予報のみが伝達される。情報は、種類によって上記伝達先の一部を省略し、伝達することがある。

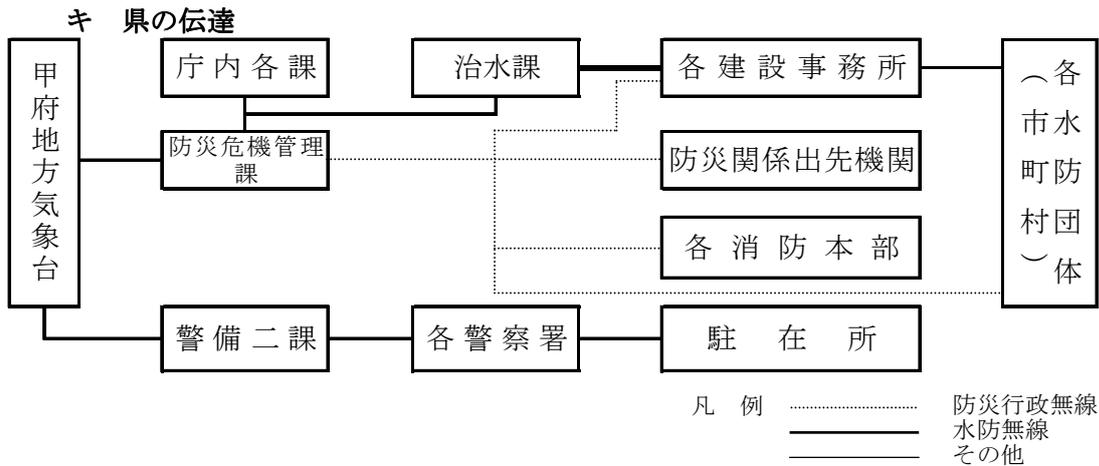
凡 例	
— 法令(気象業務法等)による通知系統	△ オンライン
— 法令(気象業務法等)による公衆への周知 依頼及び周知系統	▽ 電話FAX
— その他(行政協定等)による伝達系統	□ 県防災行政無線
* 法令により、気象台から警報事項を 受領する機関	◇ 市町村防災無線等
	☆ 防災情報提供システム
	◎ 防災情報提供システム(インターネット)

※防災情報提供システム(インターネット)
地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減に一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県・市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

カ NTTの扱う警報の伝達

扱う警報の種類：気象警報、洪水警報





(2) 山梨県県土整備部砂防課と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用することを目的とした情報である。

ア 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村（平成22年3月末現在）を最小単位とし、昭和町を除く市町村を対象とする。

イ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

発表基準

発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予報で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

解除基準

解除基準は、監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、あわせて土壌雨量指数の2段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。

ウ 伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達は、「第2節、1 予報・警報の受理、伝達（1）オ 甲府地方気象台の伝達経路」による。

(3) 国土交通省と気象庁とが共同して発表する洪水予報（富士川（釜無川を含む）及び笛吹川洪水予報）

ア 洪水予報の発表

洪水予報は、甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が共同発表する。

イ 洪水予報指定区間

富士川（釜無川を含む）	韮崎市の武田橋から海まで
笛吹川	山梨市の岩手橋から富士川合流点まで

ウ 洪水予報の種類

洪水注意報：はん濫注意情報
 洪水警報：はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報

エ 伝達経路

甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台から関係機関への伝達は、「第4節、6 富士川（釜無川を含む）及び笛吹川洪水予報、(4) 通報伝達系統」による。

(4) 県と気象庁とが共同して発表する洪水予報(富士川水系荒川洪水予報及び塩川洪水予報)

ア 洪水予報の発表

荒川洪水予報は、山梨県中北建設事務所と甲府地方気象台が、塩川洪水予報は、山梨県中北建設事務所峡北支所と甲府地方気象台が共同発表する。

イ 洪水予報発表区間

荒川 甲府市飯田の長松寺橋から笛吹川合流点まで
塩川 須玉川合流点から塩川橋まで

ウ 洪水予報の種類

洪水注意報：はん濫注意情報

洪水警報：はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報

エ 伝達経路

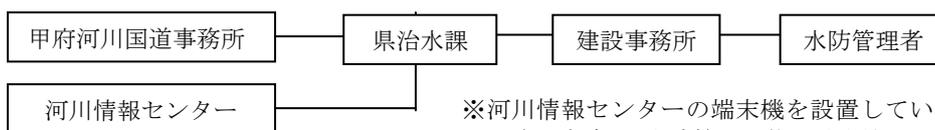
荒川洪水予報については山梨県中北建設事務所から、塩川洪水予報については山梨県中北建設事務所峡北支所から関係市町村へ伝達。甲府地方気象台から関係機関への伝達は、「第2節、1 予報・警報の受理、伝達 オ 甲府地方気象台の伝達経路」による。

(5) 国土交通省及び県の機関が発表する警報(水防警報)

ア 水防警報の種類

待機、準備、出動、指示及び解除の5種類とする。

イ 伝達系統



※河川情報センターの端末機を設置している県建設事務所、水防管理団体も端末機から情報を得ることができる。

(6) 市町村の発表する警報(火災警報)

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、市町村長が発表する。

(注) 甲府地方気象台は次の条件に該当すると予想されるとき、又は該当したときは、

消防法第22条第1項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報する。

- ① 実効湿度60%以下で最小湿度35%以下となり最大風速7m/s以上吹く見込みのとき。
- ② 実効湿度50%以下で最小湿度25%以下となる見込みのとき。
- ③ 最大風速が12メートル(甲府地方気象台の観測値は14メートル以上を目安とする)以上吹く見込みのとき(降雨・降雪中、又は、まもなく降り出すと予想されるときは通報しないこともある)。

2 異常現象発見時の通報、伝達

(1) 異常現象発見時の通報、伝達

- ・ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市町村長又は警察官に通報する。通報を受けた市町村長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。
- ・ 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市町村長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告するものとする。

(2) 通報を要する異常現象

ア 気象関係

強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等

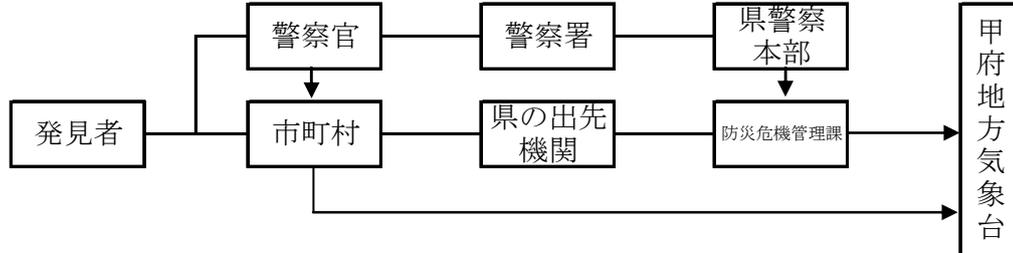
イ 地震関係

頻発地震、地割れ、山崩れ、断層などの地変現象、地鳴りなどの付随現象等

ウ 火山関係

※詳細は火山編第2章第5節2を参照

(3) 伝達系統



3 被害情報の収集伝達

(1) 被害情報の収集伝達

- 山梨県防災行政無線により被害情報を収集伝達するとともに地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用に努める。
- 被害情報の収集伝達は、状況に応じて電話、FAX、インターネット等の通信手段を活用する。
- 各通信手段の利用方法については、平常時より使用方法について習得しておく。

(2) 非常無線等の活用

- N T T回線途絶のときには、非常通信協議会の設備等を活用する。（本章第3節参照）

(3) 被害規模の早期把握のための活動

ア 県などが行う情報収集

- 県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。
- 国又は県は、土石流や地すべりなどによる重大な土砂災害が急迫した場合、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域や時期などの土砂災害緊急情報について、市町村長、関係機関等に周知する。

イ 消防防災ヘリコプターによる情報収集

県は、状況に応じて消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの映像情報等により、被害情報の収集を行う。

(4) 被害情報の収集・連絡

- 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。

ただし、消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」（資料編I「被害情報収集・伝達マニュアル」参照）の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、市町村は、直接消防庁に対し報告をするものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。

- 消防機関は、119番通報が殺到した場合には、その情報を直ちに県及び消防庁

に報告するものとする。

- ・ 市町村は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したとき、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。
- ・ 県は、消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」（資料編Ⅰ「被害情報収集・伝達マニュアル」参照）により、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。市町村からの報告を待たずして情報を入手した場合についても同様とする。
また、県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡するものとする。
- ・ 報告ルートは、資料編Ⅰ「被害情報収集・伝達マニュアル」参照

区分		通常時(9:30~18:15) ※消防庁応急対策室	夜間(18:15~9:30)・休日等 ※消防庁宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	96-90-49013	96-90-49102
	FAX	96-90-49033	96-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	916-048-500-90-49013	916-048-500-90-49102
	FAX	916-048-500-90-49033	916-048-500-90-49036

(5) 応急対策活動情報の連絡

- ・ 市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性の有無等を連絡するものとする。
また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。
- ・ 県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、国の非常災害対策本部(以下「非常本部」という。)等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関にあっても、自ら実施する応急対策の活動状況を国の非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ県、公共機関等に連絡するものとする。

(6) 報告の種類・様式

ア 市町村

「被害情報収集・伝達マニュアル」（資料編Ⅰ）に基づき報告を行うものとする。

①災害報告取扱要領

- ・ 災害確定報告・・・第1号様式
- ・ 災害中間報告・・・第2号様式
- ・ 災害年報・・・第3号様式

②火災・災害等即報要領

- ・ 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式
- ・ 救急、救助事故報告・・・第3号様式
- ・ 災害即報・・・第4号様式(その1、2)

③その外、県マニュアル等で指定した報告及び様式

イ 県

県は、消防組織法第40条に基づく「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」により消防庁に報告する。

なお、確定報告については、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法第53条第2項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第40条に基づく消防庁長官あて文書を各1部ずつ消防庁に提出する。

ウ 他の法令に基づく被害報告

- ① 消防組織法に基づく火災報告(消防防災班)
- ② 厚生労働省通達に基づく精神科病院等の被害報告(障害福祉班、医務班)
- ③ 厚生労働省通達に基づく水道の被害報告(衛生薬務班)

- ④ 災害防疫実施要綱に基づく被害報告(健康増進班)
- ⑤ 農林水産業被害報告要領に基づく災害報告(農業技術班・森林環境総務班)
- ⑥ 農地農業用施設災害復旧事業取扱要綱に基づく災害報告(耕地班)
- ⑦ 中小企業関係被害状況報告要領に基づく被害報告(産業政策班)
- ⑧ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令に基づく災害報告(治水班)
- ⑨ 国土交通省通達に基づく都市災害の被害報告(都市計画班)
- ⑩ 公営住宅法に基づく被害報告(建築住宅班)
- ⑪ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害報告(学校施設班)
- ⑫ 文化財保護法に基づく被害報告(学術文化財班)

4 災害広報

県は、災害が発生したとき、防災機関等から連絡を受けた災害情報を速やかに市町村、防災関係機関等へ連絡する。

県は、市町村、防災関係機関等からの被害情報の収集を図り、多様な情報伝達手段により、報道機関等の協力を得て、罹災者に即時性のある正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努める。広報にあたっては、外国人や障害者・高齢者等の災害時要援護者に対しても十分留意し適切な広報に努める。

(1) 県による広報

ア 広報体制

県本部が設置されたときは、広聴広報班は事務局報道班(班長・広聴広報課長)の指示により、県民等への災害情報を提供する。

県は、災害情報の収集・伝達にあたり関係機関相互の連携による、正確で効率的な広報体制の整備に努める。

イ 広報資料の収集

災害情報の収集は、前記4被害情報の収集伝達による。

その他の情報は、各市町村及び各地方連絡本部等を通じ資料の収集に努める。

ウ 広報内容

- ① 災害情報及び県の防災体制
- ② 被害状況及び応急対策実施状況
- ③ 公共施設の被災状況及び復旧の見通し
- ④ 被災者に対する注意事項
- ⑤ 一般住民に対する協力要請
- ⑥ 安否、避難所、医療等の生活関連情報
(県と市町村との情報提供区分を明確にする。)
- ⑦ ボランティアに対する被災地のニーズ等の広報

エ 広報の方法

- ① テレビ、ラジオ、新聞等報道機関による報道
- ② 広報誌の掲示、チラシ等の配付による報道
- ③ 広報車の巡回広報、ヘリコプター等による報道
- ④ 広報誌、チラシ等の印刷のための印刷所の指定
- ⑤ 県民からの各種問い合わせ等に対し、マルチメディアを利用した積極的な情報提供
- ⑥ 地域に密着した情報提供を行うため、自主番組の作成を行っているCATV局に広報放送の協力要請
- ⑦ 山梨県ホームページ等インターネットによる情報提供

オ 県民からの問い合わせに対する対応

県、市町村等は、必要に応じ発災後速やかに県民等からの問い合わせに対応する

専用電話等を備えた窓口の開設、人員の配置等体制の整備を図る。

県民等からの情報ニーズを見極め、必要な情報の収集・整理を行う。

カ 国会、中央官庁等に対する広報

必要なときは、東京地方連絡本部を通じて行う。

(2) 概ね次の事項に重点をおいて広報を行うものとする。

- ① 災害警備活動状況
- ② 県警本部で収集した災害情報及び被害状況
- ③ 交通の状況と交通規制実施状況
- ④ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- ⑤ 犯罪予防等のため住民のとるべき措置
- ⑥ その他混乱防止のための必要かつ正確な情報

(3) 市町村による広報

市町村地域防災計画の定めるところにより、概ね次の事項に重点をおいて広報を行うものとする。なお、平時から、全ての住民に広報が伝達されるようその手法について検討に努めるものとする。

- ① 災害時における住民の心構え
- ② 避難の勧告、指示事項
- ③ 災害情報及び市町村の防災体制
- ④ 被害状況及び応急対策実施状況
- ⑤ 被災者に必要な生活情報
- ⑥ 一般住民に対する注意事項

(4) 防災関係機関による広報

防災関係機関は、防災業務計画の定めるところにより、所管業務、施設等の災害に関して、全ての住民に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な広報を行うものとする。

報道機関	臨時の措置を講じて災害に関する取材事項、関係機関からの通報事項等を報道し、住民への周知に努める。 なお、広報内容については、広報と同時に県本部に通知する。
電力供給機関	被害箇所、復旧見通し、感電傷害防止等について、報道機関・自治体の防災行政無線並びに広報車等を通じて広報する。
ガス供給機関	被害箇所、復旧見通し、ガス漏れ事故防止等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。
N T T	被害箇所、復旧見通し、応急措置等について、報道機関及び広報車等を通じて広報する。
JR・私鉄・バス	被害箇所、復旧見通し、運行状況等について、報道機関及び駅構内の掲示板、案内所等を通じて広報する。
道路管理者	被害箇所、復旧見通し、迂回路等について、報道機関及び標識等を通じて広報する。
その他	他の防災関係機関は、災害の状況に応じた適切な広報活動を行う。

第3節 通信の確保

1 通信手段の確保

防災関係機関は、災害時には公衆電気通信設備を優先的に使用できるほか、他の機関の通信設備も活用できるが、平常時から災害時における多ルートの通信手段の確保に努めるものとする。

(1) 県と国及び他都道府県との通信手段

県庁と消防庁とは消防防災無線、国土交通省とは国土交通省無線、内閣府とは中央防災無線により通信手段を確保している。(参照：国と県の回線構成図)

災害時には、これら回線を利用して、消防庁、国土交通省及び内閣府との情報交換を行う。なお、回線の利用方法は、「山梨県防災行政無線利用の手引き」(以下「手引き」という。)による。

また、自治体衛星通信機構の通信衛星「スーパーバード」を使用した衛星回線でも消防庁及び他都道府県との通信ができる。(参照：地域衛星通信ネットワーク構成図)

(2) 県と県内防災関係機関との通信手段

県庁と各合同庁舎及び単独事務所とは、地上回線及び衛星回線により通信手段を確保している。

県庁と各市町村間は、地上回線、衛星回線により通信手段を確保している。(参照：山梨県防災行政無線回線構成図)

また、防災関連機関(山梨県防災行政無線回線構成図に示す機関)へも、260MHZ デジタル無線を使用し通信を確保している。

災害時には、これらの回線を利用して災害情報等を交換する。

さらに、県本部と災害現地との情報通信手段として、可搬型衛星地球局を搭載した移動無線車を配備し、回線の確保を図る。

(3) NTTの措置

ア 非常・緊急通話

災害発生時の非常事態又は緊急事態に、防災関係機関等が、救援、交通、通信、電力の確保、復旧や秩序維持のために必要な事項を内容とする通話を、「102」番にダイヤルすることにより、他の交換手扱い通話に優先してつなぐ。

イ 電話利用制限と重要通信の確保

災害時の緊急通信を確保するため、一般の問い合わせ、見舞等の通話を制限し、県本部、警察、消防、病院等の通信を優先する措置をとる。

ウ 移動無線機の配置

各事業所に可搬式移動無線機を設置し、緊急電話に備える。

エ 電源の確保

長時間停電に備え、各事業所に予備発電機をはじめ、移動用電源車、携帯用発電機等を配備し、通信の中断のないよう措置する。

(4) 携帯電話事業者の措置

長時間停電に備え、予備発電機をはじめ、移動用電源車、携帯用発電機等を配備し、通信の中断のないよう努める。

(5) 他の機関の通信施設の利用

加入電話、防災行政無線等が使用不能になったときは、警察、消防、鉄道事業、電力事業等の通信施設を利用する。

(6) 非常通信協議会の利用

加入電話、防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その通信施設を利用するものとする。

ア 非常通信の依頼方法

一通の通信文の字数は 200 字以内とし、発信人及び受信人の住所、氏名、電話番号を記入し、余白に「非常」と記入する。

イ 非常通信等の内容

人命の救助に関するもの、緊急を要する情報、県本部活動に必要なもの等

(7) 放送の要請

知事又は市町村長は、利用できる全ての通信の機能がマヒしたとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続きにより、放送局に放送を要請できる。放送要請は、原則として県を窓口にして行う。

放送局名	協定締結年月日	電話番号及び防災行政無線番号		申込窓口
NHK(甲府放送局)	S58.7.1	(055)255-2113	9-220-1-058	放送部
山梨放送	S58.7.1	昼 (055)231-3232 夜 (055)231-3250 090-1555-8222	9-220-1-066	報道制作局報道部 (昼) 報道局報道部 (夜) 報道部長
テレビ山梨	S58.7.1	昼 (055)232-1114 夜 080-3126-4455	9-220-1-067	放送部
エフエム富士	H2.2.28	(055)228-6969	9-220-1-068	

2 防災行政無線移動系システムの運用

災害発生時においては、移動系システムを利用して各地の被害情報の収集を行う。
(参照：山梨県新防災無線移動系設備一覧表(陸上移動局))

3 通信の運用と統制

山梨県防災行政無線の管理・運用は別に定める「山梨県防災行政無線網関係規定集」に基づき行う。統制管理者(防災危機管理課長)は、災害時等において緊急通信を行うとき、その他特に必要と認めるときは、通信の統制を行う。通信管理者(各無線局の責任者)は、統制管理者の命に基づき各無線局の無線従事者に指令を発する。無線従事者は、その命に従い通信統制を行う。(参照:通信統制系統図)

4 気象情報の配信について

気象情報は、甲府地方気象台から配信される各種気象情報を受信し、防災行政無線回線等により、市町村、消防本部、防災関係機関等に配信する。

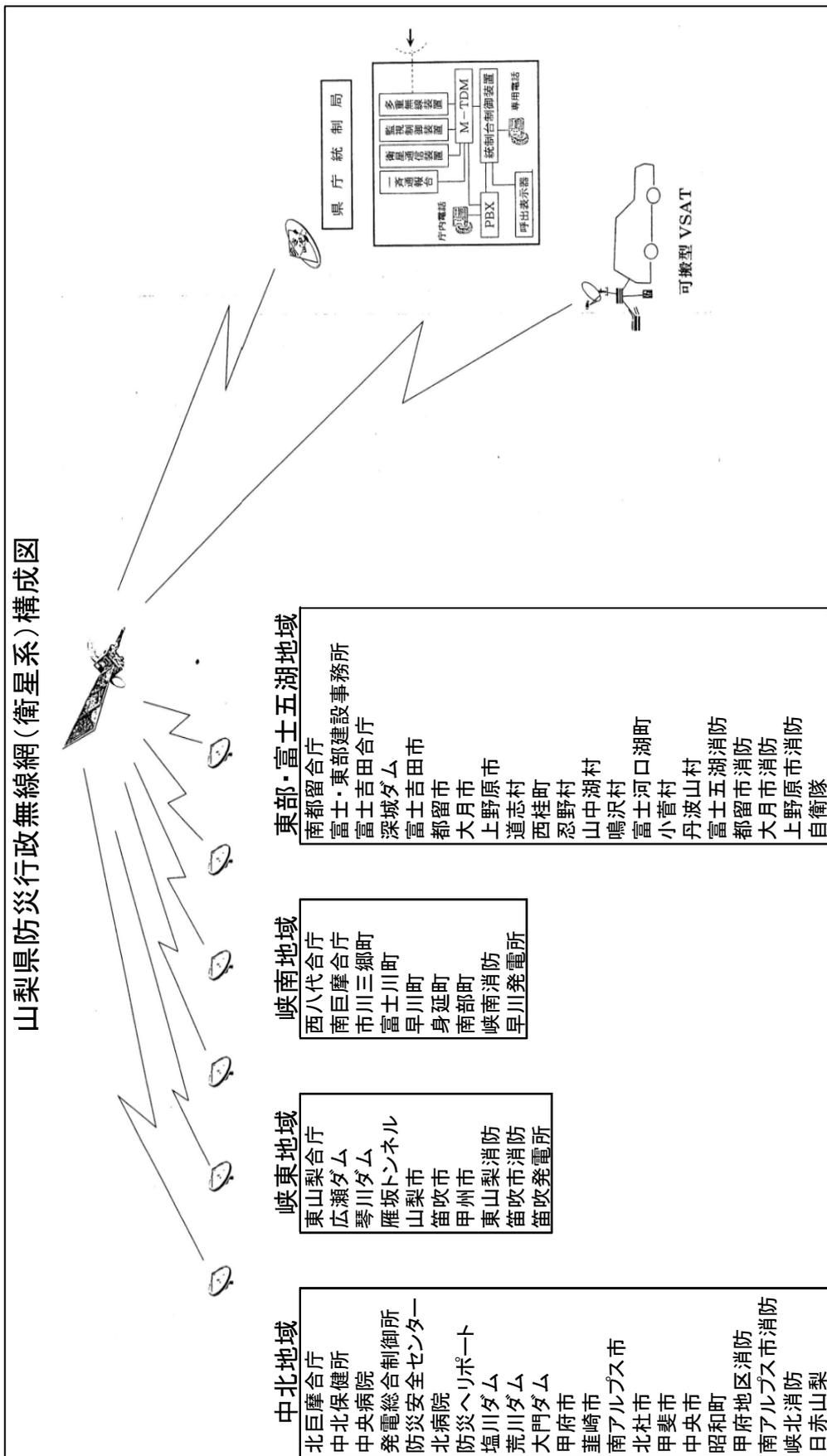
5 アマチュア無線の活用

大規模地震等による災害時において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、アマチュア無線連盟との協定によりアマチュア無線の活用を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努めるものとする。

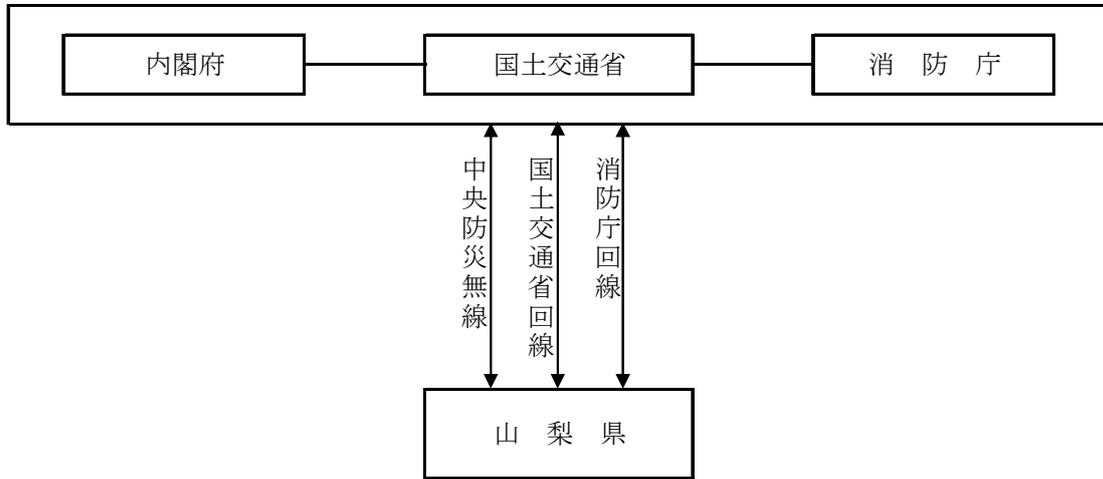
6 インターネットシステムの活用

山梨県ホームページ等、インターネットによる情報提供を行なう。
インターネットによる災害情報の URL は、<http://www.pref.yamanashi.jp/> である。

山梨県防災無線網(衛星系)構成図



国と山梨県の回線構成図



山梨県防災行政無線(半固定型)一覧表

半固定型(出力5W)

No.	識別信号	常置場所
1	やまなし001	知事宅
2	やまなし002	副知事宅
3	やまなし003	総務部長宅
4	やまなし004	防災危機管理監宅
5	やまなし005	防災対策専門監宅
6	やまなし006	秘書課長宅
7	やまなし007	防災危機管理課長宅
8	やまなし008	甲府市
9	やまなし009	富士吉田市
10	やまなし010	都留市
11	やまなし011	山梨市
12	やまなし012	大月市
13	やまなし013	韮崎市
14	やまなし014	南アルプス市
15	やまなし015	北杜市
16	やまなし016	甲斐市
17	やまなし017	笛吹市
18	やまなし018	上野原市
19	やまなし019	甲州市
20	やまなし020	中央市
21	やまなし021	市川三郷町
22	やまなし022	富士川町
24	やまなし024	早川町
25	やまなし025	身延町
26	やまなし026	南部町
27	やまなし027	昭和町
28	やまなし028	道志村
29	やまなし029	西桂町
30	やまなし030	忍野村
31	やまなし031	山中湖村
32	やまなし032	鳴沢村
33	やまなし033	富士河口湖町
34	やまなし034	小菅村
35	やまなし035	丹波山村
36	やまなし036	甲府地区広域行政事務組合消防本部
37	やまなし037	都留市消防本部
38	やまなし038	富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部
39	やまなし039	大月市消防本部
40	やまなし040	峡北広域行政事務組合消防本部
41	やまなし041	笛吹市消防本部
42	やまなし042	峡南広域行政組合消防本部
43	やまなし043	東山梨行政事務組合東山梨消防本部
44	やまなし044	上野原市消防本部
45	やまなし045	南アルプス市消防本部
46	やまなし046	関東森林管理局山梨森林管理事務所
47	やまなし047	関東財務局甲府財務事務所
48	やまなし048	関東農政局山梨農政事務所
49	やまなし049	関東運輸局山梨運輸支局
50	やまなし050	山梨労働局
51	やまなし051	陸上自衛隊第1特科隊
52	やまなし052	山梨県市長会
53	やまなし053	山梨県町村会
54	やまなし054	東日本旅客鉄道(株)甲府地区センター
55	やまなし055	NTT東日本(株)山梨支店
56	やまなし056	日本銀行甲府支店
57	やまなし057	日本赤十字社山梨県支部
58	やまなし058	日本放送協会甲府放送局
59	やまなし059	中日本高速道路(株)八王子支社甲府保全・サービスセンター
60	やまなし060	中日本高速道路(株)八王子支社大月保全・サービスセンター
61	やまなし061	日本通運(株)山梨支店
62	やまなし062	東京電力(株)山梨支店
63	やまなし063	東京ガス山梨(株)

No.	識別信号	常置場所
64	やまなし064	(株)NTTドコモ山梨支店
65	やまなし065	郵便事業(株)甲府支店
66	やまなし066	(株)山梨放送
67	やまなし067	(株)テレビ山梨
68	やまなし068	(株)エフエム富士
69	やまなし069	山梨交通(株)
70	やまなし070	富士急行(株)
71	やまなし071	(社)山梨県トラック協会
72	やまなし072	吉田瓦斯(株)
73	やまなし073	(社)山梨県医師会
74	やまなし074	(社)山梨県LPガス協会
75	やまなし075	山梨県道路公社
76	やまなし076	(社)山梨県看護協会
77	やまなし077	(社)山梨県バス協会
78	やまなし078	(社会福祉)山梨県社会福祉協議会
79	やまなし079	(NPO)山梨県ボランティア協会
80	やまなし080	(社)山梨県建築士会
81	やまなし081	山梨大学医学部付属病院
82	やまなし082	山梨赤十字病院
83	やまなし083	市立甲府病院
84	やまなし084	山梨厚生病院
85	やまなし085	笛吹市中央病院
86	やまなし086	社会保険鵜沢病院
87	やまなし087	韭崎市立病院
88	やまなし088	巨摩共立病院
89	やまなし089	富士吉田市立病院
90	やまなし090	大月市立中央病院
91	やまなし091	富士北麓公園
92	やまなし092	櫛形総合公園
93	やまなし093	富士川クラフトパーク
94	やまなし094	防災安全センター
95	やまなし095	緑が丘スポーツ公園
96	やまなし096	笛吹川フルーツ公園
97	やまなし097	菅根丘陵公園
98	やまなし098	(株)岡島
99	やまなし099	(株)日向
101	やまなし101	(株)いちやまマート
102	やまなし102	(株)オギノ
103	やまなし103	(株)くろがねや
104	やまなし104	生活協同組合市民生協やまなし
105	やまなし105	生活協同組合コープやまなし
106	やまなし106	生活クラブ生活協同組合
107	やまなし107	(社)山梨県電気設備協会
108	やまなし108	(社)山梨県消防設備協会
109	やまなし109	(社)山梨県管工事協会
110	やまなし110	(社)山梨県治山林道協会
111	やまなし111	(社)山梨県建設業協会
112	やまなし112	(社)山梨県警備業協会
113	やまなし113	赤帽山梨県軽自動車運送協同組合
115	やまなし115	(社)山梨県産業廃棄物協会
116	やまなし116	防災航空隊
117	やまなし117	北病院
118	やまなし118	環境科学研究所
119	やまなし119	広瀬ダム
120	やまなし120	琴川ダム
121	やまなし121	荒川ダム管理事務所
122	やまなし122	塩川ダム
123	やまなし123	大門ダム
124	やまなし124	中北保健所
125	やまなし125	新環状・西関東道路建設事務所
126	やまなし126	(株)山交百貨店

No.	識別信号	常置場所
127	やまなし127	(社)山梨県建設業協会甲府支部
128	やまなし128	(社)山梨県建設業協会塩山支部
129	やまなし129	(社)山梨県建設業協会石和支部
130	やまなし130	(社)山梨県建設業協会市川支部
131	やまなし131	(社)山梨県建設業協会身延支部
132	やまなし132	(社)山梨県建設業協会韭崎支部
133	やまなし133	(社)山梨県建設業協会都留支部
134	やまなし134	(社)山梨県建設業協会大月支部
135	やまなし135	(社)山梨県測量設計業協会
136	やまなし136	山梨県建設コンサルタント協会事務局
137	やまなし137	山梨県建設技術センター

山梨県防災行政無線(半固定型以外)一覧表

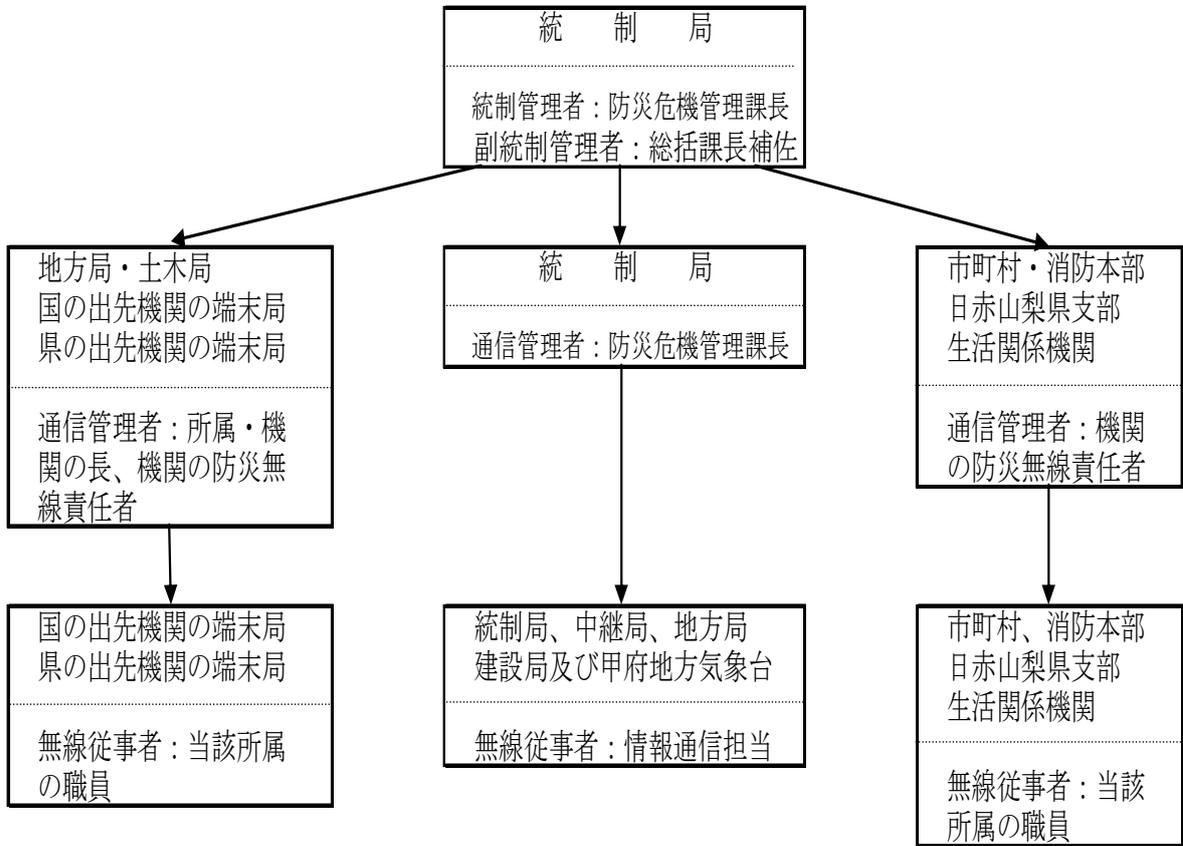
車載型(出力5W)

No.	識別信号	常置場所	使用所属
1	やまなし201	県庁	知事
2	やまなし202	県庁	部長
3	やまなし203	県庁	部長
4	やまなし204	県庁	部長
5	やまなし205	県庁	部長
6	やまなし206	県庁	部長
7	やまなし207	県庁	部長
8	やまなし208	県庁	防災危機管理課
9	やまなし209	県庁	防災危機管理課
10	やまなし210	県庁	防災危機管理課
11	やまなし211	県庁	森林環境総務課
12	やまなし212	県庁	道路維持課
13	やまなし213	県庁	治水課
14	やまなし214	県庁	みどり自然課
15	やまなし215	消防防災航空隊	消防防災航空隊
16	やまなし216	消防防災航空隊	消防防災航空隊
17	やまなし217	荒川ダム	荒川ダム
18	やまなし218	大門ダム	大門ダム
19	やまなし219	広瀬ダム	広瀬ダム
20	やまなし220	塩川ダム	塩川ダム
21	やまなし221	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
22	やまなし222	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
23	やまなし223	北巨摩合同庁舎	中北建設事務所峡北支所
24	やまなし224	北巨摩合同庁舎	中北建設事務所峡北支所
25	やまなし225	北巨摩合同庁舎	中北林務環境事務所
26	やまなし226	北巨摩合同庁舎	中北林務環境事務所
27	やまなし227	中北建設事務所	中北建設事務所
28	やまなし228	中北建設事務所	中北建設事務所
29	やまなし229	南巨摩合同庁舎	峡南地域県民センター
30	やまなし230	西八代合同庁舎	峡南地域県民センター
31	やまなし231	西八代合同庁舎	峡南建設事務所
32	やまなし232	西八代合同庁舎	峡南建設事務所
33	やまなし233	西八代合同庁舎	峡南林務環境事務所
34	やまなし234	西八代合同庁舎	峡南林務環境事務所
35	やまなし235	峡南建設事務所身延管理課	峡南建設事務所身延管理課
36	やまなし236	峡南建設事務所身延管理課	峡南建設事務所身延管理課
37	やまなし237	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
38	やまなし238	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
39	やまなし239	東山梨合同庁舎	峡東建設事務所
40	やまなし240	東山梨合同庁舎	峡東建設事務所
41	やまなし241	東山梨合同庁舎	峡東林務環境事務所
42	やまなし242	東山梨合同庁舎	峡東林務環境事務所
43	やまなし243	南都留合同庁舎	富士・東部県民センター
44	やまなし244	南都留合同庁舎	富士・東部県民センター
45	やまなし245	南都留合同庁舎	富士・東部林務事務所
46	やまなし246	南都留合同庁舎	富士・東部林務事務所
47	やまなし247	富士・東部建設事務所	富士・東部建設事務所
48	やまなし248	富士・東部建設事務所	富士・東部建設事務所
49	やまなし249	富士吉田合同庁舎	富士・東部建設事務所吉田支所
50	やまなし250	富士吉田合同庁舎	富士・東部建設事務所吉田支所

携帯型(出力2W)

No.	識別信号	常置場所	使用所属
1	やまなし301	県庁	防災危機管理課
2	やまなし302	県庁	防災危機管理課
3	やまなし303	県庁	防災危機管理課
4	やまなし304	県庁	防災危機管理課
5	やまなし305	県庁	防災危機管理課
6	やまなし306	県庁	防災危機管理課
7	やまなし307	県庁	防災危機管理課
8	やまなし308	県庁	防災危機管理課
9	やまなし309	県庁	防災危機管理課
10	やまなし310	県庁	防災危機管理課
11	やまなし311	県庁	防災危機管理課
12	やまなし312	県庁	防災危機管理課
13	やまなし313	県庁	防災危機管理課
14	やまなし314	県庁	防災危機管理課
15	やまなし315	県庁	防災危機管理課
16	やまなし316	県庁	防災危機管理課
17	やまなし317	県庁	防災危機管理課
18	やまなし318	県庁	防災危機管理課
19	やまなし319	県庁	秘書課
20	やまなし320	県庁	警察通信部
21	やまなし321	消防防災航空隊	消防防災航空隊
22	やまなし322	消防防災航空隊	消防防災航空隊
23	やまなし323	消防防災航空隊	消防防災航空隊
24	やまなし324	消防防災航空隊	消防防災航空隊
25	やまなし325	消防防災航空隊	消防防災航空隊
26	やまなし326	消防防災航空隊	消防防災航空隊
27	やまなし327	消防防災航空隊	消防防災航空隊
28	やまなし328	消防防災航空隊	消防防災航空隊
29	やまなし329	消防防災航空隊	消防防災航空隊
30	やまなし330	消防防災航空隊	消防防災航空隊
31	やまなし331	消防防災航空隊	消防防災航空隊
32	やまなし332	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
33	やまなし333	北巨摩合同庁舎	中北地域県民センター
34	やまなし334	北巨摩合同庁舎	中北林務環境事務所
35	やまなし335	北巨摩合同庁舎	中北建設事務所峡北支所
36	やまなし336	中北建設事務所	中北建設事務所
37	やまなし337	南巨摩合同庁舎	峡南地域県民センター
38	やまなし338	南巨摩合同庁舎	峡南地域県民センター
39	やまなし339	西八代合同庁舎	峡南建設事務所
40	やまなし340	西八代合同庁舎	峡南林務環境事務所
41	やまなし341	峡南建設事務所身延管理課	峡南建設事務所身延管理課
42	やまなし342	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
43	やまなし343	東山梨合同庁舎	峡東地域県民センター
44	やまなし344	東山梨合同庁舎	峡東林務環境事務所
45	やまなし345	東山梨合同庁舎	峡東建設事務所
46	やまなし346	南都留合同庁舎	富士・東部地域県民センター
47	やまなし347	南都留合同庁舎	富士・東部地域県民センター
48	やまなし348	南都留合同庁舎	富士・東部林務環境事務所
49	やまなし349	富士・東部建設事務所	富士・東部建設事務所
50	やまなし350	富士吉田合同庁舎	富士・東部建設事務所吉田支所

通 信 統 制 系 統 図



第4節 水防対策

1 水防責任

(1) 水防管理団体の責任

水防管理団体たる市町村は、各々その管轄区域内の水防が十分に行われるよう、次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない。

- ア 水防組織の確立
- イ 水防団、消防団の整備
- ウ 水防倉庫、資機材の整備
- エ 通信連絡系統の確立
- オ 平常時における河川、遊水池等の巡視
- カ 水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。

- (ア) 水防に要する費用の自己負担の確保
- (イ) 水防団又は消防団の出動態勢の確保
- (ウ) 通信網の再点検
- (エ) 水防資機材の整備点検、調達並びに輸送の確保
- (オ) 雨量、水位観測を的確に行うこと
- (カ) 堤防、遊水池等決壊並びに決壊後の措置を講ずること
- (キ) 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使
- (ク) 住民の水防活動従事の指示
- (ケ) 警察官の出動を要請すること
- (コ) 避難のための立ち退きの指示
- (サ) 自衛隊の出動を依頼すること（知事を経由する）
- (シ) 水防管理団体相互の協力応援
- (ス) 水防解除の指示
- (セ) 水防てん末報告書の提出

なお、指定水防管理団体は上記の外に義務として、次の事項を必ず行わなければならない。

- ア 水防機関の整備をすること
- イ 水防計画を樹立すること
(水防計画の策定は、水防協議会もしくは防災会議に図って定める)
- ウ 水防団員数を確保すること
- エ 毎年水防訓練を行うこと

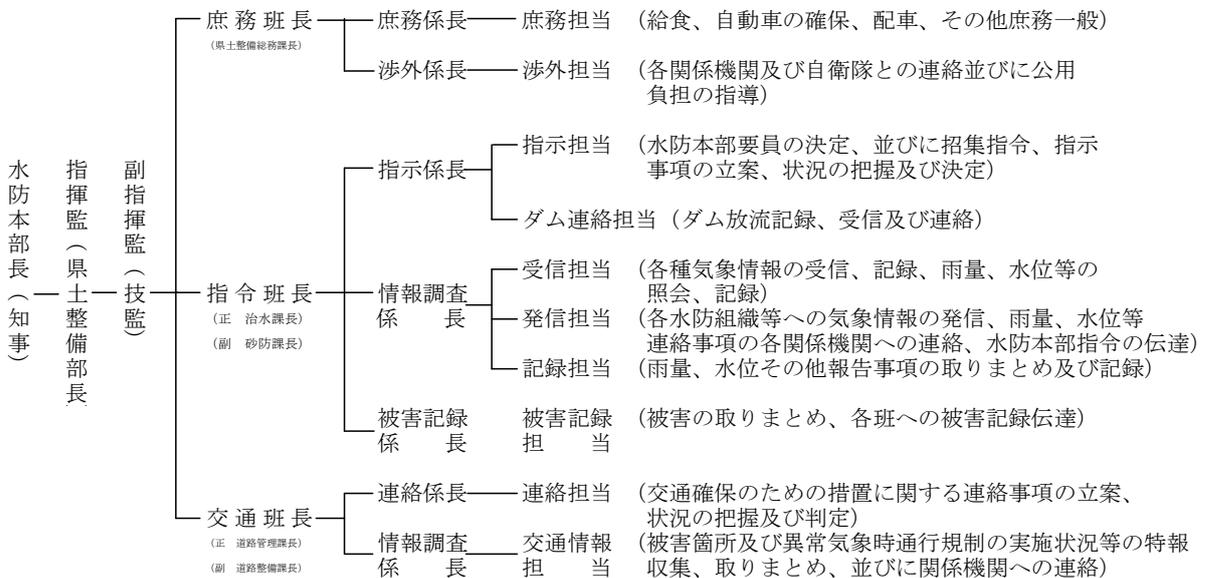
(2) 県の責任

県は、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう、次の事項により水防の確保に努めなければならない。

- ア 水防計画を樹立すること
(水防計画の策定は、水防部会及び防災会議に諮って定める)
- イ 水防事務の調整及び円滑な実施を図ること
- ウ 洪水予報の通知をすること

- エ 水防信号を定めること
- オ 水防警報を発令すること
- カ 水防管理団体へ立ち退きの指示をすること並びに勧告及び助言をすること
- キ 水防上緊急を要する事項の指示をすること
- ク 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定すること
- ケ 水防団員の定員の基準を定めること
- コ 水防管理団体に援助するための水防倉庫及び資機材を整備確保すること
- サ 水防倉庫の設置並びに水防訓練に要する資機材の費用に対し補助すること
- シ 水防に関し必要な報告をさせること

2 県の水防組織



3 監視警戒及び重要水防区域

(1) 監視警戒

ア 常時監視

水防管理者等は、区域内の河川等を随時巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して必要な措置を求める。

イ 非常時監視

水防管理者等は、気象の悪化が予想されるときは、監視警戒を厳重にし、事態に即応した措置を講ずる。

(2) 重要水防区域

土石流危険区域は資料のとおり(重要水防区域は水防計画による)

4 資機材の整備及び輸送

(1) 資機材の整備

指定水防管理団体の重要水防区域内の水防倉庫の備蓄資機材基準は次のとおりである。

品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量
8番鉄線	6,000m	つるはし	3丁	はしご	1丁	鎌	5丁
10番鉄線	5,000m	継むしろ	50枚	バケツ	1個	照明灯(携帯用)	5丁
12番鉄線	4,000m	蛇籠	30本	掛矢	3丁	鉋	5丁
ワイヤー	300m	丸太(長5m末口30cm)	30本	一輪車	3台	鋸	5丁
空俵等	300俵	丸太(長4m末口10cm)	30本	麻縄	200本	ペンチ	3丁
むしろ	300枚	丸太(長5.5m末口12cm)	30本	詰石	若干	足場板	2枚
鋤	10丁	丸太(長2m末口10cm)	100本	予備土	若干	照明器具	若干
スコップ	10丁	机椅子	1式	かすがい	50本	ワイヤーカッター	2丁

(2) 輸送の確保

県建設事務所水防支部及び水防管理団体は、あらゆる非常事態を想定して、水防用資機材・作業員等の輸送を確保するための経路を調査し、万全の措置を講じておく。また、非常時に交通支障箇所等を連絡できる措置を講じておく。

ア 県建設事務所水防支部と水防管理団体間の輸送経路は、県建設事務所水防支部が路線を指示する。水防管理団体は、次の資料を所轄県建設事務所水防支部に提出しておく。

- 付近略図に道路幅員、その他通路のわかる輸送網図
- 万一に備えた多角的輸送路の選定図

イ 道路支障箇所については、道路管理者、市町村長、警察署長等はそれぞれ連絡をとりあう。

5 通信連絡

(1) 水防本部の通信連絡

水防上の必要な情報は、次の手段による。

- 第1連絡 県防災行政無線
- 第2連絡 NTT電話
- 第3連絡 警察電話
- 第4連絡 警察超短波無線
- 第5連絡 JR専用電話
- 第6連絡 電報
- 第7連絡 自動車・鉄道
- 第8連絡 自転車
- 第9連絡 徒歩

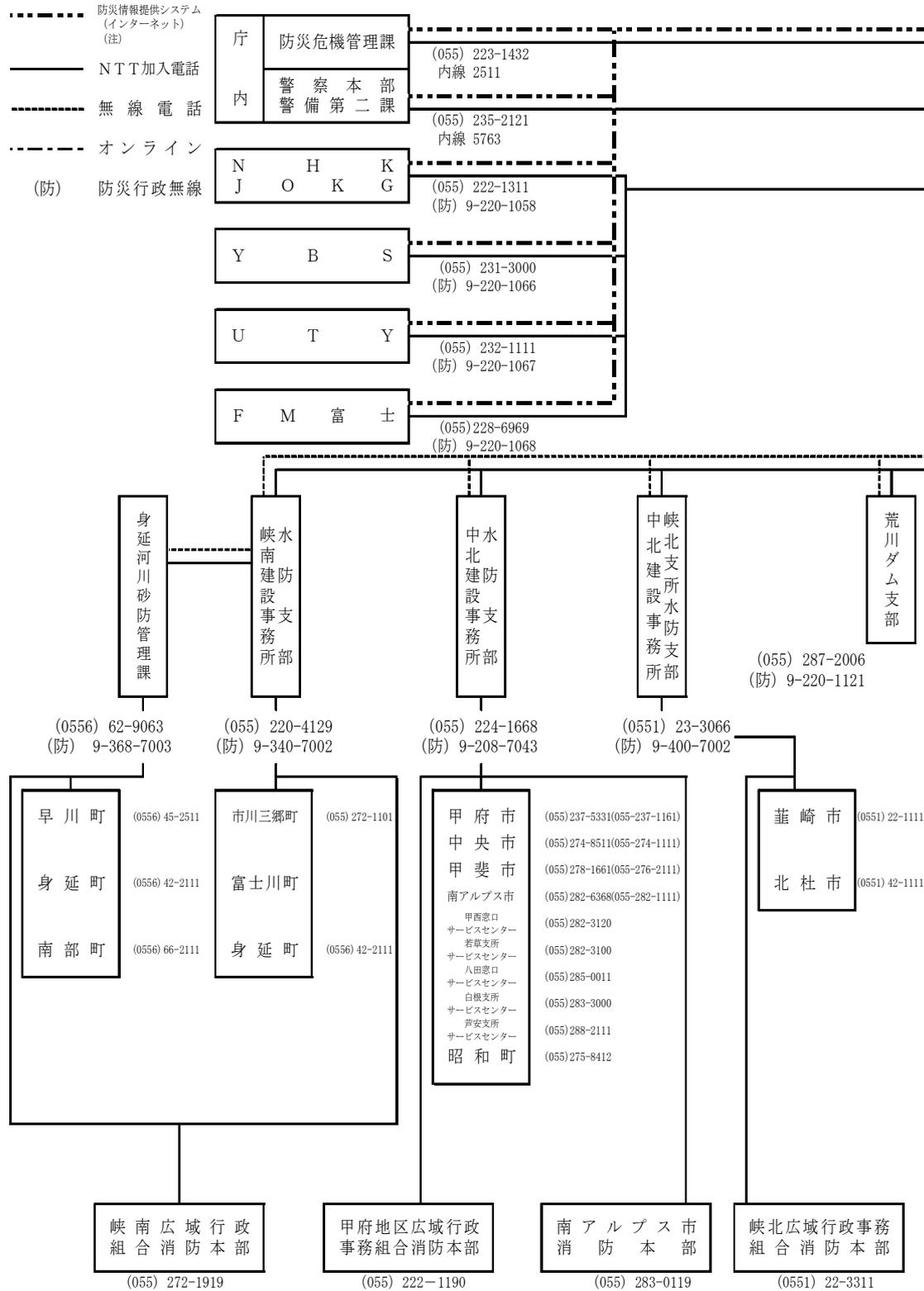
(2) 水防管理団体の通信連絡(別図)

(3) 放送通信施設の利用を必要とする理由

次の事項につき必要なときは、放送局に対し一般放送を要請する。

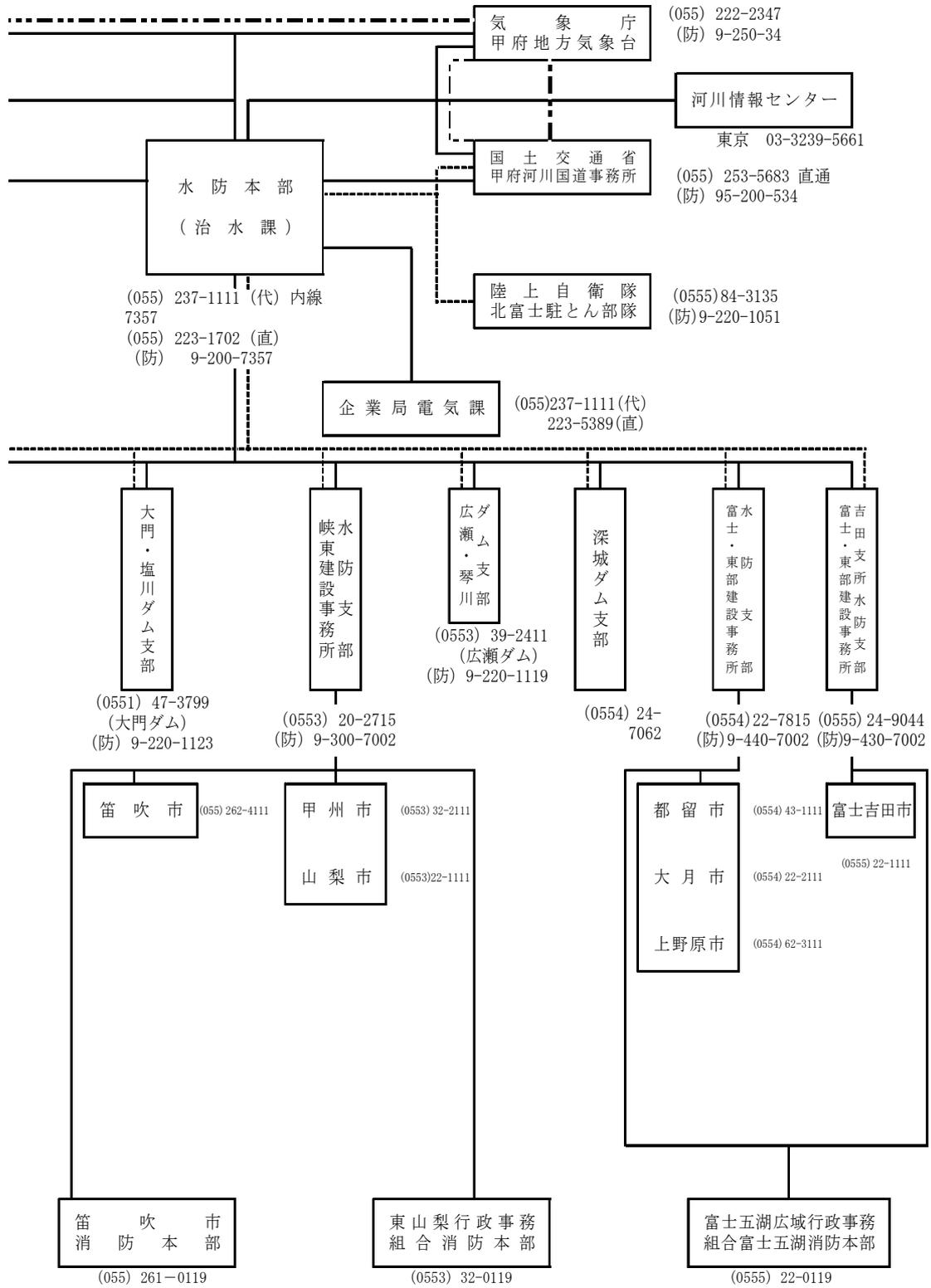
- ア 気象台が行う洪水予報、国土交通省と気象台が共同して行う洪水予報及び国土交通省が行う水防警報
- イ 県水防本部が緊急に水防管理団体に対して発する出動の指示
- ウ 県水防本部が住民に対し避難を開始する必要がある旨を告げる警報
- エ 国土交通省又は県が氾濫状況、氾濫予想区域を県民一般に知らせる

水 防 連 絡



(注) 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

通 信 網 図



6 富士川（釜無川を含む）及び笛吹川洪水予報

国土交通大臣が指定した富士川（釜無川を含む）と笛吹川について、気象庁長官と共同して行う洪水予報の発表は、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長と甲府地方気象台長及び静岡地方気象台長とが共同して行うものとする。

(1) 洪水予報を行う河川名及びその地域

河川名	実施区域		洪水予報基準地点
富士川 (釜無川を含む)	左岸	山梨県韮崎市水神一丁目 4621-4番地先 武田橋から海まで	船 山 橋 清 水 端 南 部
	右岸	山梨県韮崎市神山町大字鍋山 字釜無川河原 武田橋から海まで	
笛吹川	左岸	山梨県山梨市大字七日市場字上川窪 1233-1番地先 岩手橋から富士川合流点まで	石 和
	右岸	山梨県山梨市大字東字御堂淵 453番地先 岩手橋から富士川合流点まで	

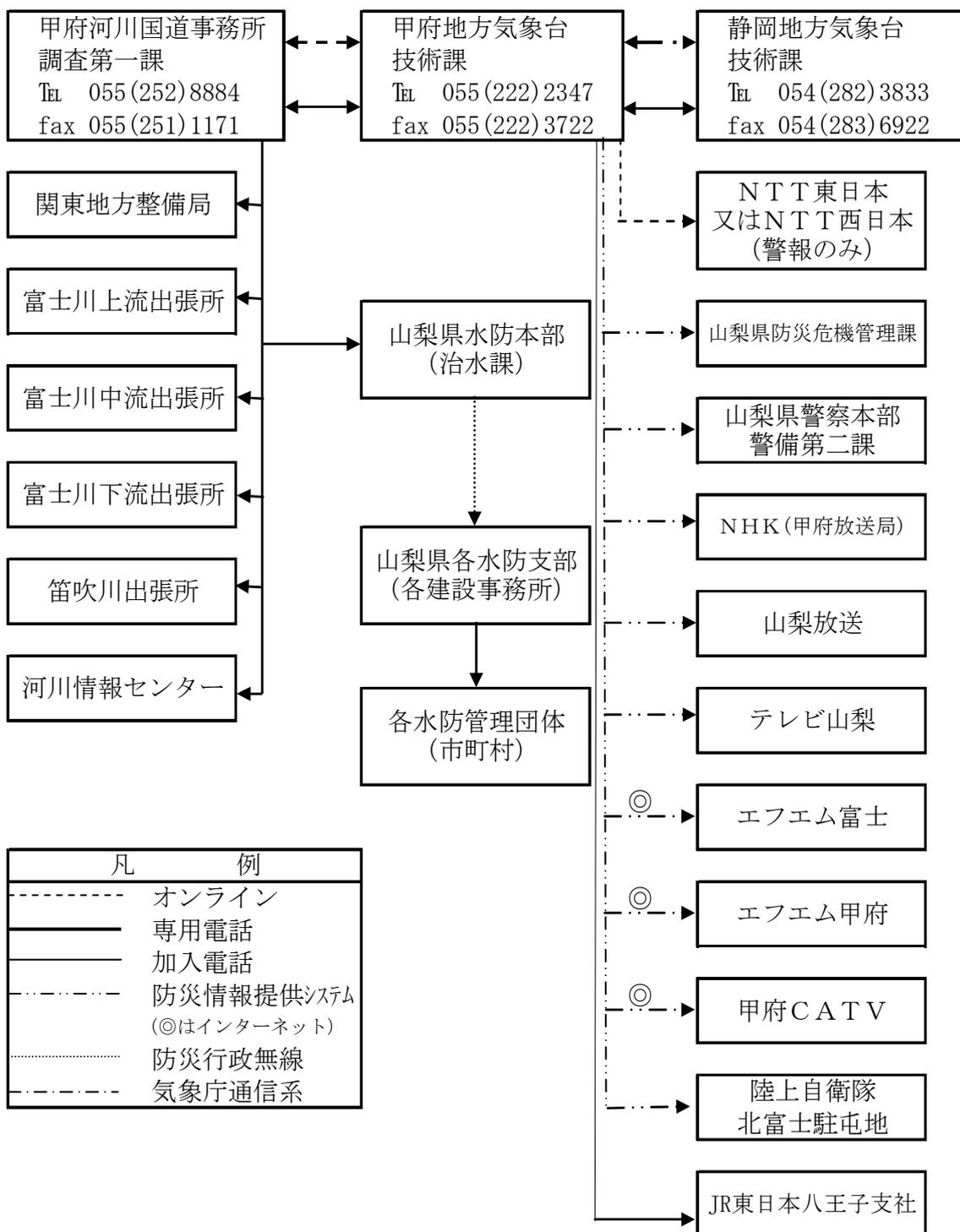
(2) 洪水予報の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所名		水防団 待機水位 (m)	はん濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	はん濫 危険水位 (m)
富士川 (釜無川 を含む)	船山橋	ふなやまばし	1.50	2.00	2.00	2.20
	清水端	しみずばた	3.00	3.40	6.50	7.20
	南部	なんぶ	2.50	3.80	4.20	4.90
笛吹川	石和	いさわ	1.50	2.00	2.90	3.30

(3) 発表及び解除の基準

種類	表題	発表基準	洪水予報の解除
洪水警報	はん濫警戒情報	いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。	洪水予報の終了時期は、洪水による危険がなくなると認められるとき、甲府河川国道事務所と甲府地方気象台が協議の上決定する。
	はん濫危険情報	いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に到達したときに発表する。	
	はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したときに発表する。	
洪水注意報	はん濫注意情報	いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。	

(4) 通報伝達系統



(注1) NTTへの警報の通知は気象業法第13条第1項の洪水警報の通知をもってこれに代える。

※ 静岡県分については、省略する。

7 荒川及び塩川洪水予報

山梨県知事が指定した荒川について気象庁長官と共同して行う洪水予報の発表は、山梨県県土整備部中北建設事務所長と甲府地方気象台長が共同して行うものとする。

山梨県知事が指定した塩川について気象庁長官と共同して行う洪水予報の発表は、山梨県県土整備部中北建設事務所峡北支所長と甲府地方気象台長が共同して行うものとする。

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	実施区域	洪水予報基準地点
荒川	左岸 山梨県甲府市飯田二丁目 46番地先から 笛吹川合流点まで 右岸 山梨県甲府市下飯田一丁目 476番の1地先から 笛吹川合流点まで	荒川水位観測所
塩川	左岸 北杜市明野町上手字下反保 278番-1地先から 甲斐市宇津谷字滝沢 5577番-1地先まで 右岸 韮崎市中田町小田川字ハツ倉 923番-4地先から 韮崎市本町四丁目 3125番地先まで	岩根橋水位観測所

(2) 洪水予報の対象となる基準地点と基準水位

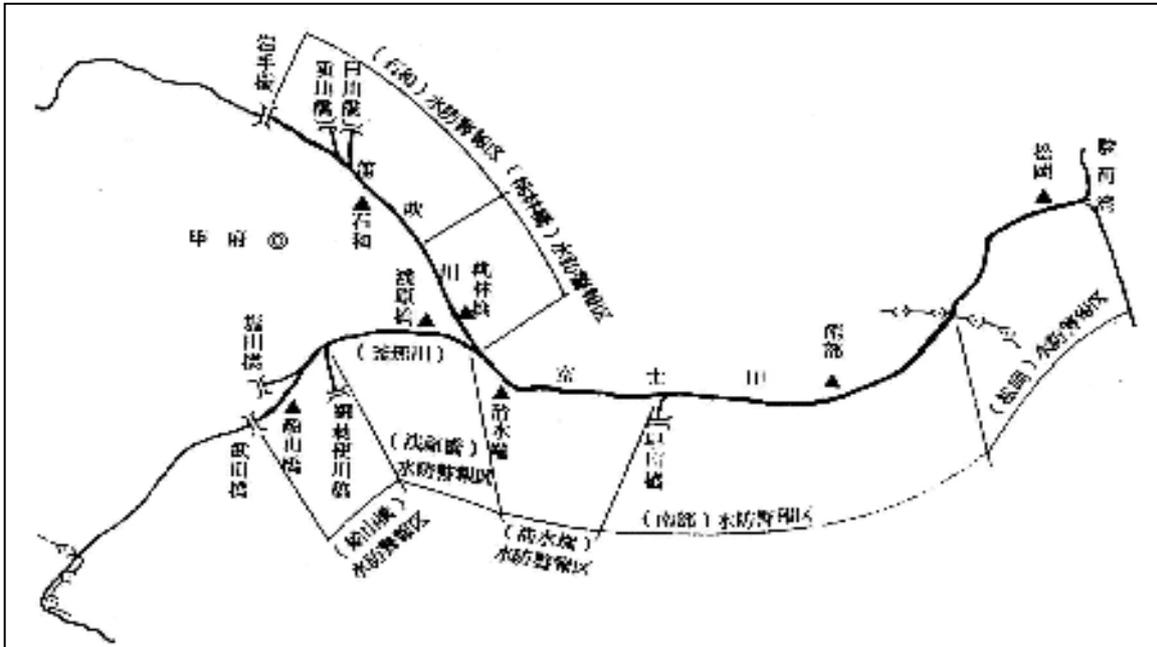
河川名	観測所名		水防団待機 水位	はん濫注意 水位	避難判断 水位	はん濫危険 水位
荒川	荒川	あらかわ	1.80m	3.00m	3.40m	4.00m
塩川	岩根橋	いわねばし	0.80m	1.70m	2.10m	2.50m

(3) 発表及び解除の基準

種類	表題	発表基準	洪水予報の解除
洪水警報	はん濫警戒情報	いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。	洪水予報の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、中北建設事務所（荒川）・中北建設事務所峡北支所（塩川）と甲府地方気象台が協議の上決定する。
	はん濫危険情報	いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に到達したときに発表する。	
	はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したときに発表する。	
洪水注意報	はん濫注意情報	いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。	

8 国土交通大臣の行う水防警報及び水位情報

(1) 水防警戒区域



(2) 基準水位観測所及び水防警戒区（水防管理団体）

指定河川		基準水位観測所							水防警戒区		
水系名	河川名	基準水位観測所	零点高	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位	関係県	建設事務所 土木事務所	関係水防管理団体
富士川	笛吹川 重川 日川	石和	TP 266.831	(1.50) 268.331	(2.00) 268.831	(2.90) 269.731	(3.30) 270.131	(4.14) 270.971	山梨県	峡東	山梨市、 笛吹市
	笛吹川 濁川	桃林橋	243.977	(1.80) 245.777	(2.50) 246.477			(6.63) 250.607	〃	中北 峡南	甲府市、 中央市、 市川三郷町
	釜無川 塩川 御勅使川	船山橋	341.500	(1.50) 343.000	(2.00) 343.500	(2.00) 343.500	(2.20) 343.700	(3.29) 344.790	〃	中北	韮崎市、 甲斐市（双葉町）
	釜無川	浅原橋	249.760	(4.30) 254.060	(4.60) 254.360			(5.95) 255.710	〃	中北	南アルプス市 甲斐市、中央市、 昭和町

指定河川		基準水位観測所							水防警報区		
水系名	河川名	基準水位観測所	零点高	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位	関係県	建設事務所 土木事務所	関係水防 管理団体
富士川	富士川	清水端	234.701	(3.00) 237.701	(3.40) 238.101	(6.50) 241.201	(7.20) 241.901	(10.65) 245.351	山梨県	峡南	富士川町、市川三郷町、身延町(中富町)
	富士川 早川	南部	120.000	(2.50) 122.500	(3.80) 123.800	(4.20) 124.200	(4.90) 124.900	(8.18) 128.180	〃	峡南	南部町、身延町
	富士川	松岡	14.200	(2.00) 16.200	(2.50) 16.700			(8.08) 22.280	静岡県	富士静岡	富士市、富士宮市、静岡市清水区(蒲原町)

() : 旧市町村名

(3) 水防警報の発表

ア 水防警報の発表単位

水防警報は、基準水位観測所別に行う。

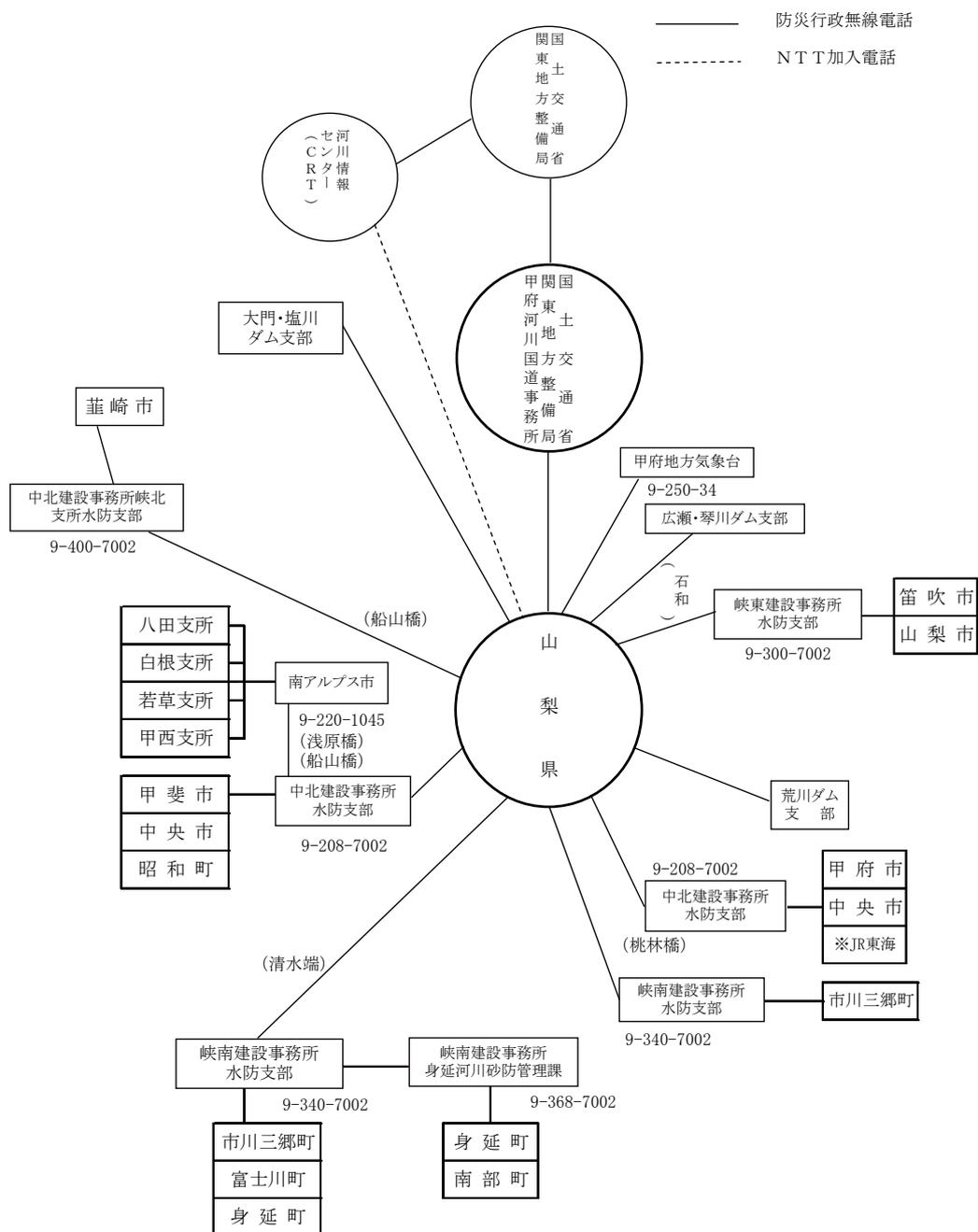
イ 発表責任者

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所とする。

(4) 水防警報の種類及び基準

種類	内容	発表基準
待機	1 不意に出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報により、または水位、流量、その他の河川状況により、はん濫注意水位を超える恐れがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他の河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報により、または既にはん濫注意水位を超え、災害の起こる恐れのあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき、その他はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

(5) 水防警報の伝達



(6) 水位情報の通知及び周知を行う河川

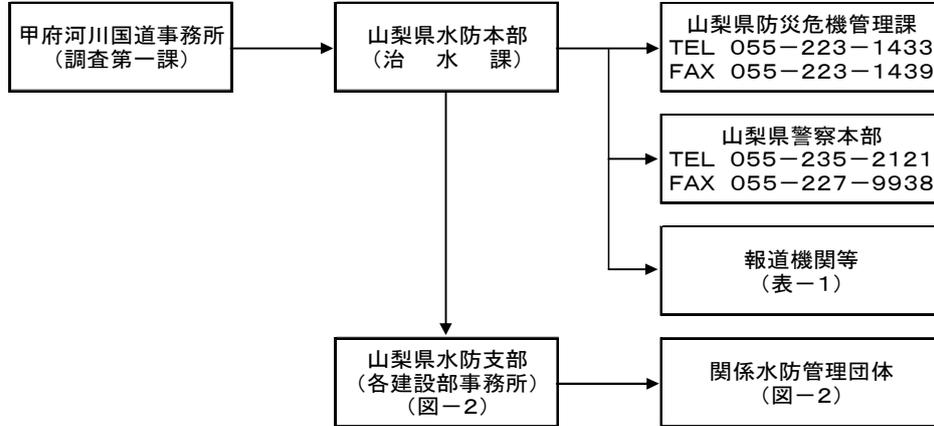
水防法第13条第1項の規定により、国土交通大臣が水位情報の通知及び周知をする河川は下表のとおりである。

[水位情報周知河川一覧表]

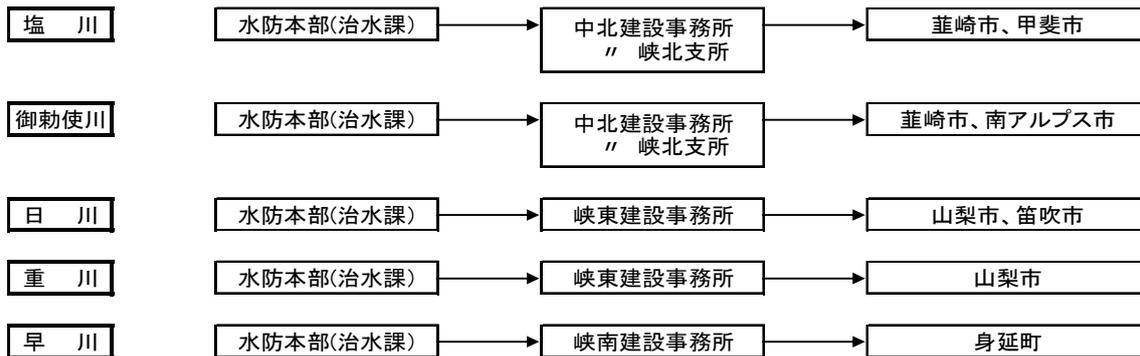
河川名	区域		基準水位観測所	所管事務所名
			避難判断水位	
塩川	左岸	山梨県甲斐市大字宇津谷字滝沢5577番1塩川橋から幹川合流点まで	金剛地	甲府河川国道事務所
	右岸	同県韮崎市韮崎町字甲岡3252番地先塩川橋から幹川合流点まで	6.70	
御勅使川	左岸	山梨県韮崎市龍岡町下条南割字西原596番地先御勅使川橋から幹川合流点まで	堀切	甲府河川国道事務所
	右岸	同県南アルプス市六科字美崎41番地御勅使川橋から幹川合流点まで	1.50	
重川	左岸	山梨県山梨市大字一丁田中字北河原813番の5地先重川橋から笛吹川合流点まで	重川	甲府河川国道事務所
	右岸	同県山梨市下石森小字雲林586番の1地先重川橋から笛吹川合流点まで	1.90	
日川	左岸	山梨県笛吹市一宮町大字田中字山之神132番の5地先日川橋から笛吹川合流点まで	日川	甲府河川国道事務所
	右岸	同県山梨市大字一丁田中字前田92番地先日川橋から笛吹川合流点まで	4.20	
早川	左岸	山梨県南巨摩郡身延町大字遅沢字塩沢2407番地先の早川橋から幹川合流点まで	早川	甲府河川国道事務所
	右岸	同県南巨摩郡身延町大字粟倉811番地先早川橋から幹川合流点まで	3.50	

(7) 避難判断水位の水位到達情報の伝達系統図

避難判断水位の水位到達情報は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受報の確認を行う。



富士川水系塩川、御勅使川、重川、日川、早川の避難判断水位の水位情報連絡系統図



富士川水系塩川、御勅使川、日川、重川、早川の避難判断水位の水防本部の県から水防管理者等への通知及び周知系統図

報道機関電話番号

報道機関名	NHK (甲府放送局)	山梨放送	テレビ山梨	エフエム富士	甲府CATV	エフエム富士
電話番号	055-222-1313	055-231-3232	055-232-1114	055-228-6969	055-251-7111	055-225-1171
FAX番号	055-237-5446	055-231-3157	055-237-4423	055-228-1128	055-253-6827	055-225-1190

9 山梨県知事が行う水防警報及び水位情報

(1) 山梨県知事が指定する水防警報河川及び水位周知河川の指定区間

水防法第16条（水防警報）及び水防法第13条（水位情報の通知）の規定により、都道府県知事は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を指定することが定められている。山梨県知事が指定する水防警報河川、水位周知河川及び基準水位観測所は下表のとおりである。

河川名	水防警報河川及び水位周知河川の指定区間
相川	左岸 甲府市朝日三丁目87番地の2地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで 右岸 甲府市塩部一丁目349番地の8地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで
濁川	左岸 甲府市城東四丁目100番地先省路橋から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで 右岸 甲府市朝氣一丁目930番-3地先省路橋から甲府市大津町1871番地の1地先まで
平等川	左岸 笛吹市春日居町鎮目931番地の1地先から甲府市上曾根町1839番地の3地先まで 右岸 笛吹市春日居町鎮目1347番地の4地先から甲府市小曲町1505番地先まで
滝戸川	左岸 甲府市下向山町1810番地先境橋から中央市高部1049番-2地先新滝戸川橋まで 右岸 甲府市下向山町3905番-10地先境橋から中央市高部1922番-4地先新滝戸川橋まで
境川	左岸 笛吹市境川町石橋2461番-3地先帯石橋から甲府市白井町950番-4地先白井河原橋まで 右岸 笛吹市境川町藤壘1419番-2地先帯石橋から甲府市白井町2280番-1地先白井河原橋まで
坪川	左岸 南アルプス市落合村北118番-2地先から南アルプス市川西7番-1地先まで 右岸 南アルプス市落合神明229番-2地先から南巨摩郡増穂町大柵896番-1地先まで
滝沢川	左岸 南アルプス市西南湖4401番-4地先南湖橋から南アルプス市川東42番地先まで 右岸 南アルプス市西南湖4427番-27地先南湖橋から南アルプス市川西7番-1地先まで
芦川	左岸 西八代郡市川三郷町市川大門4532番地先から西八代郡市川三郷町市川大門2547番-1地先まで 右岸 西八代郡市川三郷町上野420番-1地先から西八代郡市川三郷町市川大門3111番-2地先まで
荒川	左岸 甲府市山宮町483番地先金石橋から笛吹川合流点まで 右岸 甲斐市牛匂88番-1地先金石橋から笛吹川合流点まで
塩川	左岸 北杜市明野町上手字下反保278番-1地先から甲斐市宇津谷滝沢5577番-1地先 ____まで 右岸 韮崎市中田町小田川字ハツ倉923番-4地先から韮崎市本町四丁目3125番地先まで

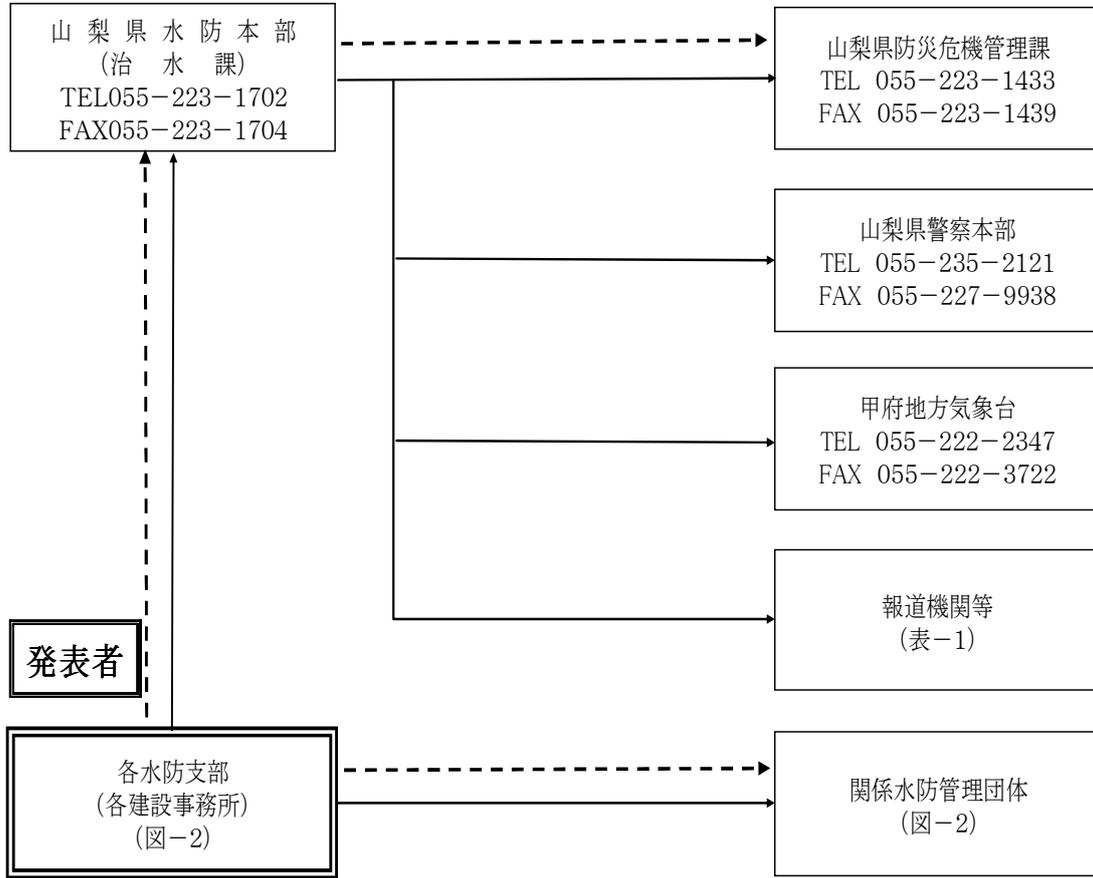
荒川及び塩川は水位周知河川ではなく、洪水予報河川に指定されています。

(2) 基準水位観測所

河川名	名称	基準水位観測所			所轄 建設 事務所	関係 水防 管理団体
		水防警報		水位情報		
		水防団 待機 水位 (通報水位)	はん 注 意 水位 (警戒水位)	避 難 判 断 水位 (特別警戒水位)		
相川	相川	1.30m	1.60m	1.90m	中北	甲府市
濁川	濁川	1.50m	2.00m	2.50m	中北	甲府市
平等川	平等川	0.80m	1.10m	1.10m	中北 峡東	笛吹市 甲府市
滝戸川	下曾根	0.70m	0.90m	1.20m	中北	甲府市 中央市
境川	境川橋	0.90m	1.20m	1.40m	中北 峡東	甲府市 笛吹市
坪川	坪川	1.80m	3.20m	3.80m	中北 峡南	南アルプス市 富士川町
滝沢川	小笠原橋	1.10m	1.30m	1.30m	中北 峡南	南アルプス市 中央市 富士川町
芦川	芦川橋	0.50m	0.80m	1.30m	中北 峡南	中央市 市川三郷町
荒川	荒川	1.80m	3.00m	3.40m	中北	甲府市 中央市
塩川	岩根橋	0.80m	1.70m	2.10m	峡北	韮崎市 北杜市

(3) 水防警報及び水位到達情報の伝達系統図

図-1 富士川水系各河川の水防警報及び水位情報連絡系統図



※なお必要に応じて自衛隊にも通知する

凡 例	
- - - ->	水防警報
————>	水位到達情報

図-2 富士川水系各河川の水防本部(県)から水防管理者等への通知及び周知系統図

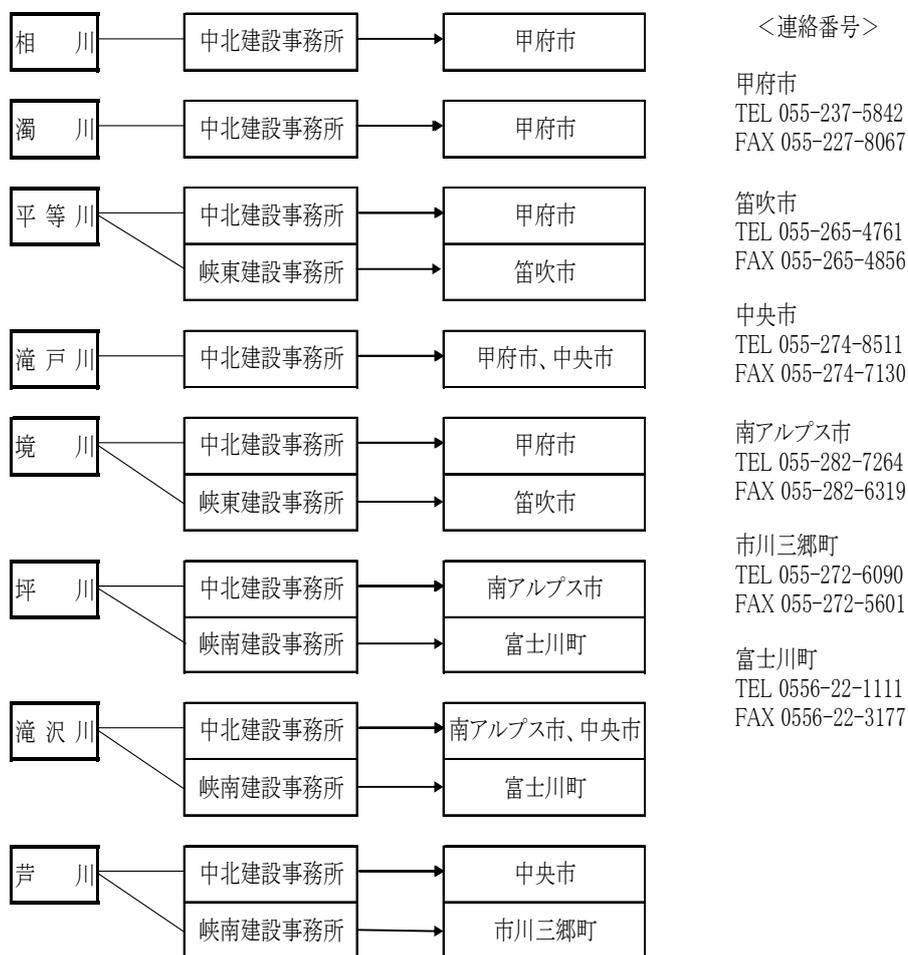


表-1 報道機関電話番号

報道機関名	NHK (甲府放送局)	山梨放送	テレビ山梨	エフエム富士	甲府CATV	エフエム甲府
電話番号	055-255-2113	055-231-3232	055-232-1114	055-228-6969	055-251-7111	055-225-1171
FAX番号	055-254-5827	055-231-3157	055-237-4423	055-228-1128	055-253-6827	055-225-1190

第5節 雪害対策

1 道路交通における雪氷対策

(1) 雪氷対策本部

- ア 雪氷対策を実施するため、雪氷対策本部及び支部を設置する。
 イ 設置期間は11月1日から翌年3月31日までとする。但し、本部長が必要と認めるときは、この期間を変更することができるものとする。
 ウ 雪氷対策本部及び支部の組織、設置場所は次のとおりとする。

①雪氷対策本部	本部長	県土整備部長
	副本部長	道路管理課長
	本部職員	道路管理課員及び本部長が命じた者
	設置場所	道路管理課
②雪氷対策支部	支部長	建設事務所長
	副支部長	次長、支所長及び支部長が認めた者
	支部職員	事務所職員
	設置場所	各建設事務所

エ 掌握事務について

- ① 本部長は、関係機関と連絡を密にし、迅速な情報収集に努め広報する。
- ② 支部長は、積雪凍結による道路交通への支障の有無を掌握し本部に報告すると共に雪氷対策に万全を期す。また、あらかじめ市町村との連絡会議を実施する。

オ 雪氷体制について

- ① 雪氷体制区分は別表1のとおりである。
- ② 「雪氷対策実施計画書」を事前に定め、委託業者の作業範囲等を定めておく。
- ③ 交通の確保が困難な場合は「異常気象時道路通行規制実施要領」により、通行規制を実施するものとする。
- ④ 大雪により当初の計画では所用の目的が達成できない場合は本部と協議の上「災害時における応急対策業務に関する基本協定」に基づき協力を要請する。

別表 1

	体制の発令基準	支部の業務内容	通行規制・他
準備体制		雪氷作業体制の確立	
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ・路面凍結し、又は雪が降り始め、交通に支障が生じる恐れがある場合 ・積雪深が10cmに達した場合 ・气象台から大雪注意報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部への状況報告 ・路面状況の的確な把握 ・凍結により、交通に支障がある場合、凍結防止剤の散布を指示 ・積雪深が10cmに達した場合及び特に必要と認めた場合、除雪作業の開始を指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・路面凍結等により一般交通を確保できないと判断される場合 ・積雪深が20cmに達し、さらに降雪の恐れがある場合 ・積雪があり、气象台により大雪警報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部への状況報告 ・凍結により、交通に支障がある場合、凍結防止剤の散布を指示 ・積雪深が10cm以上の場合、除雪作業の継続を指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼 ・一時的、部分的交通規制の実施

非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報等により、豪雪吹雪等が予想され、路面の積雪状況により広範囲に交通不能と判断される場合 ・ 積雪深が 30cm 以上に達し、交通が広範囲にわたり混乱を生じた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部への状況報告 ・ 除雪作業の継続を指示 ・ 「災害時における応急対策業務に関する基本協定」に基づき、協力要請を行い、除雪作業を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼 ・ 交通規制、通行止を実施
	※ 交通規制は、別途「異常気象時道路通行規制実施要領」によるものとする。		

カ 除雪目標

区分	日交通量の標準	除雪目標
第1種	1,000 台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、常時交通を確保する。 異常降雪時においては、降雪後約5日以内に2車線の確保を図る。
第2種	500～1,000 台/日	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待機所を設ける。 異常降雪時には、7日程度以内に2車線又は1車線の確保を図る。
第3種	500 台/日未満	1車線幅員で必要な待機所を設けることを原則とする。状況によっては、一時通行不能もやむを得ない。

※ 異常降雪とは、30～50cm/24h 程度以上の降雪をいう。

第6節 消防対策

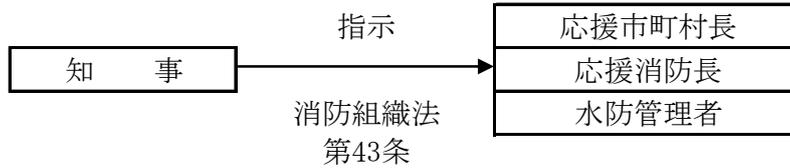
1 市町村相互の連絡指導及び応援部隊への対応

- (1) 県は、火災をはじめ各種災害に対処して、市町村及び消防機関間で締結している応援協定の円滑な運用のため、各消防機関の消防力の充実を図るよう指導する。
また、都道府県知事には消防組織法第43条により市町村長に対する災害防ぎよに関する指示権が与えられているので、県下消防機関等の消防力の現状の把握に努める。
- (2) 消防の応援を要請しようとする市町村長又は消防長は、次の事項に留意して他の消防機関に要請を行うものとする。
- ア 応援に必要な部隊数、資機材、活動内容
 - イ 集結場所への連絡員の派遣
 - ウ 延焼阻止線に近い水利への安全な誘導方法

2 災害防ぎよ措置

- (1) 災害が広域にわたり又は大規模である場合は、被災市町村が一体となり又は他の市町村の応援を得て災害防ぎよを実施する。
非常事態の場合において緊急の必要があるときは、知事は消防組織法第43条に基づき市町村長又は消防長に対し
- ア 災害防ぎよの実施方法
 - イ 他市町村への消防隊員の応援要請
 - ウ 災害用資器材の調達輸送
 - エ その他の応援
- 等の指示を行い、防ぎよ措置の早期確立を図る。

知事の指示（消防組織法）



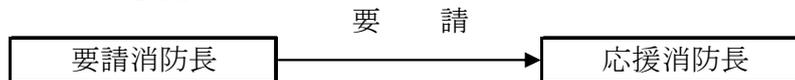
また、県内の消防力や既存の消防相互応援協定では対処できないと判断したときは、知事は消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動や広域航空応援等の消防の広域応援を要請する。

(2) 各消防本部消防長は、

- ア 所轄消防本部の消防力によっては、防ぎよ、救助等が著しく困難と認めるとき
- イ 災害を防除するため、他の消防本部の保有する機械器具等が必要と認めるとき
- ウ 災害が他の消防本部の管轄内に拡大し、又は影響を与えるおそれのあるとき

「山梨県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部の消防長に応援を求めるものとする。

消防本部間の応援要請



(3) 危険区域、特殊建物の防ぎよ対策

市町村長又は消防長は、公衆の出入りする場所、多数の者が勤務する場所、木造大建築物等で火災が発生したならば人命の危険及び延焼の拡大のおそれのある建物又は地域に対して、予め次の事項に留意して、小地域ごとに区画し、火災警防計画を樹立するものとする。

- ア 出動部隊数
- イ 消防署所又は機械器具置場から防火対象物までの順路、距離及び出動から放水開始までの所要時分
- ウ 各部隊到着順ごとの水利統制
- エ 各部隊の進入担当方面
- オ 使用放水口及び所要ホース数
- カ 爆発物件、引火性物件その他危険物の所在
- キ 避難予定地及び誘導方面並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法

(4) 消防水利の統制

市町村長又は消防長は、消防隊が効果的に水利を活用するため、予め当着順ごとに水利部署を規制する計画を各地区ごとに水道鉄管口径、圧力、有限水利（貯水槽（池））及び河川等の自然水利と併せて適切に活用できるよう総合的に判断し定めるものとする。

また、「平常時」「減水時」「断水時」といかなる状況下においても対応できるよう、予め水利統制計画を樹立するものとする。

ア 有限貯水槽（池）等の消防ポンプ車配置標準

- ① 40 m³貯水槽（池）その他これらと同等の水利では1～2台
- ② 60 m³貯水槽（池）その他これらと同等の水利では1～3台
- ③ 100 m³貯水槽（池）その他これらと同等の水利では2～4台
- ④ 火災拡大のおそれがある地域、長時間防ぎよを必要とする特殊な火災のときは、40 m³及び60 m³に1台、100 m³に2台とし、それ以上部署するときは、吸水と併行して充水隊を編成し充水する。

イ 水道管の口径、水圧からみた放水可能口数

水圧	鋼管口径 mm 口数	75	100	150	200	250	300	350	400
0～0.34kg/cm ²		0	0	0	0	1～2	2	2	3
0.35～0.7		0	1	1～3	2～3	2～3	2～3	2～3	4～6
0.7～1.4		0	2	2～3	2～4	3～4	3～4	4	
1.4～2.1		1	2～3	2～3	3～4	3～5	4～5	5	
2.1～		1～2	2～4	3～5	3～5	3～6	4～6	5～7	

(5) 飛火警戒

市町村長又は消防長は、飛火によって第2次、第3次の火災が連続して、大火を導引するおそれのあるときを考慮し、受け持ち区域全般にわたって、予め警戒配備場所及び警戒方法並びに自衛消防隊等の統制連絡を決定しておき、いずれの方向に火災が発生しても警戒配備につくことができるよう、飛火警戒計画を樹立するものとする。

ア 飛火防ぎょ部隊の編成

飛火防ぎょ部隊は飛火警戒隊と警戒巡ら隊とに区別する。

イ 飛火警戒隊

飛火によって第2次、第3次の火災が発生したとき出動防ぎょする部隊であって、この部隊は概ね次により編成する。

- ① 所定防ぎょ部隊以外の予備部隊をもって1ないし数隊編成する。
- ② 前項のほか風下方面は自衛消防隊による。

ウ 警戒巡ら隊

飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する部隊であって、概ね次による。

- ① 消防団もしくは自衛消防隊をもってこれにあてる。
- ② 消火器、バケツ、火叩き等の消火資材を携行する。

エ 飛火警戒の配置標準

- ① 風下方面 400m 以内は、飛火警戒隊を根幹とし、地元自衛消防隊等と飛火警戒にあたる。
- ② 前項飛火警戒隊は、風下方向概ね 200m 内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。
- ③ 風下方面 600m 以上及び風下寄、風横方面であって飛火危険のおそれのある地域に対しては地元住民をもって警戒にあたる。

オ 飛火警戒の要領

- ① 飛火警戒隊のうち1名を高所見張員として、飛火火災の早期発見にあてる。
- ② 自衛消防隊等には小型ポンプ、バケツ、火叩き等を携行させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

3 林野火災の応急対策

(1) 県のとるべき措置

ア 消防防災ヘリコプターの出動

知事は、市町村長等からの要請に基づき、消防防災ヘリコプターを出動させる。

- ・情報の掌握
 - ・空中消火
 - ・地上防ぎょ隊への資器材補給
 - ・防ぎょ戦術の支援
- 等の活動にあたる。

イ 消防庁への応援要請

知事は、県所有の消防防災ヘリコプターのみでは不十分と予想するときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁に対しヘリコプターの派遣を要請する。

ウ 自衛隊への応援要請

知事は、前項のほか、自衛隊の派遣を必要とするときは、市町村長の依頼により、自衛隊に対し「災害派遣要請要領」に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

(2) 市町村のとりべき措置

ア 市町村長又は消防長は、林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

イ 市町村長又は消防長は、林野火災防ぎよにあたって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資器材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機的連携を保つ林野火災防ぎよ計画を樹立するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

- ① 各部隊の出動地域(以下、消防団を含む。)
- ② 出動順路及び防ぎよ担当区域
- ③ 携行する消防資器材
- ④ 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法
- ⑤ 隊員の安全確保
 - ・ 気象状況の急変による事故防止
 - ・ 落石、転落等による事故防止
 - ・ 進入、退路の明確化
 - ・ 隊及び隊員相互の連携
 - ・ 地理精通者の確保
 - ・ 隊員の服装
- ⑥ 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
- ⑦ 防火線の設定
- ⑧ 消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
- ⑨ ヘリポートの設定及び給水場所の確保
- ⑩ 消火薬剤及び資器材等の確保
- ⑪ 救急救護対策
- ⑫ 食料、飲料水、資器材及び救急資材の運搬補給
- ⑬ 関係機関(山梨森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等)との連絡方法

第7節 原子力災害応急対策

本節は、中部電力浜岡原子力発電所において原災法第10条の規定に基づく特定事象の発生情報を入手した場合の対応及び原災法第15条の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合(本県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。)の緊急事態への応急対策を中心に示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

1 情報の収集及び連絡体制の確立

(1) 特定事象発生後

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第10条の規定により、特定事象を発見し、又は発見の通報を受けた場合、所在県をはじめ、主務官庁、所在都道府県、所

在市町村等へ通報することとなっている。

県は、国、所在県、原子力事業者等の防災関係機関から、特定事象に関する情報を収集し、必要に応じ、県内市町村等に連絡する。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後

県は、国、所在県、原子力事業者等の防災関係機関から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況とあわせて、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、県内市町村等に連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 原子力災害警戒連絡会議の開催

県は、中部電力浜岡原子力発電所において特定事象が発生した場合は、速やかに職員
の非常参集、情報の収集及び連絡体制を確立するとともに、県が行う応急対策につ
いて必要な調整を行うため、原子力災害警戒連絡会議を開催する。

なお、特定事象に至らない場合であっても、原子力防災上必要な対策を行う必要が
あると防災危機管理監が認めた場合は、原子力災害警戒連絡会議を開催する。

原子力災害警戒連絡会議の構成員等は、県災害対策本部連絡班長会議に準ずるもの
とする。

(2) 原子力災害警戒本部の設置

県は、内閣総理大臣が、中部電力株式会社浜岡原子力発電所において原子力緊急事
態宣言を発出した場合で知事が必要と認めた場合は、原子力災害警戒本部を設置する。

原子力災害警戒本部の本部長、本部員等は、県災害対策本部に準ずるものとする。

3 緊急時モニタリング活動

(1) 特定事象発生後の対応

県は、現地情報を入手するとともに、平常時モニタリングの強化及び緊急時モニタ
リングの準備を開始する。

なお、原子力発電所事故の規模、風向きなどの気象情報、県民への不安感の広がり
等を考慮のうえ、必要が生じた場合は、緊急時モニタリングを開始するものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

県は、現地情報を入手するとともに、緊急時モニタリングを実施し、関係機関から
の情報を含め、緊急時モニタリング結果を取りまとめるのうえ、速やかに公表する。

なお、緊急時の放射線モニタリングの分掌は、概ね次のとおりとする。

ア	福祉保健部	飲料水の検査
イ	森林環境部	大気、水質、林産物、廃棄物の検査
ウ	産業労働部	工業製品の検査
エ	農政部	農畜水産物の検査
オ	県土整備部	下水汚泥の検査

4 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

原子力災害による県外から本県への避難者については、関係都道府県からの協議を
受け、本章第1節5「広域一時滞在」により受け入れるものとする。なお、県は必要
に応じて、一時避難所を確保するとともに、県営住宅又は県職員宿舍等を活用し避難
者の受け入れに努める。

5 屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣
は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、下記の表1の指標
を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の勧告又は指示を行うべきことの指示を行うこと

となっている。

万一、本県に対して原災法第15条の指示があった場合、県及び関係市町村は、住民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。

なお、情報提供に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦その他の災害時要援護者に十分配慮するものとする。

表1 屋内退避又は避難等に関する指標

予測線量 (単位: mSv)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。

2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

(「防災指針」より抜粋)

6 医療活動

県は、住民の健康不安を解消するため、必要に応じ、健康相談窓口の設置などメンタルヘルス対策を実施する。

また、原子力災害により住民が被ばくした場合は、迅速に医療対策を実施して県民の生命・健康の保全に努める。

7 住民等への的確な情報伝達活動

県は、市町村と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置をするなど速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細やかな情報の伝達を行う。

8 風評被害等の影響への対策

県は、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

第8節 緊急輸送対策

1 輸送対策

(1) 実施責任者

防災関係機関等応急対策の実施責任者は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施するものとする。

(2) 輸送（物資等の運送）の要請等

ア 知事は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運輸事業者である指定公共機関又は地方指定公共機関に対し、輸送すべき物資等、場所及び期日を示して輸送を要請する。

イ 国（県区域に係る指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長）は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運輸事業者である指定公共機関に対し、輸送すべき物資等、場所及び期日を示して輸送を要請する。

ウ 運輸事業者である指定公共機関又は地方指定公共機関は、ア及びイの要請を受けたときは、運輸資機材の故障など知事又は国において、要請を受入れることができない正当な理由があると認める場合のほかは、要請に応じるものとする。

エ 運輸事業者である指定公共機関又は地方指定公共機関は、ア及びイの要請を受けたときは、正当な理由がないのに要請に応じないときは、知事又は国は、災害応急対策の実施のため、特に必要があると認めるときに限り、輸送を書面により指示するものとする。

(3) 輸送力の確保

ア 自動車等による輸送力の確保

- ① 応急対策実施機関所有の車両等の使用
- ② 公共的団体所有の車両等の使用
- ③ 営業車両の使用（日常的に運送業者との連絡をとり、緊急輸送体制を整備しておく）
- ④ その他自家用車両の使用

イ 機関車及び列車による輸送

自動車の使用が不可能な場合、又は機関車又は列車によることが適当な場合は、これによる。

なお、JRにより輸送する場合は、「JR貨物運賃割引の適用基準」を参考とする。

ウ 航空機による輸送

実施責任者は、地上交通が途絶したとき、又は急を要するとき、県本部長に航空機による輸送を要請するものとする。

県本部長は、消防防災ヘリコプターを使用するとともに、必要に応じ「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁に要請するほか、「災害派遣要請要領」に基づき、自衛隊に要請する。

エ 人夫等による搬送

前項までの方法による輸送が不可能なときは、人夫等により搬送する。

第9節 交通対策

災害が発生し又は発生する恐れがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

1 交通規制

(1) 基本方針

- ア 県内被災地域での一般車両の走行は、原則として禁止する。
- イ 県内被災地域への一般車両の流入は、原則として禁止する。
- ウ 避難路及び緊急輸送道路等については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止する。
- エ 被災地域、その周辺の防災上重要な道路については、必要な交通規制を実施する。

(2) 交通規制計画

県警察は、災害発生時における交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急車両等の通行路を確保するため、予め交通規制計画を策定する。

(3) 交通規制の実施

- ア 県警察は、予め策定した交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送道路の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施する。
- イ 道路管理者は、異常気象による道路施設の破損、施設構造の保全、交通の危険を防止する等、必要があると認めたときは、通行を規制する。

(4) 交通規制の標示

- ア 県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示する。
- イ 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和 35 年 12 月 17 日)に定められた標識等を設置する。

(5) 交通規制の措置

ア 道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにする。

- ① 規制の対象
- ② 規制する区域又は区間
- ③ 規制する期間

イ 県公安委員会は、前項の規制を行うときは、予め当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知するとともに、地域住民に周知する。

また、道路管理者が行ったときは、地域を管轄する警察署長に通知する。

道路管理者	予 定 指 定 区 間
国	20号 北都留郡上野原町井戸尻から北巨摩郡白州町山口(国界橋北詰) 52号 南巨摩郡南部町万沢(甲駿橋北詰)から甲府市丸の内2-31-8 138号 富士吉田市上吉田字上町から南都留郡山中湖村平野向切詰(県境) 139号 南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺(県境)から大月市大月町2丁目(20号分岐点)(富士吉田市上吉田字上町 富士吉田市下吉田字新田を除く)
中日本高速道路株式会社	中央自動車道西宮線・富士吉田線、東富士五湖道路、中部横断道山梨県全線
県	上記以外の国道、県道及び林道
市町村	市町村道

ウ 県公安委員会は、通行の規制をしたときは速やかに近県の公安委員会へ、規制の対象、区間等を通知する。

(6) 道路標識の設置基準

ア 道路標識を設ける位置

標識の種別	位 置
通行の禁止	歩行者又は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通行制限	通行を制限する前面の道路
迂回路線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

イ 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施す。

(7) 交通管制センター等の運用計画

交通管制センター、信号機等交通管制施設については、予め災害発生時における運用計画を策定する。

2 緊急輸送道路等の確保

(1) 基本方針

ア 県公安委員会は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限して、緊急輸送道路を確保する。

イ 緊急輸送道路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に十分配慮する。

ウ 被災地への流入車両を抑制するため、必要があると認めるときは、被災地周辺の都道府県警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(2) 緊急輸送道路確保のための措置

ア 交通管制施設の活用

県公安委員会は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ 放置車両の撤去等

警察官は、緊急輸送道路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

エ 信号機用電源附加装置の設置

県公安委員会は、緊急通行車両の円滑な進行を確保するため、緊急輸送道路の主要交差点の信号機に停電用発電機を設置し、交混防止を図る。

オ 障害物の撤去

警察官は、緊急輸送道路の障害物の撤去について、自衛隊、消防機関、道路管理者等と協力し、状況に応じて必要な措置を取る。

3 運転者の執るべき措置

(1) 走行中の運転者の措置

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ロックはしない。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2) 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

(3) 通行禁止区域内の運転者の措置

ア 速やかに車両を次の場所に移動させる

① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

② 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

4 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の確認手続き

災害対策基本法施行令第33条の規定に基づく、知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続きは、消防防災課又は警察本部交通規制課、警察署及び交通検問所等において実施する。

この場合、標章及び緊急通行車両の確認証明書を交付する。

(2) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会(警察本部交通規制課経由)は、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両について予め必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証(以下「届出済証」という。)を交付する。

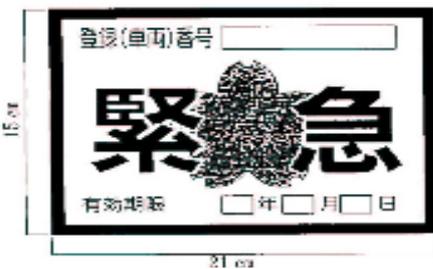
届出に関する手続きは別に定めるところによる。

(3) 事前届出済証の交付を受けている車両の確認

事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請があったときは、確認のため必要な審査は省略する。

緊急通行車両の確認に係る標章

別記様式第3(第6条関係)



参考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

番 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 ㊦ 公安委員会 ㊦	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

(備考) 日本工業規格A5とする。

5 交通検問

交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急通行車両の確認、交通整理、迂回指導、交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

6 交通情報及び広報活動

災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、これらの交通情報、交通規制の実施状況、車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関との協定を締結するとともに、道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

また、インターネットにより情報提供を行う。

7 災害出動車両の有料道路の取り扱い

道路交通法施行令第3条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは次のとおりとする。

(1) 緊急出動の取扱い

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、もしくは発生直後に緊急出動するときは、通行車両の責任者が作成した右の表示を貼付した車両を無料とする。



(2) 災害復旧等の出動の取扱い

ア 災害応急復旧等に出動する車両が有料 (通行車両の責任者が作成して貼付する。)道路を通行するときは、地域県民センター、建設事務所、市町村、消防本部及び消防団(以下「関係機関」という。)に申し出る。

イ 申し出を受けた関係機関は、山梨県道路公社(055-226-3835)又は中日本高速道路株式会社八王子支社(以下「有料道路管理者」という。)に速やかに通報する。

通報内容は、通行予定時刻、目的、行先、車両数、通行区間及び代表者氏名とする。 (通行車両の責任者が作成して貼付する。)

ウ 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めたとき通行料を無料とする。

エ 通行する当該車両は、通行車両の責任者が作成した右(通行車両の責任者が作成して貼付する。)の表示を貼付する。



第10節 災害救助法による救助

1 目的

一時的救助を行うことにより、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法及び同法施行令の定めるところによるが、概ね次のとおりである。

(1) 適用基準

ア 住家の滅失した世帯数の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数	市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30	50,000人以上 100,000人未満	80
5,000人以上 15,000人未満	40	100,000人以上 300,000人未満	100
15,000人以上 30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上 50,000人未満	60		

(注) 半焼、半壊等は滅失世帯の1/2、床上浸水等は1/3として換算する。

イ 県の区域内において、同一災害により県下に1,000世帯以上の住宅が滅失した場合は、当該市町村は上記世帯数の1/2以上であること。

ウ 県の区域内において、5,000世帯以上の住宅が滅失を生じた場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したこと。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(2) 県内市町村適用基準一覧表

(平 22 年度国勢調査)

市町村名	人口	適用基準世帯	市町村名	人口	適用基準世帯
甲府市	198,992人	100世帯	早川町	1,246	30
富士吉田市	50,619	80	身延町	14,462	40
都留市	33,588	60	南部町	9,011	40
山梨市	36,832	60	富士川町	16,307	50
大月市	28,120	50	昭和町	17,653	50
韮崎市	32,477	60	道志村	1,919	30
南アルプス市	72,635	80	西桂町	4,541	30
北杜市	46,968	60	忍野村	8,635	40
甲斐市	73,807	80	山中湖村	5,324	40
笛吹市	70,529	80	鳴沢村	2,964	30
上野原市	27,114	50	富士河口湖町	25,471	50
甲州市	33,927	60	小菅村	816	30
中央市	31,322	60	丹波山村	685	30
市川三郷町	17,111	50			

3 災害救助法の適用手続き

- (1) 市町村長は、災害救助法の適用の必要があると認めたときは知事に対しその旨要請するものとする。
- (2) 知事は、市町村長の要請に基づき、必要があると認めたときは災害救助法を適用する。
- (3) 知事は、災害救助法を適用したときは当該市町村及び各部局に指示するとともに、防災関係機関に通知し、厚生労働省社会・援護局長に報告する。

4 災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、知事がこれを行う。

ただし、知事には、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。この場合、知事は市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行う期間を市町村長に通知するとともに、物質や土地の収用等に係る事務の一部を市町村長が行うこととした場合は直ちにその旨を公示する。

5 災害救助法による救助**(1) 避難****ア 避難所収容対象者**

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

イ 避難場所

学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

ウ 避難場所設置の方法

- ① 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ設置する。
- ② 災害の状況により、当該市町村で処理が困難なときは、隣接市町村へ収容を委託する。
- ③ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

エ 開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で最小限の期間を延長できる。

オ 費用

夏期(4月～9月)	1人1日当たり300円以内	天幕借上料、便所設置費等、全ての経費を含む
冬期(10月～3月)	別に定める額を加算する	

(2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

ア 応急仮設住宅の建設

- ① 応急仮設住宅供与の対象者
 - a 住宅が全壊、全焼又は流失した者
 - b 居住する住家がない者
 - c 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者
- ② 応急仮設住宅の設置方法
 - a プレハブ業界との協定により必要資材及び数量を確保する。
 - b 敷地は、市町村長の協力を得て選定する
 - c 設置は、直営、請負又はリース等とする。

③ 住宅の規模及び着工期限

規 模	費 用	着工期限	備 考
1戸当たり 平均 29.7 m ²	1戸当たり 2,401千円以内	災害発生の日か ら20日以内	費用は、整地費、建築費、附帯工事費、 労務費、輸送費、事務費

④ 供与期間

建設工事が完了してから2カ年以内とする。

イ 住宅の応急修理

- ① 応急修理の対象者
 - a 住宅が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしても応急修理ができない者
 - b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

② 応急修理の規模及び期間

費 用	応急修理の期間	修理の規模	備 考
1戸当たり平均 520千円以内	災害発生の日 から1ヶ月以内	居室、炊事場、便所等必要 欠くことのできない場所	費用は、原材料費、労務 費、輸送費、事務費

ウ 民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の供給

被災者や被災状況を考慮し、建設される応急仮設住宅を補うものとして必要と判断された場合、民間賃貸住宅の借り上げ等による応急仮設住宅の供給を行う。

(3) 炊き出しその他による食品の給与

ア 給与を受ける者

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
- ③ その他滞留者等給付を必要と認められる者

イ 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

ウ 給与の期間

災害発生の日から7日以内、ただし、大規模な災害のときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

エ 費用

1人1日1,010円以内(主食費、副食費、燃料費、雑費)

(4) 生活必需品の給与又は貸与

ア 給与(貸与)を受ける者

- ① 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- ② 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者
- ③ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 給与(貸与)の期間

災害発生の日から10日以内

ウ 給与(貸与)費用の限度額

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
	冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
	冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

注：夏期(4月～9月) 冬期(10月～3月)

(5) 医療

ア 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

イ 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

ウ 医療の範囲

- ・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容 ・看護

エ 費用の限度額

救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

オ 医療の期間

災害発生日から14日以内

(6) 助産

ア 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者(死者及び流産を含む)

イ 助産の範囲

分娩の介助・分娩前後の処置・必要な衛生材料の支給

ウ 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

エ 費用の限度額

- ① 使用した衛生材料及び処置費(救護班の場合を除く)等の実費
- ② 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

(7) 救 出

ア 救出を受ける者

- ① 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- ② 災害のため、生死不明の状態にある者

イ 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

ウ 救出期間

災害発生の日から3日以内

(8) 障害物の除去

ア 対 象

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- ② 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。
- ③ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。
- ④ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

イ 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備 考
災害発生の日から10日以内	1世帯当たり 133,900円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び人夫賃等

(9) 死体の捜索

ア 捜索を受ける者

行方不明の状態にある者で、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

イ 捜索期間 災害発生の日から10日以内

ウ 費 用 捜索のための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費等

(10) 死体の処理

ア 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの

イ 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。

ウ 処理期間

災害発生の日から10日以内

エ 死体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり3,300円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、借上料1体当たり5,000円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

(11) 死体の埋葬

ア 死体の埋葬を行うとき

- ① 災害時の混乱の際に死亡した者であること
- ② 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

イ 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

- ウ 埋葬の期間
災害発生の日から 10 日以内
- エ 費用の限度額

大人(12才以上)	小人(12才未満)	備 考
1体当たり 201,000 円以内	1体当たり 160,800 円以内	棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸送費を含む

(12) 教科書等学用品の給与

ア 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

イ 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費用の限度額
教科書・教材	災害発生の日から 1 ヶ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費（小学校児童及び中学校生徒） 正規の授業で使用する教材実費（高等学校等生徒）
文房具	災害発生の日から 15 日以内	小学校児童 1人当たり 4,100 円以内 中学校生徒 1人当たり 4,400 円以内
通学用品	災害発生の日から 15 日以内	高等学校等生徒 1人当たり 4,800 円以内

第 11 節 避難、救援対策

1 避難対策

大規模な災害発生時等においては、多数の避難者の発生が予想される。このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、市町村長その他関係法令の規定に基づく避難に関する措置の実施責任者は、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとるものとする。

特に、市町村長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示のほか、地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下「避難準備情報」という。）の伝達を行うものとする。

(1) 避難の実施責任者

避難の実施責任者は次のとおりであるが、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が代行して避難の勧告・指示を行う。（災害対策基本法第 60 条第 5 項）

- ア 市町村長（災害対策基本法第 60 条）
- イ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）
- ウ 水防管理者（水防法第 29 条）
- エ 消防職員、団員（消防法第 36 条において準用する同法第 28 条）
- オ 警察官（災害対策基本法第 61 条、消防法第 36 条において準用する同法第 28 条、警察官職務執行法第 4 条）

(2) 避難の報告及び通知

報告者	報告先	根拠法令
市町村長	知事	災害対策基本法
知事（県職員）	警察署長	地すべり等防止法に基づく指示の場合
水防管理者	警察署長	水防法に基づく指示の場合
警察官	市町村長 公安委員会	災害対策基本法に基づく指示の場合 警察官職務執行法に基づく指示の場合

(3) 市町村の避難計画

市町村は地域住民の意見を取入れ、避難計画を作成し、自治会等の単位ごとに避難組織の整備に努めるものとする。

県は市町村の避難計画の現状を把握し、長期にわたる避難を想定し適切な指導を行う。

ア 避難計画の概要

- ・防災用具、非常持出品、食糧等の準備及び点検
- ・災害別地域別の避難場所の所在、名称、収容可能人員
- ・危険地域、危険施設物等の所在場所
- ・避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- ・避難経路、誘導方法及び避難の際の携帯品の制限
- ・収容者の安全管理及び負傷者の救護方法
- ・障害者や高齢者など災害時要援護者に対する避難支援計画の具体化（災害時要援護者一人ひとりの避難支援プランの策定）
- ・市町村・県の区域を越える避難の実施方法等

イ 避難場所等の選定基準

- ・避難場所における避難民の1人当りの必要面積は、2㎡以上とする。
- ・避難場所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。
- ・避難場所は、がけ崩れや浸水などの危険のおそれがないところとする。
- ・避難場所は、要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所ではできる限り避けて選定する。
- ・高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておくこととする。
- ・災害時要援護者にも配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所を確保する。

ウ 避難場所の整備

避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器、自家発電設備等のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。なお、平時から、避難場所で使用する仮設トイレ等の処理能力、容量等を把握しておくとともに、容量を超えた場合の処分方法について、検討に努めるものとする。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

災害時要援護者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるものとする。

エ 避難道路

- ・避難道路沿いには、がけ崩れや出水等のおそれがないものとする。
- ・避難道路の選択にあたっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。

- ・避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。

オ 避難場所の運営管理

- ・市町村は各避難場所の適切な運営管理に努める。また、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民自主防災組織等の組織化を図り、自主的な運営管理が行われるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に協力を求める。
- ・避難所ごとに収容されている、避難者に関わる情報の早期把握に努めるとともに住所地の市町村へ速やかにその情報を伝達する。
- ・避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努め、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- ・災害時要援護者に対し、福祉施設への入所や、各種支援を行う者の配置など、支援体制を確立する。
- ・避難所における避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。
- ・応急仮設住宅の迅速な提供等による避難者の住宅確保を図り、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

(4) 警戒区域の設定

市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの撤去を命ずることができる。

この場合、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第 63 条第 2 項及び第 3 項の規定により、市町村長の職権を代行することができる。

知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第 73 条第 1 項の規定により市町村長に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施する。

(5) 孤立集落への対応

県、市町村は、孤立のおそれのある集落に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備などに努めるものとする。

また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食糧や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護などのための対策を推進するものとする。

(6) 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

県は、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、県営住宅又は県職員宿舍等を活用し避難者の受け入れに努めるとともに、本章第 1 節 5 「広域一時滞在」により、関係市町村及び関係都道府県知事等との調整等を図るものとする。

市町村は、市町村・県の区域を越えた避難者について、本章第 1 節 5 「広域一時滞在」による知事からの協議にともない、市長村営住宅等を活用し受け入れに努める。

2 帰宅困難者等対策

(1) 実施機関

県、市町村、警察、道路管理者、鉄道事業者、バス事業者 等関係機関は、相互に密接な連絡をとり、必要かつ適切な措置をとる。

県本部は、各機関を通じて自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客、買い物客などの帰宅困難者や滞留者の状況を把握し、必要な措置をとる。

(2) 具体的措置

ア 関係各機関は、帰宅困難者等に対し適切な情報を伝達、広報し、身の安全と不安の解消に努める。

イ 帰宅困難者等は、自助努力によって食糧等を確保するものとするが、不足すると

きは当該市町村において斡旋などの便宜を図るものとする。

なお、長期にわたって滞留することを余儀なくされたとき、又は危険が予想されるときは、関係機関は最寄りの指定避難場所等安全な場所に誘導し保護するものとする。

ウ 関係各機関は、必要に応じて、帰宅困難者等の一時避難所の確保に努めるものとする。

3 医療対策

山梨県大規模災害時医療救護マニュアルに基づき、迅速に医療対策を実施して県民の生命・健康の保全に努める。

<迅速かつ的確な初動体制の確立>

迅速に山梨県医療救護対策本部（以下「県救護本部」という。）体制を確立し、被災状況等の把握、医療スタッフの確保・派遣、医薬品その他必要な物資の確保・配分・配置、傷病者の分散と搬送のための調整、医療救護班等の派遣その他必要な措置をとる。

(1) 救護本部職員構成

ア 県救護本部

- 県救護本部長 1名（県福祉保健部長）
- 県救護副本部長 4名（県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会の代表）
- 県救護本部連絡班 若干名（県福祉保健部次長、関係団体の役員の中から団体の長が推薦する）
- 県救護本部班員 福祉保健部医務課、衛生薬務課、健康増進課及び障害福祉課の職員

イ 地区救護本部

- 地区救護本部長 1名（各保健所長）
- 地区救護副本部長 若干名（地区医師会、支部歯科医師会、地域薬剤師会の代表）
- 地区救護本部連絡班 若干名（地区本部長が委嘱）
- 地区救護本部職員 保健所職員

(2) 県救護本部の設置場所

ア 県庁本館5階福祉保健部医務課及び障害福祉課内

（県救護本部設置場所の庁舎が倒壊する等使用不能となったときは、県災害対策本部と連動し、地方連絡本部を設置する。）

イ 地区本部

- 各保健所内
- （庁舎が使用不能の場合は、最寄りの県出先機関又は地方連絡本部と連動して設置する。）

(3) 県救護本部幹部職員の配備体制

県救護本部長等本部職員の配備が困難な状況が発生したときは、予め定められた順位の者が代理する。

(4) 県救護本部職員の配備体制

山梨県医療救護対策本部設置マニュアルに基づき配備につく

(5) 連絡体制

防災行政無線、電話等により、県救護本部と地区救護本部等との通信を行う。

なお、携帯電話等の無線系の通信手段の整備を進める。

＜医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の編成及び派遣＞

医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合又は予想される場合その他必要に応じて、直ちに被災現場や市町村が確保した避難所等に医療救護所を設置するとともに、予め編成されている医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）※を派遣し、傷病者の応急処置や治療等にあたる。

※DMAT：災害の急性期（概ね4～8時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム

(1) 医療救護班

①編成

医療機関・団体ごとに医療救護班を編成し、各班員のうち医師1名を班長とする。

- ア 県直轄救護班
- イ 日赤救護班
- ウ 地区医師会班
- エ 病院班（災害拠点病院、災害支援病院、民間病院等）
- オ 歯科救護班
- カ 精神科救護班
- キ その他（医療ボランティア等）

②派遣

医療救護班の派遣は、「医療救護体制及び医療救護班の設置・運営」に定める手順により、被災状況に応じて又は関係機関の要請に基づき派遣する。

(2) 災害派遣医療チーム（DMAT）

①編成

2チームを編成し、各班員のうち医師1名を班長とする。

②派遣

DMATの派遣は、被災状況に応じて又は関係機関等の要請に基づき派遣する。
なお、県外からの医療の支援が必要な規模の災害時には、DMATの派遣を他の都道府県、厚生労働省、文部科学省及び国立病院機構等に要請する。

＜医療救護所の設置＞

医療救護所は、次の点に留意して設置する。

- ① 被災傷病者の発生及び避難状況
- ② 医療救護班の配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- ③ 被災地の医療機関の稼働状況
- ④ 医療資器材、水、非常用電源等の確保の見通し
- ⑤ 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

＜医療機関の医療救護体制＞

医療機関は、被災傷病者等の受け入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班の派遣及び医療スタッフの派遣を行う。

(1) 災害拠点病院等の指定

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、災害拠点病院及び災害支援病院を指定する。

ア 災害拠点病院

災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等の受け入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療機関への応急用医療資器材の提供

を行う。

(7) 基幹災害拠点病院

三次救急医療機関として、被災現場、医療救護所、地域災害拠点病院等から搬送された重篤救急患者の救命医療を行う。

- ① 県立中央病院

(4) 地域災害拠点病院

医療圏ごとに1～2病院を指定

- ① 市立甲府病院
- ② 山梨厚生病院
- ③ 笛吹中央病院
- ④ 社会保険鯉沢病院
- ⑤ 巨摩共立病院
- ⑥ 韮崎市立病院
- ⑦ 富士吉田市立病院
- ⑧ 大月市立中央病院

イ 災害支援病院

災害支援病院は、災害拠点病院の機能を支援する。

(7) 基幹災害支援病院

- ① 山梨大学医学部附属病院
- ② 山梨赤十字病院

(4) 地域災害支援病院

県下 29 病院を指定

(2) 医療機関の整備

県及び病院開設者は、被災時にあって医療機能を維持するため、平時から燃料の確保をはじめとしたライフラインの維持機能の整備、応急用医療資材の備蓄、医療スタッフ等の研修に努める。

< 応急医療救護業務 >

災害時の応急医療救護業務は次のとおりとする。

(1) 医療救護班等

ア 医療救護班

- ① 傷病者の応急処置
- ② 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定(トリアージ)
- ③ 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- ④ 助産救護
- ⑤ 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

イ 歯科医療救護班

- ① 歯科医療を必要とする傷病者の応急処置及び衛生指導
- ② 軽症患者や転送困難な患者等の治療
- ③ 検視・検案に際しての協力

(2) 医療機関

- ① 被害情報の収集及び伝達
- ② 応需情報(診療可能状況)の報告
- ③ 傷病者の検査及びトリアージ
- ④ 重症患者の後方医療機関への搬送
- ⑤ 傷病者の処置及び治療
- ⑥ 助産救護
- ⑦ 医療救護班、医療スタッフの派遣
- ⑧ 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

(3) 応急医療救護活動の留意事項

- ① 被災地内の医療機関は、消防機関等と連携して重症患者等の後方医療機関、被災地外医療機関への迅速な搬送に努める。
- ② 医薬品等の補給は、需給見通しに基づき早めに県救護本部に要請を行う。

- ③ 医療スタッフが不足する場合も同様とする。
- ④ 高齢者、心身障害者、妊産婦、小児慢性疾患患者、在宅難病患者、外国人などの要援護者等の医療相談や保健指導にも留意する。
- ⑤ 地区救護本部、市町村対策本部、消防機関その他の関係機関との情報交換に努める。

<特殊医療対策>

医療救護活動においては、透析医療、控減症候群への対応、難病患者への対応、周産期医療、小児医療等の各分野について、関係機関の密接な連携に基づき円滑な救護活動の実施に努める。

特に、平常時から災害時要援護者に係るデータの把握に努めるなど支援体制の確立に努める。

<歯科医療対策>

歯科医師会、歯科医療機関の協力を得て、救護所において、又は巡回診療によって歯科医療救護活動を行う。

(1) 情報の収集・提供

診療可能な歯科医療機関の情報、口腔保健センターの稼働状況を把握し、被災者及び関係機関へ積極的に診療情報を提供する。

(2) 診療体制の確保

必要に応じて、歯科医療救護班、巡回歯科診療車を派遣するほか、輸送機関等の協力を得て集団診療を実施する。

(3) 歯科保健対策

歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等の協力を得て、避難所、又は被災地における歯科保健相談、指導等を行う。

<精神保健医療対策>

精神障害者の被災による治療機会の喪失、被災体験からくる精神疾患の急発や急変、避難所生活等による精神疾患等に対応するため、精神科救護活動を行う。

(1) 実施体制

ア 県救護本部(障害福祉課)

精神科救護班の派遣、精神科病院の空床の確保、国・他都道府県への救護班の派遣要請及び受け入れ、地区医療救護対策本部との情報交換及び調整を行う。

イ 精神科救護センター(精神保健福祉センター)

精神科救護班等への全般的な情報提供、精神科ボランティアの受け入れ調整を行うほか、精神科救護スタッフの活動情報拠点としての機能を担う。

(2) 精神科救護活動

ア 精神科救護班を精神科救護所(保健所、市町村保健センター等)に派遣し、24 時間体制の相談窓口を開設するほか、避難所等への巡回診療を実施する。

イ 被災地及び周辺地域の精神科病院の空床状況を確認し、入院治療及びケアに遅滞が生じることのないよう努める。

ウ 患者の通院、精神科救護班の移動等の搬送手段の確保に努める。

エ 精神科救護センター及び地域救護本部、医療救護班、巡回健康相談チームは、相互の連携に努める。

<地域保健対策>

医療救護班のほかに、保健所、市町村等の保健師等による巡回健康相談チーム、リハ

ボランティア関係団体の協力を得て巡回リハチームを編成し、被災地における疾病予防や精神的ケア等の保健予防対策を実施する。

- ① 感染症対策
- ② 慢性疾患対策
- ③ 認知症高齢者対策
- ④ 寝たきり高齢者防止対策
- ⑤ 巡回リハビリ
- ⑥ 検診体制、その他の体制整備

<応急医療における被災傷病者等の搬送体制の確保>

(1) 緊急搬送の対象

- ① 緊急搬送を必要とする被災傷病者
- ② 被災地へ搬送する医療救護班(医療資器材、医薬品、食糧等を含む)
- ③ 医療救護のために必要な医薬品等

(2) 搬送体制

搬送対象、搬送経路、搬送手段、搬送主体によって、最も効果的かつ実現性の高い方法で搬送する。

ア 搬送手段

担架その他身近な手段、一般自動車(交通規制地域外)、救急車、患者輸送車(緊急車両)、ヘリコプター、公用車両(緊急車両)、血液運搬車、医薬品業者及び指定薬局の社有車両(事前登録緊急車両)、日赤ボランティアによる二輪車、一般ボランティア車両(緊急登録車両)

イ 搬送主体

住民(自主防災組織)、消防機関、医療機関、日赤、赤十字血液センター、県、市町村、自衛隊、広域応援機関、医薬品卸売業者、指定薬局、県薬剤師会、指定地方公共機関、ボランティア

ウ 搬送要請及び搬送経路

山梨県大規模災害時医療救護マニュアルによる。

(3) 搬送体制の整備

- ア 医療救護班、傷病者、応急用医療資器材等を搬送するための緊急車両、担架等を計画的に保健所に整備する。
- イ 災害拠点病院の患者輸送車のうち、老朽化したものについて逐次更新する。
- ウ 災害拠点病院の敷地内にヘリポート設置を推進する。
- エ 民間協力団体、業者車両の緊急通行車両登録を事前に推進する。
- オ ドクターヘリ及びドクターカーの整備を推進する。
- カ 広域後方医療機関への傷病者等の搬送のための輸送拠点及び整備について検討する。

<災害医療情報等の収集・伝達>

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において次の情報について収集・伝達を行う。

(1) 情報項目

- ① 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- ② 死傷病者の発生状況
- ③ 住民の避難状況(場所、人数等)
- ④ 医療機関の被害、診療・収容能力
- ⑤ 医薬品卸売業者、指定薬局等の被災状況、供給能力
- ⑥ 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- ⑦ 出動可能な医療救護班の数、配置

- ⑧ 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- ⑨ 周辺都県の状況
- ⑩ 医療機関の医薬品の需給状況
- ⑪ 医療機関における受診状況
- ⑫ 活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況
- ⑬ 避難所等の生活、保健、医療情報

(2) 通信手段

次により通信体制を確保する。

- ① 山梨県広域災害・救急医療情報システム
- ② 防災行政無線(国、県、市町村、指定地方公共機関の一部)
- ③ 電話回線(医療機関等の優先回線の設置や衛星携帯電話の設置を促進する)
- ④ インターネット
- ⑤ その他

(3) 情報伝達ルート

山梨県大規模災害時医療救護マニュアルによる。

<医薬品等の備蓄供給体制の確保>

(1) 医薬品等の保管・備蓄場所(特定備蓄医薬品)

- ① 救急医薬品等保管場所(日赤県支部で別途備蓄)
県内 11 箇所(県下 10 医師会及び県立防災安全センター)
- ② ガスえそウマ抗毒素保管場所
県内 3 箇所(指定薬局)
- ③ 災害用医薬品等備蓄場所
県内 6 箇所(山梨県医薬品卸協同組合)

(2) 医薬品の調達段階

- ① 一次対応 各医療機関の備蓄からの応急調達
- ② 二次対応 県内医薬品保管業者からの調達(上記(1)の②、④)
- ③ 三次対応 厚生省救護医薬品及び隣接赤十字センターに要請し応急調達
- ④ その他 山梨県薬剤師会を通じて会員薬局から応急調達

(3) 医薬品の被災地への供給手順

各供給元による搬送を基本とし、消防機関等の協力を得て搬送する。

(4) 輸血用血液の確保

輸血製剤等輸血用血液の供給は、保存期間が短いことを考慮し、山梨県赤十字血液センターによる搬送を基本とする。この場合において、血液センターへの発注が確実にできるよう、無線等の連絡方法を確保する。

(5) 医療用酸素、笑気ガスの確保

救急医療機器等について、山梨県医療機器販売業協会等の協力を得て、供給に努める。

<災害医療情報の提供>

- (1) 医療情報を県民や消防機関に提供するとともに、必要に応じて報道機関等に情報提供(報道)を要請する。

ア 診療可能な医療機関の情報

名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、診療機能に関する制約等

イ 医療救護所等に関する情報

医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回医療救護班の活動地域・診療時間、健康相談・保健指導窓口の開設日時、歯科医療救護班や精神科救護所の開設場所・診療時間等

ウ 保健予防に関する情報

(2) 医療機関は、次の情報を関係機関に提供するとともに、家族等からの照会に対し、回答する。

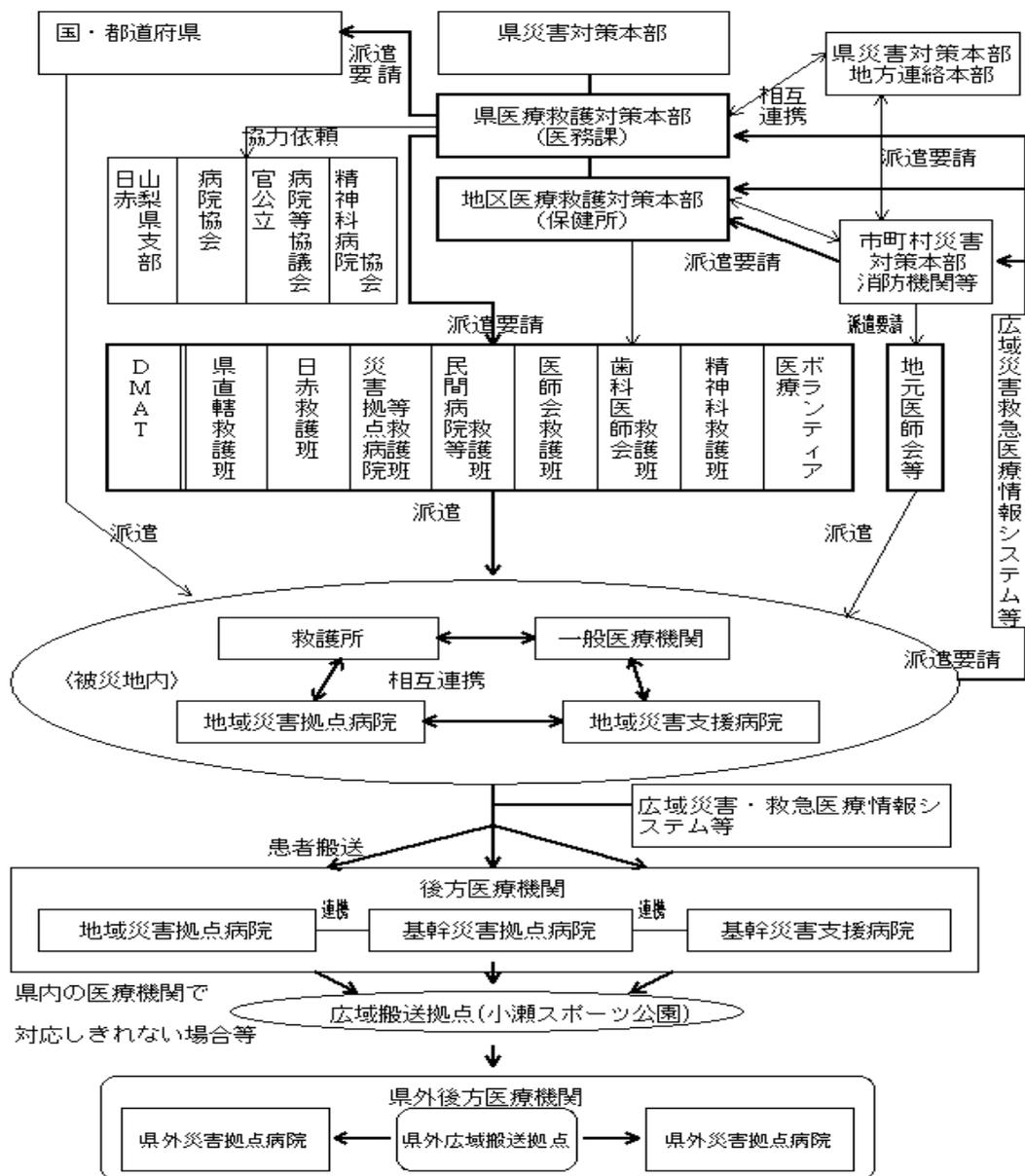
- ① 被災入院患者の氏名
- ② 搬送患者の転送先、入院患者の転院先・退院先
- ③ 診療機能に関する情報全般

大規模災害時応急医療救護体制

- 震度6弱以上の地震が発生した場合や、県本部を設置した又はすることとなった場合
 その他必要に応じて、直ちに県救護本部を設置のうえ災害時応急医療救護体制に入り、
 被災地医療機関の被災状況に応じて派遣される医療救護班及び被災地域内外の災害拠点
 病院等において、応急医療救護活動及び後方医療救護活動を行う。
- 短時間に多数の被災傷病者に対処するため、特に被災地内の医療機関は後方医療機関
 への迅速な搬送に努める必要があり、このため、県医療救護対策本部は、特に被災傷病
 者等の緊急搬送体制の確保に万全を期す。

別紙 1

■医療救護体制及び医療救護班の派遣体系



■ 災害拠点病院等医療機関一覧

◇ 基幹災害拠点病院

病院名等	一般病 床数(床)	電 話	FAX	E-mail
県立中央病院 甲府市富士見1-1-1	649	055-253-7111	055-253-8011	chubyo@pref.yamanashi.lg.jp

◇ 基幹災害支援病院

病院名等	一般病 床数(床)	電 話	FAX	E-mail
山梨大学医学部附属病院 中央市下河東1110	566	055-273-1111	055-273-7108	hosp@res.yamanashi-med.ac.jp
山梨赤十字病院 南都留郡富士河口湖町 船津6663-1	224	0555-72-2222	0555-73-1385	rchfuji@mfi.or.jp

◇ 地域災害拠点病院

病院名等	一般病 床数(床)	電 話	FAX	E-mail	
中 北	市立甲府病院 甲府市増坪町366	402	055-244-1111	055-220-2650	jkofuhp@city.kofu.yamanashi.jp
	巨摩共立病院 南アルプス市桃園340	103	055-283-3131	055-282-5614	komakyouritsu@yamanashi-min.jp
	韮崎市立病院 韮崎市本町3-5-3	141	0551-22-1221	0551-22-9731	hospital@city.nirasaki.lg.jp
峡 東	山梨厚生病院 山梨市落合860	339	0553-23-1311	0553-23-0168	kikaku@kosei.jp
	笛吹中央病院 笛吹市石和町 四日市場 47-1	150	055-262-2185	055-263-5985	fuefukihp@fch.or.jp
峡 南	社会保険鵜沢病院 富士川町鵜沢340-1	154	0556-22-3135	0556-22-3884	s-kajika@aioros.ocn.ne.jp
富 士 ・ 東 部	富士吉田市立病院 富士吉田市上吉田6530	250	0555-22-4111	0555-22-6995	byoin@city.fujiyoshida.lg.jp
	大月市立中央病院 大月市大月町花咲1225	183	0554-22-1251	0554-22-3765	byouinkanri@city.otsuki.lg.jp

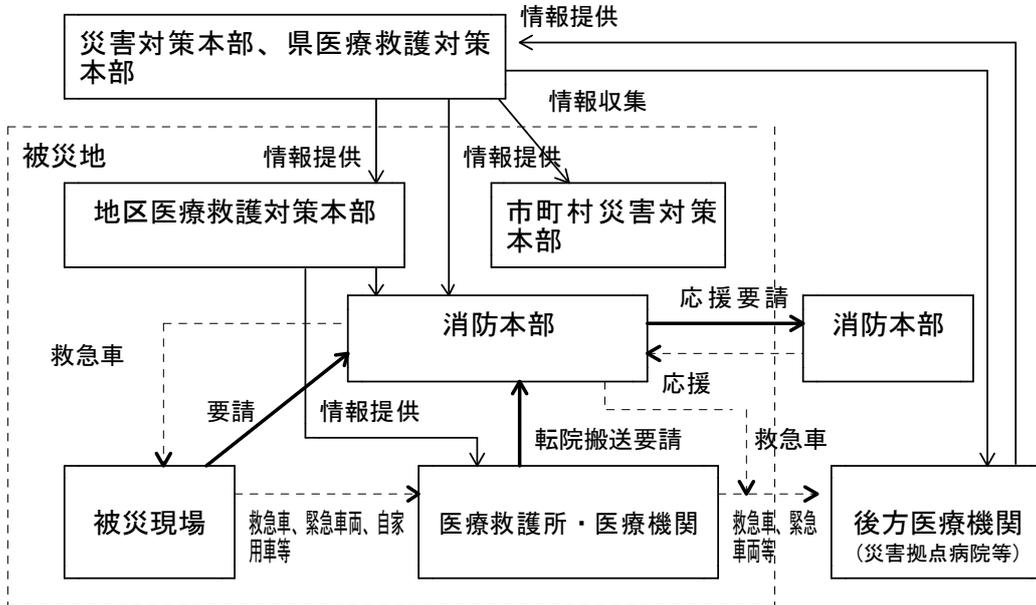
※ この外地域災害拠点病院を補完する病院として地域災害支援病院を複数指定している。

◇ 地域災害支援病院

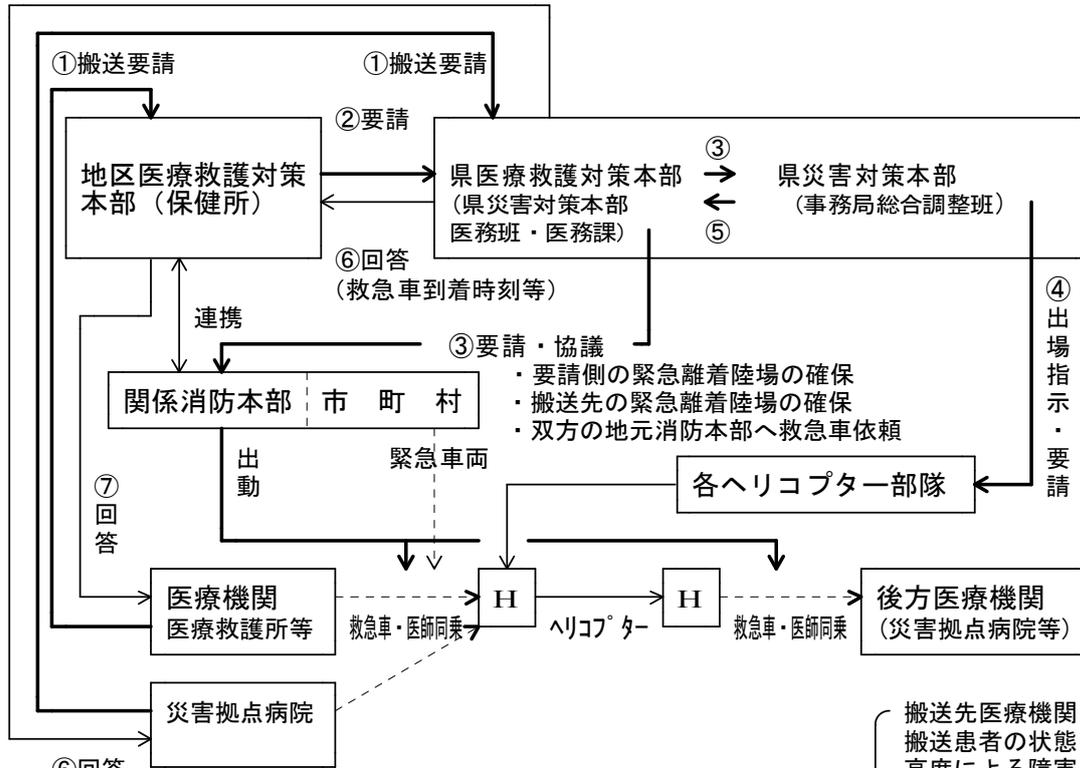
病院名等		電 話	FAX	
中 北	独立行政法人国立病院機構甲府病院	甲府市天神町11-35	055-253-6131	055-251-5597
	社会保険 山梨病院	甲府市朝日3-8-31	055-252-8831	055-253-4735
	甲府共立病院	甲府市宝1-9-1	055-226-3131	055-226-9715
	武川病院	昭和町飯喰1277	055-275-7311	055-275-4562
	貢川整形外科病院	甲府市新田町10-26	055-228-6381	055-228-6550
	三枝病院	甲斐市竜王新町1440	055-279-0222	055-279-3042
	赤坂台病院	甲斐市竜王新町2150	055-279-0111	055-279-3912
	竜王リハビリテーション病院	甲斐市万才287	055-276-1155	055-279-1262
	高原病院	南アルプス市荊沢255	055-282-1455	055-284-3877
	宮川病院	南アルプス市上今諏訪1750	055-282-1107	055-282-1108
	北杜市立塩川病院	北杜市須玉町藤田773	0551-42-2221	0551-42-2992
	北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田3954	0551-32-3221	0551-32-7191
韮崎相互病院	韮崎市本町1-16-2	0551-22-2521	0551-23-0477	
峡 東	加納岩総合病院	山梨市上神内川1309	0553-22-2511	0553-23-1872
	塩山市民病院	甲州市西広門田433-1	0553-32-5111	0553-32-5115
	甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼950	0553-44-1166	0553-44-2906
	山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平302-2	0553-35-2025	0553-35-4434
	富士温泉病院	笛吹市春日居町小松1177	0553-26-3331	0553-26-3574
	甲州リハビリテーション病院	笛吹市石和町四日市場2031	055-262-3121	055-262-3727
	石和温泉病院	笛吹市石和町八田330-5	055-263-0111	055-263-7074
	石和共立病院	笛吹市石和町広瀬623	055-263-3131	055-263-3136
	一宮温泉病院	笛吹市一宮町坪井1745	0553-47-3131	0553-47-3434
峡 南	市川三郷町立病院	市川三郷町市川大門428-1	055-272-3000	055-272-0937
	組合立飯富病院	身延町飯富1628	0556-42-2322	0556-42-3481
	身延山病院	身延町梅平2483	0556-62-1061	0556-62-1306
	峡南病院	富士川町鯉沢1806	0556-22-4411	0556-22-6553
	しもべ病院	身延町下部1063	0556-36-1111	0556-36-1556
富 士 ・ 東 部	上野原市立病院	上野原市上野原3195	0554-62-5121	0554-63-2469
	都留市立病院	都留市つる5-1-55	0554-45-1811	0554-45-2467

救急搬送体制(1)・・・被災傷病者、医療救護班

■救急車両による傷病者搬送フロー



■ヘリコプターによる傷病者搬送フロー

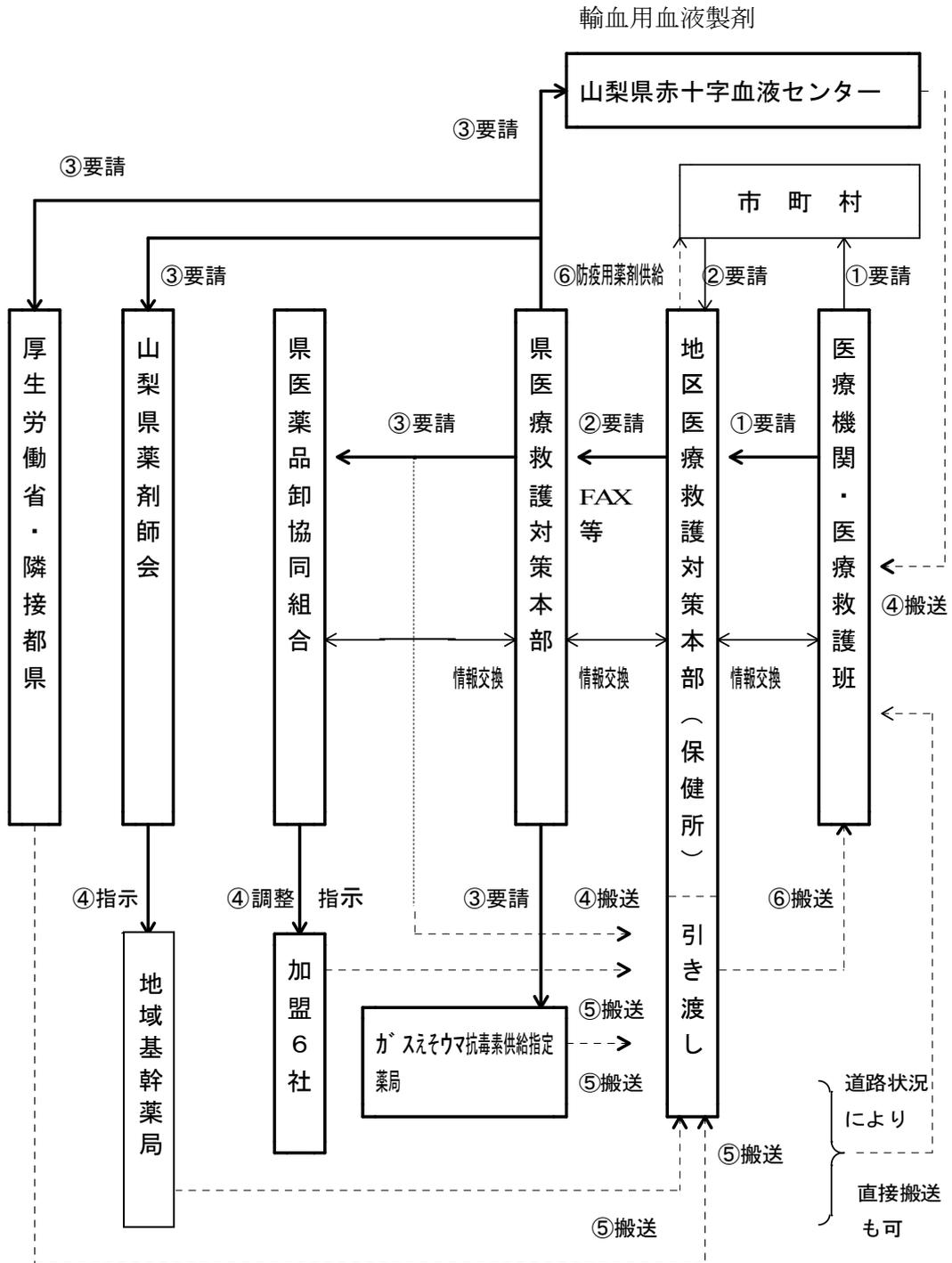


※医療機関からの要請は、電話・FAX で要請

搬送先医療機関
搬送患者の状態
高度による障害
医師同乗の有無
必要資器材

救急輸送体制(2)・・・医薬品等

■医薬品等の供給フロー



※ 県医療救護対策本部は、必要に応じて県災害対策本部を通じ、指定地方公共機関、自衛隊等に搬送の支援を要請する。

4 防疫対策

(1) 実施機関

被災地における防疫は、市町村長が実施するものとする。

(2) 防疫活動

ア 市町村における措置

- ① 市町村の防疫活動は、被災地の状況を勘案しながら災害防疫対策本部又は防疫組織を設け、防疫対策の企画、推進にあたるものとする。
- ② 知事の指示に基づく防疫活動を迅速に実施する。
- ③ 避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。

イ 県における措置

- ① 保健所を中心に医師、保健師等をもって検病調査のために必要な班編成を行う。検病調査は、滞水地域及び集団避難所を重点とし、市町村、地区内の衛生組織等の関係機関の協力を得て的確な情報の把握に努める。
- ② 検病調査の結果、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)による一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、法第 17 条により健康診断を受けさせるべきことを勧告又は行わせることができる。
- ③ 被災地において、一類感染症等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、法第 19 条又は法第 26 条により当該感染症の患者に対し感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきを勧告又は入院させることができる。
ただし、緊急、その他やむを得ない理由があるときには、感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告又は入院させることができる。
- ④ 被害激甚な市町村に対しては、必要に応じて職員を現地に派遣し、その実情を調査するとともに適切な防疫活動についての指導を行う。
- ⑤ 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要があると認めるときは、市町村(又は市町村長)に対して、その範囲及び期間を定めて次に掲げる事項の指示を速やかに行う。
(ア)法第 27 条第 2 項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示
(イ)法第 28 条第 2 項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
(ウ)法第 29 条第 2 項の規定による物件の消毒に関する指示
(エ)法第 31 条第 2 項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示
(オ)予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種に関する指示(市町村長をして実施させることが適当な場合に限る。)
- ⑥ 法第 29 条第 2 項の規定により、職員をして物件の廃棄その他感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防ぐため必要な措置をとらせることができる。
- ⑦ 予防接種法第 2 条第 2 項各号に掲げる疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上の緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、予防接種法第 6 条の臨時の予防接種を実施する。実施にあたっては、ワクチンの確保等を迅速に行い時期を失わないよう措置する。

ウ 県民の役割

- ① 飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう努める。
- ② 県及び市町村が実施する措置に従うとともに、県及び市町村等が行う防疫活動に協力するよう努める。

(3) その他

- ア 法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに災害防疫実施要綱(昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知)により防疫措置に万全を期す。
- イ 食中毒の発生を防止するために必要があると認められるときは、食品衛生関係団体等と連携し飲食物の衛生確保のための指導を実施する。
- ウ 県は、市町村が被災した場合に備え、消毒用資材等の確保のため、民間企業等との協定締結に努める。

5 食糧供給対策

(1) 実施機関

被災者及び災害応急業務の従事者への食糧の確保と炊き出し、その他食品の提供は市町村長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が市町村長の補助を得て行い、あるいは知事が市町村長に委任して市町村長が行うものとする。

(2) 災害時における応急米穀の供給通知等 (「米穀の買入・販売等に関する基本要領」総合食料局長通知)

- ア 市町村長は、災害時に必要な米穀の調達が不可能なときは、給食として必要とする応急用米穀の数量等を知事に通知するものとする。
- イ 通知を受けた知事は、必要と認めるときは、農林水産省生産局長に通知する。
- ウ 通知を受けた農林水産省生産局長は、受託事業体に対し、知事又は知事の指定を受けた者(市町村長)に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) その他の細部事項

本項に関する細部事項は、「災害時における食糧供給対策実施要領」による。

6 生活必需物資等救援対策

(1) 実施機関

ア 被災者に対する医療、生活必需品、燃料その他の物資の供給は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が市町村長の協力を得て行い、

イ 知事は市町村長が実施する生活必需物資の供給について特に必要があるときは、他市町村に応援を指示する。

ウ 県は、小売業者等との「生活必需物資の調達に関する協定」等に基づき、生活必需物資の流通在庫の数量を把握するとともに、必要量の確保に努める。また、必要に応じて、新たな協定締結にも努める。

エ 市町村は、地域内で調達できる生活必需物資の状況を把握するとともに、小売業者等との供給協定を締結し、必要量の確保に努める。

オ 県は、燃料等県内における必要量の確保が困難な物資については、国に安定的な供給を要請する。

(2) 物資等の供給の要請等

ア 知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、国(本県区域に係る指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長)に対し、必要な物資の供給等を要請する。

イ 市町村長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求めるものとする。

ウ 市町村長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直

接依頼するものとする。

エ 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は市町村長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

オ 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、市町村長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

カ 国、県、市町村及びその他防災関係機関等は所掌事務又は業務について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

(3) 「山梨県小災害内規」による給与

ア 災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害については、「山梨県小災害内規」により、生活必需品を給与及び見舞金等の支給を行う。

イ 「山梨県小災害内規」を適用した市町村の区域外の被災者に対して、必要な場合は、当該内規により見舞金等を支給する。

7 飲料水確保対策

(1) 実施機関

被災者に対する飲料水供給の実施は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害状況に応じ、別紙フローによる飲料水の応急給水や災害復旧活動に対しての相互支援に関する連絡調整及び指導は、県が行う。

(2) 給水活動

各水道事業者は、おおむね次の要領で給水活動を実施する。

ア 水の確保方法

- ① 配水池等構造物 … 拠点構造物に対する緊急遮断弁の設置等
- ② 震災対策用貯水タンク… 耐震性貯水槽等、防災部局と連携して整備
- ③ 予備水源 … 地下水や湧水の確保等(含む民間水源等)
- ④ 住民の備蓄

イ 応急給水方法

- ① 給水車、給水タンク車を用いた「運搬給水」
被災者救護所、救急病院、給食提供所、その他本部より指示された場所
- ② 指定避難場所等での「拠点給水方式」
- ③ 仮設給水栓、仮設配水管による給水方式
- ④ ろ水器による給水

ウ 応急給水資機材

- ① 給水車、タンクとセットした給水タンク車(タンクによってはポンプも用意)
- ② 小型発電機
- ③ 応急給水用ポリタンク、ポリ袋
- ④ ろ水器

エ 応急給水要員

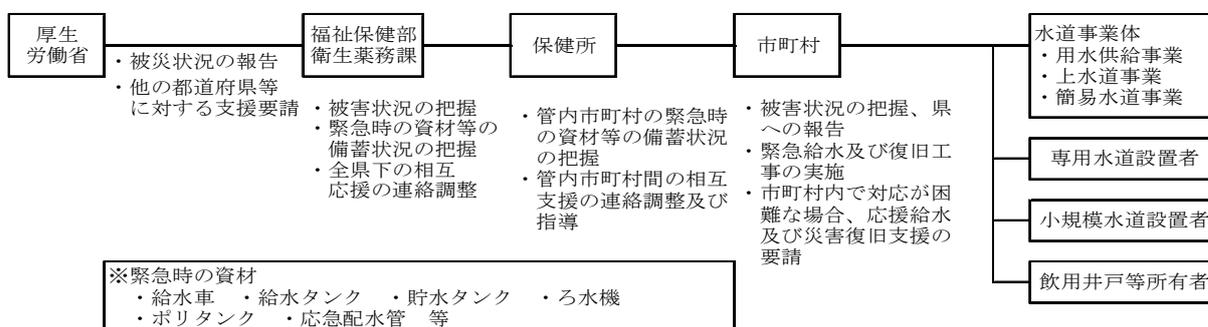
班体制の編成方法等について事前に十分検討のこと

オ 広報体制

次の状況について、わかりやすく間違いのないよう広報する。

- ・ 断水区域の状況
- ・ 給水拠点場所
- ・ 応急給水方法
- ・ 水質についての注意事項

災害時における飲料水確保対策



8 応急教育対策

(1) 実施機関

応急教育は、公立学校等当該学校の設置者が、私立学校等は当該学校長が実施する。災害救助法が適用されたときは、市町村長の協力を得て知事が行う。ただし、知事から委任されたときは、知事の補助機関として市町村が当該教育委員会及び学校長等の協力を得て実施する。

(2) 応急教育の実施予定場所

ア 県立学校長、市町村等教育委員会及び私立学校長は、災害の程度に応じ、概ね次のような方法で予め応急教育実施の予定場所を選定する。

a 学校の一部が被災したとき

① 特別教室、空き教室、体育館等の使用 ② 二部授業の実施

b 学校の全部が被災したとき

① 公民館、公共施設等の使用 ② 近隣学校の校舎の利用

c 特定の地区全体又は県内の大部分が被災したとき

① 避難先の最寄りの学校・公共施設等の使用 ② 応急仮校舎の建築

イ 県本部は市町村から応急教育実施の予定場所について協力斡旋の要請があったときは、直ちにこれらの処理にあたるとともに市町村間の連絡調整にあたる。

(3) 応急教育の方法

ア 速やかに被災教職員数を把握し、教育活動への支障を最小限にする体制の確立を図る。

イ 欠員者が多数で授業(保育)の実施が困難なときは補充措置をとり、なお不足のときは教職員の臨時採用等の措置をとり、重点配置する。

ウ 被災地域の幼児、児童生徒が転入学を希望するときは、関係機関の指示に基づき、可能な限り弾力的に取り扱い、受け入れ及び許可等を速やかに行う。

(4) 学校給食の措置

ア 緊急所要物資を把握し、その調達について関係者に協力する。

イ 被害施設及び物資を掌握し、処分方法について指示するとともに、施設等の復旧について指導する。

9 遺体の処理及び埋葬対策

(1) 実施機関

遺体は火葬を原則とし、市町村長が行うものとする。

(2) 遺体の保存、資機材の確保等

市町村長は、災害時に速やかに遺体を火葬することが困難な場合を考慮し、平時から災害時の遺体安置所、遺体保存のための資機材の調達及び作業要員の確保等に

努める。

(3) 広域火葬に係る連絡体制、応援要請

市町村長は、大規模災害により、平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合、また、火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、広域火葬について、速やかに県に応援を要請する。

県は、市町村長の要請により広域火葬が必要であると判断した場合は、県内の火葬場設置者や、必要に応じて近隣都県に協力を依頼するなど、連絡調整等を図る。

10 廃棄物処理対策

廃棄物の収集、運搬処理

(1) 実施機関

ア 被災地の廃棄物処理は市町村が適正に行うが、被害が甚大でその市町村で処理が不可能なときは、林務環境事務所環境課に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。なお、市町村は、平時から大量の廃棄物の発生に備え一時保管場所の確保に努めるものとする。

イ 県は、県内の廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、各市町村からの要請に基づき、他市町村及び応援団体に対して広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。

ウ 県は必要に応じ、他の都県などに対して、広域的な調整・応援要請を行う。

(2) 清掃班編制基準

周辺の自治体や廃棄物処理業者等から応援を受ける場合の班編成は、次のとおりとする。

ア ごみ収集に必要な人員等
収集車1台につき
必要人員：運転手1名＋作業員1名＝2名
1日あたり収集量：2t／台×3～3.5回

イ し尿収集に必要な人員等
収集車1台につき
必要人員：運転手1名＋作業員1名＝2名
1日あたり収集量：1.8kl／台×3

(3) 廃棄物処理量の算出

ア 粗大ごみ発生量の算出基準
粗大ごみ発生量 (t) = 被害棟数 × 粗大ごみ発生源単位
粗大ごみ発生源単位：1.03t／棟

イ し尿処理量の算出基準
し尿発生量 (ℓ／日) = (避難住民数 + 断水世帯人口) × し尿発生源単位
し尿発生源単位：1.2 ℓ／人・日

ウ がれき発生量の算出基準
がれき発生量 (t) = 1棟あたりの平均床面積 (㎡) × 発生源単位 × 解体建築物の棟数
がれき発生源単位：木造 0.696t／㎡
鉄筋 1.107t／㎡
鉄骨 0.712t／㎡

11 JR貨物運賃割引の適用

火災等の災害が発生し、災害救助法が適用されたときは、被災者に対する救助用寄贈

品の災害割引を適用することができる。

1.2 被災動物等救護対策

県、市町村及び動物愛護団体等は、協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。

- (1) 動物収容施設の設置
- (2) 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管
- (3) 飼料の調達及び配布
- (4) 動物に関する相談の実施
- (5) 動物伝染病等のまん延防止措置
- (6) 集団避難場所における飼育動物の適正管理 等

第1.2節 生活関連事業等の応急対策

1 電力事業施設応急対策(東京電力山梨支店)

(1) 防災体制

ア 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非常態勢の条件
第1非常態勢	・被害の発生が予想される場合 ・被害が発生した場合
第2非常態勢	・大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想される場合を含む) ・東海地震注意情報が発表された場合
第3非常態勢	・大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・県内並びに首都圏で震度6弱以上の地震が発生した場合

イ 災害対策組織

災害が発生したとき、山梨支店内に災害対策本部を、支社に同支部を設置する。

(2) 応急復旧対策

ア 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員を予め調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

イ 設備の予防強化

- ① 洪水等の被害を受けるおそれのある発電所においては、諸施設の災害予防について応急施設を講ずる。
- ② 工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講ずる。

ウ 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大にともない円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を構じる。

エ 災害時における広報

次の事項について、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車及び自治体の防災行政無線による活用等により直接当該地域に周知

する。

- ① 感電事故及び漏電による出火の防止
- ② 電力施設の被害状況、復旧予定等

オ 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立する。

2 一般ガス事業施設応急保安対策

(1) 一般ガス事業者の名称、所在地、供給区域等

	東京ガス山梨株式会社	吉田瓦斯株式会社
(1) 所在地 事務所 工場	甲府市北口三丁目 1-12	富士吉田市下吉田 2475
(2) 施設種別	天然ガスのパイプライン接続供給	天然ガスのパイプライン接続供給
(3) 貯蔵設備 所在地 設備の種類 及び 最大貯蔵量	甲府市北口 3-1-12 球形ホルダー 40,000 m ³ 1基	
(4) 施設の状況 及び供給状況	甲府市、中央市、甲斐市及び昭和町の供給域内 30,000 戸へ導管により供給	富士吉田市の市街地及び富士河口湖町の一部 7,000 戸へ導管により供給
(5) 修理機材名 及び数量	修理資材は当面必要な数量について常に備蓄しており、さらに日本ガス協会を通じて全国のガス会社、資機材メーカーとの応援態勢ができています。	

※ 防災体制：非常災害(地震)対策要領による

(2) 予備施設及び貯蔵原材料

	東京ガス山梨株式会社	吉田瓦斯株式会社
(1) 予備動力	① 5.5 KVA ディーゼル発電機 5.4 KW	175KV ディーゼル発電機 145KW
(2) 貯蔵原材料	② 2.5 KVA ディーゼル発電機 2.5 KW	LPG100t 7日分

(3) 発災時の措置

	東京ガス山梨株式会社	吉田瓦斯株式会社
(1) 停電時の措置	災害により受電線が停電したときは無停電電源装置により供給を継続する。	予備動力を使用し、平時の供給又は保安供給を行う。
(2) 交通途絶時の措置	パイプライン接続供給方式のため措置は不要	パイプライン接続供給方式のため措置は不要
(3) 生産設備被災時の措置	主要な受入設備が被災しない限り供給可能	主要な受入設備が被災しない限り供給可能
(4) 供給設備被災時の措置	修理資材をもって応急処理を行い極力供給の確保に努めるが、やむを得ないときは地域的にガスの送出を停止し、速やかに応急処置を行う。全供給区域被災のときは、一時ガスの送出を停止する。災害の状況により日本ガス協会の応援態勢がある。	本社の応援態勢を除いて同左
(5) 貯蔵設備被災時の措置	現有ガスホルダー1基のうち一部被災のときは能力の範囲において限定供給を続ける。	一部被災の場合は能力の範囲において限定供給を続ける

3 簡易ガス施設応急保安対策

(1) ボンベハウス

ア ボンベハウスに異常を認めたとき

- ① ボンベハウスの発生設備及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。
- ② 異常を認めたときは速やかに応急修理を行う。
- ③ 調査の結果応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。

イ 特に周囲の被災が大きいと判断されるときは、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視する。

(2) 導管

ア 本支管及び供給管

- ① 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。
- ② 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

イ 屋外管・屋内管

- ① 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。
- ② 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

ウ 導管の調査の結果異常を認めたときは、速やかに復旧の作業を行う。

(3) 復旧体制

上記の応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

4 液化石油ガス応急保安対策

(1) 災害対策組織

・発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、(社)山梨県エルピーガス協会に「災害対策本部」を設置する。

(2) 応急対策

- ・関係機関との連絡
- ・一般消費者向け広報
- ・応急復旧資機材の調達
- ・復旧要員の派遣

5 危険物等応急保安対策

(1) 火薬類の応急対策

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときはこれを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張り人をつける。

イ 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等の安全上の措置を講ずる。

ウ 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。

エ 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに警察官に通報する。

(2) 高圧ガスの応急対策

ア 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。

イ 充填容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放

出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。

ウ 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお緊急、やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。

エ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

(3) 危険物の応急対策

ア 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。

イ 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。

ウ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。

エ 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。

オ 県及び市町村は、引火、爆発又はそのおそれがあるときは、施設関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定するとともに付近住民に対し、避難等の指示又は勧告をする。

カ 山梨県内の高速道路等における危険物運搬車両の事故防止等については、「山梨県高速自動車国道等における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」による連絡体制の強化を図るとともに、事故等の発生した場合に迅速かつ効果的に現場処理対策の確立を図る。

(4) 毒物劇物の応急対策

毒物劇物の管理者等は、保健所、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立ち入りを禁止する。

イ 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。

ウ 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。

エ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

(5) 放射性物質の応急対策

放射性物質の管理者等は、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

ア 放射線障害の危険のある地区内に所在している者に対して避難するよう警告する。

イ 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者は、速やかに救出し医療施設へ収容する。

ウ 放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちに汚染の拡大防止、放射性同位元素の除去等の措置を講ずる。

エ 放射性同位元素を他の場所へ移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲に柵、標識等を設置し、見張人において関係者以外の立ち入りを禁止する。

オ 事故発生時、危険区域内に所在していた者に対し、医師による診断等必要な措置を講じる。

6 日本郵政グループの災害時特別取扱内容

(1) 郵便事業関係（被災者が差し出す郵便物の料金免除及び郵便葉書等の無償交付）

安否の報告や避難先の連絡に役立つため、被災者が差し出す郵便物の料金を免

除するとともに、被災地の郵便局において被災世帯に対し、郵便葉書及び郵便書簡を郵便局窓口において無償交付する。

(2) ゆうちょ銀行関係（通帳等を紛失した被災者への非常取扱い）

通帳、証書、印章等をなくした場合であっても、本人確認ができる時には次の取扱いを実施する。

ア 通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払戻し

イ 民営化前に預入した定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金等の払戻し

ウ 民営化前に預入した定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金を担保とした貸付

エ 払戻証書による払戻金及び返還金支払い通知書による返還金の払渡し

(3) かんぽ生命保険関係（保険料払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い）

保険料の支払いが困難な場合、保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払い等の非常取扱いを実施する。

第13節 警察警備計画

1 警備方針

関係機関との緊密な連携のもと災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、県民の生命及び身体の保護を第一とした警備活動に努める。

2 災害に備えての措置

警察本部等が平素災害の発生に備えて行う措置は、概ね次のとおりとする。

- (1) 危険箇所の調査
- (2) 災害警備活動に関する調査及び研究
- (3) 防災上拠点となる警察施設の点検及び整備
- (4) 警察職員に対する教養及び訓練
- (5) 災害警備用装備品資機材の整備充実
- (6) 交通対策用施設資機材の整備充実
- (7) 通信用資機材の整備充実
- (8) 災害警備用物資の備蓄
- (9) 信号機用電源附加装置の整備
- (10) 災害警備実施計画の策定
- (11) 住民の防災意識高揚のための広報
- (12) 関係機関との連絡
- (13) 災害警備本部設置運用に必要な設備の整備充実

3 警備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の警備体制を次のとおり区分する。

(1) 準備体制

大雨・強風・洪水注意報が発せられる等、災害の発生が予想され、発生までに相当の時間的余裕がある場合における準備体制であって、状況により警戒体制及び非常体制へ円滑に移行できる体制をいう。

(2) 警戒体制

大雨、暴風・洪水警報が発せられる等災害の発生することが確定的となった場合における警戒体制であって、事態の推移に伴い、すみやかに非常体制へ移行することが

できる体制をいう。

(3) 非常体制

災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合における非常体制をいう。

4 災害警戒本部等の設置

(1) 災害警備連絡室の設置

準備体制をとったときは、警察本部警備第二課に災害警備連絡室を設置する。

(2) 災害警備本部の設置

警戒体制、非常体制をとったときには、警察本部に災害警備本部等を設置し、警察署は本部に準じた体制をとる。

5 災害発生時等の警備活動

警察本部及び警察署が、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに行う警備活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 情報収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握、記録統計
- (3) 広域緊急援助隊の受入運用
 - ※ 山梨県警察広域緊急援助隊
 - 警備部隊 24名
 - 交通部隊 17名
 - 刑事部隊 10名
- (4) 被害者の救出及び負傷者等の救護連絡
- (5) 行方不明者の調査
- (6) 危険箇所の警戒並びに住民に対する避難勧告及び誘導
- (7) 災害警備活動のための通信の確保
- (8) 不法事案等の予防及び取締り
- (9) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒
- (10) 避難路及び緊急輸送道路の確保
- (11) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保
- (12) 広報活動
- (13) 死体の見分、検視
- (14) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

6 ヘリコプターによる警備活動

災害発生時におけるヘリコプターの出動については、その特性を活用することが効果的と認めるときに出動する。

ヘリコプターの出動を要請するときは、県本部事務局が警察本部に要請するものとする。

7 交通対策

県警察は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、通行の禁止、一方通行等の交通規制を迅速、的確に行うものとする。

また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転手のとるべき措置についての広報、危険防止及び混雑緩和等の措置を行うものとする。

交通規制の基本方針、運転手の執るべき措置、緊急通行車両の確認措置等については、第3章第9節「交通対策」により実施する。

8 災害警備訓練

暴風・大雨・地震等による大規模な災害の発生に備え、通信の確保、交通の規制、住民の避難誘導、負傷者の救出等についての総合的な警備訓練を実施するものとする。

訓練実施にあたっては、可能な限り多数の関係機関及び住民の参加が得られるよう努めるものとする。

第14節 民生安定事業

1 被災者生活再建支援制度

(1) 要 旨

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給することにより被災者の自立した生活の開始を支援する制度

(2) 被災者生活再建支援法の適用要件

①対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

②対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 被災者生活再建支援金の支給条件

支援金支給の基準

対象世帯と支給額

支給額は、以下の2つの支援額の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単身世帯
全壊世帯(法第2条第2号イ)	100万円	75万円
解体世帯(法第2条第2号ロ)	100万円	75万円
長期避難世帯(法第2条第2号ハ)	100万円	75万円
大規模半壊世帯(法第2条第2号ニ)	50万円	37.5万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単身世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 (法第3条第2項第1号)	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯 (法第3条第2項第2号)	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯 (公営住宅を除く)(法第3条第2項第3号)	50万円	37.5万円

※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

2 中小企業金融対策

(1) 融資一覧表

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	用途	限度額	利率	期間	担保等	備考
中小企業金融公庫 甲府支店 (代理店) 山梨中央銀行本店 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復旧貸付	被災に害所救助する発動地又は被災の間接又は被災の間接又は被災の間接		既往貸付の残高に拘らず (直貸) 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内 (代理貸) 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基準利率 但し、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。	10年以内 (2年以内の措置期間を含む。)	必要に応じて担保・保証人を求める	特別利率を適用する場合は市町村長の発行する罹災証明書が必要。
国民金融公庫 甲府支店 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災害貸付	被災の間接又は被災の間接又は被災の間接		(1) 各貸付ごとの融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める	それぞれの融資制度の利率。ただし、特災利率についてはその都度定める。			1 直接被害者は原則として市町村長の発行する罹災証明書が必要。 2 災害の発生した日から6ヵ月目の月末まで。
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害復旧貸付	被災の間接又は被災の間接又は被災の間接		組合 2,000,000万円以内 構成員 200,000万円以内	商工中金所定の利率、ただし、特定の激甚災害等についてはその都度定める。	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内 (各3年以内の据置期間を含む。)		
山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	東日本大震災復興融資	に政令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する直接又は間接被災を被った中小企業者	事業資金	設備資金 3,000万円 運転資金 3,000万円 (一企業限度額 3,000万円)	1.60%	設備資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	

(2) 信用保証について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による災害関係保証の特例

ア 機関名 山梨県信用保証協会

イ 概要

- a 災害関係保証に係る中小企業者 1人当りの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。
- b 信用保証料の低減措置をとる。

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助に関する法律」による東日本大震災復興緊急保証の特例

ア 機関名 山梨県信用保証協会

イ 概要

- a 東日本大震災復興緊急保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額、災害関係保証限度額と同額の別枠とする。
- b 信用保証料の低減措置をとる。

3 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度(建築住宅課)

- (1) 新築住宅 400万円、18年償還(内3年据置)
- (2) 改修住宅 200万円、11年償還(内1年据置)
- ※ 住宅金融支援機構と併せ貸し
- ※ 融資受付時の支援機構の融資金利と同率

4 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、概ね次のとおりである。

(1) 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害林業者で市町村長の認定を受けた者及び、在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の使途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	(被害農林業者の経営に必要な資金) 農林業者 個人 200万円、法人 2,000万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人 250万円、法人 2,000万円(政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円)の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 (被害組合の運営に必要な資金) 農協、同連合会等 農協 2,500万円(連合会 5,000万円) 激甚災害の場合、農協 5,000万円(連合会 7,500万円)
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者(損失額が平年総収入の50%以上の者)に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内
据置期間	なし
償還期限	特別被害農休業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については7年以内
資金源	農協又は金融機関

(2) 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）（平成21年1月26日現在）

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	300万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費の3/12に相当する額、又は粗収入の3/12に相当する額のいずれか低い額
貸付利率	年1.15%
据置期間	3年以内
償還期限	10年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

5 災害援護資金等貸与計画

区分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び寡婦福祉資金
対象者	罹災低所得世帯	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯(所得制限あり)	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金（災害援護資金）		住宅資金、事業開始・継続資金
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅200万円以内 事業開始283万円 事業継続142万円
貸付期間	7年以内 (うち災害状況に応じて2年以内の据え置き)	10年以内 (うち3年据置)	住宅7年以内2年据置 開始7年以内2年据置 継続7年以内2年据置
償還方法	月賦等	年賦または半年賦	月賦等
貸付利率	年1.5%（保証人がいる場合は無利子）	年3%	年1.5%（保証人がいる場合は無利子）
その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	市町村(県は全額市町村に貸与、国はそのうち%を貸与する)	県

6 義援金品募集配分計画

(1) 実施団体

次の関係機関、団体等をもって協議会を構成して実施する。

県・市町村・日本赤十字社県支部・共同募金会・婦人会・報道機関その他

(2) 募集及び配分

協議会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

(3) 募集及び配分結果の公表

協議会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

7 労働力確保対策

(1) 労働力の確保

ア 公共職業安定所は、労働力の確保を円滑に行うための次の措置をとる。

- ① 斡旋業務の円滑を期し、緊急計画を樹立する。
- ② 関係機関との緊密な連携をもって、所要労働力の募集についての求人広告に関する所要の措置をとる。
- ③ 必要により他の公共職業安定所へ求人連絡を行う。
- ④ 常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については、予め居住地、連絡先、連絡方法等を整備する。

イ 市町村長、公共職業安定所長の措置する労働力の確保について資料の提供及び連絡等について協力する。

(2) 災害応急対策求人について

市町村長又は防災関係機関の長は、当該機関の所在地を管轄する公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにして文書又は口頭で申し込む。

- ・職種別所要求人の数
- ・作業場所及び作業内容
- ・作業時間、賃金等の労働条件
- ・その他必要な事項
- ・必要とする期間
- ・宿泊施設の状況

(3) その他

ア 災害応急対策に公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域の同種業務及び技能について支払われる一般賃金水準を基とする。

イ 公共職業安定所長は、応募した就労希望者の配置については、緊急度、重要度等について所轄の地方連絡本部長と協議し、必要により適宜調整を行いながら実施する。

8 リ災証明書の交付等

市町村は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にリ災証明書の交付体制等を確立し、被災者にリ災証明書の交付等を行う。

9 各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化などに対応するため、国、県及び市町村は、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討する。

第15節 防災ボランティア支援対策

1 防災ボランティアの受け入れ

県、市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

2 防災ボランティアの促進

県は、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する救援合同対策本部の整備促進に努める。

また、防災ボランティア活動の推進を図るため、県、県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会は、「山梨県民間社会福祉災害対策マニュアル」によりそれぞれ互いに協力するものとする。

第4章 災害復旧対策

災害復旧は、災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設、改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して計画する。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川災害復旧事業計画
- (2) 砂防設備災害復旧事業計画
- (3) 道路、橋梁災害復旧事業計画
- (4) 下水道災害復旧事業計画
- (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
- (2) 林業用施設災害復旧事業計画
- (3) 漁業用施設災害復旧事業計画
- (4) 共同利用施設災害復旧事業計画

3 中小企業施設災害復旧事業計画

4 都市災害復旧事業計画

5 上水道等災害復旧事業計画

6 住宅災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他災害復旧事業計画

第3編 地震編

第1章 地域防災計画・地震編の概要

本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。

大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第4章の東海地震に関する事前対策計画をもって充てる。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 県

次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

1 地震災害予防対策

- (1) 地震防災に関する組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (3) 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- (4) 大規模な地震防災訓練の実施
- (5) 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (6) 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- (7) 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- (8) 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- (9) 危険物等災害予防対策の推進
- (10) 地震防災応急計画の作成指導
- (11) 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進
- (12) 大震火災対策の推進
- (13) 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

2 地震防災応急対策

- (1) 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- (2) 警戒宣言又は東海地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- (3) 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- (4) 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- (5) 避難の勧告及び指示
- (6) 被災者の救助その他の保護
- (7) 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- (8) 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- (9) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- (10) 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置
- (11) 緊急輸送の確保
- (12) 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- (13) 県の施設等の安全措置及び応急復旧

- (14) 広域一時滞在に関する協定の締結
- (15) 他機関への応援要請
- (16) 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

3 災害復旧対策

- (1) 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- (2) 激甚災害に関する調査及び指定の促進

第2 市町村

市町村は、県に準じた地震災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立して災害に対処するものとする。

ただし、災害救助法が適用され、救助を迅速に行う必要があるため、知事はその権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととした事務を除くほか、市町村長は、知事が行う救助を補助する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるように、平時から体制を整備する。

第3 指定地方行政機関

1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制

2 関東財務局(甲府財務事務所)

- (1) 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示
- (2) 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置
 - ア 預貯金等の中途解約等の特例措置
 - イ 手形交換の特例措置
 - ウ 休日営業の特例措置
 - エ 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - オ 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - カ 保険料支払いの迅速化措置
- (3) 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付

3 関東信越厚生局

- (1) 県内の独立行政法人国立病院機構甲府病院における救護班の編成と知事の要請に基づく医療及び助産の実施
- (2) 必要な場合の県外独立行政法人国立病院機構からの救護班の出勤
- (3) 所管国立施設における罹災傷病者の収容及び治療

4 関東農政局(甲府地域センター)

- (1) 災害時における食糧の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置
- (2) 自ら管理又は運営する施設、設備の保守
- (3) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導
- (4) 地震防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備
- (5) 地震防災に関する情報の収集及び報告
- (6) 主要食糧等の在庫状況把握

5 関東森林管理局(山梨森林管理事務所)

- (1) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)の維持造成

- (2) 民有林直轄治山事業の実施
- (3) 災害復旧用材(国有林材)の供給

6 関東経済産業局

生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保

7 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなどの危険物等の保安の確保
- (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時における応急措置

8 関東運輸局(山梨運輸支局)

- (1) 緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立
- (2) 緊急輸送に使用しうる連絡体制の確立

9 東京航空局(東京空港事務所)

- (1) 航空の安全確保のための航空情報の発出
- (2) 必要に応じ一般航空機の運航規制措置

10 東京管区气象台(甲府地方气象台)

- (1) 東海地震に関連する情報等の通報
- (2) 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
- (3) 地震情報の発表と伝達
- (4) 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報、地震防災知識の普及
- (5) 異常現象発見の通報に対する適切な措置

11 関東総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理
- (2) 防災及び災害対策用無線局開設・整備についての指導
- (3) 関東地方非常通信協議会を運営し、非常災害時に備えた非常通信訓練及び非常通信計画の策定並びに通信機器の定期点検等の指導
- (4) 災害時における移動通信機器(衛星携帯電話、MC A無線機)及び移動電源車の貸出し
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況の把握
- (6) 非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るため、口頭等により許認可を行う臨機の措置を実施

12 山梨労働局

- (1) 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導
- (2) 事業場内労働者の二次災害の防止

13 国土交通省関東地方整備局(甲府河川国道事務所)

管轄する河川、道路について計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行う。

- (1) 防災上必要な教育及び訓練
- (2) 通信施設等の整備
- (3) 公共施設等の整備
- (4) 災害危険区域等の関係機関への通知
- (5) 官庁施設の災害予防措置
- (6) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
- (7) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等
- (8) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
- (9) 災害時における復旧資材の確保
- (10) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等
- (11) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄

- (12) 東海地震の地震防災強化地域に係る地震防災強化計画
 - ア 地震防災応急対策に係る措置
 - イ 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - ウ 中央防災会議主事会議の申し合わせ
 - エ 大規模な地震に係る防災訓練
 - オ 地震防災上必要な教育及び広報
- (13) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

14 第三管区海上保安本部

- (1) 災害予防
 - ア 防災訓練
 - イ 海上防災講習等の啓発活動
 - ウ 調査研究
- (2) 災害応急対策
 - ア 警報等の伝達
 - イ 情報の収集
 - ウ 活動体制の確立
 - エ 傷病者、医師等並びに援助物資の緊急輸送
 - オ 物資の無償貸与又は譲与
 - カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援
- (3) 災害復旧・復興対策

15 関東地方環境事務所

- (1) 有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

16 南関東地方防衛局

所管財産の使用に関する連絡調整

第4 自衛隊(第1特科隊)

災害派遣の準備において「地震災害警戒本部員会議への参加」及び「警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達」を実施するほか、本編第2編第1章第1節2～第4「自衛隊」に同じ。

第5 指定公共機関

1 東日本旅客鉄道株式会社(甲府地区センター)

東海旅客鉄道株式会社(静岡支社)

- (1) 東海地震予知情報(警戒宣言等)の伝達
- (2) 列車運転規制措置
- (3) 旅客の避難、救護体制の確立
- (4) 列車の運行状況等の広報
- (5) 発災後に備えた資機材、人員等の配備体制
- (6) 災害発生のおそれのある河川の水位観測
- (7) 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保

2 東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)(山梨支店)

(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ山梨支店

- (1) 主要通信の確保
- (2) 通信疎通状況等の広報
- (3) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
- (4) 気象警報等の市町村長への伝達

3 日本赤十字社(山梨県支部)

- (1) 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
- (2) 応援救護班の体制確立とその準備
- (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置
- (4) 赤十字奉仕団(日赤防災ボランティア)による救護活動の連絡調整
- (5) 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- (6) 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- (7) 義援金の募集及び配分

4 日本放送協会(甲府放送局)

- (1) 警戒宣言の伝達及び状況報告(部内)
- (2) 非常組織の整備
- (3) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
- (4) 地震予知に関する情報等の広告、ニュースの可及的速やかな報道

5 中日本高速道路株式会社(八王子支社)

所轄する高速道路等について、次の事項を行う。

- (1) 東海地震等に関連する情報の伝達
- (2) 利用者への広報
- (3) 災害時における復旧資機材と人員の配備
- (4) 緊急輸送を確保するための措置

6 日本通運株式会社(山梨支店)

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
- (3) 知事及び各機関からの車両借上要請に対処しうる体制の確立

7 東京電力株式会社(山梨支店)

- (1) 電力供給施設の災害予防措置
- (2) 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
- (3) 災害発生時及びその前後における電力供給の確保

8 日本銀行(甲府支店)

- (1) 警戒宣言発令時以降の通貨の円滑な供給に必要な事前の諸措置
- (2) 警戒宣言発令時以降における金融上の応急措置についての指導及び助言
- (3) 警戒宣言発令時における預貯金引出の集中等店頭混乱の未然防止のために必要な広報に対する協力指導

9 日本郵便株式会社(甲府中央郵便局)

- (1) 地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
- (2) 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
- (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (4) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (5) 郵便局窓口業務の維持
- (6) 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。)
- (7) 郵便局ネットワークを活用した広報活用
- (8) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

第6 指定地方公共機関

1 放送機関(株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士)

- (1) 地域住民に対する各種情報等の報道

(2) 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立

(3) 日本放送協会に準ずる措置

2 輸送機関(山梨交通株式会社、富士急行株式会社、社団法人山梨県トラック協会)

(1) 安全輸送の確保

(2) 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配

(3) 知事及び各機関からの車両借上げ要請に可及的速やかに即応しうる体制の整備

3 ガス供給機関(東京ガス山梨株式会社、吉田瓦斯株式会社、日本簡易ガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会)

(1) ガス供給施設の保安整備

(2) 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配

(3) 被災地に対するガス供給体制の確立

4 医師会(山梨県医師会、各地区医師会)

(1) 被災者に対する救護活動の実施

(2) 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

5 山梨県道路公社

(1) 警戒宣言、地震予知に関する情報等の伝達

(2) 有料道路の利用者への広報

(3) 有料道路の復旧資材と人員等の配備手配

(4) 緊急輸送を確保するための有料道路の整備

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 農業協同組合

(1) 農作物の災害応急対策の指導

(2) 被災農家に対する融資又は斡旋体制の確立

(3) 農業生産資材等の確保、斡旋体制の確立

(4) 農作物の供給調整体制の確立

2 商工会議所、商工会等中小企業関係団体

(1) 市町村が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立

(2) 災害時における物価安定についての協力体制の確立

(3) 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立

3 病院等医療施設の管理者

(1) 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検

(2) 災害時における病人等の収容、保護体制の準備

(3) 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達

4 社会福祉施設及び学校施設の管理者

(1) 児童生徒に対する地震予知に関する情報等の伝達

(2) 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励

(3) 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保

(4) 災害時における収容者の保護受け入れの準備

(5) 火気使用及び実験学習の中止

(6) 応急医薬品の整備

5 公共施設等の施設管理者

(1) 避難訓練の実施

(2) 災害時における応急対策

第8 その他の公共的団体

1 社会福祉協議会(山梨県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会)

- (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- (2) ボランティアの登録・受付等とその受け入れ体制の確保

2 山梨県ボランティア協会

- (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- (2) ボランティアの登録・受付等とその受け入れ体制の確保

第2節 山梨県の地盤の特質と過去の地震災害

1 地形の特徴

山梨県の総面積は4,465.37k㎡でその約78%が山地である。

海拔250～300mの甲府盆地を中心に、その外周を300～700mの曾根丘陵等の丘陵地がとり囲み、更にその外側を1,500～2,000mの巨摩山地、御坂山地、関東山地、天子山地、丹波山地等が囲み、最外周には、秩父山地や3,000m以上の赤石山地の高峰が連なる。

このように、本県の地形は、甲府盆地を中心に周辺に進むに従って標高の高まる摺鉢状地形を示し、盆地から丘陵地、山地、高山へと地形が段階的に変化している。

2 地盤の区分

本県の地盤は地形と関連性が大きく、

ア 盆地地盤は沖積層

イ 丘陵地盤は洪積層曾根層群

ウ 山地地盤は、海拔1,500～2,000mは新第三紀の富士川層群・御坂層群
3,000m以上の高山は古第三紀～三畳紀の四万十層群で構成されている。

各地盤は断層によって境され、新第三紀と古第三紀～三畳紀との境界は、糸魚川・静岡構造線、藤の木・愛川構造線で境される。これ以外にも、きわめて複雑で幾条もの活断層と構造線が交錯している。

地震災害は構造線と関係が深く、とくに活断層は震源と考えられ、この活動が地震と災害の発生につながる。地震発生数は富士・八ヶ岳構造線に最も多く、県内有感地震の約34%を占め、次に甲府構造線の20%となっている。

3 地すべり地帯の特徴

地すべりは、表土が主として移動する表層性地すべりと、地質構造線の活動に伴って深部から広範囲に移動する構造的な地すべりとがある。

本県の地すべり地帯は、ある方向をもった線上に配列し、局所的な地形地質に支配されている。

これらの地すべり地帯で現在その活動が見られるのは、岩間、十谷、富士川及び南部の地すべり地帯である。

富士川に沿って身延町及び南部町には地すべりの発生があり、これらの地すべりは、富士川統の相又累層及び御坂統の楡形山累層にも見られる。

4 本県の災害の歴史

歴史資料等に残されている本県の主な地震被害は次のとおりである。

(M=マグニチュード)

これらのうち、東海地域が震源と考えられる明応地震、宝永地震、安政東海地震等は、本県に多大な被害をもたらした。

(1) 明治以前

1433(永享5.9.16) 夜大震動、六地藏転ぶ(王代記)

1454(享徳3.11.23) 地震。夜半天地震動して奥州に津波(王代記)

1498(明応7.6.11) 甲斐国大地震(高白斎記)

- (明応 7. 8. 25) 大地震が起き大きな被害(明応地震)(妙法寺記、王代記、塩山向嶽禅庵小年代記)
- 1499 (明応 8. 1. 2) 大地震(妙法寺記)
- 1500 (明応 9) この年まで地震続く。6月4日、明応7年の地震よりも大きな地震(妙法寺記)
- 1511 (永正 8. 8. 7) 大地震(高白斎記)
- 1516 (永正 13. 7. 12~13) 地震(妙法寺記)
- 1549 (天文 18. 4. 14) 地震、52年前ほどの地震。10日ばかり揺れる(妙法寺記)
- 1703 (元禄 16. 11. 23) 大地震諸国破損(元禄地震)(塩山向嶽禅庵小年代記、甲斐国歴代譜)
- 1707 (宝永 4. 10. 4) **(宝永地震)** 未刻、五畿七道、わが国最大級の地震の一つ。
潰家は東海、近畿中部南部、四国のほか信濃・甲斐でも多く、富士川は山崩れのために塞がった(M8.6)(日本被害地震総覧: 2003)
- (〃 10. 5) 卯刻、甲斐を中心に大余震あり、甲斐などで本震より強く感じ、大きな被害(潰家 7,397、同寺 254、死 24)となった(新編日本被害地震総覧: 1989)
- 1710 (宝永 7. 11) 大地震があり、津波・地割れが所々に起きる(甲斐国歴代譜)
- 1782 (天明 2. 7. 14) 夜より 15 日夜大地震(甲斐古今記)
- 1854 (安政 1. 11. 4) 駿河湾から遠州灘、紀伊半島南東沖一帯を震源とするM8.4 という巨大地震が発生**(安政東海地震)**

(2) 明治以降

- 1891(明治 24. 12. 24) 山梨・静岡県境を震央とする地震(M6.5)、北都留郡で地割れ数ヶ所、家・土蔵の壁落ち、落石あり
- 1898(明治 31. 4. 3) 山梨県中部を震央とする地震(M5.9)、南巨摩郡睦合村(現南部町)で山岳(安部岳)の崩壊、地面の亀裂、石碑・石塔の転倒、家屋にも多少の被害
- 1902(明治 35. 5. 25) 山梨県東部を震央とする地震(M5.4)、南都留郡より神奈川県にわたって地面に小亀裂、土蔵等に多少の破損、日影村(現大和村)に小亀裂等
- 1915(大正 4. 6. 20) 山梨県東部を震央とする地震(M 5.9)、甲府市水道管亀裂 4~5ヶ所
- 1918(大正 7. 6. 26) 神奈川県西部を震央とする地震(M6.3)、谷村(現都留市)で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鰍沢町でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂 7~8ヶ所
- 1923(大正 12. 9. 1) **(関東大地震)** (M7.9 甲府震度 6)、県内死者 20 人、負傷者 116 人、全壊家屋 1,761 棟、半壊 4,992 棟、地盤の液状化現象 3ヶ所
- 1924(大正 13. 1. 15) 丹沢地震(M7.3 甲府震度 6)、県東部で負傷者 30 人、家屋全壊 10 棟、半壊 87 棟、破損 439 棟、水道破損 60ヶ所
- 1944(昭和 19. 12. 7) **(東南海地震)** (M7.9)、甲府市付近で負傷者 2 人、家屋全壊 26 棟、半壊 8 棟、屋根瓦落下 29ヶ所等(山梨日日新聞)
- 1976(昭和 51. 6. 16) **山梨県東部**を震央とする地震(M5.5)、県東部で住家等一部破損 77 棟、道路 22ヶ所、田畑 31ヶ所、農業用施設 79ヶ所等
- 1983(昭和 58. 8. 8) **山梨県東部**を震央とする地震(M6.0)、県東部を中心に 19 市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者 5 人、住家半壊 1 棟、一部破損 278 棟、田 147ヶ所、農林業用施設 55ヶ所、道路 21ヶ所、商工被害 78 件、停電全世帯の 66%等、被害総額 3 億 5 千万円

1996(平成 8. 3. 6) **山梨県東部**を震央とする地震 (M5. 5)、県東部を中心に 14 市町村で被害、負傷者 3 人、住家一部破損 86 棟、水道被害 3, 901 戸等、被害総額 1 億 5 千万円

第 3 節 地震被害の想定

(平成 8 年 3 月「山梨県地震被害想定調査報告書」概要)

1 基本的考え方

本県に大規模な被害を及ぼす可能性がある地震を想定し、その地震が発生した場合の被害を予測することにより、本編の災害予防、災害応急対策、災害復旧対策の目安とする。

2 想定する地震

(1) 東海地震

駿河湾とその南方沖を震源とし、昭和 54 年の中央防災会議が決定した断層モデルを震源域とするもの。(※その後、中央防災会議が平成 13 年 12 月に新たな想定震源域に基づく断層モデルを決定し、それに基づく被害想定及び対策に係る検討結果を平成 15 年 5 月に公表した。)

(2) 南関東直下プレート境界地震

本県東部方面を震源とし、平成 4 年中央防災会議が決定した M7、M9、M14 断層モデルを震源域とするもの。

(3) 活断層による地震

地震が発生した場合、本県に及ぼす被害が大きいと予想される次の 4 つの活断層について調査

① 釜無川断層地震

本県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置する活断層による地震

② 藤の木愛川断層地震

本県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置する活断層による地震

③ 曾根丘陵断層地震

県都甲府市の近くに位置する活断層による地震

④ 糸魚川—静岡構造線地震

本県の西部に位置する日本を代表する活断層による地震

※ 活断層とは、地質時代に繰り返し活動してきた断層のことであり、千年から一万年の周期で活動し、将来も地震を発生させる可能性のある断層をいう。

今回調査対象とした断層は、発生した場合本県に及ぼす被害が大きいと予測されるものであり、地震発生の可能性が高いことを示すものではない。

3 想定条件等

(1) 本県を 500m×500mメッシュに区切り想定

(2) 火災発生の危険性の高い冬の夕方 6 時を想定

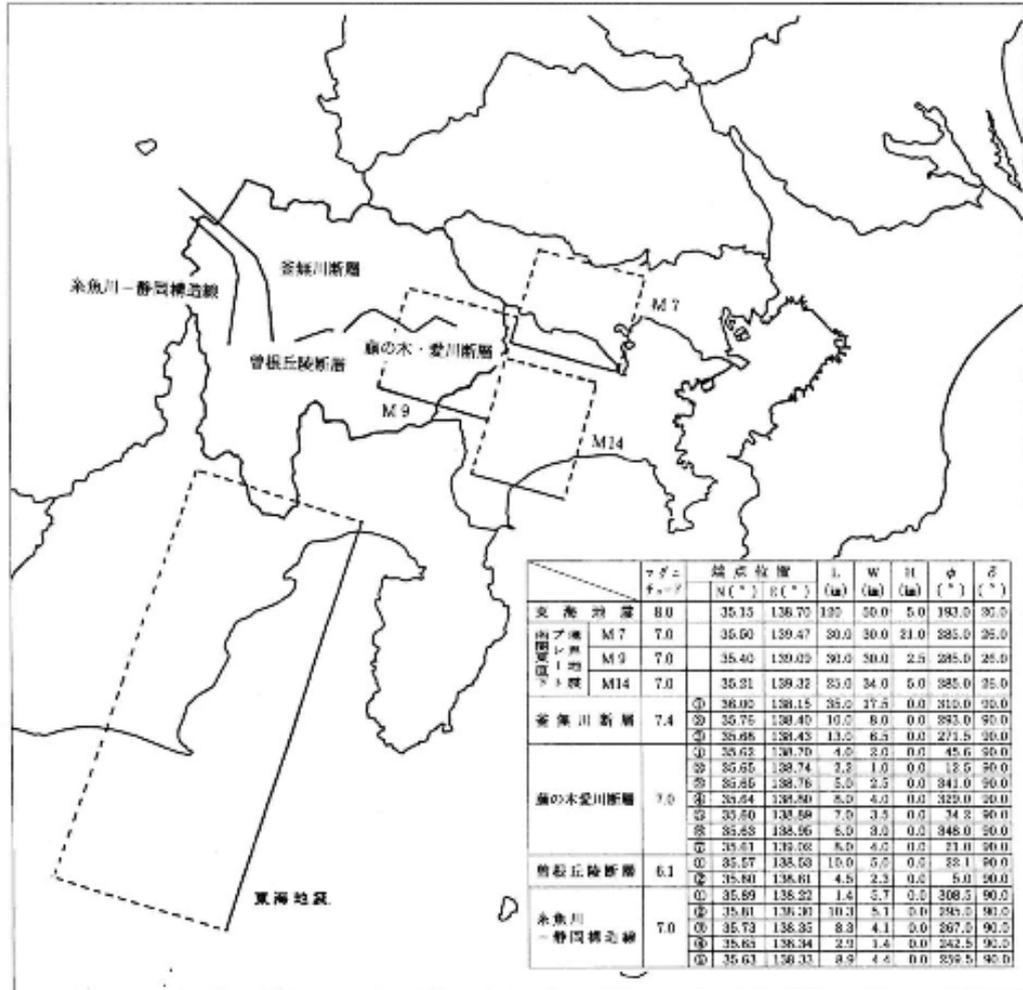
(3) 想定項目

①地震動、液状化、崖等被害 ②建築物被害 ③火災被害 ④供給施設被害

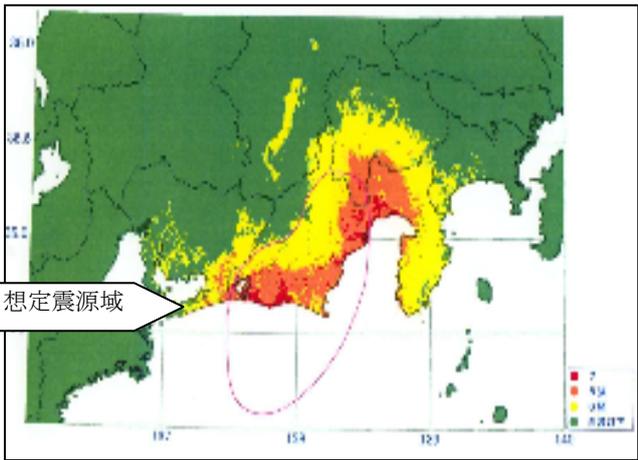
⑤交通施設被害 ⑥人的、社会的機能被害

※ 南関東直下プレート境界地震の M7、M14 モデルは M9 モデルに比べて地震動がかなり小さく本県に与える被害は少ないため、地震動、液状化以外の被害想定では M9 モデルのみについて想定

想定地震の位置 (※東海地震は平成8年3月時点)



東海地震に係る新たな想定震源域及び想定震度分布図
(中央防災会議・東海地震対策専門調査会報告書(H15.5))



4 想定結果
(1) 地震動
ア 東海地震

地震動の分布状況では、地表加速度は南部町で加速度が 700gal を越えており、最も大きく 766gal となっている。また、甲府盆地で加速度は 300gal を越えている。地表速度では南部町で最も大きく 82.9kine となっており、山中湖周辺で 50kine

を越えている。

震度で見ると山中湖村で震度 6 強、甲府盆地で震度 6 弱の地域が分布している。

イ 南関東直下プレート境界地震

①M7

震源に近い北都留郡、南都留郡、旧東八代郡で地表加速度が 300gal を越える地域が点在し、上野原市（旧上野原町）で最も大きく 384gal となっている。地表速度は上野原市（旧上野原町）で 40kine を越える地域が分布している。また、震度は北都留郡、南都留郡、旧東八代郡、旧東山梨郡で震度 6 弱になる地域が点在する。

②M9

震源域が山梨県にかかるため、プレート境界地震モデルの中では最も地震動が大きくなっている。地表加速度は 400gal を越える地域が分布しており、笛吹市（旧御坂町）で最も大きく 465gal となっている。地表速度は忍野村で最も大きく 46kine となっており、富士吉田市、忍野村、山中湖村で 45kine 以上の地域が分布している。震度は、富士吉田市、忍野村、山中湖村で震度 6 強の地域が分布している。

③M14

震源に近い南都留郡で地表加速度が 200gal を越える地域が分布しており、山中湖村で 300gal を越える地域が分布し、山中湖村でもっとも大きく 323gal となっている。地表速度は最大で 38kine となっており山中湖村に分布している。また、30kine 以上の地域は富士吉田市、都留市、忍野村、山中湖村に分布している。

震度は震度 6 弱の地域が富士吉田市、都留市、忍野村、山中湖村に分布している。

ウ 釜無川断層地震

断層近傍地域で地震動が大きい地域が分布しており、断層に沿って、地表加速度は 400gal を越える地域が分布し、南アルプス市（旧櫛形町）で最も大きく 1,018gal となっている。

速度は断層に沿って 40kine 以上の地域が分布し、北杜市（旧小淵沢町）で最も大きく 99kine となっている。震度は、断層に沿って震度 6 強の地域が帯状に分布している。

震度 7 の地域は韮崎市、富士川町（旧増穂町）、南アルプス市（旧・八田村、白根町、櫛形町、甲西町）に分布している。

エ 藤の木愛川断層地震

地表加速度は、甲府盆地及び南部留郡、北都留郡で 400gal 以上の地域が分布しており、甲州市（旧勝沼町）で最も大きく 1,005gal となっている。地表速度は断層に沿って、50kine 以上の地域が分布し、大月市で最も大きく 96kine となっている。震度は甲州市（旧・勝沼町、大和村）、笛吹市（旧・御坂町、一宮町）で震度 7 の地域が分布している。

オ 曾根丘陵断層地震

断層が甲府盆地の近くに位置するため、甲府盆地では 400gal を越えている。笛吹市（旧境川村）で最も大きく 1,017gal となっている。地表速度は断層に沿って 50kine 以上の地域が存在し、笛吹市（旧八代町）で最も大きく 94kine となっている。また、震度は断層に沿って笛吹市（旧・御坂町、八代町、境川村）、甲府市（旧中道町）、中央市（旧豊富村）、市川三郷町（旧三珠町）で震度 7 の地域が分布し、断層から甲府盆地側に震度 6 強の地域が存在している。

カ 糸魚川—静岡構造線地震

断層近傍地域で地震動が大きい地域が分布しており、断層に沿って地表加速度が 400gal を越える地域が分布し、北杜市（旧武川村）で最も大きく 924gal となってい

る。速度は断層に沿って 40kine 以上の地域が分布し、北杜市（旧武川村）で最も大きく 100kine となっている。

また、断層に沿って震度 6 弱の地域が帯状に分布し、釜無川に沿って震度 6 強の地域が分布している。

※gal(ガル)：地震動の加速度を表す単位

kine(カイン)：地震動の速度を表す単位

(2) 液状化

液状化の発生は、地盤の性質と地震動の大きさに関係している。

液状化の危険度は、想定したいずれの地震においても次の 8 市町村が高い。

甲府市、富士吉田市、南アルプス市（旧・白根町、若草町、櫛形町、甲西町）、
笛吹市（旧石和町）、昭和町、中央市（旧田富町）、忍野村、山中湖村

(3) 崖等

急傾斜地危険箇所及び地すべり危険箇所について、急傾斜地危険箇所 919 箇所、地すべり危険箇所 100 箇所について危険度の判定を行った。

急傾斜地危険箇所は全県的に分布しているが、曾根丘陵断層地震以外では、「危険性が高い」と判定された箇所は、何れの想定においても 50%を越える。

<急傾斜地危険箇所危険度>

	危険度判定結果(箇所数・比率)		
	危険性が高い	危険性がある	危険性が低い
東海地震	758(82.5%)	151(16.4%)	10(1.1%)
南関東プレート境界	592(64.4%)	289(31.4%)	38(4.1%)
釜無川断層	795(86.5%)	118(12.8%)	6(0.7%)
藤の木愛川断層	739(80.4%)	155(16.9%)	25(2.7%)
曾根丘陵断層	413(44.9%)	403(43.9%)	103(11.2%)
糸魚川－静岡構造線	550(59.8%)	313(34.1%)	56(6.1%)

地すべり危険箇所は県東部及び富士川に沿った形で分布しており、何れの地震においてもおよそ半数の箇所が危険性が高くなっている。

<地すべり危険箇所危険度>

	危険度判定結果 (箇所数・比率)	
	危険性が高い	危険性が低い
東海地震	45(45.0%)	55(55.0%)
南関東プレート境界	45(45.0%)	55(55.0%)
釜無川断層	45(45.0%)	55(55.0%)
藤の木愛川断層	45(45.0%)	55(55.0%)
曾根丘陵断層	35(35.0%)	65(65.0%)
糸魚川-静岡構造線	41(41.0%)	59(59.0%)

(4) 建築物

建築物 345,606 棟の建築年度及び構造の分類をしたうえで、液代化及び振動による被害を予測した。

釜無川断層地震では、14 市町村で罹災率が 50%を越える甚大な被害が生じている。

<液状化及び振動による建築物被害>

	全体被害 (棟数・比率)		
	全壊	半壊	罹災
東海地震	6,559(1.9%)	31,418(9.1%)	37,977(11.0%)
南関東プレート境界	1,763(0.5%)	14,949(4.3%)	16,712(4.8%)
釜無川断層	50,804(14.7%)	56,664(16.4%)	107,468(31.1%)
藤の木愛川断層	38,169(11.0%)	56,370(16.3%)	94,539(27.4%)
曾根丘陵断層	16,888(4.9%)	33,505(9.7%)	50,393(14.6%)
糸魚川-静岡構造線	15,288(4.4%)	39,350(11.4%)	54,638(15.8%)

(5) 火 災

何れの地震においても甲府市を中心とした地域に多数の出火が予想されるか、釜無川断層、藤の木愛川断層地震以外では、大規模火災になる前に消防力により消火が可能となっている。

<地震火災の予測結果 冬夕方6時>

	全出火件数	焼失棟数	備考
東海地震	68	75	消防力により消火可能
南関東プレート境界	36	29	消防力により消火可能
釜無川断層	302	2,319	大規模火災になるものが14件 全体で2,000棟以上焼失
藤の木愛川断層	257	460	大規模火災になるものが4件 全体で460棟焼失
曾根丘陵断層	128	145	消防力により消火可能
糸魚川-静岡構造線	135	143	消防力により消火可能

(6) 供給処理施設

ア 電力供給施設

電力供給施設は、地中配電線、電柱、架空配電線の施設・設備を対象として被害を予測した。

停電率は1.0%から8.0%になっている。

<電力供給施設被害>

	地中配電線 (被害条数)	電柱 (本数)	架空配電線 (被害条数)	停電契約口率 (%)
東海地震	35	859	197	1.8
南関東プレート境界	26	614	141	1.3
釜無川断層	58	3,861	885	8.0
藤の木愛川断層	36	2,238	513	4.6
曾根丘陵断層	43	2,360	541	4.9
糸魚川－静岡構造線	12	491	113	1.0

※ 被害集数は被害亘長を37(m/条)で除し、小数点以下を切り上げて算出した。

※ 契約口率は一般家庭だけでなく、公衆街路灯などの小規模・臨時的なものも含む。

イ 上水道・簡易水道

上水道・簡易水道は、導水管、送水管及び配水管を対象として被害を予想した。

釜無川断層地震では、断水世帯率が50%を越え、その他の地震においても断水世帯率が30%を越えている。

<上水道・簡易水道被害>

	導水管+送水管+配水管 (被害箇所数・箇所/km)	断水世帯率 (%)
東海地震	10,403(1.80)	32.32
南関東プレート境界	6,259(1.08)	25.80
釜無川断層	24,478(4.24)	51.86
藤の木愛川断層	17,262(2.99)	45.85
曾根丘陵断層	9,687(1.68)	30.93
糸魚川－静岡構造線	13,884(2.40)	37.19

ウ LPガス

LPガスは、阪神・淡路大震災の容器転倒率及びガス漏れ率により被害を予測した。

<LPガス被害>

ガスボンベ転倒戸数	一般家庭	11,350	
	業務用	814	
	合計	12,165	(4.5%)
ガス漏れ戸数	一般家庭	8,089	
	業務用	580	
	合計	8,669	(3.2%)

エ 都市ガス

都市ガス供給地域は、甲府市、中央市、甲斐市、昭和町、富士吉田市、富士河口湖町である。

低圧管のみが被害を受けるものと想定し被害箇所数及び供給停止戸数を予測した。

<都市ガス被害>

	被害箇所数	供給停止戸数
東海地震	15	35,514
南関東プレート境界	11	35,514
釜無川断層	35	28,545
藤の木愛川断層	32	35,514
曾根丘陵断層	19	28,545
糸魚川－静岡構造線	17	28,545

オ 下水道

本県の公共下水道は、13市7町4村において3,953km 整備されている。

定性的な被害を予測した。

<下水道被害>

被害の予測	機能支障	県民生活への影響
下水道処理施設の損壊 下水道管の損壊	施設の損壊による機能支障 下水道の損壊による機能支障	悪臭の発生 衛生基準の低下

カ 電話

定性的被害を予測した。

<電話被害>

被害の予測	機能支障	県民生活への影響
加入者系ケーブル損壊	ケーブル損壊による機能支障 輻輳の発生による機能支障 電源の供急停止による機能支障	不安の拡大 生活水準の低下を助長 地域経済活動の停滞

(7) 交通施設

ア 自動車専用道路

中央自動車道及び東富士五湖道路を対象とし、機能面からみて地震動からマクロに不通区間を想定する方法により被害を予測した。

何れの地震においても不通区間が生じる結果となった。

<自動車専用道路被害>

想定地震の種類	予測結果の内容
東海地震	甲府盆地以西で2区間程度不通
南関東プレート境界	甲府盆地で1区間不通
釜無川断層	甲府盆地以西で不通
藤の木愛川断層	大月以東で不通 甲府盆地以西で2区間程度不通
曾根丘陵断層	甲府盆地で1区間不通
糸魚川－静岡構造線	甲府盆地以西で1区間程度不通

イ 一般道路

緊急輸送道路を対象とし、橋梁の被害、液状化による被害、斜面崩壊による被害及び強地震動による被害を予測した。

何れの地震においても甲府盆地において橋梁・橋台の損傷が多発し、また、県の東部・南部の斜面崩壊が多発する。

<一般道路被害>

想定地震の種類	予測結果の内容
東海地震	甲府盆地で橋脚・橋台の損傷が多発 県東部、南部で斜面崩壊が多発
南関東プレート境界	甲府盆地で橋脚・橋台の損傷が多発 県東部、南部で斜面崩壊が多発
釜無川断層	甲府盆地で橋脚・橋台の損傷が多発 県東部、南部で斜面崩壊が多発、広い範囲で液状化
藤の木愛川断層	甲府盆地で橋脚・橋台の損傷が多発 県東部、南部で斜面崩壊が多発、広い範囲で液状化
曾根丘陵断層	甲府盆地で橋脚・橋台の損傷が多発 県南部で斜面崩壊が多発、広い範囲で液状化
糸魚川－静岡構造線	甲府盆地で橋脚・橋台の損傷が多発 県南部で斜面崩壊が多発、広い範囲で液状化

ウ 鉄 道

中央本線、身延線、小海線、富士急行線を対象に被害を予測した。

何れの地震においても、中央本線、身延線、富士急行線は不通区間が生じ、小海線では、不通区間は発生しない。

<鉄道被害>

想定地震の種類	予測結果の内容
東海地震	大月付近で中央本線・富士急行線が不通 六郷・下部付近で身延線が不通
南関東プレート境界	大月付近で中央本線・富士急行線が不通 六郷・下部付近で身延線が不通
釜無川断層	甲府盆地内の中央本線、身延線が不通 大月付近で中央本線・富士急行線が不通 六郷・下部付近で身延線が不通
藤の木愛川断層	甲府盆地内の中央本線、身延線が不通 大月付近で中央本線・富士急行線が不通 韮崎付近で中央線、六郷付近で身延線が不通
曾根丘陵断層	甲府盆地内の東部・南部で中央本線・身延線が不通 都留付近で富士急行線が不通、六郷付近で身延線が不通
糸魚川－静岡構造線	韮崎付近で中央線が不通、都留付近で富士急行線が不通 甲府盆地・六郷・身延付近で身延線が不通

エ 河 川

釜無川断層、藤の木愛川断層、曾根丘陵断層、糸魚川－静岡構造線の 4 ケースで甲府盆地南部の釜無川の堤防が沈下するが、被害は軽微である。

(8) 人的、社会的被害

ア 人的被害

平日の夕方 6 時の屋内存在率を想定し、建物倒壊、火災、崖崩れによる人的被害を予測した。

釜無川断層地震では死者が 2 千名以上になるなど、人的被害の合計は、南関東プレート境界地震をのぞいては、1 万人を越す被害となっている。

<人的被害>

	死者	重傷者	軽傷者	合計
東海地震	344	828	9,025	10,377
南関東プレート境界	101	473	5,181	5,755
釜無川断層	2,425	1,921	21,240	25,586
藤の木愛川断層	1,828	1,772	19,982	23,582
曾根丘陵断層	809	980	11,085	12,874
糸魚川－静岡構造線	733	1,007	11,406	13,146

イ 住居制約

建物倒壊、焼失による住居制約について予測した。
釜無川断層地震では、20万人を越す住居制約者が生じる。

<住居制約世帯数等被害>

	住居制約世帯数	住居制約者数	ライフライン支障世帯数
東海地震	17,010	53,202	25,983
南関東プレート境界	7,371	22,581	22,015
釜無川断層	69,374	206,970	31,797
藤の木愛川断層	58,808	177,702	30,029
曾根丘陵断層	30,244	90,187	22,855
糸魚川－静岡構造線	28,763	86,639	27,603

※ ライフライン支障世帯数は、建物被害を受けていないが、断水被害を受ける世帯数。

ウ 医療制約

医療機関のライフライン支障等による30%の医療機能低下を予想し、地震時の入院対応能力、外来対応能力を予測した。

入院対応能力は、釜無川断層地震を除いて現状で対応できる。

外来対応能力は、活断層地震で不足する。

<医療制約予測>

	入院対応能力 (人)	外来対応能力 (人)
東海地震	+1,267	+1,596
南関東プレート境界	+1,667	+5,825
釜無川断層	-26	-11,344
藤の木愛川断層	+126	-9,887
曾根丘陵断層	+1,108	-334
糸魚川－静岡構造線	+1,029	-854

※ 受け入れ能力についての予測+は余裕、-は不足を示す。

5 本計画における目標

地震被害想定調査により、発生が懸念されている東海地震、南関東プレート境界地震及び発生周期は千年から一万年と長い、発生した場合に甚大な被害を生じると考えられる4つの活断層地震についての被害予測が具体的な数値として示された。

これらの数値を今後の地震防災対策の目安として、これに対応できる計画とする。

第4節 東海地震の被害想定

(平成17年「山梨県東海地震被害想定調査報告書」概要)

平成13年12月以降、国の中央防災会議（東海地震対策専門調査会）による東海地震想定震源域、震度分布の見直し及び地震防災対策強化地域の拡大をはじめ、被害想定調査の実施、東海地震対策大綱など東海地震対策が大きく見直されている。

このような中、本県防災体制を一層推進するためには、独自のより詳細な被害想定が必要である。そのため、「甲府盆地地下構造調査」及び最新の科学的知見を反映した新たな被害想定調査を実施し、県・市町村・防災関係機関及び県民の東海地震に対する意識啓発及び防災対策の推進に資する基礎資料として作成した。

1 想定条件等

(1) 想定地震

東海地震（マグニチュード 8.0）〈地震動計算には最も本県に被害を及ぼすことが想定される地震の発生パターン「D1」モデル（中央防災会議）を採用〉

(2) 想定震度

被害想定的基础となる震度分布を詳細に検討するためには、多くの地盤データが必要である。また、甲府盆地は過去の地震災害の状況から、堆積盆地特有の地下構造が、地表での揺れに影響を与えることも考えられる。

以上のことから、県地域振興局建設部等のボーリングデータ約 1,000 本を始め、文献・図幅等を検討するとともに、平成13年度～15年度に実施した「甲府盆地地下構造調査」成果を活用して地盤構造に関する基礎データ（地盤モデル）を整理した。

これらをもとに、甲府盆地 250mメッシュ、その他の地域 500mメッシュ単位に地震動計算を行った。具体的には、中央防災会議での地震波形データを入手し、地盤モデルに基づいて計測震度等を算出した。

その際、中央防災会議の計算結果（1kmメッシュ）も検討・考慮した結果、原則として震度の異なるメッシュにおいて、本県調査ボーリングデータ等基礎資料が豊富でないメッシュについては、その最大値を選択した。（安全側の選択）。



東海地震に係る想定震源域及び想定震度分布図

(3) 地震発生時刻

- ① 冬の朝5時（阪神・淡路大震災と同様のケースで、建物被害の影響が最も大きいと思われるもの）
- ② 春秋の昼12時（関東大震災と同様のケース）
- ③ 冬の夕方18時（火災の影響が大きいと思われるケース）

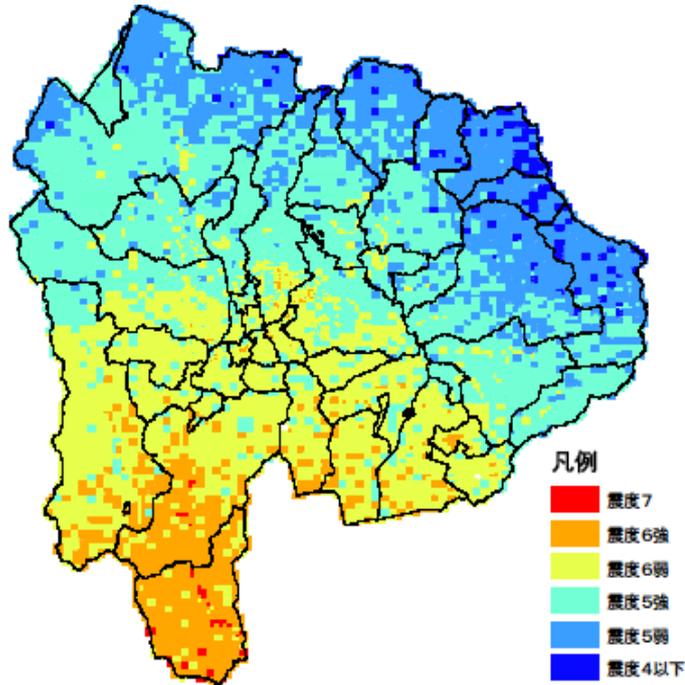
(4) 予知について

上記①～③のそれぞれについて、地震予知情報がなく、突発で発災した場合と、地震予知情報により警戒宣言が発令された場合についても想定を行った。

2 想定結果

(1) 地震動・液状化

主な想定震度：身延町、南部町の一部で震度7、甲府市、笛吹市（旧石和町）の一部、峡南地域及び富士北麓地域の一部で震度6強等。



総合評価結果の震度分布図

甲府盆地中央部の甲府市・笛吹市・玉穂町・田富町などの他、山梨市・塩山市・勝沼町・富士吉田市・忍野村・山中湖村などで液状化が発生する可能性が高いと想定される。これらの地域では建物被害、道路被害、河川堤防被害等が発生する可能性がある。

(2) 斜面崩壊

急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所について、急傾斜地崩壊危険箇所 2,501箇所、地すべり危険箇所 104 箇所について危険度の判定を行った。

急傾斜地崩壊危険箇所は、全県的に分布しており約3割が危険性の高いランクAに属している。また、特に身延町・南部町を中心に危険性の高い箇所が多く分布する。

地すべり危険箇所は、身延町を中心に危険性の高い箇所が分布している。全県の危険箇所の25%が危険性の高いランクAに属している。

地震時の斜面崩壊・地すべり危険度

(箇所数)

	Aランク	Bランク	Cランク	合計
急傾斜地崩壊危険箇所	791	884	826	2,501
地すべり危険箇所	26	75	3	104
合計	817	959	829	2,605

Aランク…危険性が高い

Bランク…危険性がある

Cランク…危険性が低い

(3) 建物被害

県全体における建物棟数は約 35 万 4 千棟であり、これを建築年度及び構造の分類した上で、揺れ・液状化による被害予測をした。

本県では、液状化危険性の高い地域が比較的少ないため、建物被害のほとんどは地震そのものに伴うものが主である。

揺れ・液状化による建物被害

(棟数)

	全 壊	半 壊	合 計
揺れによる被害	5,907	28,988	34,895
液状化による被害	1,005	1,940	2,945
斜面崩落による被害	549	1,320	1,869
合 計	7,461	32,248	39,709

(4) 火災

特に、冬 18 時は、暖房器具等が利用される冬季で、かつ最も調理器具が利用される時間が最も多く、出火件数が 93 件と多いが、大規模な延焼火災は発生しないものの、出火件数が多い地域では、20 棟以上が焼失し県全体では、244 棟の焼失が予想される。

出火・焼失の想定結果

	予知なし			予知あり
	冬 5 時	春秋 1 2 時	冬 1 8 時	
全出火件数	10	20	93	4
焼失棟数	40	70	244	20

(5) ライフライン被害

① 上水道

上水道施設における配水管被害は、震源に近い地域を中心に約 2,270 箇所が発生すると予想される。

また、発災直後の断水戸数では、甲府市・南アルプス市・笛吹市を中心に約 14 万 6 千戸 (約 47%) と想定される。

なお、断水率では、山中湖村・南部町・身延町・中道町・六郷町・忍野村・早川町などが最も多く直後には 95%以上の断水率となる。

上水道施設物的被害

	配水管延長	被害箇所数	被害率
全 県	5,913.9km	2,267.2箇所	0.38箇所/km

上水道機能支障予測

	需要家数 (戸)	断水率 (%)				断水需要家数 (戸)			
		直後	1 日後	2 日後	1 週間後	直後	1 日後	2 日後	1 週間後
全県	311,442	46.7	29.2	28.4	5.1	145,504	90,962	88,354	15,831

② 都市ガス

都市ガス施設の低圧導管の被害箇所数は、富士吉田市・甲府市を中心に約 100 箇所と想定される。

都市ガスの供給停止需要家数は、甲府市・富士吉田市を中心に約 2 万戸 (約 55%)

と想定され、率で見ると震源に近い中央市・富士吉田市が最も高い。

都市ガス物的被害

	低圧導管延長	被害箇所表	被害率
全 県	398,050m	102.3箇所	0.26箇所/km

都市ガス機能支障

	需給家数 (戸)	供給停止需要家数 (戸)	供給停止率 (%)
全 県	36,989	20,359	55.0

③ LPガス

LPガスの要点検需要家数（建物被害による使用不能も含む）は、甲府市・富士吉田市・笛吹市・身延町・南部町を中心に約2万7千戸（約10.0%）と想定される。率で見ると、身延町・南部町が高い。

LPガスは、主に建物が全半壊することによって点検を要する被害が発生するため、被害の地域分布については、建物被害と似た傾向となる。

LPガス機能支障

	需給家数 (戸)	要点検需要 家数 (戸)	機能支障率 (%)
全 県	271,735	27,064	10.0

④ 電力

電力施設における物的被害は、甲府市・富士吉田市・身延町を中心に地中配電線約0.8km（約0.25%）、電柱約800基（約0.37%）架空配電線約11km（0.17%）と想定される。

また、停電需要家数は、甲府市・富士吉田市・南アルプス市・甲斐市・笛吹市を中心に約14万6千口（約35.3%）と想定される。

率で見ると震源に近い身延町・南部町・山中湖村が高い。

電力施設物的被害

	地中配電線			電 柱			架空配電線		
	地中配電 線亘長 (km)	被害 亘長 (km)	被害率 (%)	電柱基数 (基)	被害基数 (基)	被害率 (%)	架空配電 線亘長 (km)	被害 亘長 (km)	被害率 (%)
全 県	326.0	0.8	0.25	220,042	813	0.37	6,534.3	10.9	0.17

電力機能支障

	需要家契約口数 (口)	停電率 (%)	停電需要家契約口数 (口)
全 県	413,233	35.3	145,907

⑤ 一般電話

一般電話施設における物的被害は、甲府市・富士吉田市・身延町を中心に地中ケーブル約5km（約0.23%）、電柱約1,400本（約0.35%）、架空ケーブル約13km（0.14%）と想定される。

一般電話の通話機能支障件数は、甲府市、富士吉田市、身延町を中心に約1万7千件（4.2%）と想定され、率で見ると震源に近い身延町、南部町、山中湖村が高い。

なお、上記物的被害等による通話機能支障の他に、輻輳の問題があり、一般電話は数日間はおかかりにくい状況になる。

一般電話施設の被害

	地中ケーブル			電柱			架空ケーブル		
	地中ケーブル 延長 (km)	被害 延長 (km)	被害率 (%)	電柱本数 (本)	被害本数 (本)	被害率 (%)	架空ケーブル 延長 (km)	被害 延長 (km)	被害率 (%)
全 県	2,201.5	5.0	0.23	418,022	1,449.2	0.35	9,003.5	13.0	0.14

電力機能支障

	加入件数 (件)	通話機能支障率 (%)	通話機能支障件数 (件)
全 県	416,975	4.2	17,387

⑥ 下水道

甲府市を中心に液状化による管きょ被害が発生し（全県における土砂堆積延長は約41km）、排水困難となる下水道機能支障人口は、約6,100人（約1.2%）と想定される。

下水道物的被害

	下水道管きょ延長 (km)	土砂堆積延長 (km)	被害率 (%)
全 県	4,092.0	40.9	1.0

下水道機能支障

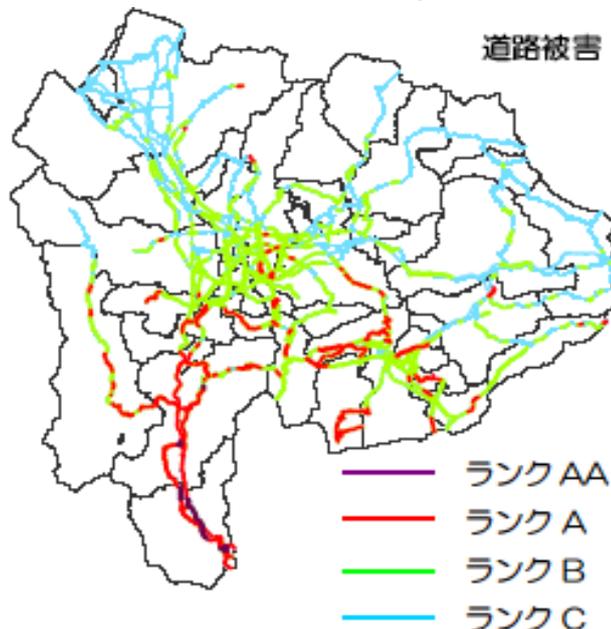
	下水道処理区域人口 (人)	下水道機能支障人口 (人)	被害率 (%)
全 県	510,408	6,124	1.2

(6) 交通施設等被害

① 道路施設

震源により近い身延町以南の国道52号線をはじめとして、300号線、139号線などの路線の一部区間で通行が困難になると想定される。

また、甲府市内においても、市街地部は、震度6弱以上の揺れとなることから、迂回路はあるものの交通が混乱する可能性がある。

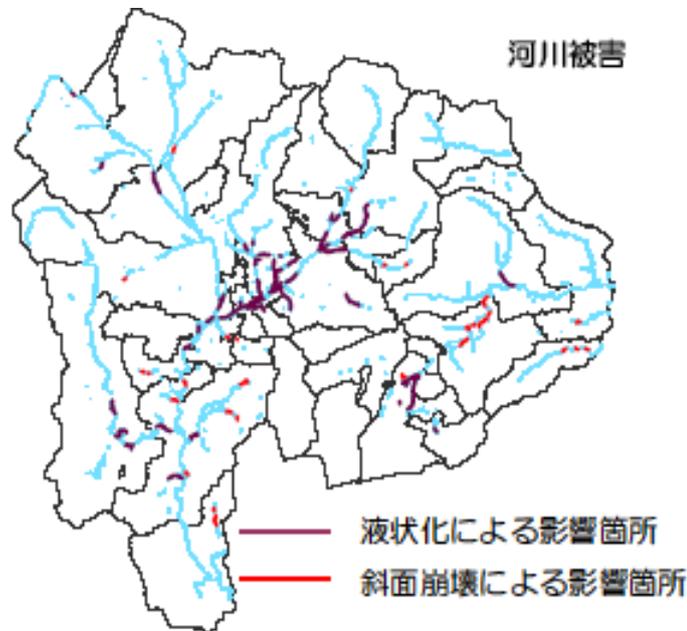


② 鉄道施設

身延線沿線では震度6強以上となることから多くの区域で運行が困難となる。
中央本線においても、甲府駅周辺で震度6強による影響を受けて、また上野原市で斜面崩壊の影響により運行不能となる箇所も発生し、大規模被害ではないものの、通勤・通学者や観光客等の多くの帰宅困難者が発生する。
また、富士急行線では斜面崩壊の影響を受けて運行困難となる区間が発生する。

③ 河川

笛吹川流域では、液状化による影響で河川堤防等に被害が発生する可能性があり、増水時と重なった場合には浸水被害などに発展する可能性がある。
また、都留市、身延町、南部町などの河川で斜面崩壊の影響を受けて河道閉塞が発生するなどの可能性があり、同じく増水時と重なった場合には土石流に発展する危険性がある。



(7) 人的被害

身延町、南部町、甲府市、富士吉田市を中心に、震度6弱以上の地域で建物被害や斜面崩壊などにより多くの死傷者が発生する。最大ケースの冬朝5時（予知なしの場合）では、死者約370人、重傷者約670人、軽傷者約5,400人と想定される。

また、予知があった場合、死者約160人、重傷者約270人、軽傷者約2,100人と想定される。

死傷者の多くが建物被害に起因する。

なお、建物の耐震補強・立て替えによる耐震化、家具の転倒防止器具の設置、斜面対策工の実施によって対策が進んだ場合、冬朝5時（予知なしの場合）では、死者約90人、重傷者約140人、軽傷者約1,040人まで軽減されると想定される。

過去の地震被害においては、家具転倒による被害が負傷要因の3割程度を占めており、比較的簡単にできる家具転倒防止器具の設置については特に重要と考えられる。

死傷者

	予 知 な し								
	冬5時			春秋12時			冬18時		
	死 者	重傷者	軽傷者	死 者	重傷者	軽傷者	死 者	重傷者	軽傷者
建物被害	311	581	5,222	145	444	3,949	137	423	3,761
火 災	8	8	8	12	12	12	27	27	40
斜面崩壊	52	80	174	47	67	143	45	64	137
合 計	371	669	5,404	204	523	4,104	209	514	3,938

死傷者

	予 知 あ り								
	冬5時			春秋12時			冬18時		
	死 者	重傷者	軽傷者	死 者	重傷者	軽傷者	死 者	重傷者	軽傷者
建物被害	126	231	2,010	55	172	1,518	52	163	1,447
火 災	4	4	4	4	4	4	4	4	4
斜面崩壊	25	37	69	21	31	58	21	29	57
合 計	155	272	2,083	80	207	1,580	77	196	1,508

要救助者

	冬5時			春秋12時			冬18時		
	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計	木 造	非木造	合 計
予知あり	1,757	194	1,951	736	483	1,219	699	459	1,158
予知なし	663	83	746	282	187	469	270	179	449

(8) 生活支障

① 滞留旅客、帰宅困難者

8月は、1年の中でも観光客が多い時期であり、大規模地震が発生した場合の滞留旅客・帰宅困難者数も多く発生する。昼間発災の場合、八ヶ岳高原周辺や富士吉田・河口湖・三つ峠周辺で最も多く、県計で11万9千人の滞留旅客・帰宅困難者が発生する。

また、夜間発生の場合、富士吉田。河口湖・三つ峠周辺や山中湖・忍野周辺で最も多く4万9千人が滞留する。

滞留旅客・帰宅困難者数

(人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
昼間(10時~18時)発災の場合	32,085	33,178	34,939	69,572	60,476	54,455
夜間(18時~翌10時)発災の場合	12,935	13,182	17,242	17,689	21,737	16,367

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昼間(10時~18時)発災の場合	67,651	119,034	66,961	71,531	66,282	30,903
夜間(18時~翌10時)発災の場合	26,463	49,172	22,494	19,497	19,665	13,820

② 医療需給過不足数

震源に近い峡南医療圏や富士北麓医療圏をはじめ、東八代医療圏、峡西医療圏では多くの死者・重傷者が発生するため、現状の医療体制では対応が困難となる可能性があり、他医療圏への搬送が必要となるが、山梨県全体としても手術・入院を要するような重傷患者対応は困難となり、東京都など県外へ搬送する必要が生じる。

また、外来患者対応においても、峡南医療圏、富士北麓医療圏で対応が困難となる可能性がある。

医療需給過不足数

(人)

二次医療圏名	甲府	東山梨	東八代	峡南		
重傷対応	298	68	-38	-444		
軽傷対応	2,899	1,566	86	-1,131		
		峡西	峡北	富士北麓	東部	県計
		-8	175	-230	116	-63
		158	796	-124	1,355	5,605

※甲斐市は、旧竜王町・旧敷島町が甲府地区医療圏、旧双葉町が峡北医療圏に属するが、上表では甲府地区医療圏として集計。

※笛吹市は、旧春日居町が東山梨地区医療圏、他が東八代医療圏に属するが、上表では東八代医療圏として集計。

③ 住機能支障

住宅建物被害やライフライン機能支障等によって、避難所生活及び避難所外生活を強いられる住居制約者数は、発災1日後で約10万9千人、1週間後で約6万人、1ヶ月後で約1万7千人と想定される。

また、発災1ヶ月以降の応急仮設住宅需要は約5,900戸と想定される。

住機能支障者

		避難所生活者数	避難所外避難者数	住宅制約者数(合計)
発災1日後	人	70,985	38,226	109,211
	世帯	24,108	12,982	37,090
発災1週間後	人	39,169	21,091	60,260
	世帯	12,941	6,965	19,906
発災1ヶ月後	人	10,770	5,801	16,571
	世帯	3,629	1,953	5,582

④ 瓦礫発生量

建物の倒壊や焼失による被害によって、住宅・建築物系の瓦礫や公益公共系の瓦礫が発生し、その量は約85万トン(113万m³)と想定される。

住宅・建築物系の瓦礫発生量

	木造被害	非木造被害	焼失	合計
全県(千トン)	456.6	390.8	5.1	852.5
全県(千m ³)	867.9	250.1	10.0	1,128.0

3 災害シナリオの想定

被害想定結果に基づき、発生が予知された場合を含む地震発生後の災害の全体像を把握するため、各種の被害、対応・対策の実施、復旧過程等について時系列的に取りまとめた災害シナリオを作成した。

「被害の様相」（災害シナリオ）とそれに対応した「課題対応」（対応シナリオ）〔既に着手し対策を進めているものを含む〕で構成され、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等の具体事例をも織り込んでいる。

(1) 自然現象、物的被害等シナリオ

地震動、液状化、斜面被害といった自然現象がどのように発生するのか、それによる建築物被害・火災被害はどの程度か等について震災時の被害様相を表現した。

(2) 機能支障シナリオ

- ① 交通やライフラインの基盤機能支障シナリオ
- ② 避難や飲食、医療などの生活支障（短期）シナリオ
- ③ 避難所、仮設住宅生活や衛生面などの生活支障（中長期）シナリオ

(3) 対策シナリオ

(2)の機能支障シナリオに対応した形で、県・市町村及び関係機関による時系列の対策シナリオ(現状の対策を考えて、今後どのような対策を充実する必要があるか)を作成した。

(4) 県民向けシナリオ

上記①～③は、行政向けのシナリオであるが、防災対策を効率的に進めるためには、県民個々の地震災害に関する認識を深め、「自助」を啓発していく必要がある。このことから、県民（個人）の視点からとらえた地震災害の様相を示しイメージ喚起を図る材料として作成した。

具体的には、県内のいくつかの代表的な場所・状況を設定して、東海地震が発生した場合における被害様相等について、県民の視点で物語風に表現した。

状況設定は次のとおり。

- ① 老朽木造住宅での被災
- ② 観光地での被災
- ③ 山間地での被災
- ④ 東海地震に関する情報が発表された場合（予知あり）

本想定では、従来の被害想定における自然現象や物的・人的被害の定量的予測に加え、地震時にはどのような揺れが発生し、それによってどのような被害が発生し、どのような生活支障があるのか、また、行政はどのような対応が課題となるのか等を検討する災害シナリオ（被害シナリオ／対応シナリオ）を検討している。

この災害シナリオにおいては、起こりうる事態や現状での対応の困難性等を認識し、今後の地震防災対策を具体的検討をするための基礎資料とすることを目的としている。

4 地震防災対策の課題と提言

被害想定結果に基づき、今後の対策として、普及啓発、防災備蓄、耐震化などの予防対策、消防運用、避難、応急住宅などの応急対策、そして復旧復興対策などこれらの対策の前提又は基礎資料としての想定結果をもとに、東海地震発生時における「減災」の観点から、県民の防災意識の啓発と防災関係機関に対して訴えていくべき防災対策推進上の重点としての課題と今後の地震防災対策への提言について整理した。

(1) 全体

- ① 優先順位を付けた普及啓発活動
- ② 県民防災意識調査による対策現状の把握と、目標設定・進捗管理を意識した対策の実践
- ③ 需給ギャップ対策等の具体化
- ④ 大規模地震災害時のシナリオの具体化と対策の検討

(2) 地震動・液状化・斜面崩壊

- ① 余震に対する配慮
- ② 液状化対策の促進
- ③ 急傾斜地等対策の促進

(3) 建物

- ① 耐震改修、建て替えの促進
- ② 公共建築物の耐震化
- ③ 落下物の飛散防止

(4) 地震火災

- ① 電気火災への対策
- ② 水利の設置促進

(5) 交通施設（道路・鉄道施設）

- ① 橋梁等の耐震化及び液状化対策の促進（道路・鉄道）
- ② 道路啓開体制の整備
- ③ 斜面崩壊危険箇所の地震対策の推進（道路・鉄道）
- ④ 隣接都県との連携（道路）

(6) ライフライン

- ① 上水道施設の耐震化等
- ② 都市ガス施設の耐震化等
- ③ LPガス設備の耐震化等
- ④ 電力施設の耐震化等
- ⑤ 電話等通信施設の耐震化等
- ⑥ 下水道施設の耐震化等

(7) 人的被害及び生活支障

- ① 人的被害軽減、救出救助・医療救護対応
 - ア 防災意識の高揚
 - イ 建物の耐震化の促進
 - ウ 家具転倒防止対策等家庭内対策の強化
 - エ ガラス落下飛散防止対策の促進
 - オ ブロック塀の転倒防止対策及び外壁等の落下防止対策の促進
 - カ 高齢者等災害時要援護者への対応
 - キ 死傷・生き埋めを軽減させるための安全空間の確保
 - ク 救助活動に係る重機の整備、連携体制の整備
 - ケ 医療機関における医療機能の確保
 - コ 避難所等での医療ケア体制の充実
 - サ 後方搬送等応援体制の整備
 - シ 自宅や地域等での応急手当に関する普及啓発
 - ス メンタルケアの体制検討
- ② 滞留者・帰宅困難者対策
 - ア 普及啓発の推進
 - イ 情報提供体制の推進
 - ウ 観光客等のための避難所や食料等の確保
- ③ 避難所対策
 - ア 耐震化された避難所の指定と最適配置
 - イ 移り変わる避難者のニーズへの対応
 - ウ 情報対策
 - エ 医療対策
 - オ トイレ問題

- カ プライバシー対策
- キ 災害時要援護者対策
- ク 避難所間の格差
- ケ ペット問題

④ 住宅対策

- ア 応急危険度判定等の迅速な実施
- イ 応急住宅等の確保
- ウ 地域コミュニティの維持に関する住宅対策の検討
- エ 高齢者の住宅の自立再建支援策の検討

⑤ 緊急物資等確保対策

- ア 公的備蓄・調達の実施
- イ 家庭内備蓄の促進
- ウ 給水車、給水タンク等の整備
- エ 調達物資の輸送に関する協定

⑥ 清掃・衛生対策

- ア 各処理施設等の耐震化
- イ 適切なし尿処理対応の方法に関する県民への広報
- ウ 仮設トイレの備蓄・調達
- エ 適切なごみ処理対応方法の県民への広報
- オ 瓦礫解体撤去方法等の明確化

W 山梨県防災対策に係る地域指定等の状況

平成22年3月8日現在

①東海地震地震防災対策強化地域(25市町村)



第2章 災害予防計画(平常時の対策)

第1節 地震に強い県土づくりの推進

1 事業計画

- 県及び市町村は、地域の特性に考慮し、地震に強い県土づくりに努める。
- 地震に強い県土づくりを進めるにあたっては、建築、土木、通信、ライフライン、防災関連等の構造物、施設等の機能を確保する必要がある。このため、平成7年度の山梨県地震災害想定調査結果を踏まえ、
 - ・地震対策緊急整備事業計画
 - ・地震防災緊急事業5箇年計画
 - ・緊急防災基盤整備事業計画を策定し、それに基づく事業を推進する。

(1) 地震対策緊急整備事業

- ・大規模地震対策特別措置法を受けて成立した、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業計画に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下「地震財持法」という。)は、補助率のかさ上げ等の財政上の特別措置を定めるとともに、強化地域においては、緊急整備事業計画を策定して計画的に地震防災対策を推進することを義務づけている。
- ・地震財持法は、昭和55年に5箇年の時限立法として成立したが、その後延長を繰返し、平成17年度から更に5箇年、平成21年度まで延長された。
- ・本県では、地震に強い県土づくりのため、昭和55年度から30箇年で地震対策緊急整備事業を実施してきたが地震財持法の6回の延長をふまえ、つぎのとおり整備を図る。

(1)地震対策緊急整備事業

事業名		実施主体	25箇年(S55+H16)整備計画	30箇年(S55+H21)整備計画	35箇年(S55+H26)整備計画
避難地		県	1箇所 35.2ha	1箇所 35.2ha	8箇所 280.8ha
避難路	往路	県・市	9箇所 40km	9箇所 40km	13箇所 5.5km
消防用施設		市町村	5,253施設	5,381施設	5,129施設
輸送緊急道路	改築	県・市町村	19路線 51箇所	19路線 51箇所	22路線 58箇所
	橋梁	県	18路線 35箇所	18路線 35箇所	19路線 88箇所
	災害防除	県	11路線 189箇所	11路線 189箇所	14路線 213箇所
福祉社会施設	木造改築	県・市町村法人	40箇所 定員3,235人	41箇所 定員3,325人	41箇所 定員3,325人
	非木造改築	法人	2箇所 定員220人	2箇所 定員220人	2箇所 定員220人
	非木造補強	県・市町村法人	25箇所 定員2,395人	25箇所 定員2,395人	25箇所 定員2,395人
小公立学校	木造改築	市町村	132校	122校	122校
	非木造改築	市町村	54校	52校	53校
	非木造補強	市町村	41校	107校	100校
砂防設備		県	108箇所	108箇所	154箇所
施設保安	予防台山	県	225箇所	260箇所	260箇所
	復旧台山	県	451箇所	530箇所	530箇所
防地止す施り	農林水産省分	県	7箇所	7箇所	7箇所
	林野庁分	県	37箇所	41箇所	41箇所
	国土交通省分	県	24箇所	24箇所	25箇所
急傾斜地崩壊防止施設		県	170箇所	170箇所	176箇所
ため池		県・市町村	15箇所	35箇所	42箇所

(2) 地震防災緊急事業五箇年計画

- 中央防災会議が指摘した南関東直下型地震、糸魚川・静岡構造線をはじめとした、活断層に起因した地震が発生した場合、本県は全域にわたって著しい被害の発生が懸念されていることから、地震防災上緊急に整備すべき施設に関し、地震防災緊急事業5箇年計画により計画的に整備を進める。

事業名		実施主体	5箇年(H18-22)整備計画
避難地	農村公園	山梨県	2.0ha
避難路	農道整備	山梨県	2.0km
消防用施設		市町村・組合	98箇所
制なす緊 施道る急 設路た輸 、め送 交にを 通必確 管要保	道 路	道路改築	山梨県 11路線 11.4km
		橋梁整備	山梨県 4路線 1.4km
		災害防除	山梨県 5路線 18箇所
		橋梁補修	山梨県 5路線 60橋
	交通・管制施設	山梨県	31箇所
医療機関		市・法人	10施設
公立小中学校		市町村	34校
砂防設備		山梨県	8溪流
保安施設		山梨県	385箇所
地すべり防止施設		山梨県	19箇所
急傾斜地崩壊防止施設		山梨県	3箇所
防災行政無線その他の施設		県・市町	7箇所
水・自家発電設備等		市	1箇所
備蓄倉庫		市町村	19箇所

(3) 防災対策事業

- 阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、緊急の課題となっている防災基盤等の整備の円滑な推進を図るため、地方単独事業による「災害に強い安全なまちづくり」を強力に進めるため、公共施設等の耐震化や重点的に実施されるべき防災基盤の整備のため、防災対策事業による整備をすすめる。

2 道路施設等の対策

道路管理者は、交通機関確保を重点に、道路、橋梁の耐震性の強化などの対策を講じているが、今後、更に道路施設等の安全強化を推進する。

(1) 道路の整備

道路管理者は、地震発生時における道路機能を確保するため、管理道路について定期的に危険箇所調査を実施し、対策を講ずべき箇所を明確にするとともに、速やかに工事等を実施する。

(2) 橋梁の整備

道路管理者は、地震発生時における橋梁の確保のために、管理橋梁について、国土交通省達達「所有施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した道路橋耐震点検結果に基づいて、補修対策等が必要なものを指定するとともに、工法と実施時期を定め、道路橋梁の整備を図る。

また、今後新設する橋梁については、兵庫県南部地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行なう。

(3) ずい道の整備

道路管理者は、地震発生時におけるずい道の安全確保のために、管理ずい道について点検を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

(4) 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国土交通省通達「立体横断施設技術基準」に基づいて建設されているので、地震発生時の落橋等の可能性は小さいと考えられるが、建設後の経過により構造細部に変化を生じることもあるので、本体と階段の取付部等の安全点検調査を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

3 河川・砂防の対策

河川・砂防等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工しており、地震発生時の決壊等の可能性は極めて小さいものとなっている。今後整備する施設についても同基準に適合した施設整備を行う。

(1) 河川・砂防管理施設の整備

定期的な巡視により施設の点検調査を実施し、震度4以上の地震発生後直ちに管理施設の点検調査を「河川砂防管理施設点検要領（案）」に基づき行い、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

(2) 多目的ダム管理

安全点検調査等は常に実施し、また、震度4以上又はダム堤体底部の地震計加速度が25gal以上の地震発生後は、国土交通省「地震発生後のダム管理施設等点検実施要領」に基づき、臨時点検を行う。

なお、点検により補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

4 ため池等の対策

本県のため池の多くは、築造年代が古く経過年数が長いため、漏水等により弱体化の傾向にある。

災害の際に決壊流失すると人畜、家屋等に極めて甚大な被害をもたらすため、亀裂又は漏水について常に点検するとともに、老朽化したため池については速やかに補強並びに漏水防止等の改修を行い、適切な維持管理で予防の万全を期す。

5 土砂災害危険箇所対策

県は、地震を誘因としたがけ崩れ等に備えるため、土砂災害危険箇所について、引き続き実態調査に努める。また、市町村は、県調査箇所以外についても危険箇所の把握に努めるものとする。

(1) 土石流危険渓流の災害防止

土石流危険渓流の調査によると、平成24年4月1日現在、県下には1,653の土石流危険渓流があることから、危険が予想される渓流に対し、砂防ダム、流路工等一連の砂防事業を積極的に推進し、地域の安全と避難路及び緊急輸送道路の確保を図る。

(2) 急傾斜地等災害危険地の災害防止

知事は、急傾斜地崩壊危険箇所の調査と市町村長の意見に基づき、危険箇所のうち、危険度が高く地域住民の協力が得られるものから、順次「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域として指定を行う。

指定した区域は、平成24年4月現在365箇所であるが、危険箇所については、引き続き対象区域に指定していく。

指定区域には、標識板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロールを実施して、崩壊危険区域の保全を図る。

また、がけ崩れを誘発又は助長させるおそれのある行為を規制し、がけ地の安全を図る。

崩壊防止工事については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく工事採択基準に適合し、土地所有者等が施工することが困難又は不相当と認められるもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるところから、県防災事業として施工する。

(3) 地すべり防止法による災害防止

地すべり危険箇所の調査と市町村長の意見に基づき、危険度が高く、地域住民の協力が得られるものから、順次、地すべり防止区域(地すべり等防止法第 3 条)として指定を促進する。

指定した区域は、平成 24 年 4 月現在 33 箇所であり、引き続き対象区域の拡大を図っていく。

指定区域には、標識板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロールを実施して、地すべり危険区域の保全を図る。

また、地すべりの防止を著しく阻害し、又は著しく助長するおそれのある行為を規制し、地すべりの防止を推進する。

(4) 土砂災害危険箇所における警戒・避難対策

県は、大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時の災害予防対策として、土砂災害危険箇所については次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定するよう、市町村等を指導する。

ア 事前避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等を予め避難対象地区として指定する。

イ 避難収容施設の指定

- ① 事前避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の住民及び滞留者等(以下「避難者」という。)を収容する施設を併せて指定する。
- ② 収容施設の指定にあたっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。
 - a 地域の実状を踏まえ：耐震・耐火の建築物とすること。
なお、設備(電気、給排水)についても十分配慮すること。
 - b 事前避難対象地区との経路が比較的近距离でかつ安全なこと
 - c 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

ウ 避難路の設定

- ① 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、事前避難対象地区と収容施設とを結ぶ避難経路を設定する。
- ② 避難経路の設定にあたっては、次の事項に留意する。
 - a 避難路について、がけ崩れ等の危険が予想されないこと。
 - b 崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。
 - c その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

(5) 地域住民への周知

県及び市町村は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時、或いは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難態勢を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

6 液状化災害対策

(1) 公共・公益施設の液状化対策の推進

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、各施設の管理者等は、施設の設置にあたって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎抗の打設

等により被害を防止する対策を適切に実施する。

(2) 小規模建築物の液状化対策

県は、液状化の危険度を示すマップを作成し、県のホームページなどに掲載して、情報提供を行う。

7 市街地の対策

(1) 危険市街地区の解消

区画整理、再開発等の事業を推進し老朽家屋、狭隘道路の解消を図る。

(2) 公園の整備

発災後の避難地としても利用できる公園の整備を図る。

第2節 大震火災対策の推進

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

県及び市町村は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図る。

1 出火予防対策の推進

(1) 建築同意制度の効果的活用

市町村は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い「地震災害に強いまちづくり」を推進するものとする。

(2) 家庭に対する指導

市町村は、自主防災組織等を通して家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図るものとする。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震発生時における災害予防の徹底を図るものとする。

ア 地震防災に関する知識の修得

イ 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進

ウ 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具、及び耐震自動ガス遮断装置付きガスメータ、並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置

エ 防災訓練等への積極的参加の促進

(3) 防火対象物の防火体制の推進

ア 不特定多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生したとき、危険が大きい。

このため市町村は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選定させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

イ 防火管理者は消防計画に基づく消火、避難等訓練の実施、消防設備等の点検整備、火気の使用又は取扱に関する指導を行うものとする。

ウ 防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置に対する指導の徹底を図る。

(4) 予防査察の強化指導

市町村は、消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

(5) 危険物等の保安確保の指導

市町村は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について、必要の都度消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、市町村は、火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(6) 危険物取扱者に対する保安教育の推進

県は、消防法の規制を受ける危険物施設等において、同法に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質向上に努める。

(7) 消防設備士教育の推進

県は、消防設備士に対し、常に新しい知識、技術を修得させるとともに、消防用設備等の工事又は設備に関する技術向上を図るため、定期的に講習を実施し消防設備士の資質向上に努める。

(8) 防火防災思想、知識の普及強化

県及び市町村は、防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、各種防災訓練や防災週間をはじめ、各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

2 延焼予防対策の推進

(1) 初期消火体制の確立

ア 市町村は、地震直後の初期消火に対応するため、自主防災組織に防火用水、可搬式小型動力ポンプ等を整備するものとする。

また、消防本部、消防団及び自主防災組織の有機的な連携による初期消火体制の確立を図るものとする。

イ 市町村は、耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものについては耐震化し、地震発生時の水利の確保を図るものとする。

ウ 市町村は、耐震性貯水槽の適正配置を積極的に推進するとともに、河川、湖沼等の自然水利をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるよう年次計画に基づき施設整備を進めるものとする。

また、消防水利の表示等を行い、水利の位置を明確にするものとする。

(2) 消防力等の充実整備

ア 自治体消防力の充実整備

市町村は警戒宣言発令時、又は地震発生時速やかに部隊を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図るものとする。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、地震財持法に基づく地震対策緊急整備事業及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業により、計画的に消防施設等の整備を推進するものとする。

<地震対策緊急整備事業>

事業名	20箇年(S55～H11)整備実績	25箇年(S55～H16)整備計画		
消防用施設	消防ポンプ自動車	367台	消防ポンプ自動車	453台
	小型動力ポンプ	305台	小型動力ポンプ	381台
	40㎡防火水槽	1,450基	40㎡防火水槽	1,798基
	消防無線	170台	消防無線	214台
	小型動力ポンプ付積載車	185台	小型動力ポンプ付積載車	245台
	耐震性貯水槽	851基	耐震性貯水槽	1,035基
	可搬式小型動力ポンプ	425台	可搬式小型動力ポンプ	532台
	等		等	
通信施設	56団体	56団体		

<地震防災緊急事業>

事業名	5箇年(H18-22)整備計画	
消防用施設・設備	消防ポンプ自動車	1台
	コミュニティ防災資機材等整備事業	2団体
	防火水槽	13基
	消防緊急通信指令施設	1団体
	耐震性貯水槽	18基
防災行政無線施設	6団体	

イ 広域消防応援体制の確立

- ① 災害発生時には、災害関係機関相互の連携体制が必要である。
 県、市町村は、関東各都県間、関東県庁所在都市間、県内市間等で締結している相互応援協定の内容充実を図る。
- ② 県は、消防の応援について、近隣市町村及び消防本部間等による協定の締結促進を図るなど、消防相互応援体制の整備に努める。また、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第3節 生活関連施設安全対策の推進

1 水道施設安全対策の推進

水道事業者は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

(1) 水道水の確保

- ア 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。
- イ 緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。

(2) 送・配水管の新設、改良

送・配水管の敷設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化に努める。

(3) 配水系統の相互連絡

2以上の配水系統を有する水道施設にあつては、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努める。

また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行い得るよう努める。

(4) 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備(自家用発電機を含む)の整備に努める。

(5) 復旧工事に資する機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、予め必要な復旧工事に資する機材を備蓄するとともに、工事に資する機材について製造業者と優先的に調達できるよう調整に努める。

(6) 応急給水用機材の備蓄

応急給水義務者である市町村の応急給水活動を支援するため、給水タンク等の整備に努める。

2 下水道施設安全対策の推進

下水道事業者は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するとともに、下水道の有する施設、資源を活用し地域の防災機能の向上を図るため次の対策を実施するものとする。

- (1) 重要幹線管渠については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図る。

また、その他の管渠については、被災時にも下水の流下機能を確保できるよう工夫を施す。

- (2) 下水処理場、ポンプ場は下水道の最も根幹的施設であり、液状化対策等の基礎地盤対策、躯体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保する。

- (3) 下水処理場、ポンプ場においては、施設が被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図る。

また、水道、電気等が被災したときでも下水道としての機能を確保するための対策に努める。

- (4) 下水道施設が損傷したとき、その機能を代替できるよう重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化を図るとともに、管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化を図る。

- (5) 施設の維持管理においては、点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。

- (6) 下水処理場、ポンプ場等のまとまった空間を利用し、防災避難所、避難路、防火帯として活用を図る。

- (7) 電力供給の停止に備え、マンホールポンプ用の可搬式発電機を整備する。

3 電気施設安全対策の推進

東京電力(株)山梨支店は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生したときの各施設の機能を維持するため次の予防対策を実施するものとする。

- (1) 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

- (2) 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

- (3) 要員の確保

ア 緊急連絡体制の整備

イ 交通途絶時等の出勤体制の確立

4 都市ガス安全対策の推進

都市ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

(1) 施設・設備の安全確保

ア 供給施設

- a 主要導管の耐震化
- b 導管網のブロック化
- c マイコンメーターの普及拡大
- d 移動式ガス発生設備の整備

イ 製造施設

- a 原料貯蔵槽及びガス発生装置の耐震化、緊急遮断弁の設置
- b 防火、消火施設の充実
- c 保安電力の確保

(2) 防災資機材及び緊急用資材の整備

- ア 応急復旧用資機材、食糧、医療品等の確認、点検及び整備を図る。
- イ 通信施設の整備を図る。

(3) 要員の確保

- ア 緊急時の社内及び日本ガス協会間の連絡体制の整備
- イ 交通途絶時等の出動体制の確立

(4) ガス使用者に対する周知

- ア ガス使用者への注意事項の周知
- イ 広報体制の確立

5 簡易ガス安全対策の推進

簡易ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

(1) 施設・設備の安全確保

- ア 簡易ガス保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。
- イ 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。
- ウ ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

(2) 災害発生時の留意事項の広報の徹底

簡易ガスの場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

(3) 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

6 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

(1) 施設・設備の安全確保

- ア 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
- イ 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
- ウ 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
- エ 保安要員の確保

(2) 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

- ア 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備
- イ 応急用資機材、工具類の整備

(3) 消費先の安全確保

- ア 容器転倒防止措置の強化
- イ 地震防災機器の設置促進と消費者啓発の強化
- ウ 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
- エ 消費者との通報連絡体制を整える。

7 通信施設安全対策の推進

東日本電信電話(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施するものとする。

(1) 施設・設備の安全確保

- ア 電気通信施設の耐震化
- イ 主要伝送路の多ルート・分散化

(2) 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

- ア 災害時優先電話の確保
- イ 特設公衆電話の設置

(3) 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能のマヒ状態を防止するため、地震等災害発生時の通話規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

(4) 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- ア 可搬型移動無線機
- イ 車載型衛星通信地球局
- ウ 非常用移動電話局装置
- エ 移動電源車及び可搬型電源装置
- オ 応急復旧ケーブル
- カ 特殊車両

(5) 要員の確保

- ア 緊急連絡体制の整備
- イ 交通途絶時の出動体制の確立
- ウ 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

8 鉄道施設安全対策の推進

鉄道事業者は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

(1) 施設・設備の安全確保

ア 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。

- a 橋梁の維持、補修
- b のり面、土留の維持及び改良強化
- c トンネルの維持、補修及び改良強化
- d 建設設備の維持、補修
- e 通信設備の維持

イ 地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

ウ 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

(2) 防災資機材の整備

ア クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。

イ 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

(3) 要員の確保

ア 緊急連絡体制の整備

イ 交通途絶時等の出動体制の確立

第4節 都市型災害の防止、軽減対策の推進

1 建築物の耐震計画

県及び市町村は、地震による建築物の破壊等の被害を防止するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震改修促進計画を策定し、この計画に基づき耐震化を促進する。

(1) 一般建築物の耐震性向上

ア 簡易耐震診断表による自宅の自己診断を推進する。

イ 建築住宅課、各建設事務所及び建築士会に「地震相談窓口」を開設し、県民の相談に応じるとともに、パンフレットの配布、ホームページへの掲載など、各種媒体を利用した広報活動を推進する。

ウ 無料耐震診断の実施（対象 昭和56年5月以前に建設された木造2階建て以下の個人住宅）

エ 耐震改修工事、耐震シェルター設置工事等への補助（対象 ウによる耐震診断の結果に基づいて行う耐震改修・耐震シェルター設置等の工事）

(2) 公共建築物の耐震性の向上

ア 県有建築物等

県は、建築基準法で規定されている現行の耐震基準（以下この章において「現行耐震基準」という。）以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。

なお、平成19年7月に県は、「山梨県耐震改修促進計画」を策定し、県有建築物の耐震化の目標を設定するとともに、耐震診断結果を公表した。

イ 市町村有建築物等

市町村は、「山梨県耐震改修促進計画」の内容を勘案し、「市町村耐震改修促進計画」を策定する。この計画に基づき、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修等を実施する。

(3) 講習会等の開催

建物の耐震性の向上を図るため、関係者を対象とした講習会等を開催する。

2 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、県、市町村は下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物件等	対策実施者	措 置 等
横断歩道橋	管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

3 既存建築物防災対策

- (1) 建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度を周知徹底することにより既存建築物防災対策の推進を図る。
- (2) 対象建築物は、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物とする。
- (3) 報告の内容は、次の事項とする。
 - ア 調査及び検査の状況
 - イ 敷地及び地盤の状況
 - ウ 建築物の外部の状況
 - エ 屋上及び屋根の状況
 - オ 建築物の内部の状況
 - カ 避難施設等の状況
 - キ 石綿を添加した建築材料の調査状況
 - ク 耐震診断及び耐震改修の調査状況
 - ケ 建築物等に係る不具合等の状況
- (4) 定期報告制度の周知を図るため、関係団体の参加を含めた体制整備を図る。

4 租税特別措置法に基づく特別償却制度の活用

(1) 地震防災対策用資産に係る特別措置

ア 地震防災対策用資産に係る特別償却

対象地域	大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域
対象者	不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等
特例の対象になる資産	(平成21年3月31日以前の取得) 動力消防ポンプ、移動式消火設備、濾水機、感震装置及び緊急遮断装置、携帯発電機及びこれと併用する照明器具、防災用井戸
	(平成21年4月1日から23年6月30日までに取得) ①緊急地震速報装置(専用の放置装置を含む。)、②緊急遮断装置(①と同時に設置される場合)、③感震装置(①②と同時に設置される場合)

イ 特例の内容

	所得税・法人税 (特別償却率(初年度))	固定資産税 (課税標準の特例)
対象地域	大規模地震対策特別措置法の地震防災対策強化地域(平成21年3月31日以前に取得した資産については一部が適用除外)	
対象資産	平成21年3月31日以前の取得の対象資産:8% 平成21年4月1日から23年6月30日までに取得した資産:20%	平成21年4月1日から26年3月31日までに取得した設備
課税標準の特例	平成21年3月31日以前の取得の対象資産:最初の5年度分の課税標準を3/4に軽減 平成21年4月1日から23年6月30日までに取得した資産:最初の3年度分の課税標準を2/3に軽減	課税されることと年度から3年度分について、課税標準を2/3に軽減

5 公共施設等災害予防対策

(1) 老朽建築物の改築促進

- ア 老朽度の著しい建物については、国又は県の整備計画に併せて改築の促進を図る。
改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の促進を図る。
- イ 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

(2) 県有施設の耐震診断

- ア 現行の建築基準法(昭和56年施行)以前に建築された県有建物の内、災害復旧活動の拠点となる県庁舎や警察署、避難場所となる学校施設等を優先して耐震調査を実施し、必要に応じて耐震補強を実施する。
また、これ以外の耐震改修の努力義務がある建物については、耐震調査を行ったものを中心に、緊急度や建替計画などを考慮するなかで、順次、耐震補強を実施する。

区 分	主な施設名	施設数※	耐震診断施設数	補強済施設数
県 庁 舎	本館ほか	7	5	2
合同庁舎	南都留合同庁舎ほか	6	6	5
その他の出先庁舎	勤労センターほか	26	12	7
警 察 署	甲府警察署ほか	12	10	10
県立高等学校		113	102	28
県営住宅		378	252	4

付) 施設数は、耐震診断義務のあるもののみ。

- 耐震診断施設は、昭和56年度以前に設計した施設 ☆14年度実施: 県庁舎本館
イ 県立学校については、県立学校施設整備計画に基づき、未耐震の施設を優先して工事を実施するとともに、非構造部材の落下防止対策を実施し、避難所機能の確保を図る。

ウ 今後の方針

耐震診断の調査結果に基づき、必要に応じて計画的に補強工事等を実施する。

(3) 建物以外の施設の補強及び整備

ア 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努める。

イ 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく

(4) 市町村公共施設の災害予防対策の推進

市町村がそれぞれの地域における公共施設等の耐震性の強化並びに不燃化等の促進について県の公共施設防災計画に準じて実施するよう、助言、指導する。

また、学校施設の安全確保を図るとともに、避難所としての機能を確保するため、市町村に対し、公立小中学校の校舎や体育館の耐震化及び非構造部材の落下防止対策の推進について、普及・啓発をする。

(5) 私立学校の耐震化の促進

県は、私立学校に対して耐震化の必要性について、周知、啓発を図るなど、児童、生徒等の安全を確保するため、耐震化を促進する。

(6) 医療施設の耐震化の促進

山梨県医療機関耐震改修促進計画に基づき、医療活動の拠点となる病院の耐震改修等の促進する。

(7) その他の施設の耐震化の促進

社会福祉施設等の耐震化を促進する。

6 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

(1) 県及び市町村は、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

ア 施設の耐震化の促進

イ 緊急措置作成に対する指導

ウ 関係行政機関、関係団体との密接な連携

エ 地震防災教育、訓練の充実

(2) 事業所は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

ア 自衛消防組織の充実強化

イ 防災資機材の整備充実

7 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、県、市町村等は、その制度の普及促進に努める。

第5節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充

1 県立防災安全センター及び各地方連絡本部等の拡充

(1) 広域救援活動拠点の整備

県立防災安全センターは、県民に対する防災意識の啓発と防災教育のための施設であるとともに、大規模災害時の防災対策資機材や生活必需品を備蓄し、広域的な救援活動の拠点としての機能を果たす。

県立防災安全センターが、大規模災害時の拠点として機能できるよう、備蓄資機材等の内容に常に検討を加え、必要な物資を備蓄するとともに、各種訓練等で積極的に

利用し、非常時に適切な運用が図れるよう努める。

(備蓄資機材)

大型テント1張、テント5張、ドーム型テント8張、組立式水槽5台、連結式水のう1台、発動発電機21台、大型発電機2台、小型発電機16台、チェーンソー1台、救命ボート1台、林野火災用空中消火用水機1台、要援護者用簡易トイレ2台、リヤカー2台、一輪車3台、軽可搬ポンプ2台、ベッド兼用タンカ50台、緊急時飲料水製造設備1機、ろ水機16台、小型浄水器2器、酸素自動蘇生機4機、投光器53台、バルーン式投光器2台、作業灯116台、コードリール74台、移動式炊飯器20台、ブルーシート660枚、毛布(真空包装)2460枚、尿尿処理用消耗品2500セット

(2) 地方連絡本部(地域県民センター等)

地方連絡本部を設置する各合同庁舎等に、当該地域での大規模災害時に迅速に対応するため、防災機材等の備蓄に努める。

ア 備蓄資機材

簡易トイレ24台 要援護者用簡易トイレ8台 発電機58台 投光器28台 バルーン式投光器9台 尿尿処理用消耗品10100セット ブルーシート3200枚 毛布(真空包装)6000枚

イ 食糧、飲料水

食糧6,300食 飲料水6,300リットル

(3) 消防防災航空基地

消防防災ヘリコプターの安定的な運航体制の確保と航空部隊の広域的な受援体制の確立のため、消防防災航空基地の機能を強化する。

2 防災資機材の整備

防災資機材等を保管する各機関は、点検責任者を定め、点検整備計画を作成して点検整備を実施するものとする。

(1) 点検整備を要する主な防災資機材と保管機関等

資 機 材	保 管 機 関 等
水防用備蓄資機材	水防管理団体
救助用資機材及び医薬品	各地区医師会、医療機関等
消防用資機材及び施設	防災安全センター、消防署、消防団
防疫用資機材	保健所、衛生環境研究所、市町村等
給水用資機材	市町村
たん水防除用資機材	県、市町村
災害警備活動用資機材	警察本部、各警察署
災害救助法給与物資	契約団体
備 蓄 食 糧	関東農政局(甲府地域センター)
ライフライン復旧資材	各事業者

(2) 点検内容

ア 資機材等

・規格ごとの数量の確認 ・不良品の取替 ・薬剤等の効果測定 ・その他

イ 機械類

・不良箇所の有無及び故障の整備 ・不良部品の取替 ・機能試験の実施
・その他

(3) 市町村との連携強化

市町村の備蓄資機材等と県立防災安全センター及び各地方連絡本部の備蓄資機材等の調整を図りながら効果的な応急対策が実施できるよう、予め県、市町村、日赤等の

備蓄資機材等を相互に明確にする。

3 緊急地震速報通信設備の整備

県及び市町村は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信設備の充実を図るよう努める。

第6節 広域応援体制の確立

1 県

- (1) 災害発生時には、広域的な関係機関の連携体制が必要であることから、現在、締結している相互応援協定の内容を見直し充実するとともに、全国の自治体との相互応援協定の締結に努めるなど、平常時からの連携強化を図る。
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材等の相互利用に關する応援体制の充実に努める。
- (3) 県内市町村及び消防本部間で締結している消防応援協定について、地震等大規模災害に対応できるよう内容の見直しを指導する。
- (4) 様々な災害の発生を想定し、必要な応援協定の内容等について研究を進め、市町村に対し適切は情報提供を行う。
- (5) 災害時に効果的な応援体制ができるよう、必要に応じて訓練を実施する。

2 市町村

- (1) 関東県庁所在都市間、県内市町村間で締結している相互応援協定の内容充実、具体化に努めるものとする。
- (2) 市町村長は、近隣市町村及び県内市町村による応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に努めるものとする。
- (3) 関東近県の都市及び友好関係にある都市等との震災時の相互応援協定の締結の促進など、広域的な連携強化を図る。

3 県と自衛隊との連携体制

- (1) 県と自衛隊は、平常時から連携体制の強化とを図るものとする。
- (2) 自衛隊への派遣要請は、「自衛隊出動要請マニュアル」により要請する。

4 その他

具体的な対策は本編第3章第3節広域応援体制参照

第7節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進

1 防災知識の普及・教育

地震防災応急対策及び災害応急対策の円滑な実施のため、防災に携わる職員の資質を高め、防災関係機関の職員に対する防災教育の徹底を図る。

また、「自らの身は、自らが守る」が防災の基本であることから、住民がその自覚を持つよう防災知識の普及啓発に努める。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

さらに、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難等災害時に活躍する自主防災組織の育成強化に努める。

(1) 県職員に対する教育

県は、「職員災害対応ハンドブック」を作成し、職員が積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するために必要な知識や心構えなどの普及啓発を図る。

ア 地震に対する基礎知識

イ 東海地震に関連する情報、警戒宣言の性格、及びこれに基づきとられる措置の内容

ウ 県が実施している地震対策

エ 地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識

オ 職員が果たすべき役割(職員の初動体制と任務分担等)

カ 年度当初に各所属等において実施する職場研修等で、上記エ・オ、又は所管事項に関する防災対策について周知徹底を図る。

キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

(2) 市町村及び防災関係機関の職員に対する教育

市町村及び防災関係機関は、職員に地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期すため、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行うものとする。

なお、県は、必要に応じて、研修会等への支援を行うものとする。

ア 地震に対する基礎知識

イ 東海地震と地震予知、警戒宣言とこれに基づく措置及び情報伝達

ウ 各機関が実施している地震対策と課題

エ 地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識(職員の動員体制、任務分担等)については、年度当初に職員に周知徹底する。

オ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

(3) 住民に対する防災知識の普及・教育

県及び市町村は、住民が、防災週間、防災訓練等を通じて、災害発生時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、次により地震予知情報が出された場合及び地震発生時の場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動などについて、より具体的な手法により、実践的な教育や防災知識の普及を図る。

ア 啓発の方法

- ① 広報紙の活用、ハザードマップなど、防災関係資料の作成・配布
- ② ハローページ(NTT電話帳)を活用した「レッド・ページ」の作成
- ③ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- ④ 県立防災安全センターの活用、防災資機材・防災映画等の貸し出し
- ⑤ 講演会等の開催、自主防災組織に対する指導

イ 啓発の内容

- ① 東海地震及び地震に対する基礎知識
- ② 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ③ 東海地震に関連する情報、警戒宣言の性格及び、情報の正確な入手方法
- ④ 警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- ⑤ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- ⑥ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等、平常時における準備
- ⑦ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ⑧ 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識

(4) 幼児、児童、生徒等に対する教育

県及び市町村は、幼児、児童、生徒に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、父母等に対して地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

(5) 自動車運転手等に対する防災知識の普及

県警察は、自動車の運転手及び使用者に対し、地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における自動車の運行措置について、運転免許更新時等の機会に防災教育を実施する。

(6) 防災関係機関による防災知識の普及

J R各社、N T T、中日本高速道路、東京電力、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図るものとする。

(7) 企業防災の促進

企業は、地震発生時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献等）を十分認識して、地震発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして企業防災の推進に努める。

このため、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

2 自主防災組織活動の推進

大規模地震の際には、

- ① 電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難になる
 - ② 道路が遮断され、消防活動等が困難になる
 - ③ 各地で同時に火災が発生し、消防力が分散される
 - ④ 水道管の破損や停電などにより、消防活動が困難になる
- 等の事情により、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

このような状況のなかで、被害の防止や軽減を図るには、住民の自主的な防災活動が必要となる。そこで県及び市町村は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと結成された自主防災組織の充実強化を推進する。

(1) 自主防災組織の構成及び活動

ア 構成と災害時の活動

自治会、町内会、地区等を母体として組織し、地域の実状に応じて編成するか、概ね次のとおりとする。また、自主防災組織への女性の参画の促進に努める。

会 長	総務班	全体調整、他機関との連絡調整、被害・避難状況の全体把握
	情報班	正しい情報の収集、伝達 ボランティアに対する被災地のニーズの把握
	消火班	火気の使用禁止、出火状況に応じた迅速な消火
	救出・救護班	資機材を活用し、被災者の救出
	避難誘導班	危険箇所を避けて避難地への迅速、安全な避難
	給食・給水班	飲料水、非常食品の確保、炊き出し

イ 平常時の活動

防災知識の普及、防災訓練、地域の危険物の点検、災害危険箇所の調査、防災資機材の備蓄、防災倉庫の整備、防災マップの作成・配布等を行い、地域の防災力の向上を図る。

(2) 県及び市町村の指導

ア 市町村は、自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。

イ 県及び市町村は、県立防災安全センター等を活用して研修会等を開催し、自主防災組織指導者の知識・技能の向上に努め、組織の中心となる人材の育成の充実を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

ウ 市町村は、自主防災組織と各消防本部及び消防団とが連携した防災訓練を行い、平常時からの連携が強化されるように努める。

第8節 防災ボランティア活動環境の整備

阪神・淡路大震災において、防災ボランティアの活動が地震災害の軽減に大きな役割を果たすことが明らかにされた。

防災ボランティアは、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待されている。

現在、山梨県社会福祉協議会及び日本赤十字社山梨県支部において、防災ボランティアの育成が行なわれているが、引き続き梨県社会福祉協議会や山梨県ボランティア協会等との連携のもと、育成強化に努める。

また、県は、市町村と連携し、広域的なボランティアの活動拠点の整備に努めるとともに、平常時のボランティア登録及び研修、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する救援合同対策本部の整備促進を図る。

なお、防災ボランティア活動の推進を図るため、県、県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会それぞれの役割を次のとおりとする。

1 県

災害発生時にボランティア関係機関団体連絡会議を招集

2 県社会福祉協議会

(1) 救援合同対策本部の設置運営

- ・本部の組織整備
- ・社会福祉協議会活動を基盤とした在宅福祉支援システムづくり
- ・災害救援ボランティアネットワークづくり

(2) 市町村社会福祉協議会との連絡調整

- ・市町村社会福祉協議会の組織整備・活動マニュアルづくり

(3) ボランティアの総合受付、連絡調整

- ・県内のボランティア養成と登録
- ・ボランティアに対する被災地ニーズの連絡調整

(4) 被災地の災害状況等の情報提供

(5) ボランティア活動に関する連絡調整

- ・コーディネーターの養成と登録

3 県共同募金会

(1) 義援金の募集

4 日本赤十字社山梨県支部

(1) 防災ボランティアの登録・研修

(2) 災害発生時の防災ボランティア(主に救護活動を行う)の受け入れ

- (3) 防災ボランティアリーダー及び地区リーダーの養成
- (4) 義援金の募集

5 山梨県障害者福祉協会

- (1) 各団体代表者による検討会の開催
- (2) 障害者の連絡網の整備（各団体役員、障害者相談所の活用）
- (3) 災害発生時の障害者情報の伝達（ノーマネットの活用）
- (4) 団体役員、障害者相談所合同研修会

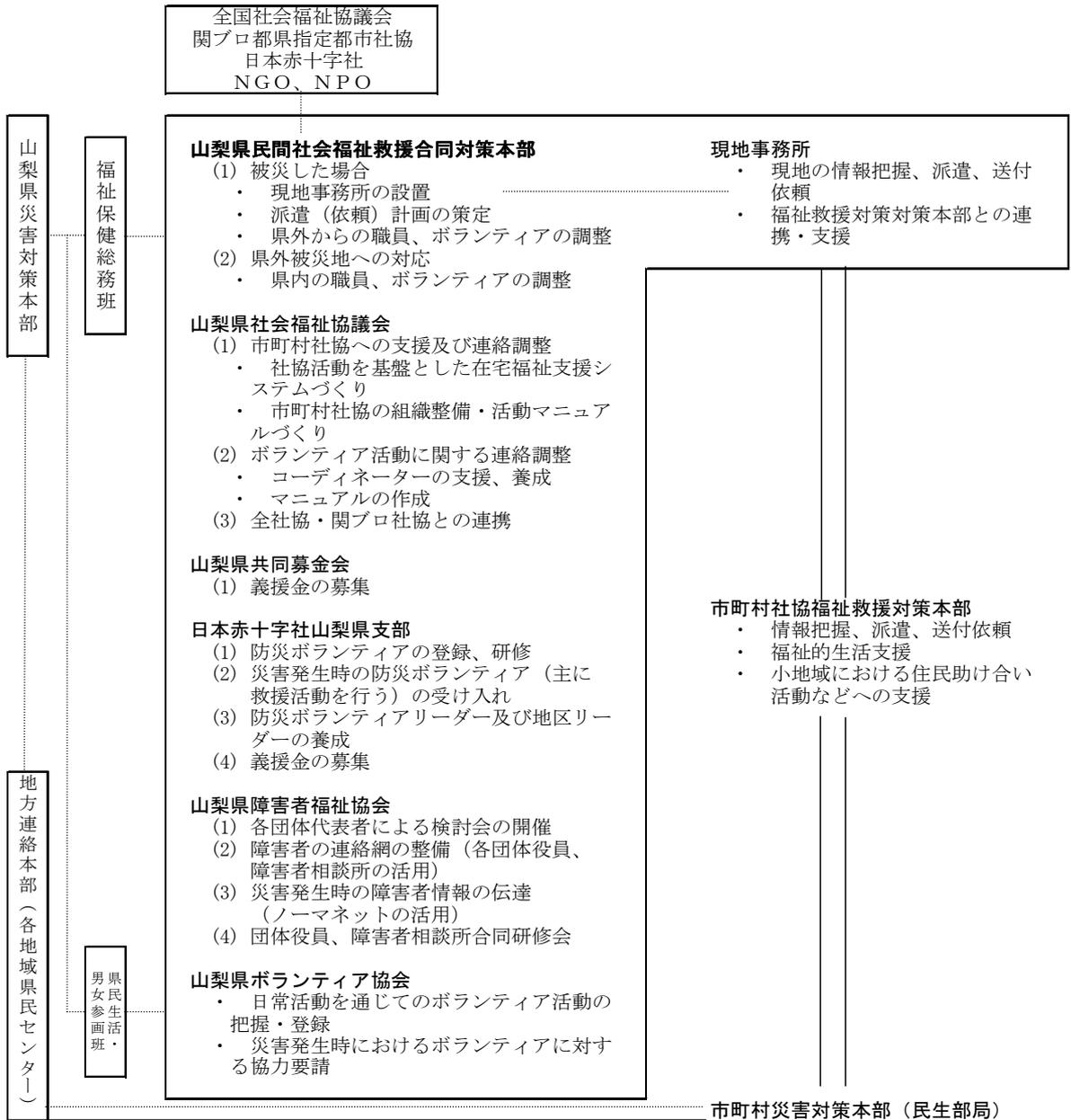
6 県ボランティア協会

- (1) 市民の防災意識の啓発（備えなど）
- (2) 県内外のボランティア・NPOのネットワークづくり
- (3) ボランティア・NPOの研修、訓練
- (4) 県内の防災を目的とするアマチュア無線クラブのネットワークづくり（交流・研修・通信訓練）

<災害時には>

- (5) 県内の防災を目的とするアマチュア無線クラブとの連携による情報収集
- (6) 県内外ボランティア・NPOへの情報提供、発信（全国民間ボランティア推進団体等）
- (7) ボランティア・NPOのコーディネートなどの支援
- (8) 山梨災害ボランティア連絡会議の連携及び県内外ボランティア・NPOとの連携

山梨県民間社会福祉救援合同対策本部



第9節 防災訓練の実施

県は、国、周辺都県、市町村、防災関係機関等と連携して、次の訓練を実施し、予知可能な東海地震への応急対策、南関東地域直下型地震、活断層による地震等突発的に発生する地震などに対して万全を期す。

訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者に十分配慮し、災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

なお、訓練後には事後評価を行い課題等を明らかにし、必要に応じて改善を行う。
さらに、随時図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

1 総合防災訓練(東海地震)の実施

中央防災会議の実施する総合防災訓練に併せて、東海地震に関連する情報の発表、警戒宣言発令及び地震発生を想定した、迅速かつ的確な情報の収集伝達などを中心とした実践的な総合訓練を実施し、国、県、市町村、各防災関係機関、自主防災組織等がとるべき措置について習熟することにより、地震による被害を最小限に抑える。

(1) 実施日 9月1日を中心とする「防災週間」中

(2) 訓練項目

東海地震に関連する調査情報(臨時)から警戒宣言の発令に至る予知段階での各機関の地震防災強化計画に基づく応急対策の実施。

- ・東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言などの関係部局、地域振興局、市町村及び防災関係機関への伝達訓練
- ・地震防災応急対策の実施と、各機関における実施情報収集訓練
- ・県各部局、防災関係機関による地震防災応急対策の実施について協議する地震災害警戒本部の運営訓練
- ・周辺都県との広域応援訓練

2 山梨県地震防災訓練(東海地震、首都直下の地震、活断層地震)の実施

平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)のように突発的に発生する直下型地震等を想定し、初動体制の速やかな確立と広域応援要請の実施、また防災関係機関による実動訓練等を中心とした地震防災訓練の実施。

(1) 実施機関等 県、市町村、防災関係機関、自主防災組織

(2) 実施日 10月下旬

(3) 訓練項目

突発的に発生する地震等に対する初動体制の確立、被害状況等各種情報の収集伝達、各種災害応急対策の実施、発災時に県各部局、出先機関、市町村及び防災関係機関等がとるべき応急対策の実施

- ・初動体制職員の非常参集、情報の受伝達訓練
- ・ヘリコプターによる上空偵察、幹部職員の緊急移動訓練
- ・防災行政無線を活用した市町村、県各出先機関との被害状況等の情報収集、伝達訓練
- ・県各部局による被害状況の報告と、災害応急対策の実施運営訓練
- ・通信衛星などを活用した広域的な応援要請実施訓練
- ・被災地の状況に迅速に対応するための現地災害対策本部の設置運営訓練
- ・防災関係機関等による応急復旧などの実動訓練
- ・周辺都県との広域応援訓練

3 山静神合同防災訓練

山梨県、静岡県、神奈川県が協力し広域応援活動を円滑に実施するとともに、相互の情報受伝達体制の確立、関係防災機関と連携した災害応急対策に習熟するための地震防災訓練を実施する。

(1) 実施機関等 山梨県、静岡県、神奈川県、市町村、防災関係機関

(2) 実施時期 1月中旬

(3) 訓練項目

初動体制の確立、被害状況の把握と情報受伝達、広域応援体制の確立、関係機関

の災害応急対策の調整の実施等

- ・通信衛星を利用した三県の情報受伝達訓練
- ・通信衛星を利用した三県の広域応援要請訓練
- ・各県による三県の被災地への道路啓開訓練
- ・陸上と航空による三県の物資等輸送訓練
- ・連携した災害応急対策を実施するための合同調整所の設置運営訓練

4 個別防災訓練

県は市町村及び防災関係機関、自主防災組織等と連携し、重点的に実施する必要のある項目について、個別防災訓練を実施する。

(1) 職員の動員、本部運営訓練

- ・勤務時間外における突発地震の発生を想定し、予め指名されている初動体制職員による非常参集及び、情報の収集伝達、事務局体制の確立訓練
- ・勤務時間外に東海地震に関連する情報が発表されたことを想定し、職員の非常参集、防災関係機関等への情報等の伝達訓練

(2) 情報の収集伝達訓練

- ・防災行政無線を活用した
 - a 市町村→県出先機関→各部局幹事課→県本部
 - b 市町村→地方連絡本部→県本部等の様々な伝達ルートによる情報の収集伝達訓練
- ・初動体制職員による情報の収集伝達訓練

(3) 警備及び交通規制訓練

- ・緊急輸送道路確保のため、県警と連携をとりつつ実施

(4) 地方連絡本部単位の地震防災応急訓練

- ・特定の地域県民センター管内において、市町村と地方連絡本部間の情報の収集伝達、避難勧告の実施、また消防団等による消防相互応援等を含む訓練

5 非常通信訓練

県は、市町村及び関東地方非常通信協議会と協議し、有線途絶の事態に備えて非常通信訓練を実施する。

第10節 災害時要援護者対策の推進

1 社会福祉施設対策の推進

県及び市町村は、社会福祉施設の利用者が寝たきり老人や心身障害者等いわゆる災害時要援護者であることから、予防査察等の機会を利用して次の対策を指導する。

(1) 防災設備等の整備

施設の災害に対する安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備え、非常食糧等の備蓄を3日分程度行う。また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

(2) 防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、予め地震防災応急計画に基づき、地震防災対策委員会及び地震防災活動隊を組織し、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び障害者の引渡方法等を明確にする。

特に夜間は悪条件が重なることから、予め消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討する。

また、市町村との連携のもと、近隣住民やボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

(3) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、地震災害等に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を、年1回以上実施する。

2 高齢者・障害者等の要援護者対策

国（内閣府等）が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（18年3月改訂版）等に基づき、市町村は、「災害時要援護者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に以下の点に重点を置いた要援護者対策に取り組むものとする。

(1) 要援護者の生活支援などを行う人材の育成

ア 庁内に、福祉関係部局を中心とした災害時要援護者支援班を設置し、要援護者の避難支援業務を実施する。

イ 小地域単位での住民参加型防災学習会を開催するものとする。

ウ 自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。

エ 地域ぐるみの災害時要援護者支援体制「助け合いネットワーク会議」を開催するものとする。

オ 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、避難支援者が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

(2) プライバシー保護に配慮した要援護者把握と避難誘導體制の確立

ア 関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により福祉関係部局、防災関係部局が主導して要援護者を把握するものとする。

イ 個々の要援護者に複数の支援員を配置し個別の「避難支援プラン」を作成するものとする。

ウ 直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。

エ 健常者に先駆けて、東海地震「注意情報」発表時や、市町村長の判断で出す「避難準備（要援護者避難）情報」発表時に、要援護者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図るものとする。

(3) 介護が必要な要援護者のための福祉避難所の確保

ア 地区ごと、障害種別ごとの福祉避難所を指定するものとする。

イ 災害時に福祉避難所ごとの相談員を設置するものとする。

ウ 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。

エ 大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、平時から広域的な連携体制の強化を図るものとする。

(4) 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

市町村は、救助の必要な一人暮らしの高齢者等に対する緊急時の対策として、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を活用するとともに、災害時に自主防災組織等の協力を得られるよう、平常時より連携に努めるものとする。

(5) 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

市町村は、在宅高齢者や障害者等に対し地域の防災訓練等への積極的な参加を呼び掛け、障害者防災マニュアル等を活用し災害に対する基礎的知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、啓発資料の作成に当たっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮するものとする。

また、訓練等を通じて地域の自主防災組織が援助すべき世帯等を予め明確にしておくとともに、移動等が困難な障害者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。

地域住民に対し、避難所における要援護者支援への理解の促進を図るものとする。

(6) 避難場所における対応

市町村は、避難場所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行うものとする。

特に、高齢者や障害者等の要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(7) 被災者への情報伝達活動

市町村は、被災者のニーズを把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など被災者のための正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

(8) 応急仮設住宅

市町村は、応急仮設住宅への収容に当たって、高齢者や障害者等の要援護者に十分配慮するものとし、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

3 外国人及び観光客対策

災害に対して知識が乏しくかつ日本語の理解も十分でない外国人や地理に不案内な観光客に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及を図る。

また、被災外国人や観光客に適切に対応できるよう、対応マニュアル等の整備を図る。

4 乳幼児、児童、生徒保護対策

学校等（保育所を含む）の管理者は地震の発生に備え、平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制を予め明確にし、幼児、児童、生徒に対して、実践的な防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 応急、活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

① 地震災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童生徒のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び幼児児童生徒の生命と身体の安全を確保する。

② 学校の地震災害対策組織

多様な地震災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう予め災害対策応急要員を指名する。

電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。

③ 幼児児童生徒の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策を予め明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

④ 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、幼児児童生徒及び教職員の安否確認を行い早期に教育活動が再開できるよう努める。

⑤ 避難所としての学校の対応の在り方

学校を避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、その運営についても支援する必要があることから、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

(2) 地震防災教育指導

幼児、児童、生徒等への地震防災教育指導を次により推進する。

① 児童生徒に対する地震防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

② 地震防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。

③ 地震防災教育の指導内容の概要

- ・各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育
- ・防災ボランティア活動の進め方
- ・応急救護、看護の実践的学習
- ・防災訓練のあり方
- ・地震予知観測学習

第 1 1 節 調査研究の推進

1 被害想定等調査結果

本県では、地盤地質調査等を実施するとともに、関東地震、東海地震等が発生したときの被害想定調査を実施してきたが、その経過は次のとおりである。

- 昭和 49 年 「山梨県地震災害予想(市分)」 関東地震を想定した調査
昭和 50 年 「山梨県地震災害予想(町村分)」 関東地震を想定した調査
昭和 52 年 「山梨県地盤液状化予想調査」 盆地部中心の調査
昭和 55 年 「山梨県における東海地震による震害予想調査」 東海地震を想定した調査
昭和 55 年 「山梨県地盤地質調査」 昭和 52 年の調査に地質住伏図、卓越周期分布等を加えたもの
平成 3 年 「山梨県地震防災対策基礎調査」 東海地震、関東地震、県東部地震を想定した調査
平成 6 年 「山梨県地震防災対策基礎調査」 南関東直下型地震を想定した調査
平成 7 年 「山梨県地震被害想定調査」 東海地震、南関東直下型地震、活断層に起因する地震を想定した調査
平成 13～15 年 「甲府盆地地下構造調査」 甲府盆地の堆積状況と地震波の伝播特性を調査
平成 17 年 「山梨県東海地震被害想定調査」 東海地震を想定した調査

2 今後の課題

(1) 被害想定調査の実施

地震防災対策を推進するうえで、被害想定は対策の課題等を明確にするうえで非常に有効である。

(2) 分りやすい資料の作成

過去の調査結果等を分りやすく、また利用しやすい資料として編集し、各部局等での各種防災対策の推進にあたっての参考資料として活用できるようにする。

また、過去の地震被害等について、児童生徒等に利用できる教材化など、様々な利用方法について検討を進める。

第3章 地震災害応急対策

地震災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第1義的には市町村があたり、県は、広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。

また、県の対応能力を越えるような大規模災害のときには、国に対し応急対策の支援要請をする。

県が実施する応急対策は、本章による。

なお、災害広報、水防計画、消防対策、交通対策、医療対策、災害援助法による救助・救援対策、公安警備計画、民生安定事業については、一般災害編による。

第1節 応急、活動体制

1 県本部

(1) 設置基準

災害対策基本法第23条第1項に基づき、知事が県本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

なお、県本部設置については、山梨県災害対策本部初動体制マニュアルによる。

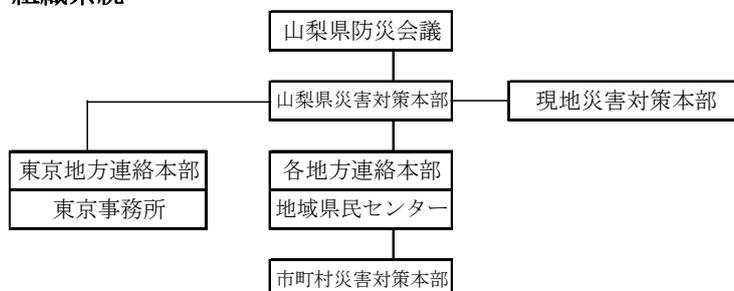
ア 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするときで、なお防災の推進を図る必要があると認めるとき

イ 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき

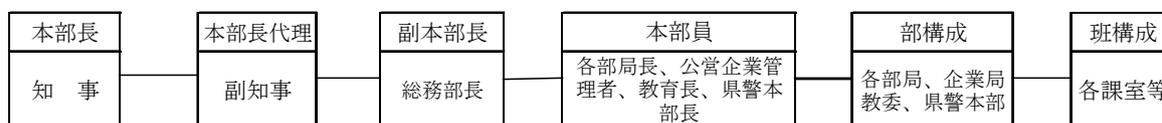
ウ 県内震度が6弱以上を観測したとき

(2) 県本部の概要

ア 組織系統



イ 県本部の構成



ウ 地方連絡本部の構成



地方連絡本部の活動は、県本部の活動の開始と同時に開始する。

エ 東京地方連絡本部

東京地方連絡本部は、国会及び関係省庁又は他都道府県との連絡、その他関係事

項の円滑な処理にあたる。本部長は、東京事務所長があたる。

オ 県本部の設置場所

県本部は、特別のとき(例えば庁舎被災時)を除き、県庁北別館 6 階 601 会議室に設置する。

電話番号(直通) (055)223-1849、232-7711~7720

なお、北別館被災時には、被災状況の軽微な最寄りの地方連絡本部に設置する。

カ 地震発生時の応急活動体制は次のとおりとする。

	震度4の地震観測時	震度5弱又は強の地震観測時	震度6弱以上の地震観測時
勤務時間内の体制	1 防災行政無線により全県一斉指令を行う。 ○震度、地震防災対策(消火、パニック防止、通話規制、テレビ等による情報の収集伝達) ○被害状況報告の指示 2 電気、ガス、水道、電話、道路、鉄道等の被害状況、運行状況等の情報収集を行う。 3 情報は、広聴広報課を通じて報道機関に公表する。	1 左欄の1~3を実施する。 2 必要なときは、遅滞なく県本部を設置する。 県本部の設置は知事が決定するが、不在の時は副知事が決定する。 3 県本部は、特別のとき(例えば庁舎被災時)を除き、県庁北別館6階601会議室に設置する。	1 左欄の1を実施する。
勤務時間外の体制	1 第1配備体制により配備につく。 2 配備者は上欄の規定を準用する。	1 第2配備体制により配備につく。 2 配備者は上欄の規定を準用する。 消防防災課・県本部事務局職員は直ちに登庁し、情報の収集に努め、必要に応じ県本部設置の準備を進める。	1 第3配備体制により配備につく。 2 配備者は上欄の規定を準用する。 3 初動体制職員は、別に定めるマニュアルに基づき登庁し、所定の業務を行う。

キ 動員の伝達及び配備

職員は「職員災害対応ハンドブック」に従い、迅速に行動するものとする。

① 勤務時間内における動員

知事は、庁内放送により、職員に動員の伝達を行う。

各部局長は、所管する出先機関へ伝達する。

庁内放送が使用できないときは、直接、各部局長へ動員の伝達を行う。

② 勤務時間外における動員

各所属長は、予め勤務時間外における職員の連絡方法等を定める。

なお、通信手段等の途絶も予想し、職員は、配備基準に該当する災害情報を覚知したときは、自己の所属、又は予め指定された場所に自主的に参集する。

ただし、災害状況等により自己の所属、又は予め指定された場所に参集できないときは、次に掲げる県の機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。

a 自己の業務に関連する最寄りの県の機関

b 県庁、又は地域県民センター

③ 初動体制職員

休日及び勤務時間外に震度 6 弱以上の地震を観測したとき、迅速かつ円滑な県本部の運営を行うため、事務局長(防災危機管理監)は、「初動体制職員取扱要領」に基づき、予め初動体制職員を指名し、初動体制の整備を図る。

初動体制職員は、本庁及び地方連絡本部を設置する合同庁舎に勤務する職員のうち、それぞれの勤務場所に徒歩 30 分以内に在住の職員とする。

なお、初動体制職員は、ポケットベルを常時携帯し、地震発生により呼び出しを受けた場合は、予め指定された場所に非常参集し、情報収集等の業務にあたる。

本庁職員	46 名
地方連絡本部	16 名

④ その他

災害対策に関係のある県本部及び地方連絡本部の職員(含む、初動体制職員)は、休日及び勤務時間外に災害の発生を覚知したとき、又は発生するおそれがあるときは以後の状況の推移に注意し、必要のあるときは自主的に登庁する。

全職員は、震度 6 弱以上の地震を覚知したときは、通信の途絶も予想し、自主的に参集する。

しかし、災害の状況により自己の所属、又は予め指定された場所に参集できないときは、次に掲げる県の機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。

- a 自己の業務に関連する最寄りの県の機関
- b 県庁、又は各地域県民センター

(3) 現地県本部の設置

ア 県本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは現地県本部を設置する。

イ 現地県本部に現地県本部長及び現地県本部員その他の職員を置き、県本部副本部長、県本部員その他の職員のうちから県本部長が指名する者を持って充てる。

ウ 現地県本部は、県本部長の特命事項を処理し、地方連絡本部と連携して、現地における防災機関及び応援機関との連絡調整にあたる。

エ 現地県本部は、必要に応じ、被災地に近いところに設置し、県の庁舎、市町村の庁舎、学校、公民館等公共施設を利用するものとする。この場合できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

(4) 職員の応援

災害応急対策の実施にあたり、職員が不足するときは、次の方法により部、班等相互に応援を行う。

ア 県本部内における応援は、当該部内の班相互の応援は部長に、他の部の応援を必要とするときは県本部長に要請する。

イ 地方連絡本部内における応援は、地方連絡本部長から県本部長に要請する。

ウ 県本部と地方連絡本部相互で応援を必要とするときは、県本部長に要請する。

(5) 市町村庁舎被災時等の情報収集

災害発生後、市町村の庁舎等が被災したことにより、市町村による被災状況及びこれに対して執られた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第 53 条第 6 項により、県は被災市町村に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

ア 被災地への職員派遣

被災市町村を所管する地方連絡本部（地域県民センター）職員等を派遣し、情報の収集に努める。

当該地方連絡本部の職員のほか、必要に応じて災害対策本部その他の職員の派遣し、情報の収集に努める。

イ 消防防災ヘリコプター

本節 2 に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

ウ その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請するものとする。

2 消防防災ヘリコプター

災害の状況に応じてヘリコプターを出動させ被害情報の収集、救出、救助活動を行うとともに、市町村等からの要請に対応できる体制を整える。また、長野県、新潟県及び

群馬県との「消防防災ヘリコプターの運行不能期間等における相互応援協定」(H12・5・12)の締結により、運行不能期間の体制整備を図った。

(1) 防災ヘリコプター緊急運航基準

ア 基本要件

消防防災ヘリコプター緊急運航は、原則として次の基本要件を満たす場合に運航することができるものとする。

- ① 公共性 災害等から県民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること
- ② 緊急性 差し迫った必要性があること(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
- ③ 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと(既存の資器材人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

イ 緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりとする。

① 災害応急対策活動

- a 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
- b 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- c 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- d その他、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

② 火災防ぎょ活動

- ア 同時多発火災時等において、地上における消火活動では消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合
- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

③ 救助活動

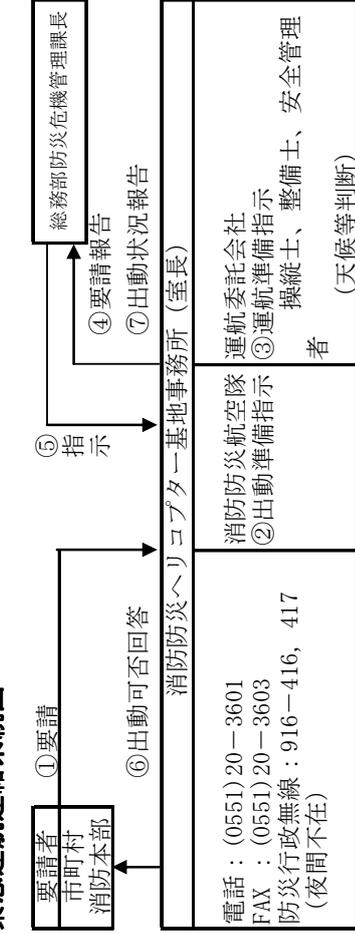
- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- ウ その他、防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

④ 救急、活動

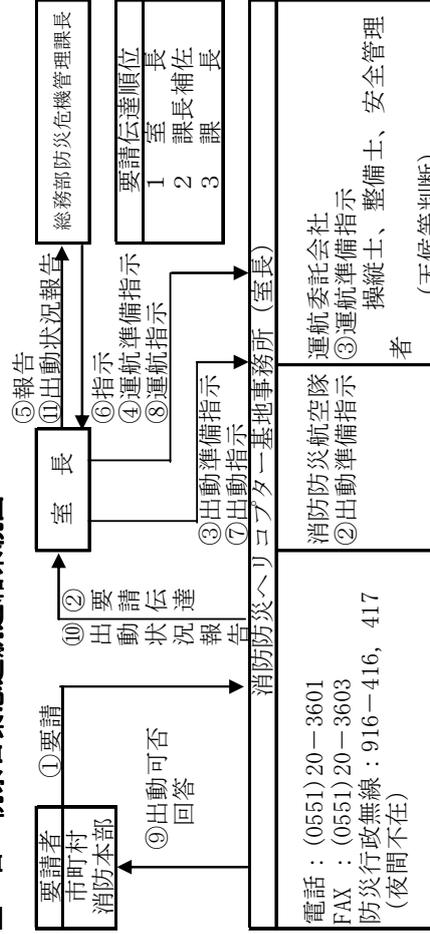
- ア 交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合
- イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

山梨県消防防災ヘリコプター運航管理フロー

1 緊急運航連絡系統図



2 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



(夜間の場合) 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望するときは、災害等の状況を室長に報告し、室長は関係者に連絡する。

総括管理者
(総務部長)
 ・ 防災業務の総括
 ・ 事故防止対策、捜索救難体制の確立
 ・ 航空隊員の養成及び資質の向上
 ・ 運輸大臣等への事故報告

運行責任者
(防災危機管理課長)
 ・ 防災業務に関する事務を掌理
 ・ 年間及び月間運航計画の作成
 ・ 市町村等との連携による訓練の実施
 ・ 飛行場外離着陸場の選定確保

緊急運航報告
 事故報告

室長
(課長指名
基地常駐)
 ・ 運航責任者の補佐
 ・ 搭乗者の指定
 ・ 格納施設、装備品等の管理
 ・ 緊急運航の指示
 ・ 航空事故における危険防止
 ・ 業務の記録整理
 ・ 隊長以外の運航指揮者の決定

指揮監督

消防防災航空隊
 隊長(1)
 副隊長(2)
 隊員(5)
 (防災危機管理課消防防災航空担当)
 ・ 隊員の指揮監督
 ・ 運航指揮者としての業務
 ・ 自隊訓練の実施
 ・ 飛行場外離着陸場の調査
 ・ 隊長の補佐
 ・ 防災業務の遂行

第2節 地震災害情報の収集伝達

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施する上で地震情報(震度、震源、規模、余震の状況等)や被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。このため地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・伝達を迅速に行うこととするが、このとき、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段、機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

1 異常現象発見時の通報、伝達

- ・災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市町村長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた市長村長又は警察官はできるだけその現象を確認し実状把握に努めるとともに関係機関に伝達するものとする。
- ・地震等により火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等へ通報が殺到したとき、市町村長は、その状況を直ちに県及び消防庁に報告するものとする。

2 地震に関する情報等の伝達

(1) 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

ア 山梨県に關係する地震に関する情報等の種類及び内容

① 震度速報

地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(気象庁が定める地域)、地域内の最大震度と地震の揺れの発現時刻を速報

② 震源に関する情報

震度3以上が観測され、津波による被害のおそれがない場合、地震の震央地名と震源の緯度、経度、深さ及び地震の規模(以下、震源要素という)を発表。「津波の心配はない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加

③ 震源・震度に関する情報

震度3以上を観測した地震等の、震央地名、震源要素と震度3以上の地域名と市町村名を発表

④ 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地震の震央地名、震源要素、観測点ごとの震度を発表

⑤ 地震に関するその他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震の活動状況等に関する情報、地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報など

⑥ 推計震度分布図

震度5弱以上を観測した場合に、1km四方ごとに推計した震度4以上の図情報

イ 甲府地方気象台の情報伝達・発表基準

① 震度速報

関東・甲信越・東海地方のいずれかで震度3以上を観測した場合

② 震源に関する情報

伝達基準: 本州中部付近の震度観測点で震度3以上の揺れが観測された場合で、津波による被害の心配のないとき
(気象庁地震火山部発表の情報を伝達する。)

③ 震源・震度に関する情報

伝達基準: 県内の震度観測点で震度3以上を観測したとき、隣接地域で震度4

以上を観測したとき及びその他の地域で震度5弱以上を観測したとき（気象庁地震火山部発表の情報を伝達する。）

④ 各地の震度に関する情報

発表基準：県内の震度観測点で震度1以上を観測したとき

⑤ 地震に関するその他の情報

地震回数情報は、県内及び隣接地域を震源とする地震に限る。その他は全国いずれの震源でも伝達する。

⑥ 推計震度分布図

全国のいずれかで震度5弱以上を観測し、山梨県内で震度4以上が推計された場合

ウ 伝 達 先

甲府地方気象台

山梨県(防災危機管理課)、NHK(甲府放送局)、山梨放送、テレビ山梨、エフエム富士、甲府CATV、エフエム甲府、CATV富士五湖、甲府河川国道事務所、県警察本部、東京電力(山梨支店)、NTT 東日本(山梨支店)、東京ガス山梨、陸上自衛隊北富士駐屯地

(注) 甲府地方気象台及び県(消防防災課)から関係機関への伝達手段は、一般災害編「第3章、第2節、1 予報・警報の受理、伝達(1)甲府地方気象台が発表する予報・警報 オ、キ」と同様とする。

(2) 地震解説資料

甲府地方気象台は、山梨県内で震度4以上を観測した地震や地震による被害が発生した地震など詳細な情報が必要とされる場合に、地震の概況、県内での震度観測状況、過去の地震活動状況や今後の推移、二次災害への防災上のコメント等を解説する。

(3) 緊急地震速報(警報)

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

(注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(4) 放送機関による放送

ア 放送機関は取材した事項及び防災関係機関から依頼のあった事項を放送する。

イ 放送する事項は次のとおり

- ・災害発生状況 ・道路通行状況 ・公共交通機関運行状況 ・ライフライン状況
- ・生活必需品、医療品等供給状況 ・公共施設運営状況
- ・社会秩序保持のための必要事項

(5) 県として直ちに実施する伝達事項

県は、防災行政無線により次の事項を伝達する。

ア 地震情報(震度、震源、規模、余震の状況等)

イ 地震防災応急対策の指示

(例)「市町村、防災関係機関は、同報無線、有線放送、広報車等で次の事項を徹底して下さい。

- ① 自主防災組織を直ちに稼働させること
- ② 火災の発生、ガス爆発等に注意すること
- ③ 電話の使用を制限すること
- ④ テレビ、ラジオ等を通じて報道される地震情報に注意すること
- ⑤ 被害の発生は、区長等を通じて市町村に報告すること」等

3 被害情報の収集伝達

(1) 被害情報の収集伝達

- ・山梨県防災行政無線により被害情報を収集伝達するとともに地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用に努める。
- ・被害情報の収集伝達は、状況に応じて電話、FAX、インターネット等の通信手段を活用する。
- ・各通信手段の利用方法については、平常時より利用方法について習得しておく

(2) 被害規模の早期把握のための活動

ア 県が行う情報収集

- ・県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関に収容された負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

イ 消防防災ヘリコプターによる情報収集

震度5弱以上の地震が発生したとき、県は直に消防防災ヘリコプターを出動させ、テレビ電送による映像により被害情報を収集する。

(3) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

- ・市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報を直ちに県に報告するものとする。
ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なときは、市町村は消防庁に直接報告するものとする。
- ・市町村は消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。
- ・県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。
また、県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

本編一般災害編第3章第2節3（4）被害情報の収集・連絡と同じ。

(5) 報告の種類・様式

ア 県・市町村

本編一般災害編第3章第2節3（6）報告の種類・様式と同じ。

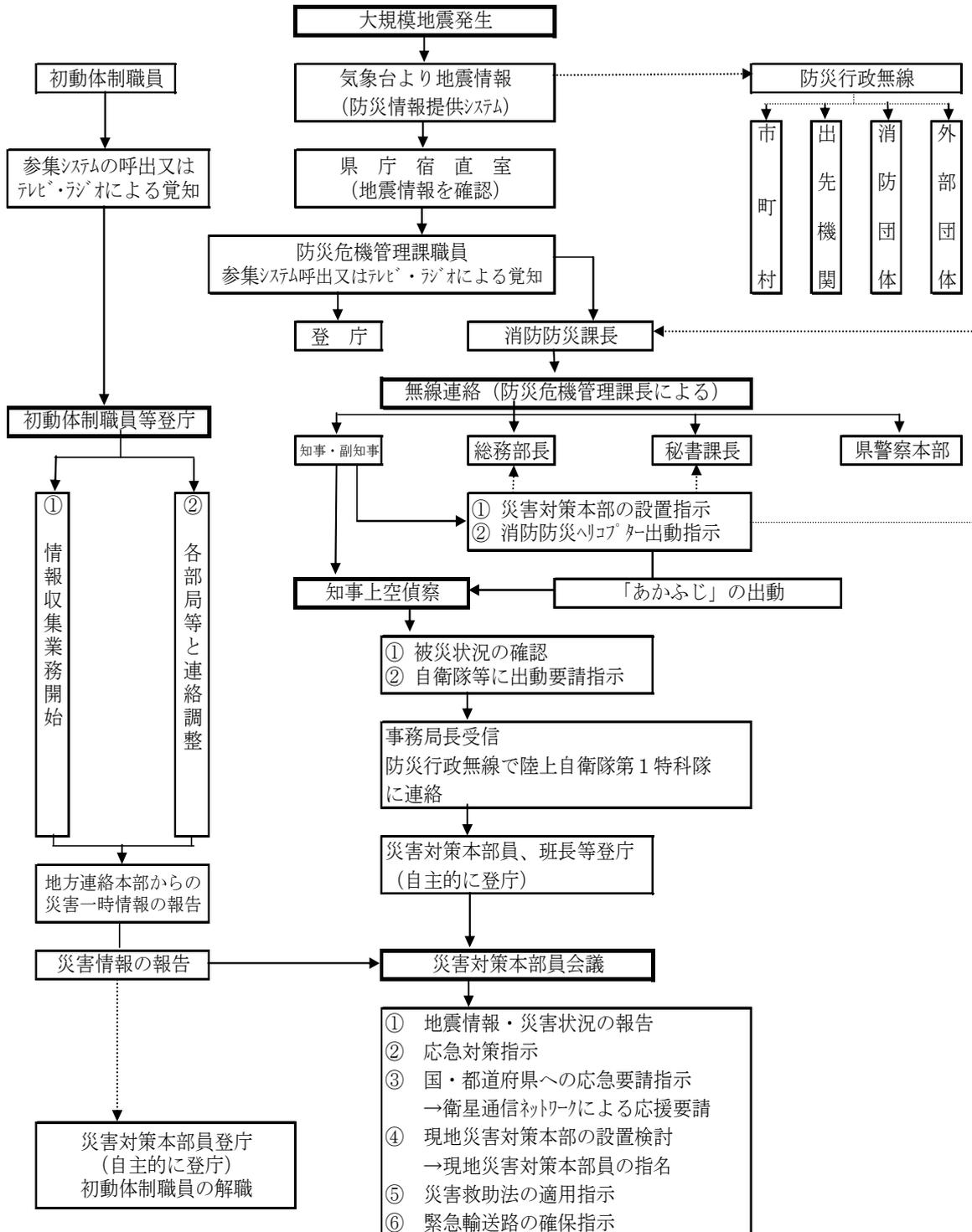
イ 他の法令に基づく被害報告

- ① 消防組織法に基づく火災報告(消防防災班)
- ② 厚生労働省通達に基づく精神科病院等の被害報告(障害福祉班、医務班)
- ③ 厚生労働省通達に基づく水道の被害報告(衛生業務班)
- ④ 災害防疫実施要綱に基づく被害報告(健康増進班)
- ⑤ 農林水産業被害報告要領に基づく災害報告(農業技術班・森林環境総務班)
- ⑥ 農地農業用施設災害復旧事業取扱要綱に基づく災害報告(耕地班)
- ⑦ 中小企業関係被害状況報告要領に基づく被害報告(産業政策班)
- ⑧ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令に基づく災害報告(治水班)
- ⑨ 国土交通省通達に基づく都市災害の被害報告(都市計画班)
- ⑩ 公営住宅法に基づく被害報告(建築住宅班)
- ⑪ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害報告(学校施設班)
- ⑫ 文化財保護法に基づく被害報告(学術文化財班)

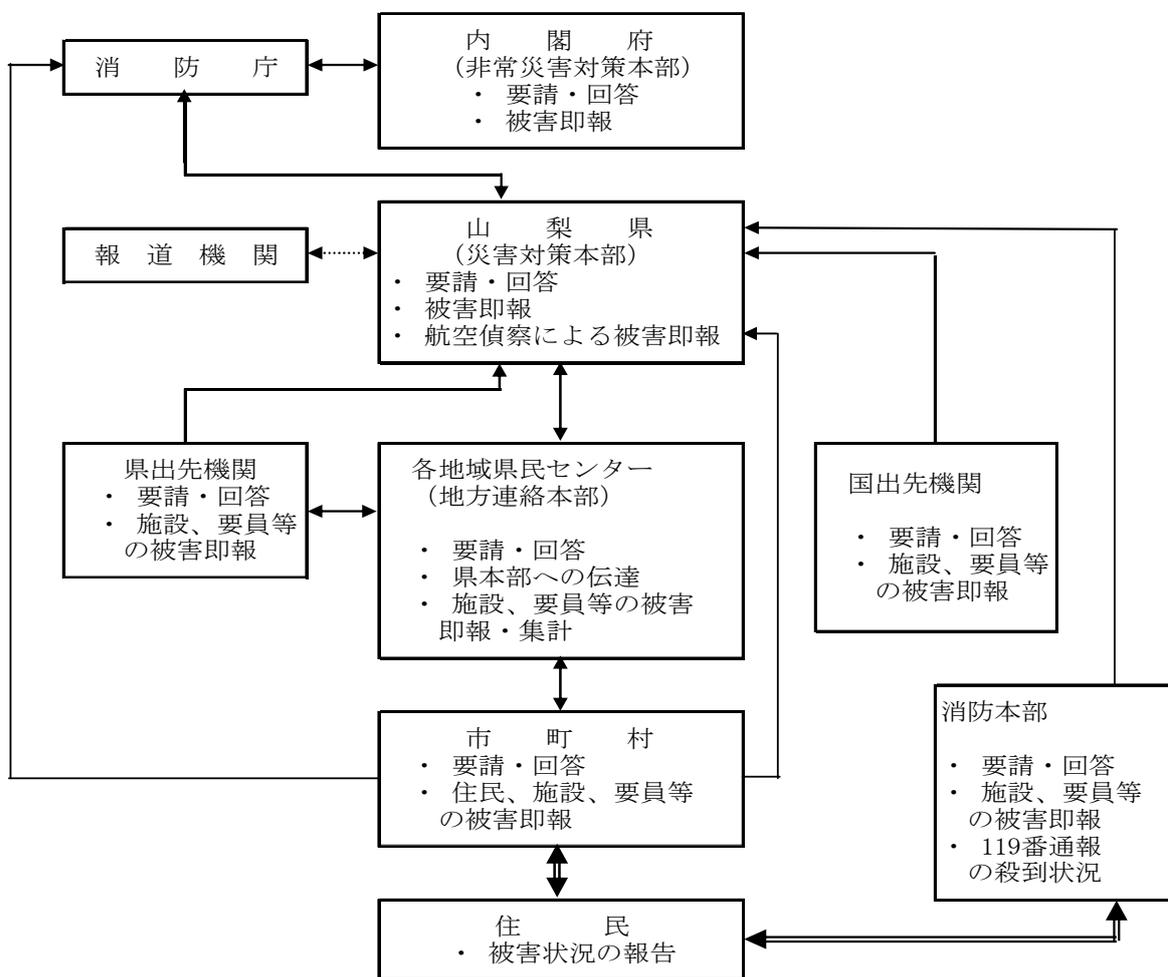
4 勤務時間外の大規模地震発生時の初動体制

(1) 予知不可能な地震（首都直下地震、活断層に起因する地震）

※ 震度6弱以上の大規模地震が山梨県内で発生したとき



発災直後の情報の収集・伝達フローシート



第3節 広域応援体制

1 知事の応援要請

(1) 指定行政機関等に対する応援要請

知事は、県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは指定行政機関等の長に対し応急措置の実施を要請する。

(災害対策基本法第70条第3項)

(2) 他の都道府県に対する広域応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは関東地方知事会を構成する山梨県、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県及び長野県で締結している「災害時等における相互応援に関する協定」等に基づき、他の都道府県に対し必要な応援を要請する。

(災害対策基本法第74条)

(3) 市町村に対する応援

ア 知事は、市町村長等から災害応急対策を実施するための応援を求められたときは、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、応援又は災害応急対応を実施する。この場合、知事は正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まない

ものとする。

(災害対策基本法第 68 条)

イ 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は市町村相互間の応援について必要な指示又は調整・要求を行う。

(災害対策基本法第 72 条)

(4) 内閣総理大臣に対する広域応援要請

知事は、(2)の規定による他の都道府県知事への広域応援要請、及び(3)イの規定による市町村相互間の応援の要求等のみによっては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときに、これらを補完するために内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求めるものとする。

(災害対策基本法第74条の2第1項)

(5) 内閣総理大臣からの要請に伴う他の都道府県等に対する応援

知事は、内閣総理大臣より災害発生都道府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について支援協力を努める。また、知事は、特に必要があると認められた場合、市町村長に対し、当該災害発生市町村長の応援について求めるものとする。

(災害対策基本法第74条の2第2項及び4項)

2 市町村長の応援要請

(1) 知事に対する応援要請

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請するものとする。

(災害対策基本法第 68 条)

(2) 他の市町村長に対する応援要請

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは県市長会を構成する市で締結している「大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書」や、市町村間で締結している、各種相互応援協定に基づき、他の市町村等に対し応援を要請する。

(3) 知事からの要請に伴う他の都道府県の市町村に対する応援

市町村長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について支援協力を努める。

(災害対策基本法第74条の2第4項)

3 消防の応援要請

(1) 大規模災害時における緊急広域消防応援協定

大規模災害時における消防活動については、消防組織法(昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号)第 39 条の規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」や市町村の消防相互応援協定等により相互応援を行う。

県内の消防力や既存の消防相互応援協定では対処できないと判断したときは、知事は消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動や広域航空応援等の消防の広域応援を要請する。

広域航空応援を要請する場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和 61 年 5 月 30 日付け消防救第 61 号消防庁次長通知)により行うものとする。

4 自衛隊に対する災害派遣要請

本編第2編第3章第1節6「自衛隊災害派遣要請の概要」に同じ。

5 応援要請の方法等

本編第2編第3章第1節4「広域応援体制」による。

6 広域一次滞在

本編第2編第3章第1節5「広域一時滞在」による。

第4節 通信の確保

1 通信手段の確保

防災関係機関は、災害時には公衆電気通信設備を優先的に使用できるほか、他の機関の通信設備も利用できるが、平常時から災害時における多ルートの通信の確保に努めるものとする。

(1) 県と国及び他都道府県との通信手段

県庁と消防庁とは消防防災無線、国土交通省とは国土交通省無線、内閣府とは中央防災無線により通信手段を確保している。

災害時には、これらの回線を利用して、消防庁、国土交通省及び内閣府との情報交換を行う。

なお、回線の利用方法は、「山梨県防災行政無線利用の手引き」（以下「手引き」という。）による。

また、自治体衛星通信機構の通信衛星「スーパーバード」を使用した衛星回線でも消防庁及び他都道府県との通信が可能である。

(2) 県と県内防災関係機関との通信手段

県庁と合同庁舎及び単独事務所とは、地上回線、衛星回線により通信手段を確保している。

県庁と各市町村は、地上回線、衛星回線により通信手段を確保している。

また、防災関連機関（山梨県防災行政無線回線構成図に示す機関）へも260MHZデジタル無線を使用し通信を確保している

災害時には、これらの回線を利用して災害情報等を交換する。

さらに、県本部と災害現地との情報通信手段として、可搬型衛星地球局を搭載した移動無線車を配備し回線の確保を図る。

(3) NTTの措置

ア 非常・緊急通話

災害発生時の非常事態又は緊急事態に、防災関係機関等が、救援、交通、通信、電力の確保、復旧や秩序維持のために必要な事項を内容とする通話を、災害時優先電話からダイヤルすることにより、すべての通話に優先して接続される。

イ 電話利用制限と重要通信の確保

災害時の緊急通信を確保するため、一般の問い合わせ、見舞等の通話を制限し、県本部、警察、消防、病院等の通信を優先する措置をとる。

ウ 移動無線機の配置

各事業所に可搬式移動無線機を設置し、緊急電話に備える。

エ 電源の確保

長時間停電に備え、各事業所に予備発動機をはじめ、移動用電源車、携帯用発電機等を配備し、通信の中断のないよう措置する。

(4) 他の機関の通信施設の利用

加入電話、防災行政無線等が使用不能となったときは、警察、水防、消防、鉄道事業、電力事業等の通信施設を利用する。

(5) 非常通信協議会の利用

加入電話、防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、関東地方通信協議会の構成員の協力を得て、その通信施設を利用するものとする。

ア 非常通信の依頼方法

一通の通信文の字数は200字以内とし、発信人及び受信人の住所、氏名、電話番号を記入し、余白に「非常」と記入する。

イ 非常通信等の内容

人命の救助に関するもの、緊急を要する情報、県本部活動上の必要なもの等

(6) 放送の要請

知事又は市町村長は、利用できる全ての通信の機能がマヒしたとき又は普通の通信方法では間に合わないときは「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続きにより、放送局に放送を要請できる。放送要請は、原則として県を窓口にして行う。

放送局名	協定締結年月日	電話番号及び防災行政無線番号		申込窓口
NHK (甲府放送局)	S58. 7. 1	(055) 255-2113	9-220-1-058	放送部
山梨放送	S58. 7. 1	昼(055) 231-3232 夜(055) 231-3250 090-1555-8222	9-220-1-066	報道制作局報道部 (昼) 報道局報道部 (夜) 報道部長
テレビ山梨	S58. 7. 1	昼(055) 232-1114 夜080-3126-4455	9-220-1-067	放送部
エフエム富士	H2. 2. 28	(055) 228-6969	9-220-1-068	

2 防災行政無線移動系システムの運用

災害発生時においては、移動システムを利用して各地の被害情報の収集を行う。

3 通信の運用と統制

山梨県防災行政無線の管理・運用は、「山梨県防災行政無線網関係規定集」に基づき行う。

統制管理者は、災害時において緊急通信を行うとき、その他特に必要と認めたときは通信の統制を行う。通信管理者は、統制管理者の命に基づき各無線局の無線従事者に指令を発する。無線従事者は、その命により通信統制を行う。

4 気象情報の配信について

気象情報は、甲府地方気象台から配信される各種気象情報を受信し、防災行政無線回線等により、市町村、消防本部、消防防災機関等に配信する。

5 アマチュア無線の活用

大規模地震等による大災害時において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、アマチュア無線連盟との協定によりアマチュア無線の活用を図る。なお、平時から、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努めるものとする。

- ・平成10年8月25日、社団法人日本アマチュア無線連盟山梨県支部と「アマチュア無線による災害時応援協定」を締結

6 インターネットシステムの運用

山梨県ホームページ等インターネットによる情報提供を行なう。

インターネットによる災害情報のURLは、<http://www.pref.yamanashi.jp/>である。

第5節 避難活動

1 避難の勧告又は指示

地震の発生により危険が切迫し、緊急に安全な場所に避難させる必要があると認められるときは、市町村等は予め定めた計画に基づき、地域住民等に対して避難の勧告又は指示を行うものとする。

(1) 市町村長

市町村長は、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、危険地域の住民に対して速やかに避難の勧告又は指示を行う。

(2) 知事

知事は、市町村長が避難の勧告又は指示の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、代行して避難の指示を行う。(災害対策基本法第60条第5条)

(3) 警察官

市町村長が避難を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要請があったとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められるときには、直ちに職権に基づき、危険地域の住民等に避難のための立ち退きを指示する。

2 警戒区域の設定

市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この場合、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、市町村長の職権を代行することができる。

知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により市長村長に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施しなければならない。

3 避難の勧告、指示の内容

避難の勧告、指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の勧告、指示を行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難の勧告又は指示の理由
- オ その他必要な事項

4 避難措置の周知

(1) 住民への周知

避難の勧告を指示した者又は機関は、同報無線、有線電話、広報車等で当該地域の住民に速やかにその内容の周知徹底を図る。

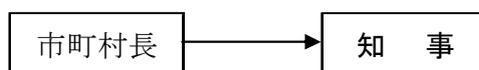
また、報告を受けた県等の機関は、報道機関への放送要請等も含め、住民への周知を徹底する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

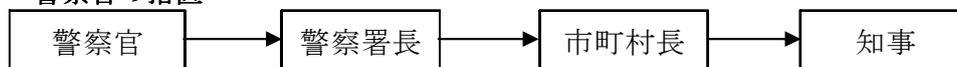
(2) 関係機関への通知

避難の勧告を行った者は、次のルートに必要な事項を報告又は通知する。

ア 市町村長の措置



イ 警察官の措置



5 避難誘導の実施

発災時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

避難誘導にあたって、市町村は、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

6 避難場所

(1) 避難場所の整備

市町村は、避難場所の整備について、次の点に留意するものとする。

ア 避難場所において避難所として利用する建物について、天井や照明などの非構造部材を含め、耐震性の確保に努める。

イ 避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

ウ 避難場所における貯水槽、井戸、救護所、通信機器のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

エ 避難場所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ、マット等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

オ 災害時要援護者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。

(2) 市町村は発災時には、指定避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、必要に応じ、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

さらに、災害時要援護者にも配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所を確保する。

避難場所への停電に備えた発電機による自家発電装置や太陽光発電装置等の設置に努める。

水道施設の破損等により、飲料水の供給が困難となることを想定し、飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備の推進に努める。

(3) 避難場所の運営管理

市町村は各避難場所の適切な運営管理に努める。また、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の組織化を図り、自主的な運営管理が行われるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に協力を求める。

避難場所ごとに収容されている避難者に関わる情報の早期把握に努めるとともに住所地の市町村へ速やかにその情報を伝達する。

避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮する。

また、災害時要援護者に対し、福祉施設への入所や、各種支援を行う者の配置など、支援体制を確立する。

避難所における避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

なお、応急仮設住宅の迅速な提供等による避難者の住宅確保を図り、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

7 災害時要援護者への配慮

避難誘導、避難場所での良好な生活環境の確保、応急仮設住宅への収容にあたっては高齢者、障害者等の要援護者に十分配慮する。特に、高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、災害時要援護者向けの情報提供についても十分配慮する。

8 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、交通機関の管理者等は、市町村、警察等と密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

また、県、市町村及び関係機関は、平時から帰宅困難者等の一時避難所の確保に努めるとともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは関係各機関が連携して、最寄りの指定避難場所等安全な場所に誘導し保護する。

県本部は、各機関を通じて滞留者の状況を把握し、必要な措置をとる。

9 孤立集落への対応

県、市町村は、孤立のおそれのある集落に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備などに努めるものとする。

また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食糧や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護などのための対策を推進するものとする。

10 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

県は、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、県営住宅又は県職員宿舍等を活用し避難者の受け入れに努めるとともに、本章第1節5「広域一時滞在」により、関係市町村等との調整を図るものとする。

市町村は、市町村・県の区域を越えた避難者について、市長村営住宅等を活用し受け入れに努めるものとする。

第6節 緊急輸送対策

1 緊急輸送の対象

地震防災応急要員、地震防災対策に必要な食糧、医薬品及び防災資機材等とする。

2 緊急輸送の方針

緊急輸送機関相互で調整し、必要最小の範囲で実施する。

3 輸送（物資等の運送）の要請等

本編第2編第3章第8節1(2)「物資等の供給の要請等」による。

4 緊急輸送道路

別図のとおり

5 緊急輸送の確保

(1) 国

- ア 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所は、パトロールカーによる巡視、道路モニターからの報告等により情報収集に努める。
- イ 道路情報を基に、必要に応じて迂回路の選定、誘導等の措置を行い、緊急輸送道路の確保に努める。
- ウ 被害箇所については、速やかに応急、復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能確保に努める。

(2) 中日本高速道路株式会社、山梨県道路公社

- ア 県・市町村等と密接な情報交換を行い、連携して緊急輸送道路の確保を図る。
- イ 県公安委員会の行う緊急輸送道路の確保に係る交通規制に協力する。
- ウ 被害箇所については速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能確保に努める。

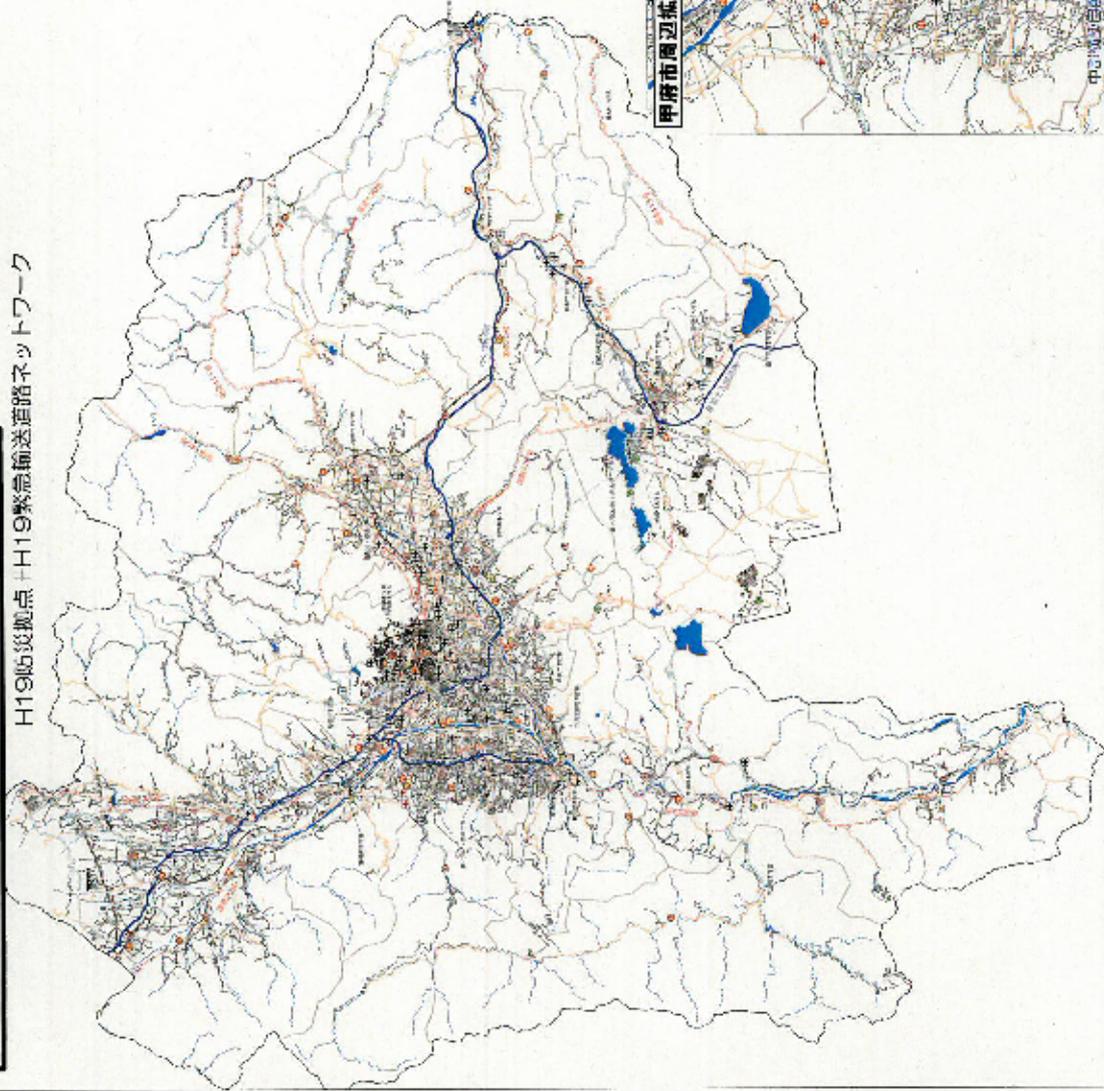
(3) 社団法人山梨県トラック協会・赤帽山梨県軽自動車運送協同組合

地震等による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、県の要請により物資等の緊急輸送について協力する。

- ・平成 11 年 3 月 15 日「災害時の物資等の緊急輸送に関する協定」（山梨県トラック協会）
- ・平成 14 年 3 月 20 日「災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定」（赤帽山梨県軽自動車運送協同組合）

山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画

H19施設地点 + H19緊急輸送道路ネットワーク

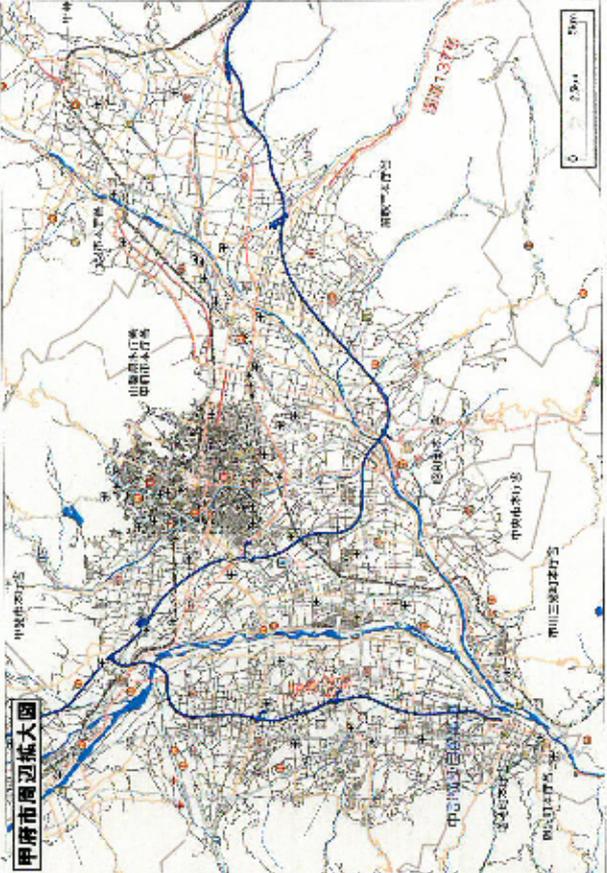


0 500m 1000m

※国道52号(甲西線)は全線一次路線で指定している。
 図面上は中部新幹線自動車道の下にあるので表示されていない。

道路の種類	
緊急輸送道路	緊急輸送道路(一次)
緊急輸送道路	緊急輸送道路(二次)
緊急輸送道路	緊急輸送道路(三次)
緊急輸送道路	緊急輸送道路(四次)
緊急輸送道路	緊急輸送道路(五次)
緊急輸送道路	緊急輸送道路(六次)
緊急輸送道路	緊急輸送道路(七次)
緊急輸送道路	緊急輸送道路(八次)
緊急輸送道路	緊急輸送道路(九次)
緊急輸送道路	緊急輸送道路(十次)

施設の種類	
緊急輸送道路	緊急輸送道路(一次)
緊急輸送道路	緊急輸送道路(二次)
緊急輸送道路	緊急輸送道路(三次)
緊急輸送道路	緊急輸送道路(四次)
緊急輸送道路	緊急輸送道路(五次)
緊急輸送道路	緊急輸送道路(六次)
緊急輸送道路	緊急輸送道路(七次)
緊急輸送道路	緊急輸送道路(八次)
緊急輸送道路	緊急輸送道路(九次)
緊急輸送道路	緊急輸送道路(十次)



(4) 県

- ア 県は、緊急輸送道路のうち県管理道路の機能確保に努める。
- イ 被害箇所については、山梨県建設業協会及び治山林道協会との「災害時における応急対応業務に関する協定」などにより速やかに応急復旧工事を行い緊急道路としての機能確保に努める。
- ウ 陸上輸送に加え、ヘリコプターとの連携による効率的な緊急輸送対策を実施するため、輸送拠点及びヘリポートの確保に努める。

(5) 県警察

緊急輸送にあたる自動車、航空機等が円滑に運行できるように、避難者の誘導、交通整理、ヘリコプターの誘導等を行う。

6 緊急輸送車両等の確保

(1) 県

- ア 各部局の車両は、必要に応じて知事が集中管理して運用する。
- イ 市町村から要請があり、必要と認めるときは、関係機関に協力を要請する。また、状況に応じて県警察及び自衛隊ヘリコプターの使用を要請する。

(2) 山梨運輸支局

県、市町村及び防災関係機関からの要請に対し、運送事業者等と連絡調整して輸送の斡旋を行う。

山梨県緊急輸送道路指定路線一覧表(計画延長含まず)

(第一次緊急輸送道路)

道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長(km)
高速自動車国道	-	中央自動車道西宮線	県内全線	100.3
	-	中央自動車道富士吉田線	県内全線	44.6
	-	中部横断自動車道	県内全線	9.8
その他有料道路	-	東富士五湖道路	県内全線	13.8
一般国道 (指定区間)	20	国道 20号	東京都境～長野県境	99.8
	52	国道 52号	国道20号交点(甲斐市)～国道411号交点(甲府市) 静岡県境～国道52号(甲西道路)交点(富士川町)	60.8
	52	国道 52号(甲西道路)	国道52号交点(富士川町)～国道20号交点(甲斐市)	18.2
	138	国道138号	県内全線	14.2
	139	国道139号(指定区間)	静岡県境～国道139号富士見BP南交差点(富士吉田市) 国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市) ～国道20号交点(大月市)	45.3
一般国道 (指定区間外)	137	国道137号	国道138号交点(富士吉田市)～国道20号交点(笛吹市)	29.8
	139	国道139号(指定区間外)	国道138号交点(富士吉田市) ～国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市)	4.6
	140	国道140号	埼玉県境～国道52号交点(富士川町) 国道20号重用区間0.5km: 国道20号向町二交差点(甲府市) ～国道20号上阿原交差点(甲府市)	55.9
	141	国道141号	県内全線	33.4
	358	国道358号	全線	28.0
	411	国道411号	東京都境～国道52号交点(甲府市)	63.3

一般国道 (指定区間外)	413	国道413号	県内全線 国道138号重用区間11.4km: 国道137号交点(富士吉田市) ～国道138号旭日丘交差点(山中湖村)	32.8
主要地方道	6	甲府韮崎線	国道52号交点(甲府市)～甲府駅前(甲府市)	0.5
計	17	路線		655.1

(第二次緊急輸送道路)

道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長(km)
一般国道 (指定区間)	52	国道52号	国道52号(甲西道路)交点(富士川町)～国道20号交点(韮崎市)	19.0
一般国道 (指定区間外)	139	国道139号(指定区間外)	国道20号交点(大月市)～東京都境	44.4
	300	国道300号	全線 国道139号重用区間22.6km: 国道138号交点(富士吉田市) ～国道139号本栖交差点(富士河口湖町)	28.7
	411	国道411号	国道411号交点(甲州市)～甲州市本庁舎(甲州市)	2.8
	469	国道469号	県内全線	2.6
主要地方道	3	甲府市川三郷線	国道20号交点(甲府市) ～韮崎南アルプス中央線交点(中央市)[昭和バイパス] 甲府笛吹線交点(甲府市) ～市川大門四丁目1801(市川三郷町) 国道140号交点～市川大門四丁目1801(市川三郷町) 国道140号重用区間3.5km: 国道140号桃林橋南側交差点(中央市) ～国道140号大正交差点東側交差点(市川三郷町) 国道20号重用区間0.8km: 国道20号国母交差点(甲府市) ～国道20号国母立体交差点(甲府市)	22.1
主要地方道	4	市川三郷富士川線	国道140号交点(市川三郷町) ～市川三郷富士川線分岐(市川三郷町)[黒沢BP] 市川三郷身延線交点(市川三郷町)～国道52号交点(富士川町)	4.4
	5	甲府南アルプス線	甲府昇仙峡線交点(甲府市)～国道52号交点(南アルプス市)	5.5
	6	甲府韮崎線	国道140号交点(甲府市)～茅野北杜韮崎線交点(韮崎市)	16.7
	7	甲府昇仙峡線	天神平甲府線交点(甲府市)～甲府南アルプス線交点(甲府市) 甲府韮崎線重用区間1.9km: 甲府韮崎線交点(甲府市) ～甲府韮崎線総合ランド入口交差点(甲府市)	12.6
	9	市川三郷身延線	全線 国道300号重用区間6.6km: 国道300号交点(身延町) ～国道300号波高島駅前交差点(身延町)	23.0
	10	富士川身延線	県内全線 国道469号重用区間0.5km: 国道52号交点(南部町) ～国道469号交点(南部町)	22.0
	11	北杜市富士見線	国道141号交点(北杜市)～長野県境	24.5
	12	韮崎南アルプス中央線	国道20号交点(韮崎市)～甲府中央右左口線交点(中央市) 櫛形大橋東詰交差点(南アルプス市) ～南アルプスIC(南アルプス市) 南アルプスIC(南アルプス市) ～甲府市川三郷線交点(中央市)[新山梨環状線] 国道52号重用区間0.1km: 国道52号交点(南アルプス市) ～甲府南アルプス線交点(南アルプス市)	31.7
	17	茅野北杜韮崎線	北杜富士見線交点(北杜市)～甲府韮崎線交点(韮崎市)	26.2
	18	上野原丹波山線	全線 国道139号重用区間3.2km: 国道139号交点(小菅村) ～大菩薩峠線交点(小菅村)	28.8
	20	甲斐芦安線	国道20号交点(甲斐市)～南アルプス市役所芦安支所 韮崎南アルプス中央線重用区間0.3km: 韮崎南アルプス中央線芦安入口交差点(南アルプス市) ～韮崎南アルプス中央線源交差点(南アルプス市)	12.8
21	河口湖精進線	国道137号交点(富士河口湖町) ～国道139号交点(富士河口湖町)	16.3	

主要地方道	22	甲府笛吹線	全線	7.6	
	23	韮崎増富線	国道141号交点(韮崎市)～北杜市役所明野総合支所(北杜市)	4.7	
	24	都留道志線	全線	15.7	
	25	甲斐中央線	国道20号交点(甲斐市) ～甲府市川三郷線交点(昭和町)[昭和バイパス]	4.6	
	26	富士川南アルプス線	国道140号交点(南アルプス市) ～韮崎南アルプス中央線交点(南アルプス市)	3.0	
	27	韮崎昇仙峡線	国道141号交点(韮崎市)～韮崎IC(韮崎市)	1.4	
	28	北杜ハヶ岳公園線	長沢小淵沢線交点(北杜市)～国道141号交点(北杜市)	8.5	
	29	甲府中央右左口線	国道358号交点(甲府市)～甲府精進湖線交点(甲府市)	11.8	
	31	甲府山梨線	国道411号交点(甲府市)～甲府韮崎線交点(甲府市)	1.3	
	32	長坂高根線	全線	7.5	
	33	上野原あきる野線	国道20号交点(上野原市)～上野原丹波山線交点(上野原市)	5.7	
	34	白井甲州線	全線	18.0	
	35	四日市場上野原線	県内全線	29.6	
	36	笛吹市川三郷線	白井甲州線交点(笛吹市)～国道358号交点(甲府市)	19.6	
	37	南アルプス公園線	早川町本庁舎～国道52号交点(身延町)	10.5	
	39	今諏訪北村線	甲府南アルプス線交点(南アルプス市) ～国道52号交点(南アルプス市)	3.1	
	40	都留インター線	全線	0.6	
	41	須玉インター線	全線	0.1	
	一般県道	101	敷島竜王線	甲斐市役所敷島庁舎～甲府韮崎線交点(甲斐市)	0.5
		104	天神平甲府線	甲府韮崎線交点(甲府市)～甲府昇仙峡線交点(甲府市)	6.7
106		中下条甲府線	甲府韮崎線交点(甲斐市)～甲府韮崎線交点(甲府市)	4.5	
113		甲府精進湖線	国道20号交点(甲府市)～甲府中央右左口線交点(甲府市) 国道358号重用区間2.8km: 国道358号考古博物館東交差点(甲府市) ～国道358号甲府市右左口町(甲府市)	8.0	
117		小瀬スポーツ公園線	全線	1.4	
202		山梨市停車場線	万力小屋敷線交点(山梨市)～国道411号交点(山梨市)	2.7	
204		休息山梨線	国道411号交点(甲州市)～峡東防災備蓄倉庫1(甲州市)	0.7	
208		下神内川石和温泉停車場線	山梨市停車場線交点(山梨市)～一宮山梨線交点(笛吹市)	2.4	
210		柳平塩山線	国道140号交点(山梨市)～山梨市立牧丘病院(山梨市)	0.6	
211		山梨笛吹線	全線	3.1	
216		万力小屋敷線	山梨市停車場線交点(山梨市)～白井甲州線交点(甲州市)	5.4	
304		石和温泉停車場線	国道411号交点(笛吹市)～国道20号交点(笛吹市)	1.1	
308		鶯宿上曾根線	国道358号交点(笛吹市)～藤壘石和線交点(笛吹市)	3.4	
312		一宮山梨線	国道411号交点(笛吹市) ～下神内川石和温泉停車場線交点(笛吹市)	1.8	
313		藤壘石和線	鶯宿上曾根線交点(笛吹市)～白井甲州線交点(笛吹市)	1.9	

一般県道	413	平林青柳線	富士川町本庁舎～国道52号交点(富士川町)	0.4
	415	湯之奥上之平線	国道300号交点(身延町)～しもべ病院(身延町)	0.7
	606	台ヶ原長坂線	国道20号交点(北杜市)～茅野北杜葦崎線交点(北杜市)	6.4
	608	長沢小淵沢線	国道141号交点(北杜市)～小荒間長坂停車場線交点(北杜市)	6.8
	609	小荒間長坂停車場線	長坂高根線交点(北杜市)～長沢小淵沢線交点(北杜市)	3.1
	621	須玉中田線	国道141号交点(葦崎市)～塩山病院(北杜市)	1.4
	707	富士河口湖富士線	国道137号交点(富士河口湖町) ～富士北麓公園線交点(富士河口湖町) 国道139号重用区間1.4km: 国道139号交点(富士河口湖町) ～国道139号スバル立体交差点(富士河口湖町)	7.4
	710	青木ヶ原船津線	国道137号交点(富士河口湖町) ～河口湖精進線交点(富士河口湖町) 河口湖精進線重用区間1.7km: 河口湖精進線交点(富士河口湖町) ～富士河口湖町西湖三差路(富士河口湖町)	6.9
	714	鳴沢富士河口湖線	全線	5.6
	716	富士北麓公園線	富士河口湖富士線交点(富士河口湖町) ～富士北麓公園(富士吉田市)	0.5
	717	山中湖忍野富士吉田線	国道138号交点(山中湖村)～忍野村本庁舎(忍野村)	4.4
	719	富士河口湖芦川線	富士河口湖町大石～笛吹市芦川町芦川	5.8
	803	内船停車場線	全線 富士川身延線重用区間0.7km: 富士川身延線内船駅前(南部町) ～富士川身延線南部橋東三差路(南部町)	1.6
	809	釜の口塩沢線	国道52号交点(南部町) ～峡南・身延管理課防災備蓄倉庫(南部町)	1.4
市町村道		一丁田長門田線	国道358号交点(甲府市)～甲府市役所中道支所(甲府市)	1.0
		富士見通り線	甲府葦崎線交点(甲府市)～日本赤十字社山梨県支部(甲府市)	1.3
		小瀬町1号線	小瀬スポーツ公園線交点(甲府市) ～甲府精進湖線交点(甲府市)	0.8
		小瀬2号線	甲府精進湖線交点(甲府市)～国道358号交点(甲府市)	0.8
		山梨市役所前通り線	国道140号交点(山梨市)～万力小屋敷線交点(山梨市)	0.7
		富士塚通り線(農道DC02)	国道140号交点(山梨市) ～フルーツライン(農道DC01)交点(山梨市)	0.8
		フルーツライン(農道DC01)	富士塚通り線(農道DC02)交点(山梨市) ～笛吹川フルーツ公園(山梨市)	1.8
		田富Ⅰ-7号線	中央市道田富Ⅱ-3号線交点(中央市) ～中央市道田富454号線交点(中央市)	0.2
		田富454号線	田富Ⅰ-7号線交点(中央市) ～山梨県立防災安全センター(中央市)	0.1
		田富Ⅱ-3号線	甲府市川三郷線交点(中央市)～田富Ⅰ-7号線交点(中央市)	0.9
		三種1-10号線	甲府中央右左口線交点(中央市) ～山梨大学医学部付属病院(中央市)	0.9
		赤坂公園本線	国道20号交点(甲斐市)～赤坂台病院(甲斐市)	0.8
		八代6号線	白井甲州線交点(笛吹市)～峡東防災備蓄倉庫2(笛吹市)	0.6
		若草1級1号	葦崎南アルプス中央線交点(南アルプス市) ～南アルプス市役所若草支所(南アルプス市)	0.5
市町村道		大木法師倉線	甲府市川三郷線交点(富士川町) ～大木川鳥線交点(市川三郷町)	1.3
		大木川鳥線	大木法師倉線交点(市川三郷町) ～山梨県警ヘリ常駐地(市川三郷町)	0.5
		0191 富士ヶ嶺1号線	国道139号交点(富士河口湖町) ～富士河口湖町上九一色出張所(富士河口湖町)	3.3
計	82 路線			610.5

7 緊急輸送車両の確認

大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号）第 12 条の規定に基づく、知事又は公安委員会の行う緊急輸送車両の確認は次の要領による。

(1) 緊急輸送車両の確認手続き

緊急輸送車両の確認手続きは、消防防災課又は警察本部交通規制課、警察署及び交通検問所等において実施する。

この場合、標章及び緊急輸送車両確認証明書を交付する。

(2) 緊急輸送車両の事前届出

県公安委員会において、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続きの効率化を図るため、緊急輸送車両について緊急輸送に係る業務の実施について責任を有する者から予め必要事項の届け出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を交付する。届出に関する手続きは別に定めるところによる。



- 参考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」「年」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(3) 事前届出済証の交付を受けている車両の確認

事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請があったときは、他に優先して確認を行い、確認のため必要な審査は省略する。

別記様式第 7（第 6 条関係）（備考：用紙は、日本工業規格 A 5 とする。）

第 号		年 月 日	
緊急輸送車両確認証明書			
		知 事 (印) 公安委員会 (印)	
番号標に表示されている番号			
輸送人員 又は品名			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
輸送日時			
輸送経路		出発地	目的地
備 考			

第7節 生活関係施設の応急対策

1 建築物応急対策

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼす恐れがあり、そのため、被災建物の調査をし、その建物が使用できるか否かの判定を行う。

応急危険度判定は市町村災害対策本部の派遣要請に基づき行う。

(1) 応急危険度判定

ア 建築士会等関係機関の協力を得て、県に登録されている被災建築物応急危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した建物の危険度を調査する。

イ 危険度の判定は、応急危険度判定調査表に基づき行う。

ウ 被災建築物応急危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーで、建物の出入口等の見やすい場所に表示される。

エ 危険度判定を迅速かつ効果的に実施するため、近隣都県との相互支援体制の整備を図る。

(2) 応急危険度判定士の養成

ア 被災建築物応急危険度判定士養成のための講習会を計画的に開催し、講習会修了者を応急危険度判定士として登録する。

イ 被災建築物応急危険度判定士に対し、判定に必要な知識習熟のための教育及び訓練を実施する。

2 応急仮設住宅建設

大規模な地震が発生したとき、震災後、災害対策本部の要請を受け、市町村、建設業者の協力を得て早急に応急仮設住宅を建設する。

(1) 応急仮設住宅建設用地の確保

災害発生時に於いて迅速に応急仮設住宅を建設するためには、事前に建設用地を確保しておくことが必要である。

このため、県と市町村との連携により、応急仮設住宅の建設に適した用地を確保するための調査を実施する。

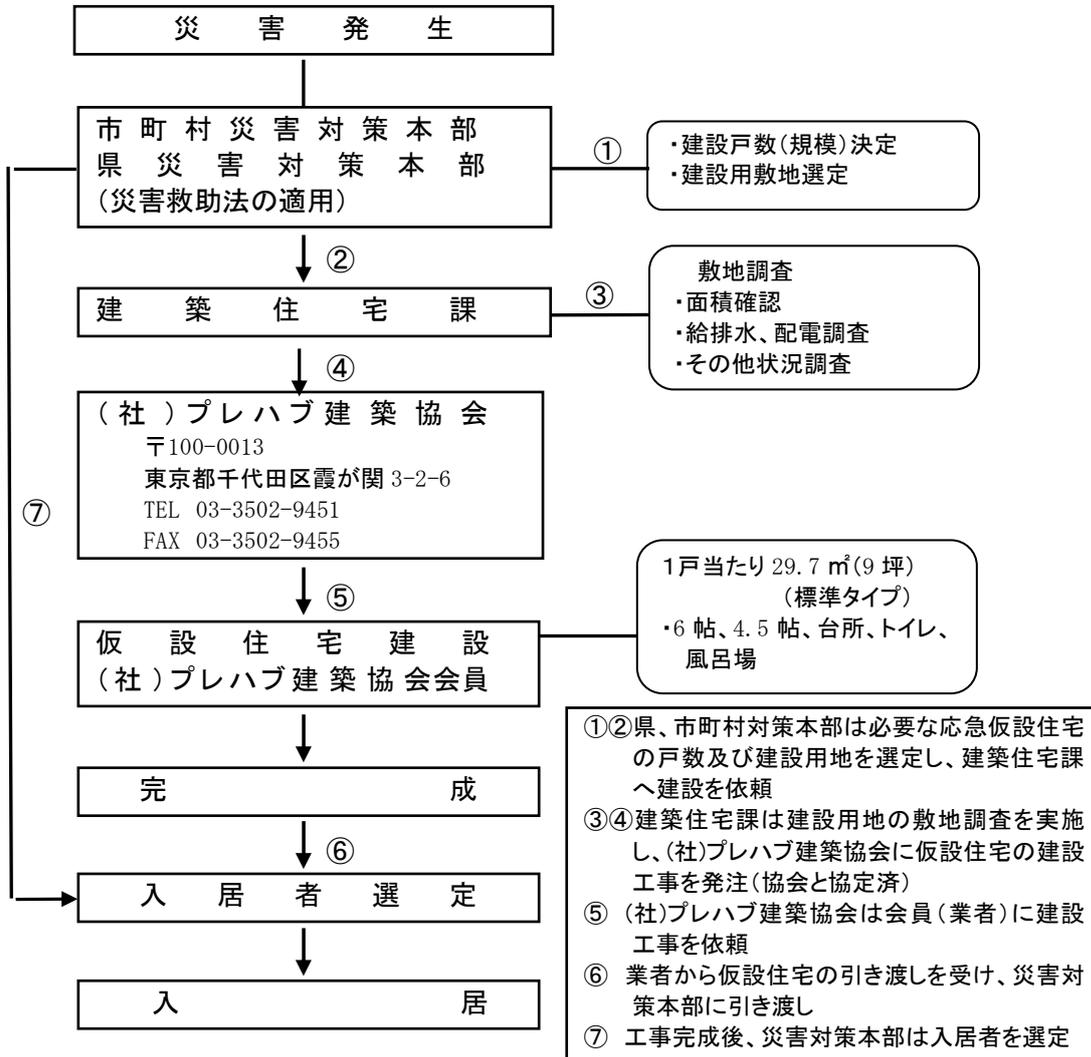
(平成22年度応急仮設住宅建設用地調査)

調査結果 27 市町村、166 箇所、応急仮設住宅 12,340 戸分の用地を確保

※ 仮設住宅建設用地

- ・市町村が選定する土地
- ・公園緑地及び広場

(2) 仮設住宅の建設フロー



3 災害時における民間賃貸住宅の提供

県は、災害時に民間賃貸住宅の情報提供を行うとともに、災害救助法に基づき民間賃貸住宅を借り上げ、被災者に対し応急住宅を供与する。

(1) 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

県は、(社)山梨県宅地建物取引業協会及び(社)全日本不動産協会山梨県本部との「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」に基づき民間賃貸住宅の提供に関する貸主への協力依頼、情報の提供、無報酬での媒介の要請を行う。

(2) 民間賃貸住宅の情報提供

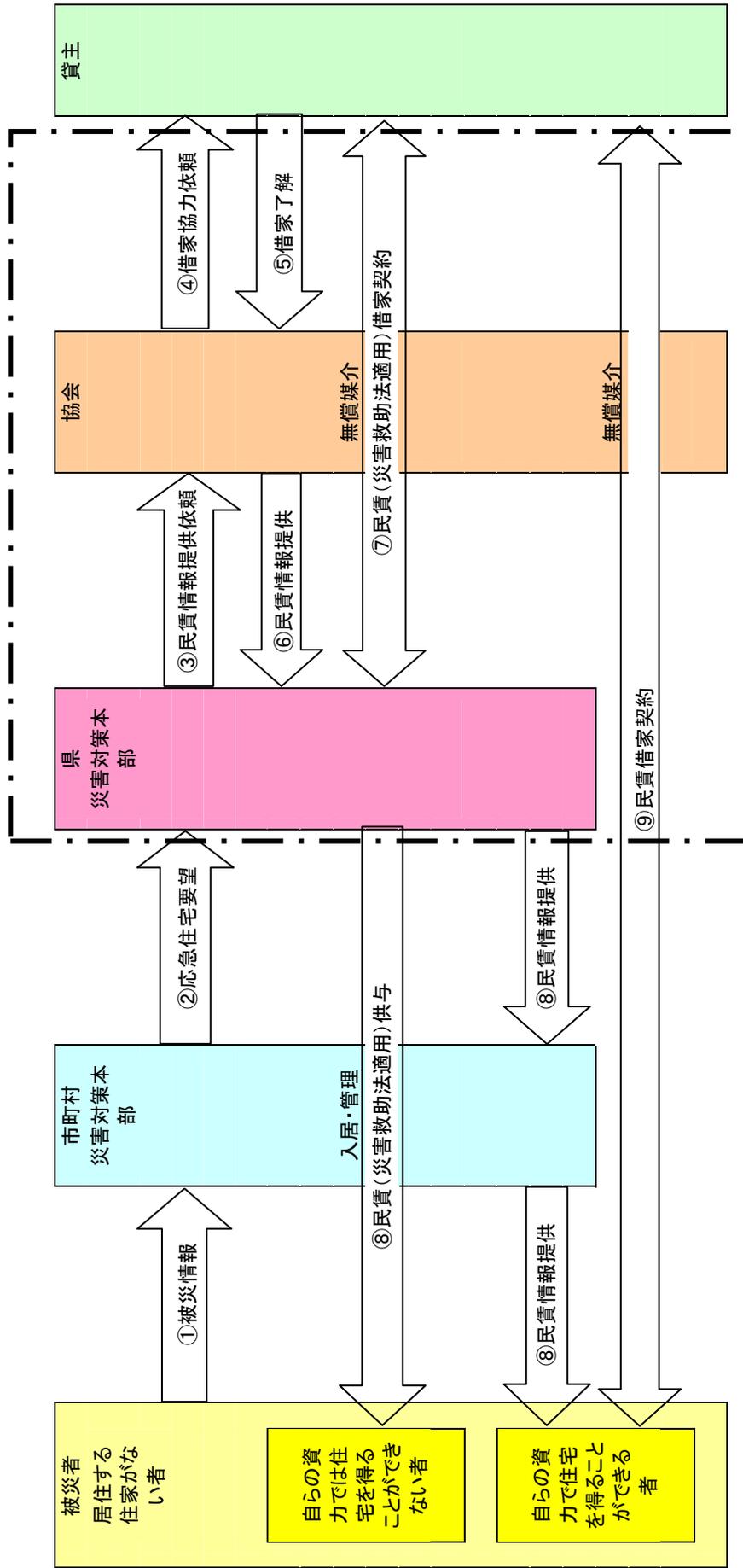
県は、自らの資力で住宅を得ることができる被災者のため、市町村を通じて、民間賃貸住宅の情報を提供する。

(3) 民間賃貸住宅の借上げ

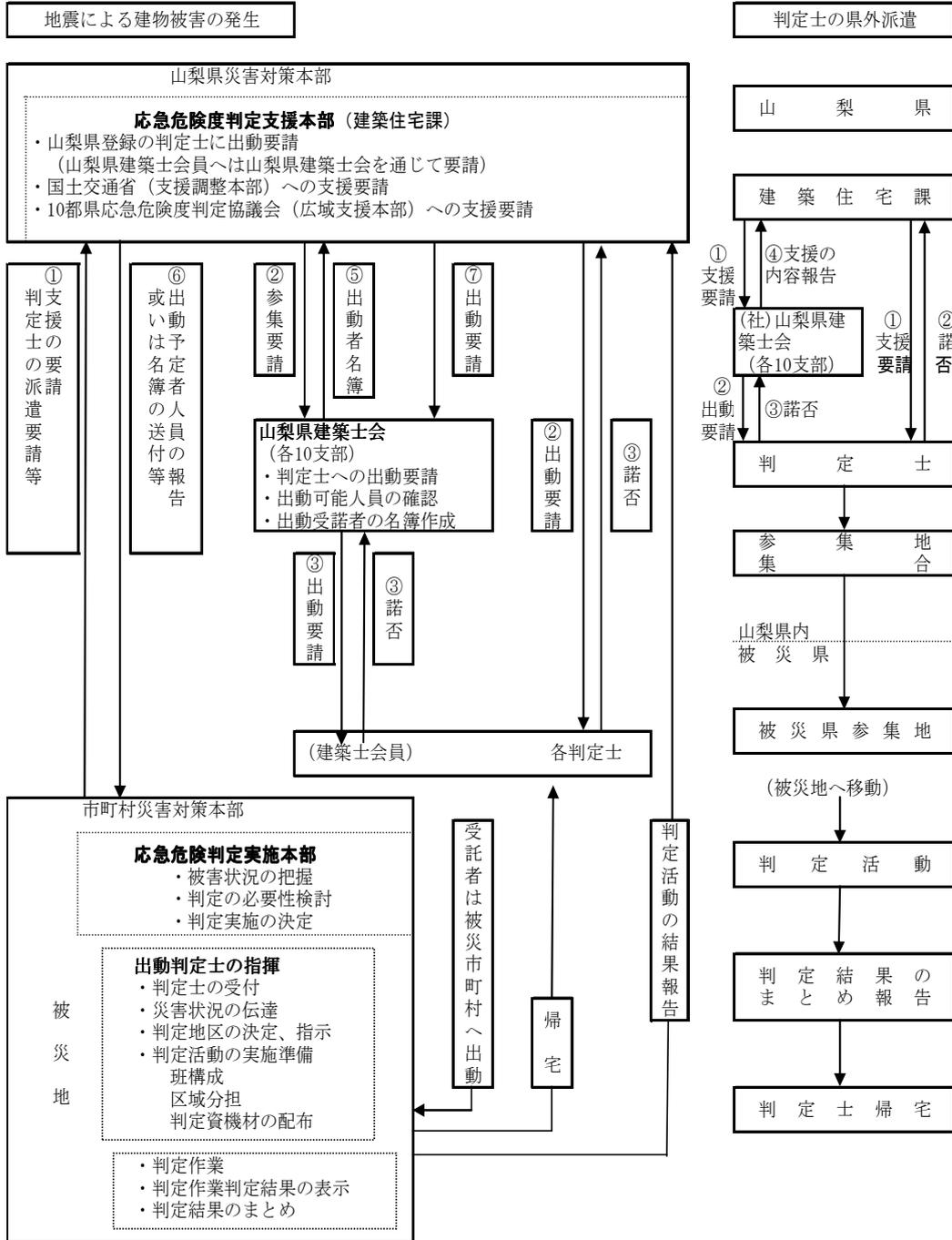
県は、自らの資力で住宅を得ることができない被災者に応急住宅を供与するため、災害救助法に基づき、民間賃貸住宅を借上げ、災害対策本部が入居者を選定する。

(4) 災害時における民間賃貸住宅の提供に関するフロー

協定内容



被災建築物 応急危険度判定フロー



4 上水道施設応急対策

水道事業者は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

(1) 要員の確保

各水道事業者が定める地震災害対策計画に基づき応急復旧要員の確保を図る。

(2) 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても、随時県及び関係機関に情報提供する。

(3) 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者等へ協力を要請する。

(4) 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

(5) 送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。

(6) 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、又必要に応じて消火栓を設ける。

5 下水道施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについて応急処置を行う。

(1) 要員の確保

下水道管理者が定める山梨県下水道地震災害行動マニュアルに基づき応急処置要員の確保を図る。

(2) 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、管内工事業者等へ協力を要請する。

(3) 応急処置計画の策定

下水道管理者は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

ア 応急処置の緊急度及び工法

イ 処置資材及び作業員の確保

ウ 設計及び監督技術者の確保

エ 復旧財源の措置

オ 非常電源（可搬式発電機）の確保

(4) 非常時の汚泥処理計画の策定

下水道管理者は、放射能汚染等された下水汚泥の処理に際し、国が示す基準により適正に処理できるよう計画を策定する。

(5) 広 報

下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

6 電気施設応急対策

(1) 県内の電力は、新潟県、静岡県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、中部電力や関西電力等から緊急融通電力を受電する。

(2) 被害情報の早期把握に努め、復旧計画をたて実施する。

(3) 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、広報車等を利用した広報に努める。

7 都市ガス施設及び簡易ガス施設応急対策

(1) 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区

域から順次供給を再開する。

- (2) 安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- (3) 安全点検を実施し、必要なときは、応急復旧工事を実施する。
- (4) 避難所等に必要な燃料を供給する。

8 液化石油ガス施設応急対策

- (1) 製造者は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずると共に、必要に応じて応急復旧工事を実施する。
- (2) 販売事業者は、(社)山梨県エルピーガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。
消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。
また、関係機関の要請に応じて避難所等に必要なガスの供給を確保する
- (3) 消費設備は、安全点検を実施し、必要なときは応急復旧工事を実施することとし、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- (4) 避難所等に必要なガスの供給を確保する。

9 電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

(1) 復旧体制の確立

N T T東日本(株)山梨支店長が定めるN T T東日本(株)山梨支店災害等対策規程に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

(2) 応急、復旧措置

N T T東日本(株)山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、予め定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。

ア 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれと予測されるときは、予め定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳規模に応じて市内外発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

イ 応急復旧

- ① 可搬型移動無線機による途絶の解消(特設公衆電話等、臨時回線の作成)
- ② 応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧
- ③ 可搬型移動無線車、可搬型衛星通信地球局による中継伝送路の応急復旧
- ④ 非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧
- ⑤ 移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

ウ 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

10 鉄道施設応急対策

災害が発生したときは、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と早期応急復旧を図る。

(1) 要員の確保

J R各社及び富士急行が定める地震防災計画に基づき、復旧及び応急処置要員の確保に努める。

(2) 広 報

列車抑止や運転規制をするとき、又はそのおそれが生じたときは、県及び関係市町村と関係機関に対して影響箇所を速やかに伝達する。

また、復旧時期についても、県及び関係機関に情報を提供する。

(3) 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者に要請する。

(4) 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、列車運転支障の全容を把握するとともに、速やかに復旧工事を行い、鉄道輸送機能の確保に努める。

1 1 宅地対策

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行う。

危険度判定は、市町村災害対策本部の派遣要請に基づいて行う。

(1) 危険度判定

ア 山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力を得て、県に登録されている被災宅地危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した宅地危険度を調査する。

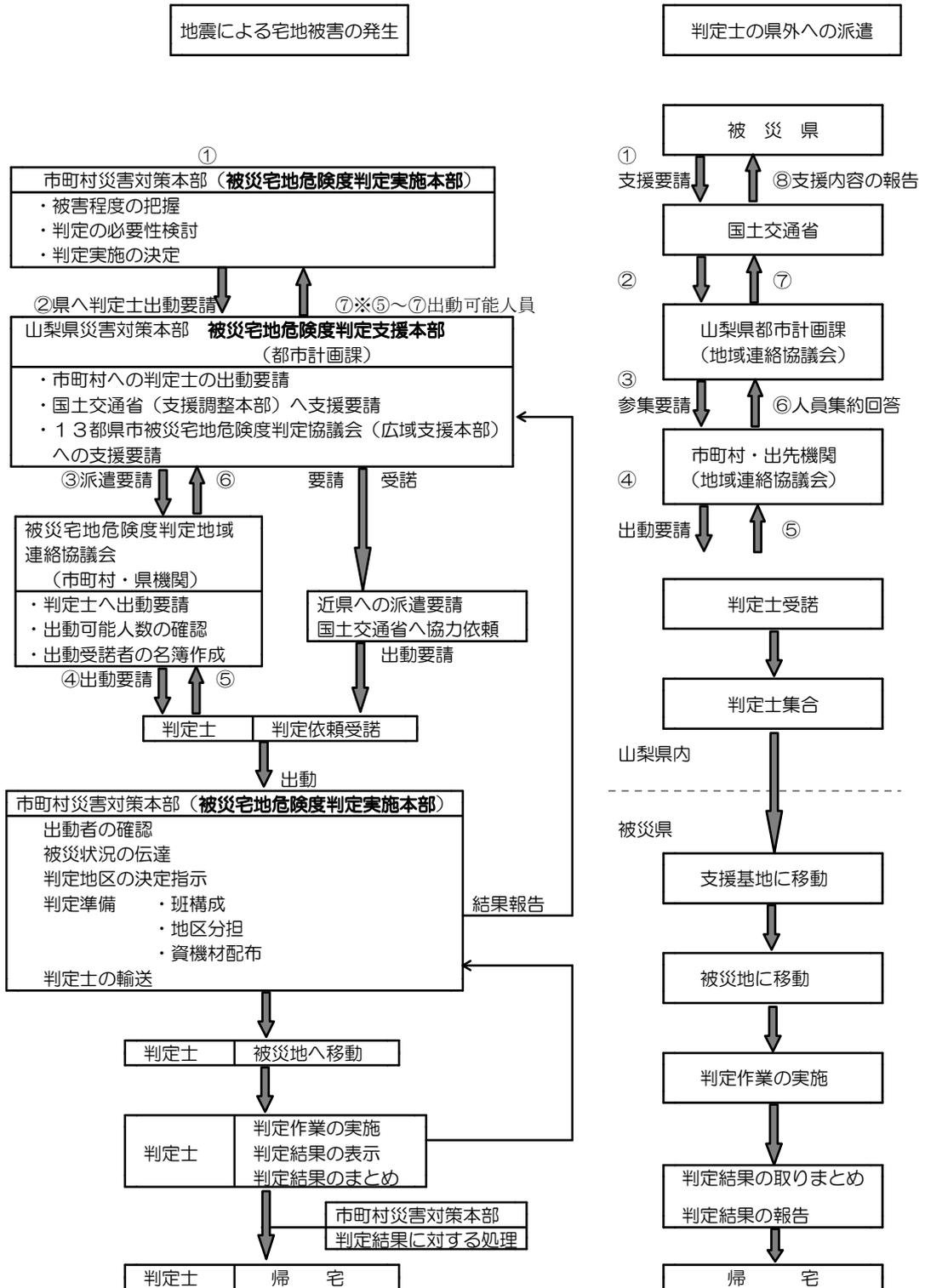
イ 危険度の判定は、危険度判定調査票に基づき行う。

ウ 被災宅地危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

エ 危険度判定を迅速かつ効果的に実施するため、近隣都県との相互支援体制の整備を図る。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成

山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力を得て、被災宅地危険度判定士養成のための講習会を計画的に開催し、講習会修了者を被災宅地危険度判定士として登録する。



被災宅地危険度判定フロー

第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規程に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)において、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言が発せられたとき等にとるべき対策を定める。強化地域以外の村に対しても、本計画を準用し、全県一体となった対策の推進を図る。

なお、東海地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育に関する事項及び緊急整備事業計画については、本編第2章による。

1 東海地震に関連する情報の種類

(1) 東海地震に関連する調査情報

東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報

ア 東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果

イ 東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査状況

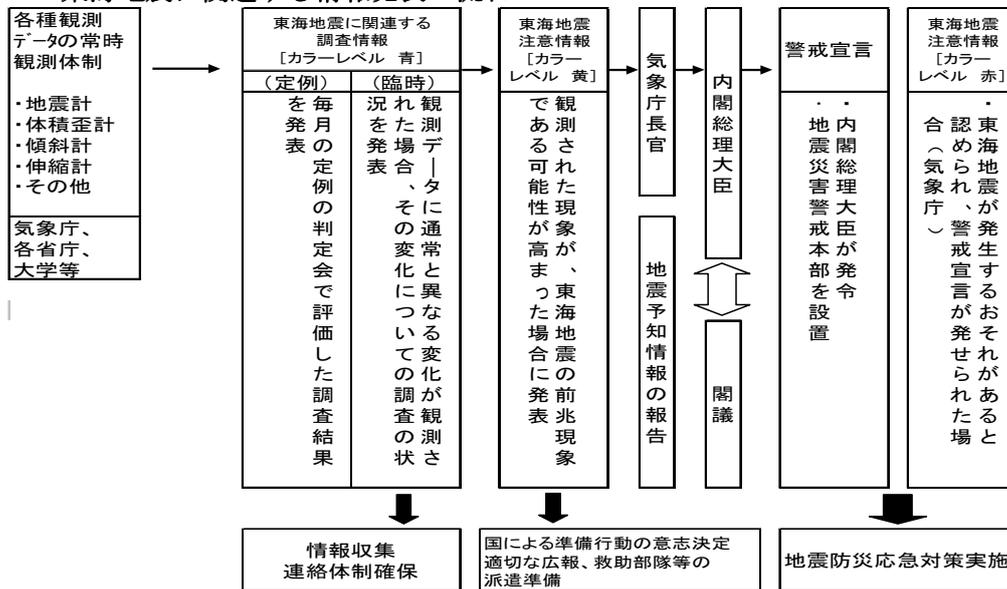
(2) 東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報

(3) 東海地震予知情報

東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

東海地震に関連する情報発表の流れ



第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動

1 県

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制

ア 県職員の配備体制及び行動

県総務部防災危機管理課員全員及び県地震災害警戒本部事務局員全員、地域県民センター職員等が配備につき、必要な情報を収集し関係機関に伝達しつつ、続報に備え

るものとする。

イ 情報内容の周知

県が有する広報手段の活用及び市町村・報道機関等との連携により、東海地震に関連する調査情報(臨時)の内容とその意味について周知を行い、平常時の活動を行いつつ続報に注意する旨呼びかける。

(2) 東海地震注意情報発表時の体制

ア 準備行動

東海地震注意情報に基づき、政府の準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、知事は部隊の派遣・受入れの準備や物資の点検、必要に応じ、児童・生徒の引き渡し等の安全確保対策等の措置を講じるものとする。

イ 情報内容の周知

知事は、東海地震注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。また、県の準備体制の状況について、適切に情報提供を行う。

ウ 県職員の配備体制及び活動

東海地震注意情報が発表されたときは、全所属全職員が配備につき、次の事務を行う。

- ①地震予知に関する情報等の収集及び伝達
- ②地震災害警戒本部設置の準備
- ③消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握
- ④市町村及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
- ⑤東海地震応急対策活動要領等に基づき、活動拠点の確保に係る調整を行うほか、広域的応急対策の要請及び受け入れ準備
- ⑥状況により、地震防災応急対策の準備を行う

(3) 警戒宣言発令時(東海地震予知情報発表)の体制

ア 山梨県地震災害警戒本部

知事は、山梨県地震災害警戒本部(以下「県警戒本部」という。)を設置する。県警戒本部の概要は、次のとおりである。

本部長	知事
副本部長	副知事
本 部 員	各部局長、教育長、県警察本部長、公営企業管理者 本編第1章第1節に定める指定地方行政機関、 指定公共機関、指定地方公共機関の役員又は職員

①部長会議

本部長、副本部長、警戒本部各部長で構成し、本部長が招集する。

②連絡班長会議

連絡班長及び副連絡班長で構成し、事務局長が招集する。

③事務局

事務局長は防災危機管理監があたり、総合調整班、総務班、情報収集班、通信班、県民相談班、物資調達班、避難・輸送対策班、建築物・廃棄物対策班を置く。

県警戒本部は、特別のとき(例えば庁舎被災等)を除き、県庁北別館会議室に設置する。

イ 地方連絡本部

本部長： 地域県民センター所長
本部員： 管内出先機関の長

ウ 東京地方連絡本部

本部長： 東京事務所長

エ 職員の配備体制

全所属全職員の配備とする。

オ 県警戒本部の事務

- ① 地震予知に関する情報等の国からの収集及び市町村、防災関係機関への伝達
- ② 市町村、防災関係機関等の応急対策情報の収集及び国への報告
- ③ 消防庁及び代表消防機関との連絡体制や受人体制の確保
- ④ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者等への指導
- ⑤ 火災防止等の住民への広報
- ⑥ 県内における応急対策の総合調整及び推進
- ⑦ 帰宅困難者、滞留旅客に対しての避難誘導、保護及び食料の斡旋
- ⑧ 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的応急対策の要請及び受け入れ準備

(4) 自衛隊への要請

警戒宣言が発せられた場合、知事は、大規模地震対策特別措置法第13条第2項及び東海地震応急対策活動要領に基づき、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、国に対して自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

ア 国に対する要請

知事は、国に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請するものとする。なお、要請する業務は次のとおりである。

- a 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供
- b 地震発生直前の航空写真の作成
- c 特定の緊急患者の移送
- d 防災要員等の輸送

イ 自衛隊（第一特科隊）との連絡調整

- a 各種情報を的確に把握するため、緊密な情報交換を行う。
- b 自衛隊の地震防災派遣が実施される場合、支援活動の細部に関し、連絡調整するものとする。

ウ 地震防災派遣部隊の受入れ

- a 自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、活動拠点の確保に係る調整を行うなど、必要な受入体制をとる。
- b 地方連絡本部は、管内の市町村へ自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県警戒本部及び市町村警戒本部との連絡調整を行う。

(5) 災害発生時の体制

ア 県本部(山梨県災害対策本部)

- ① 知事は、地震が発生したとき、災害応急対策を実施するため県本部を設置する。
- ② 県警戒本部から県本部に移行するときの県本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に努める。

イ 組織及び所掌事務

- ① 県本部と地方連絡本部の編成及び運営並びに所掌事務は、一般災害編の定めに基づき、準ずる。

2 市町村

(1) 東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時の体制

- ア 職員参集
- イ 防災行政無線等による住民への広報
- ウ 県、防災関係機関との連絡体制の確保

(2) 東海地震注意情報発表時の体制

- ア 東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達
- イ 職員参集
- ウ 地震災害警戒本部設置の準備
- エ 防災行政無線等による住民への広報
市町村長は、東海地震注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。また、市町村の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。
- オ 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
- カ 警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる地区(以下「事前避難対象地区」という。)からの避難のための避難場所の開設準備
- キ 県への要請・報告等の実施
- ク その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

(3) 警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の体制

- ア 市町村地震災害警戒本部
地震防災対策強化地域の市町村が設置
その他の市町村は、これに準じた対策を講じる。
- イ 市町村地震災害警戒本部の事務
 - ① 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達
 - ② 自主防災組織や、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告
 - ③ 避難の勧告又は指示
 - ④ 事前避難対象地区からの避難のための避難場所の開設
 - ⑤ 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援対策の実施
 - ⑥ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
 - ⑦ 救急救助のための体制確保
 - ⑧ その他市町村管内での地震防災対策の実施

(4) 地震発生時

- ア 市町村災害対策本部
 - ① 市町村長は、地震が発生したとき、災害応急対策を実施するため市町村災害対策本部を設置する。
 - ② 警戒本部から災害対策本部に移行するときの災害対策本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に努める。
- イ 市町村災害対策本部の事務
 - ① 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
 - ② 被害者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
 - ③ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防、その他の応急措置の指示
 - ④ 国、県、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請
 - ⑤ 避難路の確保、避難誘導、避難場所の設置運営
 - ⑥ 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出
 - ⑦ ボランティアの受け入れ
 - ⑧ 自主防災組織との連携及び指導
 - ⑨ 災害応急対策の実施又は、民心安定上必要な広報

- ⑩ 防疫、その他の保健衛生
- ⑪ 緊急輸送道路の確保及び調整
- ⑫ 施設及び設備の応急復旧
- ⑬ その他災害発生の防ぎよ、拡大防止のための措置等

3 防災関係機関等

防災関係機関は、各機関で定める防災業務計画等により、注意情報発表時の準備行動及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を実施する。

防災活動の概要は、次のとおりである。

機 関 名	活 動 概 要
関東管区警察局	管内各警察の実施する警備活動の連絡調整
甲府財務事務所	金融機関の業務状況に関する連絡調整
関東信越厚生局	国立医療機関の救護班の編成及び出動の準備
関東農政局（甲府地域センター）	食糧の供給の実施準備及び関係機関への協力要請準備 米穀販売業者の在庫状況等の調査
関東森林管理局	災害復旧資材（国有林材）の供給の準備
関東経済産業局	緊急物資の確保及び供給の準備
関東東北産業保安監督部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなどの 危険物等の保安確保の指導、鉱山に関する二次災害防 止措置及び災害時の応急措置
関東運輸局山梨運輸支局	緊急輸送の要請に対応できる輸送体制確保のための連 絡・調整・準備
東京航空局東京空港事務所	航空情報の発表及び一般航空機の運航規制の調整
甲府地方气象台	東海地震に係る情報伝達及び防災関係機関への通報
日本郵政グループ	郵便局における金融措置の指示、災害時における郵政 事業に係る災害時特別事務取扱
関東総合通信局	非常通信の確保
山梨労働局	事業所内労働者の二次災害防止措置
関東地方整備局甲府河川国道事務所	河川、道路に対する地震防災応急措置の指示、実施
自衛隊	地震防災派遣及び災害派遣の準備
J R	列車の運行状況の広報及び旅客の保護、避難
N T T東日本(株)山梨支店	防災関係主要通話の確保及び一般通信疎通状況の広報
日本赤十字社	応援救護班及び救護物資の配布体制の確立
NHK甲府放送局	地震に関する総ての情報の広報
中日本高速道路(株)八王子支社	高速道路の利用状況の広報及び緊急輸送の確保
日本通運(株)山梨支店	災害対策物資緊急輸送体制の確立
東京電力(株)山梨支店	電力供給の確保及び地震防災応急対策の実施
日本銀行甲府支店	通貨供給体制の確保及び金融上の応急措置
民間放送機関	地震に関する総ての情報の広報
輸送機関	一般旅客輸送状況の広報及び緊急輸送体制の確保
ガス供給機関	ガス災害予防の広報及び施設点検等災害予防措置
医師会	救護班編成等救護体制の確立
(株)N T Tドコモ山梨支店	通話の輻輳の防止及び通話の確保
山梨県社会福祉協議会 山梨県ボランティア協会 日本赤十字社山梨県支部	災害ボランティアの登録、受入体制の整備、連絡調整

第3節 情報の内容と伝達

1 東海地震に関連する情報等の伝達

(1) 情報の種類及び内容

ア 東海地震に関連する調査情報(臨時)

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を気象庁から関係機関に伝達される情報

イ 東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報

ウ 東海地震予知情報

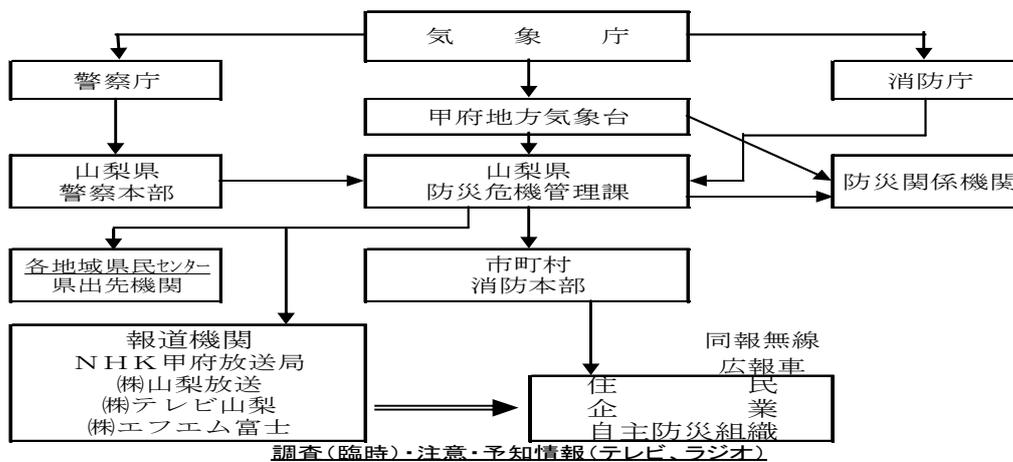
東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報

エ 警戒宣言

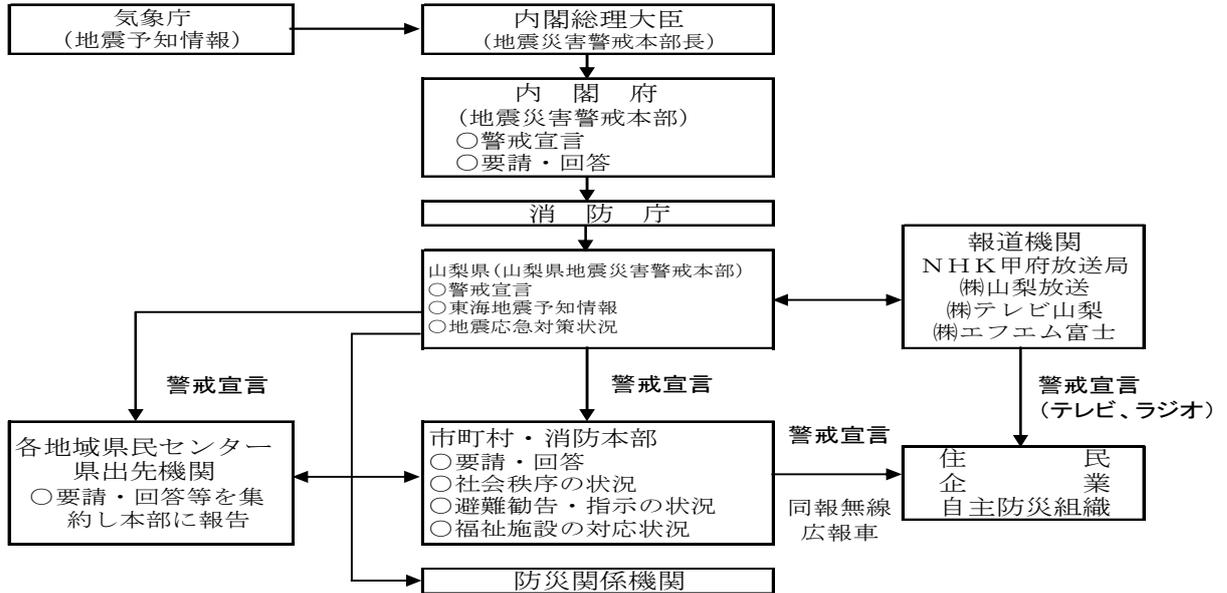
内閣総理大臣が地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関へは内閣府から伝達される。

(2) 情報の伝達及び通報

ア 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報



イ 警戒宣言発令時の情報伝達



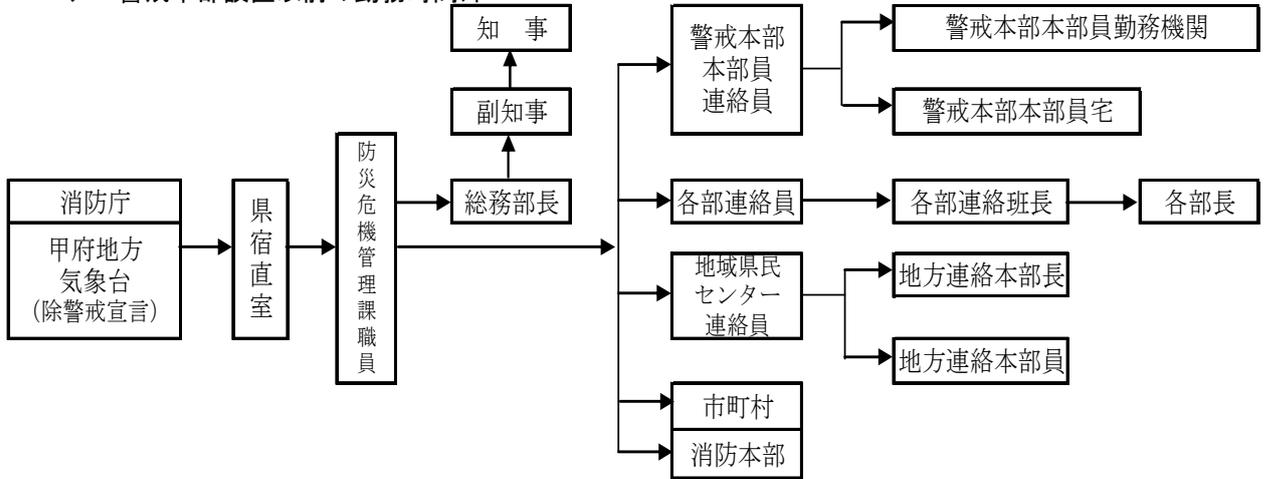
注1：時間外に出た情報は、宿直室で受信する。

注2：防災危機管理課の一斉FAXにより連絡されるその他出先機関は、中央病院、北病院、地域県民センター、農務事務所、林務環境事務所、建設事務所、保健福祉事務所、ダム事務所、笛吹水系発電管理事務所、発電総合制御所

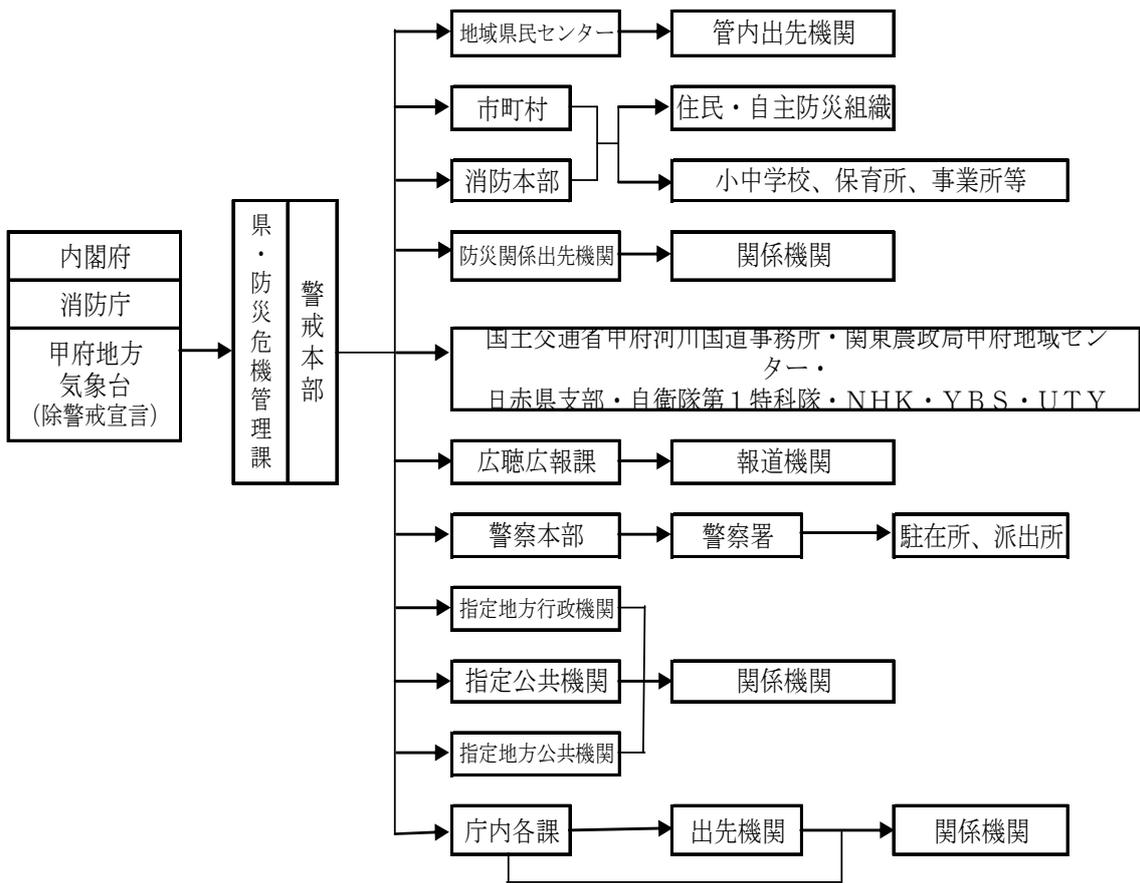
注3：消防庁から県に対する情報は、防災行政無線のファクシミリ又は音声で伝達する。甲府地方気象台から県及び防災関係機関への情報は防災情報提供システムで伝達する。

(3) 県内各機関への各種伝達系統図

ア 警戒本部設置以前の勤務時間外



イ 勤務時間内及び警戒本部設置後



2 応急対策実施状況等の収集伝達

- (1) 県、市町村、防災関係機関は、相互に連絡を取り、注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

(2) 収集、伝達の方法、内容等

① 防災関係機関は、次の事項について警戒本部に報告する。

関係機関名	報告事項
関東信越厚生局（国立病院）	国立病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数（公、私立病院は、市町村→福祉保健部→県警戒本部）
関東財務局甲府財務事務所	金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関）の営業（普通預金の払戻し）停止店舗数（農協は、農務部→県警戒本部）（郵便局は、甲府中央郵便局→県警戒本部）
関東農政局（甲府地域センター）	主要食糧の県内在庫状況
山梨運輸支局	緊急輸送用車両確保数
J R	運転を停止した列車本数、列車内及び駅構内に滞留している旅客数
N T T東日本(株)山梨支店	利用制限をした事業所数、利用者数及び電話疎通状況
日本赤十字社山梨県支部	緊急出動できる救護医療班の数
中日本高速道路(株)八王子支社	高速道路の交通規制の状況及び車両の走行状況
山梨県道路公社	有料道路の交通規制の状況及び車両の走行状況
日本通運山梨支店	緊急輸送車両の確保数
山梨交通	運転を停止したバス台数及び営業所に滞留している旅客数
富士急行	運転を停止した列車本数及びバス台数、列車内及び駅、営業所等に滞留している旅客数
山梨県医師会	緊急出動できる救護医療班の数
関東地方整備局甲府河川国道事務所	一級河川の堤防等の状況、一般国道の交通規制の状況及び車両の走行状況

②その他の情報の収集

関係機関名	報告事項
市町村警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部 (市町村)→(地域県民センター)→(防災危機管理課)	避難状況、救護状況、旅行者数（鉄道、定期バス（施設構内の者を除く）、通行規制等で停滞している車両数
市町村警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部 (市町村)→(保健福祉事務所)→(福祉保健部)→(防災危機管理課)	保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数
市町村警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部 (市町村教育委員会)→(教育事務所)→(県教育委員会)→(防災危機管理課)	授業を停止した公立幼稚園・小学校・中学校の数、公立幼稚園・学校に残留している児童・生徒数 (私立は、県総務部→県警戒本部) (県立高校・特別支援学校は、県教育委員会→県警戒本部)
県警察本部→県警戒本部 (防災危機管理課)	一般国道、主要地方道、一般県道の通行規制箇所数、停滞している車両のキロ数
市町村警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部 (市町村)→(地域県民センター)→(県産業労働部)→(県警戒本部)	デパート及び主要スーパーの営業停止店舗数

() 内は、県警戒本部設置前の体制による情報伝達ルート

第4節 広報活動

1 県の広報活動

(1) 広報体制

県地震災害警戒本部(報道班・広聴広報課)において、強化地域内外の居住者等に対して的確な広報を行い、適切な対応を促すよう努めるものとする。

(2) 広報内容

- ア 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等に関する情報の周知及び内容説明
- イ 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
- ウ ライフラインに関する情報
- エ 強化地域内外の生活関連情報
- オ 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- カ 地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ
- キ 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- ク 家庭において実施すべき事項
- ケ 自主防災組織に対する防災活動の呼びかけ
- コ 金融機関が講じた措置に関する情報
- サ 県の準備体制の状況
- シ その他必要な事項

(3) 広報手段

報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、広報車、インターネット、ヘリコプター、冊子など様々な広報手段により実施する。

(4) 報道機関との応援協力関係

知事は、東海地震注意情報の発表を受けたとき、及び警戒宣言が発令されたときは、放送機関との協定(「災害時における放送要請に関する協定」「東海地震の警戒宣言発令時等の知事の県民への呼びかけの放送に関する協定」)により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかけ、民心の安定を図る。

2 県警察の広報活動

(1) 広報内容

- ア 地震予知に関する情報等の正確な内容
- イ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- ウ 交通の状況と交通規制の実施状況
- エ 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- オ その他混乱防止のための必要かつ正確な情報

(2) 広報手段等

- ア 広報車、携帯拡声器等の広報機器の活用
- イ ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の活用
- ウ 派出所等を利用した住民相談窓口の開設
- エ 新聞、テレビ、ラジオ等への積極的協力要請
- オ ヘリコプターによる警戒宣言発令の広報

3 市町村の広報活動

市町村は市町村地域防災計画の定めるところにより、住民に対して広報を行う。

広報は、広報車、同時通報用無線放送、有線放送、サイレン、半鐘、冊子、外国語放送等によるほか、自主防災組織を通じるなど様々な広報手段を活用して行う。

また、住居者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。
また、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等による広報を行う。

4 防災関係機関の広報活動

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により放送を行う。

(2) 電力供給機関

報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

(3) ガス供給機関

報道機関を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全措置に関する広報を行う。

(4) N T T

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況ならびに利用制限措置等について広報を行う。

(5) J R、私鉄

報道機関及び駅構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

(6) バス会社

報道機関及び構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

(7) 道路管理者

報道機関及び道路情報板等を通じて、通行規制等について広報を行う。

(8) 水道管理者

報道機関及び広報車を通じて、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について広報を行う。

(9) その他防災関係機関

上記以外の防災関係機関は、状況に応じて随時適切な広報活動を行う。

第5節 避難活動

1 避難勧告又は指示の基準等

警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地域（事前避難対象地域）の住民を予め避難させる必要があると認められるとき。なお、注意情報の発表時において、避難場所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で高齢者、障害者等災害時要援護者の避難を実施することができるものとする。

2 県が行う避難活動

- (1) 市町村の避難活動の全体状況を把握し、必要な連絡調整及び指導を行う。
- (2) 災害時要援護者に対する支援や外国人、出張者等に対する誘導などについて、適切な対応を行う。
- (3) 災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策についての指導調整を行う。
- (4) 次の事項について市町村に協力する。
 - ア 県の管理する施設の避難場所としての開放
 - イ 県の管理する介護を必要とする者を収容する施設への該当者の収容
 - ウ 県が把握している物資等の斡旋及び当該市町村以外の市町村が備蓄している物資の供出
 - エ 非常電源設備、給水資機材その他防災用資機材の配備
- (5) 市町村が車両による避難を行う地域について、その実情を把握し、必要な連絡調整及び指導を行う。
- (6) 帰宅困難者、滞留旅客に対しての避難誘導、保護及び食料の斡旋

3 市町村が行う避難活動

- (1) 警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる「事前避難対象地区」は、概ね次の基準により予め市町村長が定める地区とする。
 - ア かけ地、山崩れ崩落危険地域
 - イ 崩壊危険のあるため池等の下流地区
 - ウ その他市町村長が危険と認める地域
- (2) 事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、地区の範囲、避難場所、災害時要援護者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物、避難路、車両による避難が行われる地域及び対象者及び避難の勧告と伝達方法その他必要な事項について周知徹底を図る。
- (3) 市町村長は、警戒宣言発令時に、事前避難対象地区に避難の勧告又は指示を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定をする。
また、市町村長は、自主防災組織に対し次の指導を行う。
 - ① 防災用具、非常持出品及び食糧の準備
 - ② 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
 - ③ 避難場所の点検及び収容準備
 - ④ 収容者の安全管理
 - ⑤ 負傷者の救護準備
 - ⑥ 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護
- (4) 市町村長は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。
- (5) 外国人、外来者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- (6) 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援対策の実施

4 避難場所における避難生活の確保

- (1) 市町村が設置した避難場所には、情報連絡のため市町村職員、消防職員又は団員等を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。
- (2) ビニールシート、テント等の野営資材は、住民、自主防災組織等が準備する。
- (3) 食糧等の生活必需品は、各人が3日分(保存できるものは1週間分)を用意する。
- (4) 市町村は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、事業者等と協議する。
- (5) 市町村は、生活必需品の不足している者への斡旋に努める。
- (6) 市町村は、災害時要援護者に配慮するとともに、重度障害者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。
- (7) 避難場所では自主防災組織、自治会等の単位で行動する。

第6節 県民生活防災応急活動

1 食糧及び生活必需品の調達

(1) 基本方針

- ア 警戒宣言発令時に必要な食糧及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。
- イ 県及び市町村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには緊急の措置を講ずる。
- ウ 県、市町村は、備蓄する物資が不足する場合等は、本編第2編第11節6(2)「物資等の供給の要請等」により対応する。

(2) 県

- ア 市町村の区域を超える緊急物資の調達及び斡旋
- イ 緊急物資の在庫状況の把握と供給協定の締結
- ウ 県内の在庫減少の著しい物資について国への要請
- エ 物資の円滑な流通のための広報及び物資保有者に対する収用又は保管命令
- オ 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

(3) 市町村

- ア 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
- イ 緊急物資の在庫状況の把握と供給協定の締結
- ウ 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
- エ 救助物資の受け入れ場所の確保と受入れ体制の整備
- オ 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

(4) 関東農政局（甲府地域センター）

- ア 関東農政局（甲府地域センター）は、「災害時における食糧供給対策実施要領」に基づき、知事からの要請により、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者に応急用米穀を売却するよう要請する。
- イ 乾パン等の要請についても、関東農政局（甲府地域センター）に対し供給要請を行い、直ちに知事に売り渡す。

(5) 関東経済産業局

県からの要請により、所管業種の緊急物資の調達又は斡旋をする。

(6) 日本赤十字社山梨県支部

地震発生後速やかに救援物資を配布できるよう準備する。

2 飲料水の確保、給水活動

(1) 県

- ア 市町村、専用水道設置者及び県民への緊急貯水を指導する。
- イ 市町村及び専用水道設置者からの要請に基づき必要な措置を講ずる。（例：自衛隊による復旧作業、応援給水、衛生対策等）
- ウ 市町村及び専用水道設置者が相互に協力できる体制整備を指導する。

(2) 市町村及び専用水道設置者

- ア 警戒宣言発令後、市町村及び専用水道設置者は緊急貯水を実施する。このとき一時的に大量の水道水が必要となるので、閉鎖井戸の活用、予備水源の確保、他水利の一時的転用等により、必要水量の確保に努める。
- イ 住民に飲料水の確保を広報する。
- ウ 応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び仮復旧作業等の実施体制の確立を図る。
- エ 二次災害を防止するため、警戒宣言発令後、直ちに塩素注入設備、緊急遮断弁等の施設を点検するとともに、水道工事を中止する。
- オ 給水車、給水資機材の点検と給水体制の確立を図る。
- カ 水道工事事業者及び電力会社等との協力体制を整える。

3 医療活動

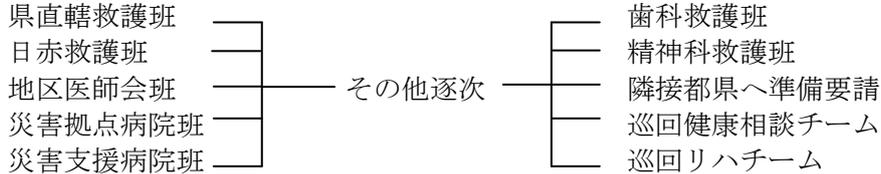
(1) 県

県警戒本部の下に山梨県医療救護対策本部を設置し、次の対策を実施する。

ア 医療救護班の配備体制(要員、資材、搬送手段等)の確認

予め編成されている医療救護班のうち、24時間以内に地震が発生した場合、直ちに派遣可能な医療救護班の数、配置、移動手段の確認を行う。

確認は、概ね次の順序で行う。



イ 医療スタッフの確保

被災現場、被災地医療機関における医療スタッフの不足に対応するため、トリアージ、搬送等のための医療スタッフの派遣体制について、山梨大学医学部附属病院、関東甲信越都県等に要請する。

ウ 災害拠点病院、災害支援病院をはじめ県下各病院等に対して、院内防災対策の確認、応急医療救護のための準備を伝達・要請する。

エ 関係市町村(警戒本部)に対して、避難所等への医療救護所の開設準備を要請し、開設可能な医療救護所を確認する。

オ 消防機関、指定地方公共機関等に対して、傷病者、医療救護班の搬送のための協力を要請する。

カ 医薬品卸協同組合、指定薬局、赤十字血液センター、山梨県薬剤師会に医薬品の備蓄、保管、搬送体制の点検を要請する。なお、備蓄医薬品の富士北麓・東部医療圏への搬送体制について、特に留意する。

キ 関係機関、関係団体との情報連絡体制(通信手段、担当者の職氏名等)及び緊急車両(ステッカー)の確認を行う。

ク 関東信越厚生局、厚生労働省に対して準備体制を要請する。

ケ 医療救護班の派遣準備、災害拠点病院等の準備状況を関係市町村(警戒本部)に通知する。

(2)市町村

ア 役場、保健センター又は避難場所等に医療救護所を設置し、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材(担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等)を配備し、受け入れ体制について保健所に通知する。

イ 傷病者を搬送するための車両、要員を確認する。

ウ 医療救護所、災害拠点病院、災害支援病院等の受け入れ体制について広報する。

4 清掃、防疫等保健衛生活動

(1)県

保健衛生活動全般の連絡調整を行うとともに、保健所等保健衛生機関での出動準備を整える。

(2)市町村

ア 仮設便所の準備を行う。

イ 清掃、防疫のための資機材を準備する。

(3)住民・自主防災組織等

ア し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備する。

イ 必要に応じ、自主防災組織、自治会等に清掃班を編成し、資機材、仮設便所を準備する。

5 幼児、児童、生徒の保護活動

(1) 注意情報が発表されたときには、学校、幼稚園、保育所(以下「学校等」という。)

は、児童生徒等の安全を確保するため、県教育委員会及び市町村教育委員会等と連携し、次の措置を講じる。

- ア 事前避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、授業(保育)又は学校行事を直ちに中止し、安全な場所に全員を誘導し、生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。
 - イ 事前避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学等、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは、安全の確保が困難であると予想される場合は、上記と同様な対策を講じる。
- (2) 警戒宣言が発令されたときには、学校等は次の措置を講じる。
- ア 授業(保育)又は学校行事を直ちに中止する。
 - イ 安全な場所に全員を誘導し、児童生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、帰宅中、帰宅後の安全が確保された場合のみ小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。
 - ウ 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食糧等の措置については、市町村地震災害警戒本部と連絡のうえ、対策を講じる。
 - エ 警戒宣言が登下校中に発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。
 - a ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
 - b 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
 - c 留守家族の生徒等はできるだけ学校に集合する。
 - d 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者(乗務員・添乗員・車掌等)の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。
 - オ 授業(保育)終了後に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業(保育)又は学校行事を中止する。

6 自主防災活動

県、市町村等が実施する注意情報発表時から災害発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織は次のような活動を実施する。

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合
- 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。
- ア 自主防災組織の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。
 - イ 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。
 - ウ 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
 - エ 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
 - オ 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の災害時要援護者が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市町村や避難場所の施設管理者等と十分な連携を確保する。
- (2) 警戒宣言(東海地震予知情報)が発せられた場合
- ア 自主防災組織の活動拠点整備
情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。
 - イ 情報の収集・伝達

- a 市町村からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
- b テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努める。
- c 実施状況について、必要に応じ市町村へ報告する。
- ウ 初期消火の準備
 - 可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。
- エ 防災用資機材等の配備・活用
 - 防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。
- オ 家庭内対策の徹底
 - 次の事項について、各家庭へ呼びかける。
 - a 家具の転倒防止
 - b タンス、食器棚等からの落下等防止
 - c 出火防止及び防火対策
 - d 備蓄食料・飲料水の確認
 - e 病院・診療所の外来診療の受診を控える
- カ 避難行動
 - a 事前避難対象地区の住民等に対して市町村長の避難勧告又は指示を伝達し、事前避難対象地区外のあらかじめ定められた避難場所へ避難させる。避難状況を確認後市町村に報告する。
 - b 自力避難の困難な病人等災害時要援護者については、必要な場合には、市町村保健師等と連携を図り、自主防災組織において避難場所まで搬送する。
 - c 避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町村長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難場所まで避難する。
 - d 事前避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。
- ク 避難生活
 - a 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。
 - b 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
 - c 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市町村等と連絡を取り、その確保に努める。
- ケ 社会秩序の維持
 - a ラジオ、テレビ、市町村同報無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
 - b 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

第7節 防災関係機関の講ずる措置

1 電力(東京電力)

- (1) 東京電力山梨支店非常災害対策本部を設置する。
- (2) 東海地震注意情報が発せられた場合
 - ア 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。
 - イ 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。
また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施する。

エ 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡ならびに避難方法の徹底を図る等の確な安全措置を講じる。

オ ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

(3) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。

イ 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡ならびに避難方法の徹底を図る等の確な安全措置を講じる。

ウ ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

2 通信（NTT、NTTドコモ）

(1) 東海地震注意情報が発せられた場合は『情報連絡室』、警戒宣言が発せられた場合は『地震災害警戒本部』を設置し、情報連絡体制の確立を図ると共に、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講ずる。

(2) 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供する。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。

(3) 通信の疎通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずる。また、利用者に対し、通信の疎通状況等、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努める。

3 ガス（ガス供給機関）

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に備え、ガス供給設備の特別点検、特別巡視体制を確立する。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア ガスの供給継続を確保する。

イ 速やかに地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置して、非常体制を確立する。

ウ ガス工作物の工事については、安全措置を講じて直ちに中止する。

エ 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。

オ 利用者に対し、テレビ、ラジオ等を通じて、不使用ガス栓（容器弁）の閉止、発災時のガス栓（容器弁）の即時閉止について広報を行う。

4 金融機関

山梨県、関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言発令時及び発災後における金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

平常通り営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災応急対策の準備的措置を講じる。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客

への普通預金の払戻しを除き、全ての業務を停止することができる。

ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止する。

イ 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止する。

ウ 上記のアやイの場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講じる。

エ 預貯金等の関係書類の保管について万全を期すとともに、電算機についても耐震措置を講じる。

オ 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。

カ 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図る。

※注 ア、は「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの。

(3) 発災後

ア 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸し出しの迅速化等の措置をとる。

イ 預貯金の払い戻しについて、通帳等紛失した者への簡易な確認方法により払戻しの利便を図る。

ウ 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸し出しに応ずる措置をとる。

エ 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。

オ 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮する。また保険料の払込について適宜猶予期間の延長措置を講じる。

カ 預貯金、手形等の取扱いについて顧客へ周知徹底を図る。

(4) 日本銀行の措置

ア 金融機関に対する指導

- ① 金融機関の手許現金保有状況の把握
- ② 金融機関相互間の現金融通の斡旋
- ③ 金融機関窓口業務等の運営についての指導
- ④ 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについての対応

イ 地域内の信用維持に関する措置

「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の定めるところによる。

金融機関の業務について、関係行政機関と協議のうえ所要の指導を行う。

5 鉄道（JR及び富士急行）

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 東日本旅客鉄道株式会社、富士急行株式会社

(ア) 旅客列車については平常通り運行を継続する。但し、貨物列車については原則として最寄りの駅に抑止を行う。また、強化地域内を旅行目的としない夜行寝台列車については、強化地域への進入を抑止する。（JR東日本）

(イ) 旅客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。

(ウ) 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。

イ 東海旅客鉄道株式会社

(ア) 列車の運行規制等

旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化

地域への進入を禁止する。

(イ) 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 東日本旅客鉄道株式会社、富士急行株式会社

(ア) 列車内、駅内の旅客に地震に関する情報を伝達するとともに、運転状況等の問い合わせに対し、適切な案内を行う。

(イ) 強化地域内への列車の進入は、原則として規制する。

(ウ) 強化地域内を運転中の列車は、地震防災上最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。

なお、JR小海線等強化地域周辺の列車については、必要と認められるときは一部区間徐行運転する。

(エ) 駅施設の旅客及び駅に停車した列車内旅客のうち、自己の責任において行動を希望する者以外は、原則として、列車内又は駅舎内に待機させる。児童・生徒については、学校と連絡をとり、対応を協議する。

待機する旅客に対しては、食事の斡旋等を行う。食事の斡旋が不可能となったときには、関係自治体に食事の斡旋の援助を要請する。

なお、斡旋方法や体制等については、あらかじめ関係自治体と協議しておくものとする。

待機が長期間となった場合、又は危険が見込まれるとき及び発災後は、地方自治体の定める避難地に避難させる。

(オ) 病人発生等緊急を要するときは、応急措置を行い、指定救急医療機関に収容する。

(カ) 輸送確保の見込み等について、利用者に広報をする。

(キ) その他滞留旅客の保護のため必要な事項は、当該市町村と連携した対策を行う。

イ 東海旅客鉄道株式会社

(ア) 列車の運行規制等

① 強化地域への列車の進入を禁止する。

② 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。

③ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

(イ) 旅客等に対する対応

① 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。

② 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動するものを除き、関係地方団体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

6 バス(山梨交通、富士急行)

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 平常通り運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。

イ 帰宅困難者等が想定される場合は、臨時バス等の増発を検討・実施する。

ウ 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。

- (2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
- ア 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。
 - イ 警戒宣言発令の情報を入手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停車するとともに、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

7 病院、診療所

県は、病院、診療所に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合
- ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。
なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。
 - イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。
 - ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。
 - エ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。
- (2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
- ア 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。
 - イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。
 - ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

8 百貨店・スーパー等

県は、百貨店、スーパー等に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合
- ア 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。
 - イ 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。
- (2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
- ア 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確

保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

イ 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。

ウ 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

9 県(市町村)社会福祉協議会、山梨県ボランティア協会

- (1) 速やかに地震災害等援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立する。
- (2) ボランティアの総合受付、調整等を行う。
- (3) 防災ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。
- (4) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。

第8節 交通対策

注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送道路の確保のため、次の交通対策を実施する。

1 交通規制等

(1) 基本方針

ア 注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられた時の交通規制等の状況を広報する。

イ 警戒宣言発令時

- a 県内での一般車両の走行は極力抑制する。
- b 県内への一般車両の流入は極力制限する。但し、静岡方面からの流入車両については、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。
- c 県外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。但し、静岡方面へ流出する車両は極力制限する。
- d 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能を確保する。

(2) 交通規制計画の策定

次に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画を予め定める。

ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路

イ 緊急輸送道路、避難路その他防災上重要な幹線道路

ウ 高速自動車道（インターチェンジについては、個々のインターチェンジごと）

エ 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路

オ 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路

カ 発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路

キ その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

(3) 交通規制の実施

ア 交通規制の実施にあたっては、予め策定した交通規制計画に基づき速やかに実施する。

イ 交通規制の実施にあたっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。但し、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

(4) 交通管制センター等の運用計画

交通管制センター、信号機等交通管制施設については、警戒宣言発令時における運用計画を別に定める。

2 運転者のとるべき措置

注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置を次のとおり定める。

(1) 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

ア 注意情報発表時

- a 注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
- b 不要不急の旅行や出張等を自粛する。

イ 警戒宣言発令時

- a 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
- b 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

3 道路啓開

警察官は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送道路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

4 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急通行車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

交通検問場所及び配置人員等については、別に定める。

5 交通情報及び広報活動

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

- ア 注意情報が発表されたときは、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- イ 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第9節 事業所等対策計画

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、強化地域内にある一定の事業所等では、予め地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

また、強化地域外の事業所や一定規模以下の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置を予め定めるものとする。

なお、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 施設内の防災体制の確立

- ア 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
- イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
- ウ 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
- エ 避難誘導の方法、避難路等の確認

(2) 顧客、従業員等への対応

- ア 注意情報の発表の周知、内容の説明
- イ 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
- ウ 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発表された場合

(1) 施設内の防災体制の確立

- ア 原則、施設の利用・営業等は中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
- イ 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
- ウ 地震防災応急計画に基づき、次の応急保安措置等を実施する。
 - a 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - b 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - c 顧客、利用者等への避難誘導の実施

(2) 従業員等への対応

- ア 保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

第4編 火山編

第1章 総論

第1節 地域防災計画・火山編の概要

この計画は、県民等の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、県、市町村、防災関係機関等が必要な予防・応急対策等について定めたものである。

本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。

第2節 活火山としての富士山

気象庁の定義による活火山とは、概ね過去1万年以内に噴火した証拠がある、又は、活発な噴気活動がある火山をいい、日本には、110の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられない。富士山も、1707年に噴火記録（宝永噴火）があるので、活火山である。

富士山は、日本の中央に位置し、広大なすそ野を形成している。その周囲には多くの人口が存在しているため、大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、甚大なものになることが予想される。また、噴火時には過去の履歴から、噴火に伴うあらゆる現象が発生する可能性が想定される。

第3節 富士山との共生

富士山は、火山としての興味深い知識を豊富に得ることのできる火山資源であるとともに、優れた景観や豊富な動植物、水資源、高原野菜等は、火山による恩恵であり、地域住民や観光客等の生活の一部を支えている。このため、富士山の自然環境や恵みへの理解を深めながら、環境教育、災害に強い地域社会の形成や火山に関する教育・普及・啓発を行い富士山との共生を図る必要がある。

第4節 富士山の現況等

1 富士山の概要（地形、地質、その他）

富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に位置する玄武岩質の成層火山で、山体の体積は約500km³と我が国陸域の火山の中で最大である。山腹斜面の勾配は、標高1000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。

2 富士山の活動史

(1) 富士山は、約70万年前から20万年前までに活動した“小御岳火山”、約10万年前から1万年前まで活動した“古富士火山”と、それ以降、現在まで活動を続ける“新富士火山”に区分されている。“古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生した。

“新富士火山”は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）からの溶岩流や火砕物（火山灰、火山礫など砕けた形で噴出されるもの）の噴出によって特徴づけられ、噴火口の位置や噴出物の種類等から5つの活動期（噴火ステージ）に分類できる。

○ 新富士火山の主な噴火ステージ

宮地(1988)に基づく

噴火ステージ	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
ステージ1	約 11,000 年前～約 8,000 年前	山頂と山腹等	多量の溶岩流の噴出量は、新富士火山全体の8～9割に及ぶ
ステージ2	約 8,000 年前～約 4,500 年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんど無く、間欠的に比較的の小規模な火砕物噴火
ステージ3	約 4,500 年前～約 3,200 年前	山頂と山腹等	小・中規模の火砕物噴火や溶岩流噴火
ステージ4	約 3,200 年前～約 2,200 年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発
ステージ5	約 2,200 年前以降	山腹等	火砕物噴火と溶岩流噴火

小御岳火山の時代 — 約70～20万年前。

現在の富士山よりやや北側に小御岳火山が誕生した。

古富士火山の時代 — 約10万年前に小御岳火山の中腹で古富士火山が噴火を開始。

爆発的な噴火を繰り返した。少なくとも4回の山体崩壊を発生させた。

新富士火山の時代 — 約1万年前、古富士火山を覆うように新富士火山（現在の富士山）が噴火を開始。

新富士火山は、玄武岩質の溶岩を多量に流し、約1万年前～8千年前頃には、三島市や大月市付近まで到達する規模の大きな溶岩が流出した。

(2) 富士山は、日本にある山の最高峰であり、山頂を中心に北西から南東方向に約100個の側火口がある。

有史後の主な噴火は、貞観6～7年（864～865年）の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩を流出し、また、宝永4年（1707年）の宝永噴火では、南東山腹から噴火し、江戸（東京都）にも大量の火山灰を降らせた。

以来300年、現在まで静かな状態が続いている。しかし、平成12年10月から12月、及び翌年4月から5月には富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されなかったため、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識されたところである。

○ 富士山の主な災害の歴史

「郷土史年表」等による富士山の主な災害は次のとおりである。

800（延暦19.4～）	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出（日本紀略）
864（貞観6.5.～）	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める（貞観大噴火）（三代実録）
1083（永保3.2.28）	富士山大噴火（扶桑略記）

1435 (永享 7.1.30)	富士山に山炎が確認 (王代記)
1559 (永禄 2.2.)	この月の申の日、富士の雪代出水し、田畑、集落を押し流す (妙法寺記)
1572 (永亀 3.2.)	上吉田村 (現富士吉田市)、富士山雪代の災害を避け、全村古吉田から現在地に移り屋敷割りを行う (新地割付帳)
1707 (宝永 4.11.23)	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する (宝永大噴火)
1951 (昭和 26.3.6)	富士山麓に大雪代発生し、忍野村 50 年来の大被害
1954 (昭和 29.11.27~28)	低気圧の通過により、富士山で大雪崩、死者 15 人
1980 (昭和 55.8.4)	富士山で大落石事故、死者 12 人

3 富士山における噴火の特徴

“新富士火山”の噴火の主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火、及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
- (2) 山頂の火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
- (3) 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約 2 2 0 0 年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- (4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも 7 8 1 年以降 1 0 回の噴火が確認されている。

第 5 節 想定火口範囲及び想定される火山現象とその危険性

1 想定火口範囲

国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書 (平成 1 6 年 6 月) で示されたとおり、約 3 2 0 0 年前以降に形成された火口の位置及びこれらの既存火口を山頂まで結んだ線から外側 1 km の外周を結んだ領域を噴火する可能性のある範囲とし、噴火の可能性の高まりを示す火山の異常現象が観測された場合には、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある危険地域とする。

2 想定される火山現象とその危険性

(1) 想定される前兆現象

ア 火山性地震 (かざんせいじしん)

火山周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火する前や噴火中に地震が起こる現象である。多くは、身体に感じない小さな地震であるが、時として震度 5 から 6 弱程度の強い揺れになる恐れもある。

イ 火山性微動 (かざんせいびどう)

地面の連続的な振動を、火山性地震と区別して火山性微動という。火山活動が活発化したときや火山が噴火したときに多く観測される。

ウ 山体膨張 (さんたいぼうちょう)

山体の一部が膨張する現象である。

エ 噴気 (ふんき)

火山内部から噴出する気体で、通常大部分が水蒸気であるが、二酸化炭素、

硫化水素、亜硫酸ガスなどが含まれることもある。

(2) 火山災害事象の解説

ア 溶岩流（ようがんりゅう）

1, 000℃前後の高熱の溶岩が斜面を流れる現象で、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やす。流れの速さは温度などの条件によって様々であるが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い早さである。

イ 降灰（こうはい）

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象で、火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

ウ 噴石（ふんせき）

噴火時に火口から放り飛ばされる直径数センチ以上の岩片を噴石という。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもある。特に、火口から半径2キロ以内は、大きな噴石がたくさん飛散する可能性があるので危険である。なお、このような噴石のほか、小石や軽石は、風下では風に乗って遠く離れた地域にも到達することがある。1707年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から10キロほど離れた場所で20センチ程度の軽石が到達し、さらに20キロ離れたところでも数センチの軽石が到達した。

エ 火砕流（かさいりゅう）・火砕サージ（かさいさーじ）

高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が、一団となって斜面を高速で流下する現象である。火砕流よりも密度が小さく、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と火山灰などが混じった熱風を、火砕サージと呼ぶ。いずれもその破壊力は大きく、巻き込まれた建物は消失し、人は死傷する。また、その速さは高速走行の自動車程度であるため、発生が予想される場合には事前に避難する必要がある。

オ 融雪型火山泥流（ゆうせつがたかざんでいりゅう）

雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流などによって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象である。おもに谷底など低いところを流れ下るが、あふれて流れる危険性もある。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。

カ 降灰後の降雨による土石流（こうはいごのこううによるどせきりゅう）

山の斜面に厚く積もった火山灰が、雨で流れて高速で流れ下る現象である。特に、厚さ10センチメートル以上積もる地域では、何回も土石流が起こる可能性が高くなる。人が走るより速く流れるので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。

キ 岩屑なだれ（がんせつなだれ）

山の一部が崩れて大きなかたまりとなって、雪崩のように高速で流れてくる。富士山では、約2500年前に御殿場方面に崩れたことや、さらに昔にも複数回あった可能性があるとの記録がある。広域に被害が及ぶので、山体の急激な膨張や山体に亀裂が発生するなど顕著な変化が観測された場合には、早めの避難が必要となる。

ク 雪泥流（せつでいりゅう）

雪代（ゆきしろ）・スラッシュ雪崩（なだれ）ともいい、融雪期の降雨、急激な気温上昇等により融雪が進むことによる流水が引き金となり、雪や土砂が混じって流下する現象である。富士山では、中世や江戸時代には麓の村をおそった大規模な雪代があったことが古文書に記録されている。

ケ 水蒸気爆発（すいじょうきばくはつ）

熱せられた地下水が水蒸気となり爆発する現象で、溶岩流が湿地帯や湖に流入す

ると、小規模な水蒸気爆発が起こることがある。この場合、爆発の発生場所近くでは噴石や爆風の危険があるので注意が必要となる。

コ 火山ガス（かざんがす）

火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって噴き出す現象で、大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。

サ 空振（くうしん）

噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接の影響はないが、規模が大きい場合には、窓ガラスなどが割れることもあるので注意が必要である。

シ 洪水氾らん（こうずいはんらん）

川の上流に火山灰がたくさん積もると、支流や溪流などからの土砂流入によって下流に流されてきて川底にたまることによって、本流の河床が上昇して洪水が起こる現象である。宝永の噴火後には、神奈川県酒匂川などで繰り返し被害があった。川沿いでは注意が必要である。

ス 津波（つなみ）

山体が崩壊し、その崩壊土砂が水域に突入することによって津波が発生する。富士山で発生した実績は確認されていないが、他の火山では事例もあるため、湖等の周辺では津波に対しては必要に応じて警戒する必要がある。

第6節 想定する火山災害

1 噴火の概略シナリオ

富士山で起こりうる噴火について、必ずしも起こりうる全ての現象や推移を網羅したものではないが、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された噴火のシナリオを標記する。

(2) 各火山現象の影響予想範囲は、富士山火山広域防災対策基本方針及び国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された範囲とし、その影響予想範囲を富士山火山ハザードマップ（以下「ハザードマップ」という。）として図1から図3に示す。

なお、このハザードマップによる各火山現象の影響予想範囲は、一定の条件にもとづき推定されたもので、実際に噴火した場合は、噴火のタイプ、火口の位置、噴火の規模、季節等によって変化する。

図1 「想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流の影響予想範囲」

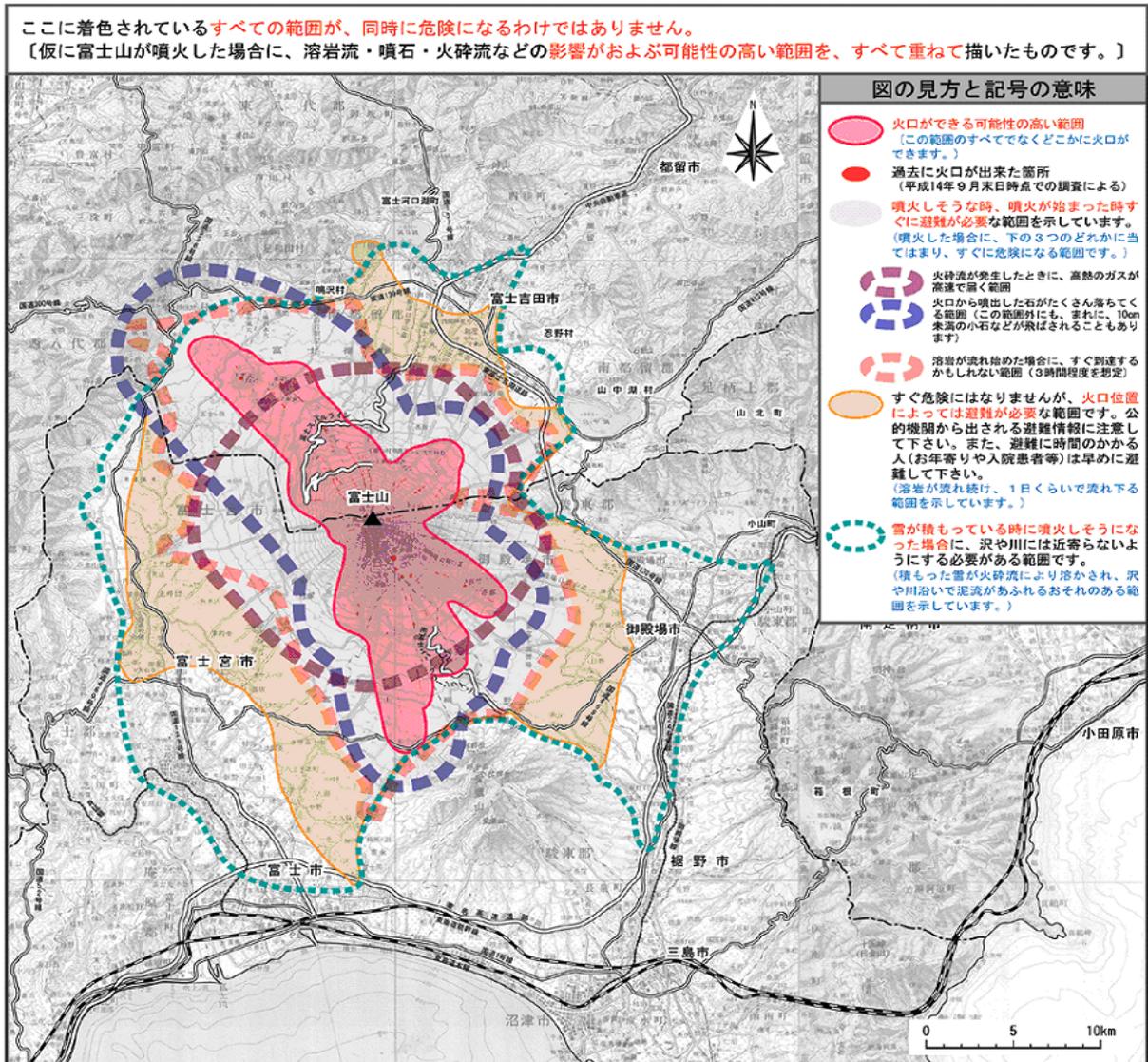


図2 降灰後の降雨による土石流の危険予想範囲

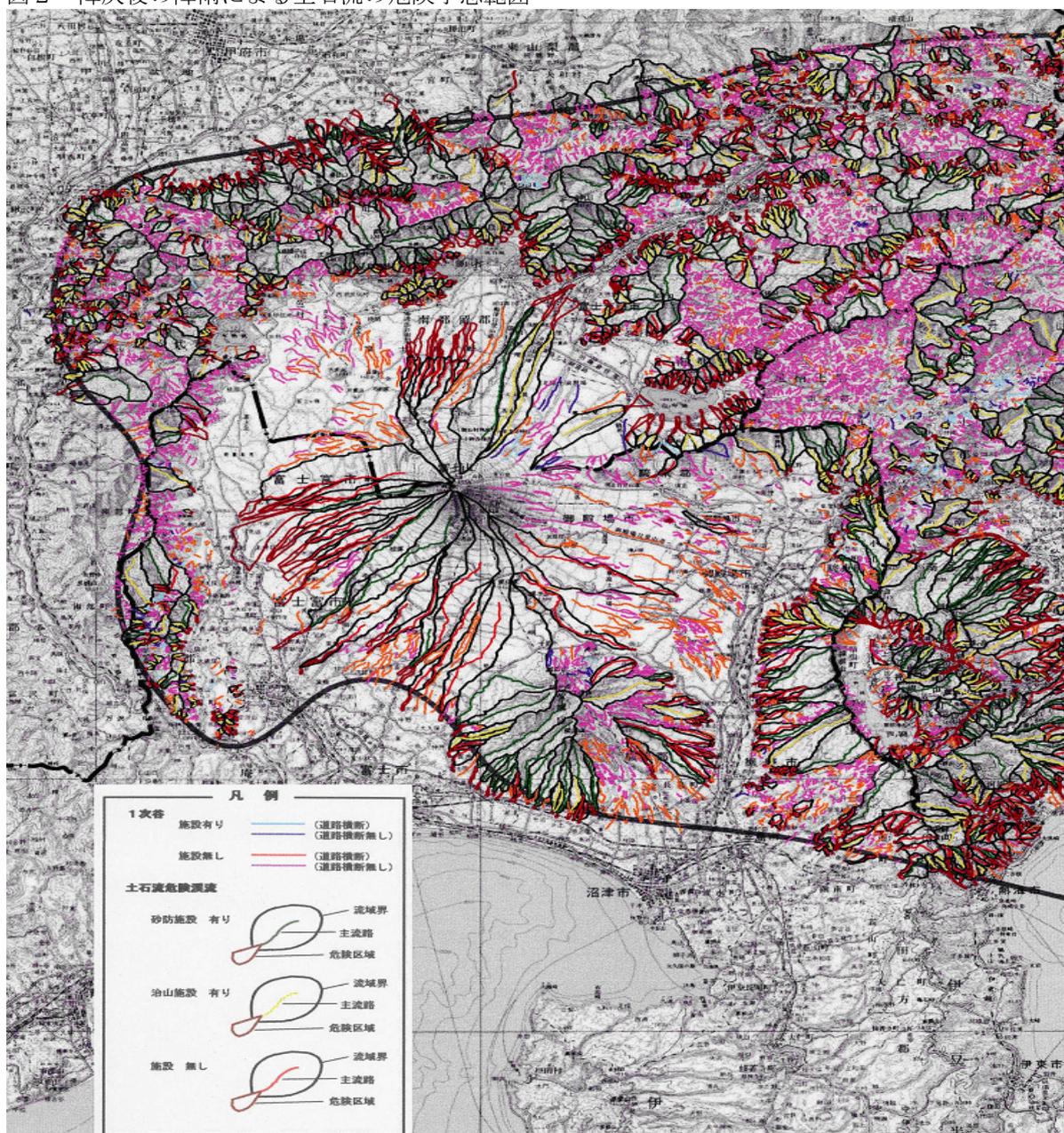
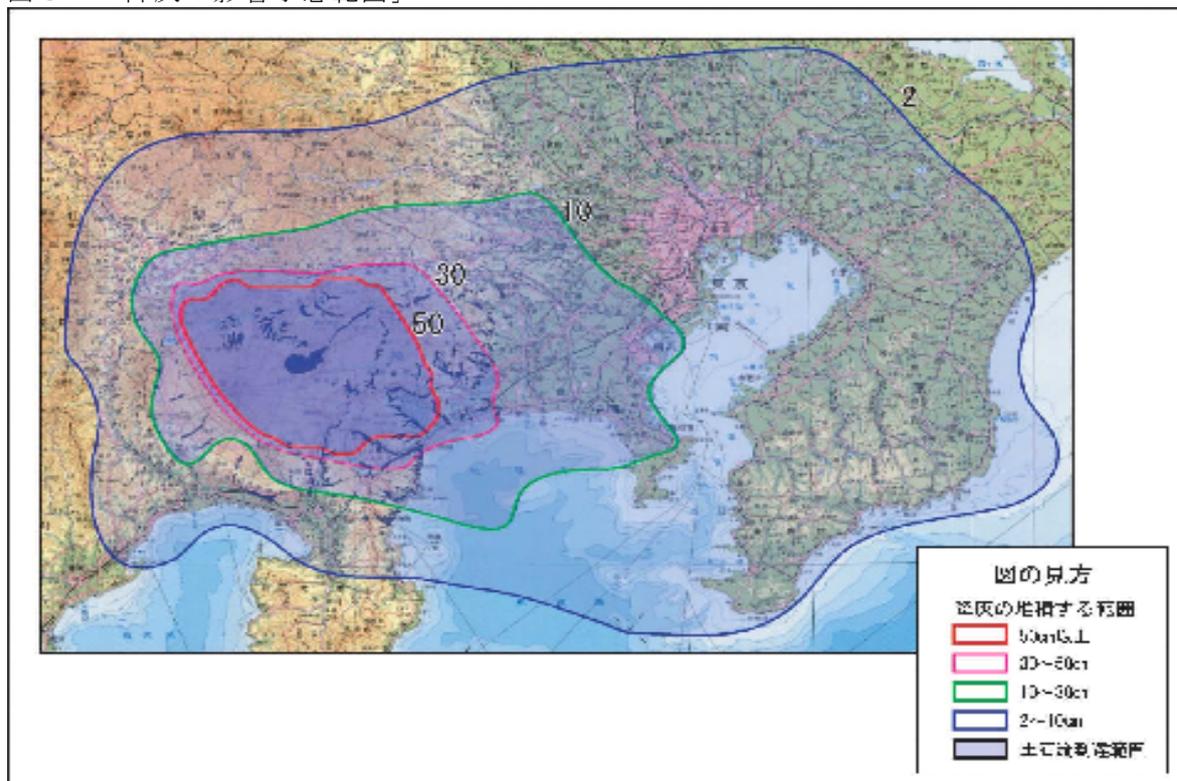


図3 「降灰の影響予想範囲」



第7節 避難計画を作成する市町村

避難計画を作成する市町村は、ハザードマップに示された噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流の影響予想範囲を有する富士吉田市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町（以下「富士山周辺市町村」という。）とする。また、大量降灰の影響が10cm以上と予想され、降灰後の降雨による土石流が予想される甲府市、都留市、大月市、笛吹市、上野原市、中央市、市川三郷町及び道志村（以下「降灰後危険予想範囲市町村」という。）においても、必要に応じて避難計画を作成するものとする。

第8節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準

国（気象庁）の発表する噴火警報・火山情報等の種類及び発表基準と、富士山において考えられる火山の状態と想定される現象等は、次のとおりである。

1 噴火警報・火山情報等の種類

(1) 噴火警報

気象庁火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は「噴火警報（居住地域）」で、略称は「噴火警報」となる（以下、「噴火警報」とする）。火口周辺のみで重大な影響が予想される場合の名称は「噴火警報（火口周辺）」で、略称は「火口周辺警報」となる（以下、「火口周辺警報」とする）。

(2) 噴火予報

気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は噴火予報で発表する。

(3) 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。

噴火警戒レベル導入火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

	名称	略称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)
噴火警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)
				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)
	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺 警報	火口から 居住地域 近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
				火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合
噴火予報	噴火予報	—	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (平常)

(4) 降灰予報

気象庁火山監視・情報センターが、噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。

(5) 火山情報等

ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震の回数など火山活動の状況を知らせる場合に、気象庁火山監視・情報センターが発表する。

イ 火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で、気象庁火山監視・情報センターが毎月又は必要に応じ作成し、発表する。

2 富士山の噴火警戒レベル

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲は危険）。
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。
火口広から範囲居住地域火口近く周辺まで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼし、生命に危険が及ぶような噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。状況によっては、今後の情報等に注意を促す。	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まりが見られる。
火口から火口周辺離れた所	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼし、生命に危険が及ぶような噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。
火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によっては、火口内で火山灰の噴出等が見られ、人体に影響が及ぶ。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

※噴火の規模の区分は、噴出量により2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

1 安全な土地利用

- (1) 県及び富士山周辺市町村は、火山の噴火現象等を想定し、防災上重要な施設（避難場所、高齢者や障害者・児童・乳幼児等の災害時要援護者利用施設、危険物施設など）を設置する場合は、安全な場所に確保されるように努めるものとする。
- (2) 県及び富士山周辺市町村は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする。
- (3) 県及び富士山周辺市町村は、噴火による被害軽減を図るため、土地の所有者及び利用者に対し、ハザードマップに基づく火山現象の影響予想範囲に関する情報提供を積極的に行う。

2 公共施設等の安全性確保

県、富士山周辺市町村及び施設管理者は、公共施設、避難所となる施設並びに学校及び災害時要援護者利用施設について、火山災害に対する安全性に考慮し、不燃堅牢化を推進するなど建物構造の強化に努める。

3 砂防・治山施設の整備

県は、災害に強い県土の形成を図るため、火山噴火災害にも考慮した、治山、治水、砂防事業等の県土保全事業を総合的、計画的に推進するものとする。

また、国及び県は、火山噴火時に被害をできる限り軽減するために緊急減災計画を策定し、対策を実施することとする。

4 情報発信拠点等の整備

県及び富士山周辺市町村は、気象情報、火山に関する情報、観光情報等の富士山に関する各種情報について、地域住民や観光客等に向けた発信サービスを行うために、富士山火山防災情報センター、研究施設、観光案内施設、博物館・資料館等の既存施設を拠点にした情報のネットワーク化を図られるように努める。

5 ライフライン施設等の安全性確保

ライフライン施設管理者（事業者等）は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

第2節 防災関連施設・地域防災力等の把握

富士山周辺市町村は、防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備に努める。なお、主な項目については次のとおりである。

- (1) 地域の人口（昼・夜間別）、世帯数
- (2) 消防職員・団員数、消防車両等の配置状況、自主防災組織の状況
- (3) 輸送能力、輸送路、優先的に啓開を有する道路、交通規制実施予定区域
- (4) 火山災害時における避難所の状況
- (5) 避難ルート、一次避難地、二次避難地の状況
- (6) 医療施設、社会福祉施設の所在地及び職員数、入院、入所、通所者数等の状況

- (7) 広域防災拠点、ヘリポート
- (8) 通年の気象データ
- (9) 災害対策本部設置予定場所・施設の状況
- (10) 備蓄倉庫

〈注〉

一次避難地：地区ごとに一時的に集合して、状況・安否の確認や集団を形成する場所とし、集合した人々の安全が確保できる空地・小公園等をいう。

二次避難地：一時避難地から避難所へ避難する前の中継点で、市町村長が指定した住民の避難誘導等を行うことが可能な小中学校のグラウンド、町内会の集会施設等をいう。

第3節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育

1 住民等に対する普及・啓発・教育

県及び富士山周辺市町村は、災害に強い地域体制の充実及び広域的な地域防災力の向上並びに噴火警戒時の具体的な避難行動などの周知を図るために、次により火山防災知識、富士山に関する基礎知識を普及・教育の実施に努めるものとする。

- (1) 広報誌・ホームページ等の活用
- (2) 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 火山災害に関する印刷物等の作成、配布
- (5) シンポジウムや講演会等の開催

2 防災関係機関の職員に対する防災知識の普及・教育

防災関係機関等の災害予防責任者は、職員に対し、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めるなどすることによる講習会、研修会の開催及び火山災害に関する印刷物等を配布し、火山防災知識の普及徹底及び教育を図る。

3 観光客・観光事業者への普及・啓発

- (1) 県及び富士山周辺市町村及び降灰後危険予想範囲市町村は、観光協会等と連携して観光客向けの防災マップ、パンフレット等を作成し、観光施設、宿泊施設などにおいて掲示又は配布をし、火山防災知識の普及・啓発を図る。
- (2) 観光事業者は、富士山周辺の洞窟や溶岩樹形等独特な地形や自然、また、富士山ゆかりの神社や史跡などの歴史的資源を活用した観光プログラムにより、観光客に対し火山に関する一般的知識と防災知識の普及に努める。

4 教職員等への普及活動

県及び富士山周辺市町村は、教職員等を対象に学識者等専門家による講習・研修会等を開催し、火山に関する知識や理解を深めるとともに、教材や教育方法等についても検討する。

5 児童・生徒等への防災教育

県及び富士山周辺市町村は、小学校低学年、高学年、中学生等学年別に、富士山の防災対策をはじめ、火山の基礎知識、火山の恵み、自然環境等に関するプログラムを学習内容に組み入れる等、火山に関する総合的な教育の推進に努めるとともに、父母等に対して火山災害時の避難、保護の措置について、知識の普及を図る。

6 自動車運転者等に対する防災教育

県警察は、自動車の運転者及び使用者に対し、火山災害時における自動車の運行措置等について、各種講習会等により防災教育を実施するよう努める。

7 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

県、富士山周辺市町村及び防災関係機関は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して火山災害の防災教育を実施するよう努める。

8 普及・教育内容

- (1) 火山に対する一般的知識
- (2) 気象、火山災害発生原因等に関する知識
- (3) 防災計画及びこれに伴う防災体制
- (4) 火山災害予防措置
- (5) 火山災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識
- (6) 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識

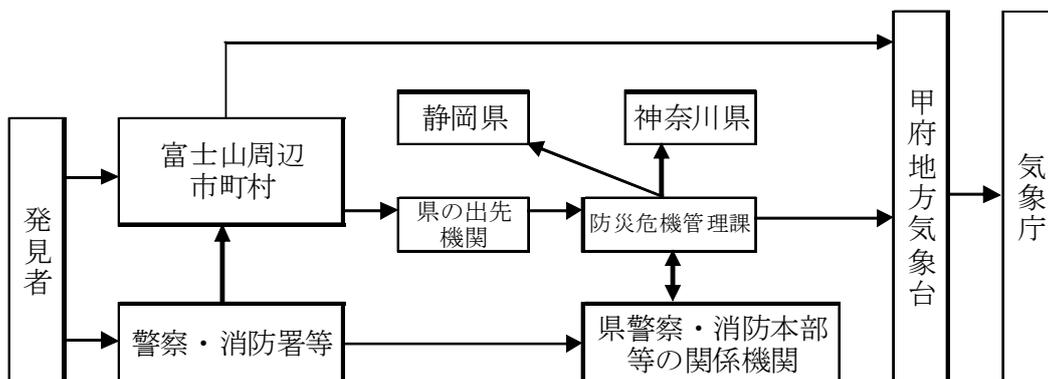
第4節 火山観測・監視体制の整備

- 1 県は、気象庁及び関係者による観測・監視情報の共有化体制の構築に努める。
- 2 県は、平時から山体の観測・監視体制を整備するとともに、火山情報を発表する気象庁に各観測データを提供する。
- 3 県は、観測データの蓄積に努めるとともに、必要に応じて気象庁及び関係機関が行う火山災害対策等に関する調査研究データの提供を依頼する。
- 4 県は、火山防災情報システムなどを活用し、火山現象に関する情報を市町村に伝達、共有する。

第5節 異常現象発見の通報・伝達

1 異常現象発見時の通報・伝達

- (1) 火山災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに富士山周辺市町村又は消防機関若しくは警察署（以下、「富士山周辺市町村等」という。）に通報する。
- (2) 通報を受けた富士山周辺市町村等は、出来るだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに速やかに県に伝達する。
- (3) 県は、富士山周辺市町村等から受理した異常な現象に関する情報を速やかに甲府地方気象台に伝達するとともに、関係機関及び静岡県、神奈川県にも伝達を行う。
- (4) 伝達系統



2 通報を要する異常現象

- (1) 噴煙
噴煙の出現、増加又は減少、色の変化
- (2) 火口付近の状態
火口の出現、噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶解、地割れの出現、火口底の地形変化
- (3) 地熱地帯の状態
地熱地帯の出現又は拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ
- (4) 鳴動
異常音の発生
- (5) 火山性地震
有感地震の発生
- (6) 温泉、湧水
新温泉の湧出、湯量の増加又は減少、温度の変化
- (7) 河川、湖沼、井戸などの異常
変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動
- (8) その他
火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など

第6節 関係機関との連携体制の整備

- 1 県は、必要に応じて国、富士山の火山災害に係る県内外の市町村及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び対策の状況等について情報共有を行う。
- 2 県は、静岡県・神奈川県と締結した「富士山火山防災に関する協定」の具体化を図るとともに、国、県内外の市町村、関係都県との連携体制の整備に努める。
- 3 県は、国、市町村、公共機関及び火山専門家等と連携して「富士山火山防災協議会」を設置し、富士山の噴火等に係る平常時からの共同検討体制を構築する。

第7節 防災訓練

1 県及び富士山周辺市町村、防災関係機関、自主防災組織、事業所等

富士山の災害の特性を踏まえ、必要に応じて風水害や地震などの様々な条件を加え、噴火を想定した防災訓練を実施し、正しい知識の周知、行動の熟知、問題点の抽出を図る。

訓練に当たっては、防災関係機関の協力を得て、本県、静岡県、神奈川県、その他、関係自治体が参加する訓練を積極的に実施する。

なお、ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

- (1) 総合防災訓練
- (2) 関係自治体との合同防災訓練
- (3) 住民（自主防災組織）における避難訓練
- (4) 事業所・施設における避難・災害対応訓練
- (5) 車両等を使用した避難訓練
- (6) 噴火警報・火山情報等の伝達訓練
- (7) 通信障害を想定した災害対応訓練
- (8) 災害対応訓練として実践的な図上訓練
- (9) 個別訓練（家族会議等）

2 県民

県及び富士山周辺市町村、防災関係機関、自主防災組織、事業所等が、実施する噴火を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な火山防災対応の体得に努める。

第8節 火山専門家との協力体制の整備

1 火山専門家との協力関係の構築

- (1) 県は、地域において富士山に詳しく適宜解説等の情報交換が行える火山専門家（以下、「火山専門家」という。）と情報の共有化を図る体制を構築する。
- (2) 県及び富士山周辺市町村は、避難範囲の設定等を行うためには、異常現象の分析、噴火の見通しに関する判断等の専門的知識が必要となるため火山専門家から、必要に応じた火山活動に応じた防災対策に関する適切な指導・助言等を受けられる体制を構築する。
- (3) 火山専門家は、富士山の監視、県を通じて得た情報等を基に、甲府地方気象台と連携しながら、県及び市町村等へ火山活動を解説する。
また、平時においては、富士山噴火対策に関する適切な指導・助言、講習会等の活動に関する協力を行う。

2 火山専門家との連絡・参集体制

県は、火山専門家との連絡・参集体制、移動支援体制の整備を図るとともに、ヘリコプターによる上空からの観測等の支援体制の整備について検討する。

第9節 噴火前に避難行動をすべき範囲

富士山周辺市町村の長は、本計画第1章6節の図1に示す火山現象の影響予想範囲をもとに、噴火前に避難行動をすべき範囲（以下「避難対象範囲」という。）を次の3地域に区分してあらかじめ設定する。

なお、避難対象範囲の設定に際し、住民等にとって分かりやすく避難が円滑に実施できるよう、「地域のコミュニティに応じた町内会・自治会」、「道路・河川などの地勢・地理」などを境界線に考慮して、範囲を設定するものとする。

1 第1次避難対象範囲

想定火口範囲

2 第2次避難対象範囲

火砕流・火砕サージ、噴石影響予想範囲及び溶岩流3時間以内影響予想範囲を重ねた範囲から第1次避難対象範囲を除いた範囲とし、積雪時には当該範囲に融雪型火山泥流の影響予想範囲を加えた範囲

3 第3次避難対象範囲

溶岩流24時間以内影響予想範囲から第1次避難対象範囲及び第2次避難対象範囲を除いた範囲

第10節 自主防災活動

避難範囲内の自主防災組織は、富士山周辺市町村と協力して、次の自主防災活動に努めるものとする。

- (1) ハザードマップ及び市町村ごとに定めた防災避難マップに基づく火山現象の影響予想範囲の確認
- (2) 気象庁が発表する噴火警報・火山情報等の種類、発表基準及び伝達系統の確認
- (3) 一次避難地となる場所の選定

- (4) 火山災害時の避難経路及び避難所等の確認
- (5) 住民等に対する避難誘導方法の検討
- (6) 要介護者台帳等に基づく災害時要援護者の把握
- (7) 災害時要援護者に対する支援方法の検討
- (8) 噴火を想定した防災訓練の実施

第 1 1 節 各施設等の防災対応力の向上

1 災害時要援護者利用施設の防災対策の推進

- (1) 災害時要援護者施設の施設管理者
 - ア 避難対象範囲内の災害時要援護者利用施設の施設管理者は、利用者等の安全確保、避難誘導（避難計画）、移送体制（搬送計画）等の整備に努めるとともに、保護者への連絡方法及び引渡方法を明確にしておく。
また、平時から施設の被災などに備え、近隣市町村等の施設管理者と入所者の受け入れ等にかかる協定の締結などに努めるものとする。
 - イ 市町村との連携のもと、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるように平時の体制づくりに努める。
- (2) 県及び富士山周辺市町村
避難対象範囲内の施設管理者に対して避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援を行う。

2 宿泊施設・観光施設等の防災対策の推進

- (1) 避難対象範囲内の施設管理者
 - ア 避難対象範囲内の観光事業所等の施設管理者は、施設利用者等が円滑に避難できるように、避難方法、避難の開始時期等に関する避難計画の策定に努める。
 - イ 避難対象地域内の観光事業所等の施設管理者は、施設利用者に対する火山防災知識の普及のため、火山災害に関する印刷物の掲示やパンフレット等の配布を積極的に行うよう努める。
 - ウ 観光客の帰宅促進を支援できる体制の整備に努める。
- (2) 県及び富士山周辺市町村
避難対象範囲内の観光施設等に対して、避難計画の策定を促進する。

第 1 2 節 避難に関する情報伝達体制の整備

- 1 富士山周辺市町村は、避難勧告等の避難に関する情報が的確に伝達できるように防災行政無線、有線放送、広報車によるほか、自主防災組織、報道関係、警察、消防機関等と連携した多様な伝達体制の整備を図るとともに、訓練等を通じて、協力体制の強化に努める。
- 2 富士山周辺市町村は、入山客、観光客等一時滞在者の避難状況の把握、問い合わせ対応について、観光協会等関係機関との連携体制の整備に努める。

第 1 3 節 避難活動体制の整備

1 避難に関する体制の整備

県は、富士山周辺市町村の長が、避難に関連する判断を行うにあたり、必要に応じて迅速かつ的確に助言ができるように、富士山周辺市町村と連携できる体制の整備を行う。

2 広域避難のための体制の整備

- (1) 県及び富士山周辺市町村は、噴火被害が広範囲に及ぶ可能性を想定して、近隣市町

村に避難するための広域避難計画の策定に努める。

- (2) 富士山周辺市町村は、避難準備情報、避難勧告又は指示により、住民等が近隣の市町村に分散して避難することに備え、事前に近隣市町村と避難者の受け入れなど必要な事項について、協定を締結するように努める。
- (3) 市町村は、市町村外から受け入れた避難者の安否情報の収集や市町村外へ避難した者の情報把握の方法の整備に努める。
- (4) 県及び富士山周辺市町村等は、広域応援要員のための宿泊施設や活動拠点として活用可能な大型施設をあらかじめ把握するよう努める。また、被災地周辺の活動拠点を後方支援するための拠点として既存施設の活用を検討する。
- (5) 県は、近隣市町村に避難するための広域避難計画を策定する際の調整、避難者受入れ先の確保等に関する調整等の支援を行う。
- (6) 県は、静岡県及び神奈川県と県境を越えた広域避難等についての連携強化を進める。
- (7) 国土交通省関東整備局甲府河川国道事務所、県、富士山周辺市町村、警察、中日本高速道路（株）八王子支社大月保全・サービスセンター、富士急行（株）は、広域避難を実施する際の協力体制を協議して体制の整備に努める。

3 避難場所の整備

富士山周辺市町村は、噴火による災害から避難する住民等の避難場所の整備・指定について、次の点に留意するものとする。

- (1) 車両で集団避難する場合の二次避難地をあらかじめ指定する。
- (2) 災害時要援護者の避難については、再避難をさける地域とする。
- (3) 大量の降灰を想定して、堅固建物の確保に努める。
- (4) 避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (5) 避難場所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- (6) 避難場所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (7) 一次・二次避難地は、原則として徒歩で避難できる範囲とする。
- (8) 災害時要援護者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。
- (9) 避難所の整備及び運営方法等については、自主防災組織の他、各地域の様々な立場の住民と事前に協議等を行い、発災時に迅速な対応ができるよう努める。

4 避難経路の設定

- (1) 富士山周辺市町村の長は、速やかに住民が避難できるように、車両の使用や渋滞予測、避難に要する時間、噴火災害や土砂崩れの危険性を考慮して、避難経路をあらかじめ設定する。
- (2) 県及び富士山周辺市町村の長は、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。

第14節 家畜避難及び逃走防止の措置

- 1 県、富士山周辺市町村及び畜産農家、農業協同組合、家畜商等（以下、「畜産農家等」という。）は、協力・連携して富士山噴火による家畜の被害を最小限に止めることができるよう、噴火の影響が及ばない地域への家畜移送や家畜の逃走による被害を最小限に止める措置についての検討を進める。
- 2 富士山周辺市町村は、畜産農家等が円滑、かつ安全に家畜避難、家畜逃走防止措置等

が講じられるよう火山情報等を的確に伝達できる体制の整備を図る。

第 1 5 節 緊急輸送体制の整備

- 1 富士山周辺市町村は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するために避難輸送計画を策定し、バス事業者との協定の締結等の連携体制の構築に努める。
- 2 富士山周辺市町村は、鉄道事業者と避難手段・輸送路の確保のために、運行増発・協定の締結等の連携体制の構築に努める。
- 3 富士山周辺市町村は、燃料事業者との協定締結に努める。
- 4 バス事業者は、避難輸送に使用するための燃料の確保に努める。
- 5 県は、富士山周辺市町村とバス事業者等の連携体制について、必要に応じて調整・支援を行う。

第 1 6 節 道路啓開体制の整備

道路管理者は、火山災害によって通行に支障をきたす場合に備えるため、優先的に啓開を要する道路の選定、要員の確保及び道路啓開資機材・除灰に必要な車両の確保等を行う。

第 1 7 節 医療救護体制の整備

- 1 県及び富士山周辺市町村は、噴火による負傷者等が発生した場合を想定して、被害拡大防止のための広域医療体制を構築するものとする。
- 2 県及び富士山周辺市町村は、火砕流等による重度熱傷患者に対する迅速かつ高度な治療の為、治療可能な医療機関の把握、治療に必要な医療品等の調達確保を見据えた体制を構築するように努める。
- 3 県は、一定程度の人数の負傷者に対する高度な治療体制を確保するため、山梨県大規模災害時医療救護マニュアルに基づき、迅速に医療対策を実施するとともに、県外へのヘリコプター等を活用した搬送を行うための仕組みをあらかじめ整備する。
- 4 富士山周辺市町村は、あらかじめ拠点となる救護所、救護病院等を複数指定するように努める。

第 1 8 節 食料及び生活必需品の調達

1 基本方針

- (1) 富士山避難時に必要な食料及び生活必需品は、事前に住民が自主的に確保するように努める。
- (2) 県及び富士山周辺市町村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
- (3) 県、市町村は、備蓄する物資が不足する場合等は、本編第2編第11節6(2)「物資等の供給の要請等」により対応する。

2 県

- (1) 緊急物資の在庫状況を定期的に把握するとともに、流通業者等と緊急時の供給体制を確保するための協定を締結する。
- (2) 物資の円滑な流通体制を確保し、必要に応じて物資保有者に対して収用又は保管命令を行う。

3 富士山周辺市町村

- (1) 緊急物資の在庫状況を定期的に把握するとともに、流通業者等と緊急時の供給体制を確保するための協定を締結する。

- (2) 救助物資の受け入れ場所を確保するとともに、受け入れ体制の整備を図る。

第19節 飲料水の確保、給水活動

1 県

- (1) 富士山周辺市町村、専用水道設置者及び県民への緊急貯水を指導する。
- (2) 富士山周辺市町村及び専用水道設置者からの要請に基づき必要な措置を講ずる。
(例：自衛隊による復旧作業、応援給水、衛生対策等)
- (3) 富士山周辺市町村及び専用水道設置者が相互に協力できる体制整備を指導する。

2 富士山周辺市町村

- (1) 火口周辺警報の発表に伴い、必要に応じて給水車、給水用資機材の点検を行う。
- (2) 応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び仮復旧作業等の実施体制の確立を図る。
- (3) 大量降灰等により浄水場の配水処理能力へ影響が発生し、給水量の減少が予想される場合、避難所等を拠点に給水体制の確立を図る。
- (4) 水道工事事業者との協力体制の整備を図る。

第20節 防災ボランティア支援体制の整備

- 1 県及び日本赤十字社山梨県支部は、効果的な火山対策を推進する上で大きな役割を果たすことができる防災ボランティアの育成に努めるものとする。
- 2 県は、山梨県社会福祉協議会及び山梨県ボランティア協会等と協力して、地域のボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策の推進を図るとともに、富士山周辺市町村と連携し、広域的なボランティアの活動拠点の整備に努める。

第21節 災害時要援護者支援体制の整備

1 災害時要援護者支援体制

- (1) 富士山周辺市町村は、災害時要援護者に対する支援のため、事前に支援体制を整備し、情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるように努める。
- (2) 富士山周辺市町村は、必要に応じて社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業と事前に協定を締結し災害時要援護者の支援体制の整備を行う。
- (3) 地域においては、自主防災組織が中心となり、行政機関、地域組織、福祉関係団体等が協力して災害時要援護者の支援にあたり、日頃から連携して火山災害時の協力体制に努める。
- (4) 県は、保健師及び栄養士等の派遣並びに災害時要援護者のための物資を提供できるよう応援体制の確保に努める。

2 災害時要援護者の把握

富士山周辺市町村は、火山災害発生時の適切な対応に役立てるため、民生委員、福祉関係団体、消防機関等と協力して災害時要援護者の把握に当たる。

3 人材確保

- (1) 富士山周辺市町村は、日ごろから手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者、外国語の通訳、通訳ボランティア等の人材の確保に努め、災害時要援護者の支援に必要となる人材の確保に努めるものとする。

- (2) 県は、障害者団体等と連携して、必要に応じて、災害時要援護者の支援に必要となる人材の確保に関する支援体制の構築に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

1 基本方針

- (1) 県、富士山周辺市町村及び防災関係機関は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、情報の共有化が図られ、相互連携のもと各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制について計画を定める。
- (2) 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるように配慮する。
- (3) 火山災害発生時における各応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部局間における人員面での協力体制の整備を図る。
- (4) 火山応急対策の総合かつ円滑な実施を図るため、県、富士山周辺市町村及び防災関係機関相互の連携を強化し応援体制の整備を図る。

2 県の活動体制

- (1) 県は、富士山に噴火警報（噴火警戒レベル5）が発表された場合又は、知事が必要と認めた場合には、その所掌業務に係る災害応急対策を実施するため、山梨県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。
- (2) 県本部長は、火山災害の規模程度等により必要があると認めるときは現地災害対策本部を設置する。
- (3) 県は、噴火警報（噴火警戒レベル5）の発表時に設置される国・県・富士山周辺市町村等からなる合同現地警戒本部と連携を図る。

3 噴火時における合同現地対策本部体制の確保

- (1) 県及び富士山周辺市町村は、火山災害時における国等との円滑な連携を期するため、国・県・富士山周辺市町村の合同現地災害対策本部が設置される場合に備え、あらかじめその具体的な対応や設置場所等の検討を行う。
- (2) 県及び富士山周辺市町村は、あらかじめ合同現地対策本部に派遣する職員等についての検討を行う。
- (3) 合同現地対策本部設置後、県及び富士山周辺市町村は、国、関係機関と協力して、情報収集、広報、避難対策等の活動別に班を立ち上げ活動を行う。
- (4) 県及び富士山周辺市町村の意思決定の迅速化を図るために、合同現地対策本部での全体会議において、関係者間の情報共有を図るよう努めるとともに、全体会議において決定された内容については、速やかに多様な手段で広報を行う。

第2節 県職員の配備体制

1 第一配備体制（火口周辺警報：噴火警戒レベル3（入山規制）又は、状況によって噴火警戒レベル2（火口周辺規制）が発表されたとき）

火山活動把握に必要な観測体制の強化を図り、情報の連絡体制を確立する。また、火山災害関連情報の収集活動をはじめとする、応急対策活動に着手するものとする。

2 第二配備体制（噴火警報：噴火警戒レベル4（避難準備）が発表されたとき）

事態の推移に伴い、噴火に備えた警戒体制を確立し災害時要援護者の避難や自主避難等の対応にあたる。また、速やかに災害対策本部に移行できるように努める。

3 第三配備体制（噴火警報：噴火警戒レベル5（避難）が発表されたとき又は、知事が

災害対策本部を設置する必要があると認めたとき)

速やかに災害対策本部を設置し、一般住民等の避難をはじめとする応急対策活動が円滑に行えるように努める。また、災害対策本部は、国の非常（緊急）災害対策本部が設置されたときは、これと密接な連携を図るように努める。

第3節 廃止基準

災害対策本部の廃止に当たっては、本部長が県地域に対する火山災害の発生するおそれが無くなったと認めるとき、又は本部長が、おおむね火山災害応急対策を終了したと認めるときとする。

第4節 情報の伝達・収集・広報

1 噴火警報・火山情報等の伝達

(1) 甲府地方気象台

気象庁地震火山部（火山監視・情報センター）が富士山についての噴火警報・火山情報等を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報・火山情報等について知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。

なお、県内への影響が予想される他火山の降灰予報についても同様の通報・伝達を行う。

(2) 県

ア 噴火警報・火山情報等を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置を付加して、市町村長並びに関係機関に伝達する。

イ 火山専門家から火山活動状況、噴火警報・火山情報等に関する内容について助言を受けた場合、必要に応じて甲府地方気象台、市町村長、関係機関に伝達する。

ウ 火山噴火に起因する土石流災害が急迫した場合、国とともに緊急調査を実施し、被害の想定される区域や時期などの土砂災害緊急情報について、市町村長、関係機関等に周知する。

(3) 市町村

ア 火口周辺警報、噴火警報及び土砂災害緊急情報を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに、同報無線、有線電話、広報車等で当該地域住民、観光客、登山者等に迅速かつ的確にその内容の周知徹底を図る。

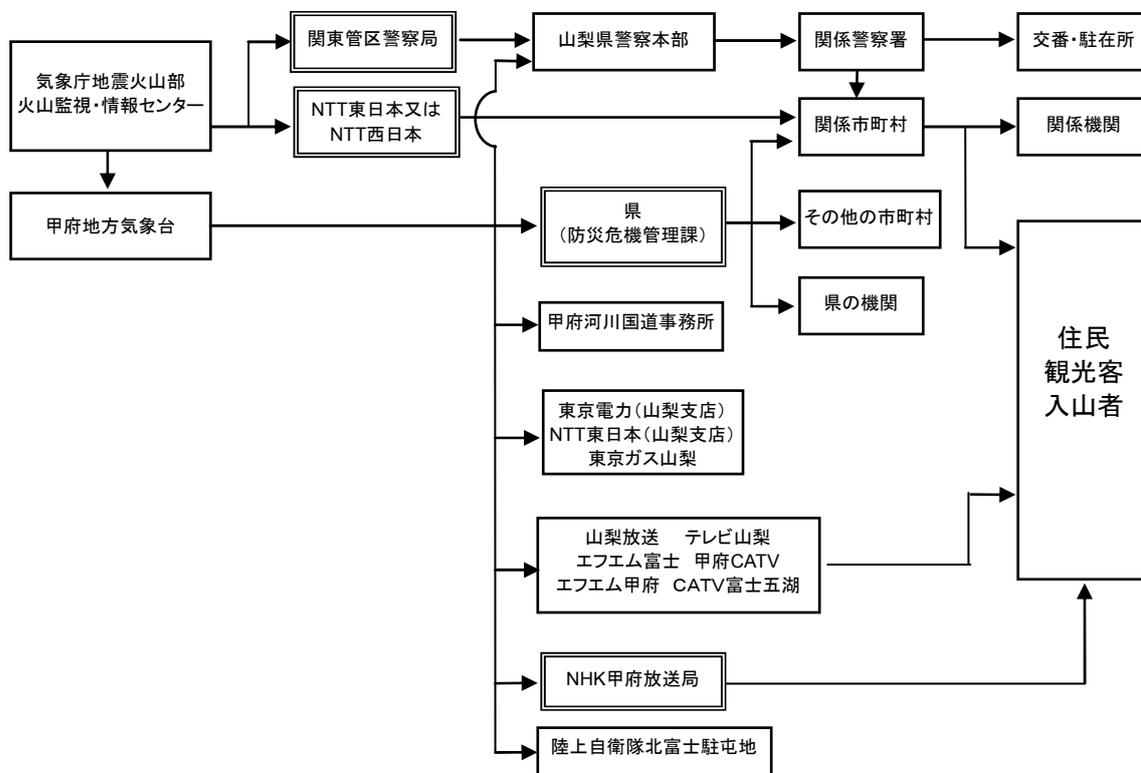
イ 噴火予報を受理したときは、必要に応じて、内容、とるべき措置を的確に当該地域住民、観光客、登山者等に周知徹底を図る。

(4) 道路管理者

火口周辺警報及び噴火警報を受理したときは、その内容について、道路情報提供装置による伝達に努める。

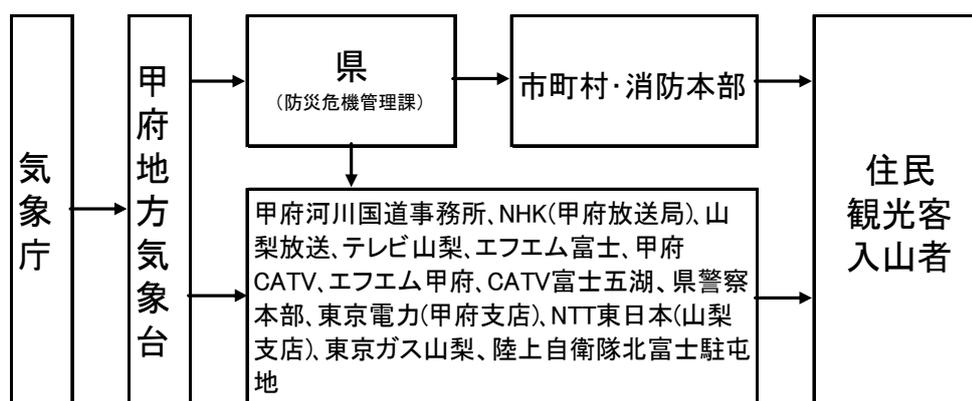
(5) 伝達系統

ア 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規程に基づく噴火警報の法定通知先。

イ 降灰予報及び火山情報等



2 入山自粛・観光客等の帰宅促進の情報伝達

- (1) 富士山周辺市町村は、火口周辺警報が発表された場合、山小屋等へ噴火警報に関する内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに、伝達するとともに、警察、消防機関、道路管理者と連携して立て看板の設置や巡回等により登山者・入山者の早

期下山を呼び掛ける。

- (2) 富士山周辺市町村は、噴火警報が発表された場合、広報車、防災行政無線、ホームページ等を活用して、帰宅促進の広報を行う。
- (3) 県は、火口周辺警報及び噴火警報が発表された場合、報道機関に対して、入山自粛呼び掛け、観光客の帰宅促進についての報道を依頼するとともに、可能な限りヘリコプターを活用した広報を行う。
- (4) 県、富士山周辺市町村及び観光協会は、観光客の誘導に当たり、互いに連携し、道路の規制及び交通機関の運行に関する情報等を収集して、観光施設、宿泊施設等に対して情報提供を行う。

3 避難に関する情報伝達

- (1) 富士山周辺市町村の長は、避難準備情報、避難勧告又は指示に加え、車両の使用の可否など避難の手段等を、防災行政無線、有線電話、広報車等で危険地域の住民、観光客、登山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。
- (2) 富士山周辺市町村は、災害時要援護者への情報伝達にあたっては、的確な情報提供を行うよう民生委員、福祉関係団体等に協力を得て速やかに伝達を行う。
- (3) 富士山周辺市町村の長は、避難勧告又は指示等を行った場合には、地元観光協会、関連する観光事業者等に伝達し、一時滞在者の避難や帰宅促進・観光自粛等の対応を呼びかける。

4 安否情報

富士山周辺市町村は、自主防災組織、消防団、民生委員等と協力・連携して、避難実施状況を迅速に確認するとともに、安否情報を的確に広報・案内するよう努める。

5 被害情報等の収集・伝達

- (1) 被害状況の確認
 - ア 県は、地上調査及び消防防災ヘリコプターによる上空からの調査等の多様な手段を用いて被災状況の把握を行う。
 - イ 県及び富士山周辺市町村は、降灰に関する広域の情報について、道路、鉄道及び電力等の各管理者等が持つ情報も収集する。
- (2) 情報の伝達
県、富士山周辺市町村及び防災関係機関は、防災行政無線又は有線電話等により相互に情報を伝達するとともに、住民等に対しては、マスメディアやインターネットなどを使い定期的に情報を提供する。

6 問い合わせ対応

県及び富士山周辺市町村は、火口周辺警報及び噴火警報等の内容や意味、公共機関の状況等の問い合わせ対応のために窓口を設ける。

第5節 避難行動

1 基本方針

噴火の始まる前には、群発地震の発生、低周波地震の増加、火山性微動等の異常現象が予想されるため、気象庁から発信される火山情報による火山活動の状況、また段階に応じて住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。

2 避難勧告又は指示等

- (1) 富士山周辺市町村の長

火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、あらかじめ定められた計画に基づき、危険地域の住民等に対して速やかに避難準備情報、避難勧告又は指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。この場合には、速やかにその旨を知事に報告する。

(2) 知事

富士山周辺市町村の長が避難準備情報、避難勧告又は指示の全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなったときは、富士山周辺市町村の長に代行して避難の勧告又は指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。

(3) 警察官

火山噴火による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要が特にある場合、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は、市町村長から要求があったときは、必要と認める地域居住者等に対し、避難の立退きを指示することができる。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害の状況により、住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められるときで、市町村の吏員、避難指示に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその場に行かない場合に限り、危険地域の住民等に対して避難のための立ち退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を防衛省大臣の指定する者に通知する。

3 避難勧告又は指示等の内容

避難準備情報、避難勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。なお、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して、行うことができる。

- (1) 避難対象範囲
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難準備情報、避難勧告又は指示の理由
- (5) その他の必要な事項

4 警戒区域の設定

(1) 富士山周辺市町村の長

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。

(2) 知事

富士山周辺市町村の長がその全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなった場合には、富士山周辺市町村の長に代行して、警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する富士山周辺市町村の長の権限を実施する。この場合に、知事はその旨を公示する。

(3) 警察官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、かつ富士山周辺市町村の長若しくは、市町村の吏員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職

員が現場にいないとき、又は富士山周辺市町村の長から要請があったときは、直ちに警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する富士山周辺市町村の長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を富士山周辺市町村の長に通知する。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、富士山周辺市町村の長若しくは、市町村の吏員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する富士山周辺市町村の長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を富士山周辺市町村長に通知する。

5 住民等の避難準備・避難行動

- (1) 富士山周辺市町村の長等により入山自粛の呼び掛け等が実施されたとき、平常どおり営業を継続する観光施設等においては、施設利用者に対して情報の伝達を確実にする体制をとるとともに、輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備を開始する。
- (2) 住民等は、避難勧告又は指示があった場合、原則として、自主防災組織があらかじめ選定した一次避難地に集合し協力して安否確認等を行うものとする。登山者・入山者は、入山規制が行われた場合には、速やかに下山する。
- (3) 住民等は、一次避難地において安否確認等を行った後に、富士山周辺市町村の長があらかじめ指定した二次避難地に移動し、当該市町村が用意する車両で避難対象範囲外に避難又は退去する。なお、自ら避難のために交通手段を確保できるものは、当該交通手段により避難対象範囲外に避難又は退去する。
- (4) 災害時要援護者施設に入院、通所又は入所している者は、施設管理者が他の施設等への移動若しくは家族への引渡を実施する。
- (5) 医療機関に入院している者は、県、富士山周辺市町村、当該医療機関が、後方医療機関への搬送を実施する。

6 状況に応じた避難活動

市町村長は、次のとおり火山活動状況及び噴火警報等に応じた避難対応を行う。

火山活動の状況 (噴火警戒レベル 及び噴火警報等)	避難対象地域	富士山周辺市町村の長の避難対応		
		住民に対して		一時滞在者に対して (入山者、観光客等)
		一般住民	災害時要援護者等 特に避難行動に時間 を要する者	
火口周辺警報(レベル3:入山規制)が発表されたとき	第1次避難対象範囲	-----	-----	当該地域内からの下山及び入山自粛等の呼び掛けを実施する。
噴火警報(レベル4:避難準備)が発表されたとき	第1次避難対象範囲	避難勧告又は指示を実施する。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う)		
	第2次避難対象範囲	避難準備情報を発令する。 (避難所・福祉避難所の開設)		当該地域内での入山・観光自粛、帰宅の呼び掛けを実施する。

	第3次避難対象範囲	必要に応じて避難の準備を行う旨の情報を発令する。 (避難所の開設)	避難開始の情報を発令する。 (福祉避難所の開設)	当該地域内での観光自粛等の帰宅呼び掛けを実施する。
噴火警報(レベル5:避難)が発表されたとき	第1次避難対象範囲及び第2次避難対象範囲	第1次避難対象範囲は、避難勧告又は指示を継続し、第2次避難対象範囲は、避難勧告又は指示を行う。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う)		
	第3次避難対象範囲	避難準備情報を発令する。 (避難所・福祉避難所の開設)		当該地域内での観光自粛等の帰宅呼び掛けを実施する。
噴火警報が発表された後に噴火して、火口周辺警報及び噴火警報が、発表されたとき	第1次避難対象範囲及び第2次避難対象範囲内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予想される範囲	避難勧告又は指示を継続する。		
	第2次避難対象範囲内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予想される範囲以外の範囲	火山活動の状況に応じて、避難勧告又は指示を解除する。		
	第3次避難対象範囲	必要に応じて避難準備の呼び掛けを実施する。	避難準備の呼び掛けを実施する。 (福祉避難所の開設)	当該地域内での入山・観光自粛、帰宅の呼び掛けを実施する。
噴火警報が発表されずに噴火して、火口周辺警報及び噴火警報が、発表されたとき	第1次避難対象範囲及び第2次避難対象範囲内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予想される範囲	避難勧告又は指示を実施する。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う) ※ 自ら噴火を確認したものは、避難勧告又は指示を待たずに直ちに当該地域から避難する。		
	第2次避難対象範囲内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予想される範囲以外の範囲	避難準備の呼び掛けを実施する。 (避難所・福祉避難所の開設)		当該地域内からの下山の呼び掛け及び入山自粛の呼び掛けを実施する。
	第3次避難対象範囲	必要に応じて、避難準備の呼び掛けを実施する。	避難準備の呼び掛けを実施する。 (福祉避難所の開設)	当該地域内の観光自粛等の帰宅呼び掛けを実施する。

溶岩流が発生し火口周辺警報及び噴火警報が発表されたとき	第3次避難対象範囲内、溶岩流の影響が予想される範囲	避難勧告又は指示を実施する。
	溶岩流の流下により、その影響が第3次避難対象範囲を越えることが予想される範囲	避難勧告又は指示を実施する。
降灰予報が県内を対象として発表されたとき	降灰が予想される範囲	降灰時における注意の呼び掛けを実施する。
火口周辺警報及び噴火警報で大量の降灰がある旨発表されたとき	大量の降灰が予想される範囲 (概ね30cm/日)	避難勧告又は指示を実施する。
火口周辺警報(レベル2：火口周辺規制)が発表されたとき	噴火が予報される火口周辺	火口の出現の状況に応じて、必要となる立入規制を行う。

7 住民等が実施する自衛措置

- (1) 住民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用する。
- (2) 災害時要援護者等（介護者を含む）、特に避難行動に時間を要する者は、避難勧告又は指示後では、迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、富士山周辺市町村の長から避難準備情報の発令があった場合には、早期の避難を行う。
- (3) 一時滞在者は、富士山周辺市町村の長から下山の呼び掛け、入山自粛の呼び掛け及び観光自粛の呼び掛けがあった場合には、呼びかけの対象となった地域からの積極的な退去に努める。

8 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

- ア 富士山周辺市町村の長は、火山災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を対象に、火山現象に適した避難所を開設する。
- イ 富士山周辺市町村の長は、住民に避難準備の呼び掛けを実施した場合に、火山現象に適した避難所を開設する。
- ウ 富士山周辺市町村の長は、必要に応じ、予め指定された施設以外の施設についても、火山災害に対する安全性を確保のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設するよう努める。

(2) 避難所の運営管理

- ア 富士山周辺市町村は、各避難場所の適切な運営管理に努める。また、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の組織化を図り、自主的な運営管理が行えるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に協力を求める。

- イ 避難所ごとに収容されている、避難者に関わる情報の早期把握に努めるとともに住所地の市町村へ速やかにその情報を伝達する。
- ウ 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮する。また、災害時要援護者に対し、福祉施設への入所や、各種支援を行う者の配置など、支援体制を確立する。
- エ 避難所における避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。
- オ 応急仮設住宅の迅速な提供等による避難者の住宅確保を図り、避難場所の早期解消に努める。

9 広域一時滞在

本編第2編第3章第1節5「広域一時滞在」による。

第6節 避難区域・警戒区域の見直し

- 1 富士山周辺市町村の長は、新たに火山災害の危険性が発生した範囲又は火山災害の危険性が解消された範囲について、安全性等を十分に確認し避難範囲の縮小又は避難解除及び警戒区域の見直しを行う。その際に、県に助言を求めることができる。
- 2 県は、富士山周辺市町村の長が避難範囲の縮小及び避難解除や警戒区域の見直しを行う際に、必要に応じて専門的な知識を持つ、関係機関及び火山専門家等と噴火の見通しや今後の活動評価について協議を行う。

第7節 一時帰宅の実施

- 1 富士山周辺市町村の長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には、対象範囲を決定して一時帰宅を実施することができる。なお、一時帰宅の実施に当たっては、2次災害の防止を考慮して、警察、消防、自衛隊等関係機関の協力を得て、十分な安全対策を講じるものとする。
- 2 富士山周辺市町村の長は、一時帰宅を行う場合、県に助言を求めることができる。その際、県は必要に応じて、関係機関及び火山専門家等と協議を行う。

第8節 家畜避難及び逃走防止

畜産農家等は、噴火警報：噴火警戒レベル4（避難準備）が、発表された場合、第2次避難対象範囲を基本として家畜の避難及び逃走防止措置の対策を講じるものとする。

第9節 交通応急対策

火山災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

交通規制を実施した場合、県、富士山周辺市町村、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制等の内容の広報の徹底を図る。

1 基本方針

- (1) 災害の危険が切迫した場合には、車両等の通行安全を確保し迅速・円滑な避難及び危険地域内での災害応急対策の円滑化を図るため、当該地域への一般車両の乗り入れは、原則として禁止又は制限する。

- (2) 被害拡大防止及び円滑な災害応急対策活動を確保するため、災害が発生している地域での一般車両の走行及び乗り入れを禁止又は制限する。
- (3) 避難路等については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の走行を禁止する。
- (4) 被災地域、その周辺の防災上重要な道路については、必要な交通規制を実施する。

2 交通規制の実施

- (1) 県公安委員会は、災害の危険が切迫した場合には、危険区域での災害応急対策活動が的確かつ円滑に行われるよう、必要があると認めるときは政令で定めるところにより、道路の区間を指定して緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。
- (2) 警察及び道路管理者は、「火口周辺警報」及び「噴火警報」の発表に伴い、各市町村で定めた防災避難マップに基づき設定された避難範囲や合同現地対策本部において新たに設定した避難範囲を基に、迅速・円滑な避難が行えるよう、必要に応じ交通規制及び通行禁止等の措置を講じる。
- (3) 警察及び道路管理者は、合同現地対策本部から交通規制について要請を受けた場合には、可能な限り速やかに必要な措置を講じるとともに、関連情報を合同現地対策本部に提供するものとする。
- (4) 鉄道事業者は、富士山噴火時に影響を受ける可能性がある鉄道路線について運行停止等の処置を講じる。（噴火の状況に関わらずすべての場合）
また、噴火時以外でも必要に応じて運行規制・運行中止等の措置を行う。
- (5) 県は、取材ヘリ等の集中による事故発生を防止し、かつ上空からの監視観測活動を円滑に実施するため、国土交通省等に協力を求めて、必要に応じてヘリコプター等航空機の飛行に関して注意を喚起するよう関係機関・関係団体に広報する。

3 交通規制の標示

- (1) 県公安委員会は、災害対策基本法等に基づき交通規制を実施する場合には、災害対策基本法施行令第32条の規定に従い、標示を設置してこれを行う。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により、これを行うものとする。
- (2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日）に定められた標識等を設置する。

第10節 民心・社会秩序安定のための活動

- 1 県及び富士山周辺市町村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
 - (1) 県
 - ア 市町村の区域を超える緊急物資の調達及び斡旋
 - イ 県内の在庫減少の著しい物資について国への要請
 - ウ 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。
 - (2) 富士山周辺市町村
 - ア 緊急避難等で非常持ち出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
 - イ 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
 - ウ 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

- 2 警察は、被災者等の安全・安心を確保するための警察活動を推進し、公共の安全と秩序の維持に当たる。
- 3 県、富士山周辺市町村、警察、消防等は連携して、地域全体が集団避難を行わなければならない事態が発生した場合の無人化した地域について、二次災害を十分に警戒しながら、治安維持活動に努める。

第 1 1 節 降灰対策

- 1 気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは県内に降灰があったときは、県及び降灰があった市町村は、互いに協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方気象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。
- 2 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、市町村が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。
- 3 県及び降灰が予想される市町村は、清掃、集積した火山灰の一時的仮置き場、火山灰の利用、処分等について、事前に検討を行う。
- 4 道路管理者は、あらかじめ、ロードスイーパー等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、富士山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。
なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。
- 5 鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施する。

第 1 2 節 被害拡大防止対策

噴火時の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象に応じて次の対策を実施する。

1 県・富士山周辺市町村・防災関係機関

- (1) 溶岩流流下防止（築塁、築溝、溶岩トンネルの爆破、放水活動など）
- (2) 土石流流下防止（導流堤、遊砂地などの砂防・治山工事）
- (3) 危険範囲からの危険物等の搬出
- (4) 洪水氾濫防止（築堤）
- (5) 降灰の除去（公共施設、電線の灰除去、水質汚濁防止など）

2 降灰があった地域の住民及び事業者

堆積した降灰の除去（住宅・事業施設等）

第 1 3 節 災害救助法による支援

災害救助法に基づく救助の実施は、知事が行う。ただし、災害救助法が適用されない場合の救助については市町村の長が行うものとする。

第 1 4 節 住宅供給の実施

県及び富士山周辺市町村は、火山災害により継続して居住することが困難となった住民が発生した場合、住民の要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮した公営住宅の提供及び民間賃貸借住宅の情報提供を実施する。

1 応急的な住宅確保

富士山周辺市町村は、火山活動が活発化してから終息に至るまでの期間が長期に及び場合は、住宅が被災していない場合の避難対象の住民についても、長期間

の避難生活が強いられる観点から応急的な住宅供給について検討する。その際、県は必要に応じて調整・支援を行う。

2 応急仮設住宅建設用地の確保

応急仮設住宅を建設するためには、事前に建設予定地を確保しておくことが必要である。

このため、県及び富士山周辺市町村との連携により、応急仮設住宅の建設に適した用地を確保するため調査を実施する。

第15節 残留者・行方不明者等の搜索

- 1 富士山周辺市町村は、一般住民の噴火前避難にあたり、各避難所等から避難所情報を集約するとともに、残留者・行方不明者等の発生している区域を特定し県へ報告する。
- 2 県、富士山周辺市町村、消防職員・団員、警察、自衛隊等は、連携し搜索・救出班等を編成して対応する。
- 3 噴火時の搜索にあたっては、二次災害を防災するため、噴火状況を把握した上で安全確保に関する万全の対策を講じるものとする。

第16節 防災ボランティア支援対策

1 防災ボランティアの受け入れ

県、富士山周辺市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

2 防災ボランティアの促進

県は、火山災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する救援合同対策本部の整備促進に努める。

また、防災ボランティア活動の推進を図るため、県、県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会は、「山梨県民間社会福祉災害対策マニュアル」によりそれぞれ互いに協力するものとする。

第17節 災害時要援護者支援対策

1 災害時要援護者への配慮

- (1) 富士山周辺市町村は、避難誘導、避難場所での良好な生活環境の確保、応急仮設住宅への入居にあたっては、災害時要援護者に十分配慮する。特に、高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。
- (2) 富士山周辺市町村は、避難場所等における災害時要援護者の生活を支援するため、必要に応じてホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパーの協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

2 災害時要援護者向けの情報提供

富士山周辺市町村は、災害時要援護者に対応した情報提供が適切に行われるように配慮する。

3 帰宅困難者等の保護

交通機関の管理者等は、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、市町村、警察等と密接な連携をとりつつ、情報提供や広報活動等により不安の解消と安全確保に努める。

また、県、市町村及び関係機関は、帰宅困難者等の一時避難所の確保に努めるとともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予測されるときは関係各機関が連携して、最寄りの指定避難場所等安全な場所に誘導し保護する。県本部は、各機関を通じて滞留者の状況を把握し、必要な措置をとる。

第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節 継続災害

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後の降雨による土石流の危険予想範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

1 県

- (1) 危険性の緊急調査の実施
- (2) 土石流・泥流対策の緊急工事

2 市町村

- (1) 警戒基準雨量の見直し
- (2) 警戒避難体制の確立
- (3) 降雨時の避難の実施

第2節 風評被害発生時の防止対策

- 1 県及び市町村は、正確な情報の流布把握に努めるとともに、誤情報の拡大の兆しを確認された場合には、見解を発表し被害防止に努めるものとする。
- 2 県及び市町村は、風評による被害を受けた事業者に対して、その被害を回復できるよう努めるとともに、事業が継続できるような制度・仕組みについて検討を行う。

第3節 弔慰金・生活再建資金等の供給

県及び富士山周辺市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付、また、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の自立的生活再建の支援を行うよう努める。

第4節 恒久住宅等の供給・再建

- 1 応急仮設住宅の解消や被災者の生活の再建を図るために、恒久的な住宅の供給を推進する。
- 2 県及び富士山周辺市町村は、被害調査を実施し、住宅の必要供給戸数を算出するとともに、被災地の復興方針等を踏まえ、住宅再建手法について検討する。その際、被災者の再建意向についても聞き取り調査等により把握し、公営住宅の供給計画、資金融資等による住宅の補修・再建等供給方針を定め、被災者に速やかに提示する。
- 3 県及び富士山周辺市町村は、避難生活が長期化する場合には、災害時要援護者等の居住環境確保のため、公営住宅やホテル・旅館等の避難所としての積極的な活用を検討する。

第5節 義援金品募集配分計画

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって協議会を構成して実施する。

県・市町村・日本赤十字社山梨県支部・共同募金会・婦人会・報道機関その他

2 募集及び配分

協議会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それ

ぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

3 募集及び配分結果の公表

協議会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第6節 税の減免・公共料金の特例措置等

県及び富士山周辺市町村は、必要に応じて、地方税の申告期限・納入期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等、被災者の負担軽減を図る。

第7節 職業安定

県及び富士山周辺市町村は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災地に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を推進する。

第8節 噴火災害発生後の新たな地域づくり

県及び富士山周辺市町村は、噴火に伴う被害範囲や被害状況を把握するとともに、火山専門家、学識者等の協力を得て、安全性や火山活動の継続に伴う影響範囲等の検討・調査を実施し、防災上の観点から災害危険区域の設定等、地域のあり方についての検討を積極的に行う。

第9節 火山資源の活用

- 1 県及び富士山周辺市町村は、噴火履歴を観察できる露頭等の自然資源や既存の砂防えん堤等を活用した観光の振興を図るよう努める。また、災害遺構も加えた新たな観光等による地域産業の活性化を図るよう努める。
- 2 火山堆積物については、工業製品への活用等災害後の地域産業の振興に役立てるよう努める。

第10節 各種行政サービスの実施体制の整備

噴火による避難の長期化などに対応するため、国、県及び富士山周辺市町村は、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討する。